平成28年度版

中小企業施策利用ガイドブック

中小企業の方が中小企業施策をご利用になる際の手引書として
主な施策の概要を紹介しています

中小企業庁

中小企業の定義について

このガイドブックで紹介する施策について、特に注がない限り「中小企業（者）」及び「小規模企業（者）」とは、以下の者を指します。

中小企業の範囲

中小企業基本法では、中小企業の範囲を次のように定義しています。
中小企業は、我が国の企業の99.7%を占め、従業者の70.1%が働くなど、我が国経済において中心的な役割を果たしています。

業　種　分　類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金3億円以下　又は　従業者数300人以下
卸　売　業	資本金1億円以下　又は　従業者数100人以下
小　売　業	資本金5千万円以下　又は　従業者数50人以下
サービス業	資本金5千万円以下　又は　従業者数100人以下

※株式会社日本政策金融公庫法等の中小企業関連立法においては、政令によりゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウエア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下を中小企業としています。

小規模企業者の定義

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の定義は、中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。例えば、法人税法における中小企業軽減税率の適用範囲は、資本金1億円以下の企業です。
なお、本ガイドブックでは、通常の定義と異なる場合にはその旨明記してあります。

※　中小企業の定義について詳しくは中小企業庁ホームページ「中小企業・小規模企業者の定義」のページをご参照下さい。
http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

平成28年度版「中小企業施策利用ガイドブック」ご利用の手引き

本書では、震災対策、経営改善・資金繰り支援対策をはじめとした重点施策を含め、中小企業者の方が施策をご利用になる際の手引書として、各支援制度の概要を紹介するものです。

【使い方】

「目次」では、中小企業施策を以下の項目に分類し、項目毎に利用できる施策が一覧できるようになっています。

平成28年度重点施策（震災対策、経営改善・資金繰り支援など）

1. 経営サポート：技術力の強化、創業・ベンチャー支援、経営革新支援、
   新たな事業活動支援、知的財産支援、再生支援、雇用・人材支援、
   海外展開支援、取引・官公需支援、経営安定支援、小規模企業支援
2. 金融サポート（融資制度、保証制度）
3. 財務サポート：税制、会計、事業承継
4. 商業・地域サポート：商業・物流支援
5. 分野別サポート
6. 相談・情報提供：中小企業支援センターなど

また、「インデックス」では、利用者のニーズにあわせて利用できる施策を支援制度別に探すことができます。

※各項目に該当する施策を表示しておりますので、1つの施策が複数の項目に表示されていることがあります。

【注意点】

1. 掲載されている内容は、各施策の“概要”ですので、実際の施策利用に当たっては、各ページ下欄に掲載の「お問い合わせ先」までご確認ください。
2. 掲載されている内容（項目、要件、申請時期等）が変更される場合もありますので、ご注意ください。
3. 本書は、平成28年3月現在で編集しています。

今後とも、より一層皆様にとって使いやすいガイドブックの作成に努めて参りますので、本冊子についてお気づきの点などございましたら、下記までご連絡ください。

本ガイドブックは、各地域の経済産業局、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業支援センターなどで入手できますので、最寄りの機関にお尋ね下さい。

また、本ガイドブックは、中小企業庁ホームページにおいても、検索機能付きで利用・ダウンロードすることができます。

中小企業庁広報室
〒100-8912　東京都千代田区霞が関１－３－１
ＵＲＬ：http://www.chusho.meti.go.jp/
電話：03-3501-1709

平成２８年度中小企業施策利用ガイドブック　目次

【平成２８年度重点施策（震災対策、経営改善・資金繰り支援策など）】

東日本大震災復興特別貸付…… 1
設備資金貸付利率特例制度…… 3
震災対応型資本性劣後ローン…… 4
東日本大震災復興緊急保証…… 5
災害関係保証…… 6
被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援…… 7
施設・設備の復旧・整備に対する補助制度…… 8
高度化事業（震災対策、電力需給対策）…… 9
被災中小企業復興支援リース補助事業…… 10
産業復興相談センター・産業復興機構…… 11
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金…… 12
戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）…… 13
戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）…… 14
戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（商業・サービス競争力強化連携支援事業）…… 15
中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業…… 16
商店街・まちなかインバウンド促進事業…… 17
地域・まちなか商業活性化支援事業…… 19
中小企業・小規模事業者の人材確保支援…… 21
小規模事業者支援パッケージ事業（小規模事業者持続化補助金等）…… 22
小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）…… 23
小規模事業者経営発達支援融資制度…… 24
創業・第二創業促進補助金…… 25
地域資源活用の促進…… 26
農商工等連携の支援…… 28
ふるさとプロデューサー育成支援事業…… 30
中小企業海外展開戦略支援事業（海外進出支援）…… 31
中小企業海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）…… 32
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）（海外進出支援）…… 34
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化推進インターンシップ事業）（海外進出支援）‥ 35
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型国際共同開発事業）（海外進出支援）‥ 36
技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）（海外進出支援）…… 37

低炭素技術輸出促進人材育成支援事業（海外進出支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
JAPAN ブランド育成支援事業・・・ 39
下請中小企業・小規模事業者の自立化支援・・・ 40
事業引継ぎ支援事業・・ 42
創業支援・地方創生関連融資・・・ 43
中小企業知財金融促進事業・・・ 45
まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度・・ 46
ソーシャルビジネス支援資金・・・ 47
信用保証協会による借換保証・・・ 48
中小企業再生支援協議会・・・ 50
事業承継円滑化のための税制措置・・ 51
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
交際費等の損金算入の特例・・・ 55
消費税軽減税率導入に向けた準備の支援・・・ 56
外国人旅行者向け消費税免税制度・・ 58
所得拡大促進税制・・ 60
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業) ・・・・・・・・・・・・・・・ 62
中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
地域中核企業創出・支援事業・・・ 64
新たに取得する機械装置の固定資産税の特例・・ 65

【中小企業支援施策】

１．経営サポート

■技術力の強化支援

中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
技術研究組合制度・・ 67
医工連携事業化推進事業（実証事業）・・ 68
「医療機器開発支援ネットワーク」事業・・ 69
中小企業技術革新制度（ＳＢＩＲ制度）に基づく支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
企業活力強化資金・・ 71
研究開発税制・・ 73
公設試験研究機関（公設試）・・・ 76
省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77

■創業・ベンチャー支援

新創業融資制度・・・ 79

女性、若者／シニア起業家支援資金…… 80
起業支援ファンド…… 81
新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援…… 82
中小企業投資育成株式会社による支援…… 85
産業競争力強化法に基づく創業支援…… 87
創業スクール事業（地域創業促進支援委託事業）…… 89
生涯現役起業支援助成金…… 90

■経営革新支援

中小企業総合展（新価値創造展）・販路開拓サポート支援…… 91
中小企業と大手企業とのマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」…… 92
販路開拓コーディネート事業…… 93
中小企業活路開拓調査・実現化事業…… 94
組合に対する助言、情報提供…… 95
サービス産業における業務改善標準マニュアル…… 96
中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン…… 97

■新たな事業活動支援

経営革新支援事業…… 98
新たな事業活動を支援する融資制度等…… 99
新事業創出支援事業…… 101
地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による新商品開発や販路開拓支援‥ 102
地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による農商工連携の推進支援…… 103
中小企業成長支援ファンド…… 104
中小機構による健康・医療事業分野への資金供給…… 105
日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング…… 106
伝統的工芸品産業支援補助金…… 107
新連携（異分野連携）の支援…… 108
カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度…… 109

■知的財産支援

模倣品対策支援事業…… 110
防衛型侵害対策支援事業…… 111
冒認商標無効・取消係争支援事業…… 112
海外知財訴訟保険事業…… 113
中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減…… 114
中小企業に対する特許料等の軽減…… 115
知財総合支援窓口…… 117
知財制度説明会・講師派遣、申請手続相談、知財研修…… 118

特許情報プラットフォーム、中韓文献翻訳・検索システム…… 119
開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト…… 120
電子出願支援…… 121
早期審査・審理／面接／巡回審判…… 122
海外知財情報提供と専門人材による支援…… 123
中小企業等外国出願支援事業…… 125
地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標支援）…… 126
特許情報分析活用支援事業…… 127
日本発知財活用ビジネス化支援事業…… 128
営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密１１０番）…… 129

■再生支援

第二会社方式による事業再生に関する支援…… 130
中小企業再生ファンド（再生支援出資事業）…… 131
企業再生貸付制度…… 132
事業再生支援制度…… 134

■雇用・人材支援

中小企業大学校の研修…… 136
職場意識改善助成金（職場環境改善コース）～中小企業事業主向け～…… 137
職場意識改善助成金（テレワークコース）～中小企業事業主向け～…… 139
職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）～中小企業事業主向け～…… 141
職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）～中小企業事業主向け～…… 143
新規起業事業場就業環境整備事業…… 145
働き方・休み方改善コンサルタント制度…… 146
最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業…… 147
受動喫煙防止対策に関する各種支援事業…… 149
化学物質のリスクアセスメント等に対する支援…… 150
ストレスチェック実施促進のための助成金…… 151
産業保健総合支援センター事業…… 152
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び過重労働等による健康障害に関する電話相談事業… 153
労働移動支援助成金…… 154
雇用調整助成金…… 157
特定求職者雇用開発助成金…… 158
職場定着支援助成金（個別企業助成コース）…… 159
人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業…… 161
地域雇用開発奨励金…… 163
建設労働者確保育成助成金…… 164

雇用促進税制…… 167
キャリアアップ助成金…… 168
トライアル雇用奨励金…… 173
ユースエール認定制度…… 174
高年齢者雇用安定助成金（高年齢者活用促進コース・高年齢者無期雇用転換コース）…… 175
障害者雇用安定奨励金…… 176
障害者職場復帰支援助成金…… 178
障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金）…… 179
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金…… 180
中小企業障害者多数雇用施設設置等補助金…… 181
キャリア形成促進助成金…… 182
認定職業訓練制度…… 185
職業能力開発サービスセンター…… 186
若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）…… 187
公共職業訓練（在職者向け訓練）…… 189
勤労者財産形成促進制度…… 190
両立支援に関する助成制度…… 191
女性の活躍推進に関する助成制度…… 193
三年以内既卒者等採用定着奨励金…… 194
障害者トライアル雇用奨励金…… 195
障害者作業施設設置等助成金…… 196
障害者福祉施設設置等助成金…… 197
障害者介助等助成金…… 198
重度障害者等通勤対策助成金…… 200
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金…… 202
ジョブカフェ事業…… 203
中小サービス業中核人材の育成支援事業…… 204
ものづくり中核人材育成事業…… 205
カイゼン指導者育成事業…… 206

■海外展開支援

中小企業海外展開支援施策集・リスク事例集・海外事業再編事例集・海外リスクマネジメントマニュアル… 207
中小企業国際化支援アドバイス事業…… 209
中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（展示会活用）…… 210
中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（セミナー参加、WEB 情報収集など）…… 211
海外ビジネス戦略推進支援事業…… 212
海外事業再編戦略推進支援事業…… 213

地域ネットワーク活用海外展開支援事業…… 214
中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（地域間交流支援事業：RIT 事業）…… 215
中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（海外調査・情報提供事業）…… 216
中小企業・小規模事業者海外展開支援事業（アセアン・中国市場の販路開拓支援）…… 217
海外専門家招聘支援事業…… 218
EC を活用した海外販路開拓支援事業 …… 219
中小企業海外展開現地支援プラットフォーム…… 220
海外展開支援研修事業…… 221
海外展開・事業再編資金…… 222
スタンドバイ・クレジット制度…… 224
グローバルニッチトップ（ＧＮＴ）支援貸付…… 225
貿易保険…… 227
海外投資保険…… 228
安全保障貿易管理体制の構築支援…… 229
交流協会事業費補助金…… 230
新輸出大国コンソーシアム事業…… 232
TPP 原産地証明制度普及・啓発事業…… 233
TPP に関する説明会・TPP 相談窓口…… 234

■取引・官公需支援

下請かけこみ寺にご相談ください…… 239
「下請代金支払遅延等防止法」の規制について…… 240
下請ガイドライン…… 242
下請取引あっせん事業…… 243
中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援…… 244

■経営安定支援

経営安定特別相談事業…… 246
小規模企業共済制度…… 247
経営セーフティ共済（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）…… 248
中小企業退職金共済制度…… 249
中小企業 BCP（事業継続計画）普及の促進…… 250
社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP 融資）…… 251
災害復旧貸付制度…… 252
Ｊ－クレジット制度…… 253

■小規模企業支援

インターネットを活用した小規模事業者の販路開拓支援…… 254

２．金融サポート

セーフティネット貸付…… 255
中小企業経営力強化資金融資事業…… 257
経営力強化保証制度…… 258
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）…… 259
地域活性化・雇用促進資金（企業立地促進法関連）…… 260
「証券化支援スキーム」を活用した融資制度（ＣＬＯ融資）…… 261
挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）…… 262
信用保証制度…… 263
セーフティネット保証制度…… 264
特定社債保証制度（私募債保証制度）…… 266
流動資産担保融資保証制度（ABL 保証制度）…… 267
予約保証制度…… 269
高度化事業…… 270
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）…… 271
認定支援機関による経営改善計画策定支援事業…… 272
事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）…… 273
経営者保証に関するガイドラインの利用促進…… 274

３．財務サポート

■税制

中小企業投資促進税制…… 277
企業のベンチャー投資促進税制…… 279
エンジェル税制…… 280
公害防止税制…… 281
地方拠点強化税制…… 282
中小企業者等の法人税率の特例…… 283
商業・サービス業・農林水産業活性化税制…… 284

■会計

中小企業の会計…… 285

■事業承継

事業承継円滑化支援事業…… 286
経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援…… 287

４．商業・地域サポート

■商業・物流支援

地域商店街活性化法に基づく支援…… 288
低利融資制度（企業活力強化資金）…… 289
地域中核企業支援貸付…… 291
地域連携支援貸付…… 292
卸商業団地等機能向上支援事業…… 293
流通業務総合効率化法に基づく支援…… 294
特定民間中心市街地経済活力向上事業…… 295
民間中心市街地商業活性化事業…… 296
中心市街地商業活性化診断・サポート事業…… 297
中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業…… 298
中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度…… 299
中心市街地活性化協議会運営支援事業…… 300

５．分野別サポート

中小建設企業への支援…… 301
農林漁業成長産業化ファンドに基づく支援…… 304
金融措置による支援…… 305
食品流通合理化支援策…… 307
食品の製造過程の管理の高度化に関する支援…… 308
生活衛生関係営業者への支援…… 309

６．相談・情報提供

中小企業支援センター…… 311
経営改善普及事業…… 312
Ｊ－Ｎｅｔ２１　中小企業ビジネス支援ポータルサイト…… 313
情報セキュリティ対策支援事業（ポータルサイト）…… 314
情報セキュリティ対策支援事業（専門家紹介）…… 315
情報セキュリティ対策支援事業（全国キャラバンセミナー事業）…… 316

【問い合わせ先一覧】

中小企業庁・経済産業局…… 317
都道府県中小企業担当課…… 321
都道府県経営革新計画担当課…… 322
都道府県等中小企業支援センター…… 323

政令指定都市における中小企業支援センター…… 323
中小企業再生支援協議会…… 324
経営改善支援センター…… 325
事業引継ぎ支援事業…… 327
都道府県中小企業団体中央会…… 328
独立行政法人　中小企業基盤整備機構（代表）、(海外展開、3 連携事業、販路開拓)…… 329
「中小企業復興支援センター」等　被災地支援拠点…… 329
がんばる中小企業　経営相談ホットライン…… 329
ＪＥＴＲＯ国内事務所一覧…… 330
政府系金融機関等…… 330
日本商工会議所…… 330
全国商工会連合会…… 330
全国中小企業団体中央会…… 330
全国商店街振興組合連合会…… 330
全国中小企業取引振興協会…… 330
一般財団法人　海外産業人材育成協会（HIDA)……330
独立行政法人　日本貿易保険（NEXI)……330
地域中小企業応援ファンド（スタートアップ応援型）…… 331
農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタートアップ応援型）…… 332
地域中小企業応援ファンド（チャレンジ企業応援型）…… 332
産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）…… 332
ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金　地域事務局一覧…… 333
都道府県事業復興型雇用創出事業担当課…… 334
よろず支援拠点　連絡先一覧…… 340

【索引（施策名の 50 音順検索)】…… 335

平成28年度中小企業施策利用ガイドブック　インデックス

支援制度	重点施策（震災対策）を知りたい	頁	重点施策（経営改善・資金繰り支援など）を知りたい	頁
融資・リース・保証	東日本大震災復興特別貸付	1	小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）	23
	設備資金貸付利率特例	3	小規模事業者経営発達支援融資制度	24
	震災対応型資本性劣後ローン	4	地域資源活用の促進	26
	東日本大震災復興緊急保証	5	農商工等連携の支援	28
	災害関係保証	6	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40
	高度化事業（震災対策、電力需給対策）	9	創業支援・地方創生関連融資	43
	被災中小企業復興支援リース補助事業	10	中小企業知財金融促進事業	45
			信用保証協会による借換保証	48
補助金・税制・出資	被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援	7	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	12
	施設・設備の復旧・整備に対する補助制度	8	戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）	13
	被災中小企業復興支援リース補助事業	10	戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）	14
	産業復興相談センター・産業復興機構	11	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（商業・サービス競争力強化連携支援事業）	15
			中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業	16
			商店街・まちなかインバウンド促進事業	17
			地域・まちなか商業活性化支援事業	19
			小規模事業者支援パッケージ事業	22
			創業・第二創業促進補助金	25
			地域資源活用の促進	26
			農商工等連携の支援	28
			ふるさとプロデューサー育成支援事業	30
			技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	34
			技術協力活用型・新興国市場開拓事業（インターンシップ事業）	35
			技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型共同開発事業）	36
			低炭素技術輸出促進人材育成支援事業	38
			JAPANブランド育成支援事業	39
			下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40
			事業承継円滑化のための税制措置	51
			中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度	54
			交際費課税の特例	55
			消費税軽減税率導入に向けた準備の支援	56
			外国人旅行者向け消費税免税制度	58
			所得拡大促進税制	60
			新たに取得する機械装置の固定資産税の軽減	65
情報提供・相談			産業復興相談センター・産業復興機構	11
			小規模事業者支援パッケージ事業	22
			中小企業海外展開戦略支援事業（海外進出支援）	31
			中小企業海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）	32
			下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40
			事業引継ぎ支援事業	42
			中小企業再生支援協議会	50
			消費税軽減税率導入に向けた準備の支援	56
			中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業(よろず支援拠点事業)	62
			中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣事業）	63
			地域中核企業創出・支援事業	64
セミナー・研修・イベント			中小企業・小規模事業者の人材確保支援	21
			小規模事業者支援パッケージ事業	22
			中小企業海外展開戦略支援事業（海外進出支援）	31
			中小企業海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）	32
			技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）	37
			地域中核企業創出・支援事業	64
法律等に基づく支援	被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援	7	被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援	7
			地域資源活用の促進	26
			農商工等連携の支援	28
			下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40

支援制度	新しい分野に進出したい	頁	販路を開拓したい	頁
融資・リース・保証	地域資源活用の促進	26	地域資源活用の促進	26
	農商工等連携の支援	28	農商工等連携の支援	28
	経営革新支援事業	98	新連携（異分野連携）の支援	108
	新たな事業活動を支援する融資制度等	99	新たな事業活動を支援する融資制度等	99
	新連携（異分野連携）の支援	108		
	中小企業経営力強化資金融資事業	257		
	中小建設企業への支援	301		
補助金・税制・出資	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（商業・サービス競争力強化連携支援事業）	15	JAPANブランド育成支援事業	39
	小規模事業者支援パッケージ事業	22	地域資源活用の促進	26
	地域資源活用の促進	26	農商工等連携の支援	28
	農商工等連携の支援	28	新連携（異分野連携）の支援	108
	ふるさとプロデューサー育成支援事業	30		
	JAPANブランド育成支援事業	39		
	医工連携事業化推進事業	68		
	地域中小企業応援ファンド	102		
	地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による農商工連携の推進支援	103		
	中小企業成長支援ファンド	104		
	伝統的工芸品産業支援補助金	107		
	新連携（異分野連携）の支援	108		
	中小建設企業への支援	301		
情報提供・相談	小規模事業者支援パッケージ事業	22	ジェグテック	92
	地域中核企業創出・支援事業	64	販路開拓コーディネート事業	93
	医療機器開発支援ネットワーク	69	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91
	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91	新事業創出支援事業	101
	新事業創出支援事業	101	日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング	106
	日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング	106	中小企業支援センター	311
	『カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度』	109		
	中小建設企業への支援	301		
セミナー・研修・イベント	小規模事業者支援パッケージ事業	22	地域資源活用の促進	26
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）	37	農商工等連携の支援	28
	地域中核企業創出・支援事業	64	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91
	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91		
法律等に基づく支援	地域資源活用の促進	26	地域資源活用の促進	26
	農商工等連携の支援	28	農商工等連携の支援	28
	新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援	82	経営革新支援事業	98
	経営革新支援事業	98		
	伝統的工芸品産業支援補助金	107		

支援制度	創業したい	頁	経営の効率化や経営革新を図りたい	頁
融資・リース・保証	創業支援・地方創生関連融資	43	経営革新支援事業	98
	新創業融資制度	79	新たな事業活動を支援する融資制度等	99
	女性、若者／シニア起業家支援資金	80	中小企業経営力強化資金融資事業	257
	産業競争力強化法に基づく創業支援	87		
	新たな事業活動を支援する融資制度等	99		
	中小企業経営力強化資金融資事業	257		
	再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）	259		
	経営者保証に関するガイドラインの利用促進	274		
補助金・税制・出資	創業・第二創業促進補助金	25	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	12
	起業支援ファンド	81	戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（商業・サービス競争力強化連携支援事業）	15
	中小企業投資育成株式会社による支援	85	中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業	16
	産業競争力強化法に基づく創業支援	87	起業支援ファンド	81
	生涯現役起業支援助成金	90	中小企業活路開拓調査・実現化事業	94
	中小企業成長支援ファンド	104	中小企業成長支援ファンド	104
	地域雇用開発奨励金	163		
	企業のベンチャー投資促進税制	279		
	エンジェル税制	280		
情報提供・相談	創業・第二創業促進補助金	25	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91
	起業支援ファンド	81	ジェグテック	92
	中小企業投資育成株式会社による支援	85	販路開拓コーディネート事業	93
	産業競争力強化法に基づく創業支援	87	組合に対する助言、情報提供	95
	生涯現役起業支援助成金	90	サービス産業における業務改善標準マニュアル	96
	中小企業成長支援ファンド	104		
	地域雇用開発奨励金	163		
	企業のベンチャー投資促進税制	279		
	エンジェル税制	280		
セミナー・研修・イベント	地域創業促進支援委託事業	89	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91
	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91		
法律等に基づく支援	新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援	82	組合に対する助言、情報提供	95
	産業競争力強化法に基づく創業支援	87	経営革新支援事業	98
	組合に対する助言、情報提供	95		
	地域雇用開発奨励金	163		

支援制度	他の事業者との連携や地域資源を活用し、新たな取組みをしたい	頁	技術開発に取り組みたい	頁
融資・リース・保証	地域資源活用の促進	26	中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援	66
	農商工等連携の支援	28	中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援	70
	新連携（異分野連携）の支援	108	企業活力強化資金	71
	新たな事業活動を支援する融資制度等	99	省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	77
	高度化事業	270	新たな事業活動を支援する融資制度等	99
補助金・税制・出資	医工連携事業化推進事業	68	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金	12
	JAPANブランド育成支援事業	39	戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）	13
	地域資源活用の促進	26	中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援	66
	農商工等連携の支援	28	医工連携事業化推進事業	68
	新連携（異分野連携）の支援	108	研究開発税制	73
	地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による農商工連携の推進支援	103	省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援	77
情報提供・相談	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91	中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援	66
	農商工等連携の支援	28	医療機器開発支援ネットワーク	69
	地域資源活用の促進	26	公設試験研究機関（公設試）	76
	新事業創出支援事業	101	サービス産業における業務改善標準マニュアル	96
	日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング	106		
	中小企業支援センター	311		
セミナー・研修・イベント	地域資源活用の促進	26		
	農商工等連携の支援	28		
	中小企業総合展・販路開拓サポート支援	91		
法律等に基づく支援	地域資源活用の促進	26	中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援	66
	農商工等連携の支援	28	技術研究組合制度	67
	新事業支援施設（ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｲﾝｷｭﾍﾞｰﾀ）による創業・ﾍﾞﾝﾁｬｰ支援	82	中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援	70
	経営革新支援事業	98		

支援制度	知的財産権や産業財産権などの特許権を活用したい	頁	新たな設備を導入したい	頁
融資・リース・保証	中小企業知財金融促進事業	45	防災施設整備融資制度（BCP融資） 地域活性化・雇用促進資金（企業立地促進法関連） 環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）	251 260 271
補助金・税制・出資	模倣品対策支援事業 防衛型侵害対策支援事業 冒認商標無効・取消係争支援事業 海外知財訴訟保険事業 小規模企業・中小ベンチャー企業に対する特許料等の軽減 中小企業等外国出願支援事業 日本発知財活用ビジネス化支援事業	110 111 112 113 114 125 128	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 戦略的基盤技術高度化・連携支援事業（商業・サービス競争力強化連携支援事業） 中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業 省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援 中小企業投資促進税制 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度 公害防止税制	12 15 16 77 277 54 281
情報提供・相談	医療機器開発支援ネットワーク 知財総合支援窓口 知財制度説明会と講師派遣、申請手続相談、知財研修 特許情報プラットフォーム、中韓文献翻訳・検索システム 開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト 電子出願支援 早期審査・審理／面接／巡回審判 海外知財情報提供と専門人材による支援 地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標支援） 中小企業等特許情報分析活用支援事業 営業秘密・知財戦略相談窓口	69 117 118 119 120 121 122 123 126 127 129	中小企業支援センター	311
セミナー・研修・イベント	知財制度説明会と講師派遣、申請手続相談、知財研修 海外知財情報提供と専門人材による支援	118 123		
法律等に基づく支援	小規模企業・中小ベンチャー企業に対する特許料等の軽減 中小企業に対する特許料等の軽減 電子出願支援 早期審査・審理／面接／巡回審判	114 115 121 122		

支援制度	事業承継を円滑に行いたい	頁	個人保証・担保に依存しない資金供給を受けたい	頁
融資・リース・保証	創業支援・地方創生関連融資 経営者保証に関するガイドラインの利用促進 事業承継円滑化支援事業 経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援	43 274 286 287	「証券化支援スキーム」を活用した融資制度（CLO融資） 特定社債保証制度 流動資産担保融資保証制度	261 266 267
補助金・税制・出資	事業承継円滑化のための税制措置 事業承継円滑化支援事業 経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援	51 286 287		
情報提供・相談	事業引継ぎ支援事業 経営者保証に関するガイドラインの利用促進 事業承継円滑化支援事業	42 274 286	経営者保証に関するガイドラインの利用促進	274
セミナー・研修・イベント	事業承継円滑化支援事業	286		
法律等に基づく支援	事業承継円滑化支援事業 経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援	286 287		

支援制度	企業を再生したい	頁	下請取引の相談やあっせん、官公庁から受注したい	頁
融資・リース・保証	第二会社方式による事業再生に関する支援 企業再生貸付制度 事業再生支援制度 再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金） 挑戦支援資本強化特例制度	130 132 134 259 262	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40
補助金・税制・出資	第二会社方式による事業再生に関する支援 中小企業再生ファンド（再生支援出資事業）	130 131	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援	40
情報提供・相談	中小企業再生支援協議会 医療機器開発支援ネットワーク 経営安定特別相談事業 経営者保証に関するガイドラインの利用促進	50 69 246 274	下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 下請かけこみ寺事業 下請ガイドライン 下請取引あっせん事業 中小企業者の受注機会の増大のための支援	40 239 242 243 244
セミナー・研修・イベント				
法律等に基づく支援			下請中小企業・小規模事業者の自立化支援 「下請代金支払遅延等防止法」の規制について 中小企業者の受注機会の増大のための支援	40 240 244

支援制度	金融環境・経営環境の変化に対応した支援を利用したい	頁	商店街や中心市街地の活性化、物流を効率化を図りたい	頁
融資・リース・保証	貿易保険 海外投資保険 防災施設整備融資制度（BCP融資） 災害復旧貸付制度 予約保証制度 中小企業の会計	227 228 251 252 269 285	地域商店街活性化法に基づく支援 低利融資制度（企業活力強化資金） 地域中核企業支援貸付 地域連携支援貸付 流通業務総合効率化法に基づく支援 特定民間中心市街地経済活力向上事業 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	288 289 291 292 294 295 299
補助金・税制・出資	中小企業投資育成株式会社による支援 Jークレジット制度利用促進事業	85 253	ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金 商店街・まちなかインバウンド促進事業 地域・まちなか商業活性化支援事業 外国人旅行者向け消費税免税制度 地域商店街活性化法に基づく支援 低利融資制度（企業活力強化資金） 卸商業団地等機能向上支援事業 流通業務総合効率化法に基づく支援 特定民間中心市街地経済活力向上事業 民間中心市街地商業活性化事業 中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度	12 17 19 58 288 289 293 294 295 296 299
情報提供・相談	貿易保険 海外投資保険 経営安定特別相談事業 中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進 中小企業の会計	227 228 246 250 285	流通業務総合効率化法に基づく支援 民間中心市街地商業活性化事業 中心市街地商業活性化診断・サポート事業 中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業 中心市街地活性化協議会運営支援事業	294 296 297 298 300
セミナー・研修・イベント				
法律等に基づく支援	貿易保険 海外投資保険 小規模企業共済制度 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済制度） 中小企業退職金共済制度	227 228 247 248 249	地域商店街活性化法に基づく支援 流通業務総合効率化法に基づく支援 特定民間中心市街地経済活力向上事業 民間中心市街地商業活性化事業	288 294 295 296

支援制度	海外に事業を展開したい	頁	社員教育・人材育成や新たな従業員を雇用したい	頁
融資・リース・保証	地域資源活用の促進	26	中小建設企業への支援	301
	農商工等連携の支援	28		
	経営革新支援事業	98		
	新たな事業活動を支援する融資制度等	99		
	新連携（異分野連携）の支援	108		
	海外展開・事業再編資金	222		
	スタンドバイクレジット	224		
	グローバルニッチトップ（GNT）支援貸付	225		
	貿易保険	227		
	海外投資保険	228		
補助金・税制・出資	地域資源活用の促進	26	ふるさとプロデューサー育成支援事業	30
	農商工等連携の支援	28	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	34
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）	34	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（インターンシップ事業）	35
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（インターンシップ事業）	35	低炭素技術輸出促進人材育成支援事業	38
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（社会課題解決型共同開発事業）	36	所得拡大促進税制	60
	低炭素技術輸出促進人材育成支援事業	38	生涯現役起業支援助成金	90
	JAPANブランド育成支援事業	39	伝統的工芸品産業支援補助金	107
	伝統的工芸品産業支援補助金	107	職場意識改善助成金	137
	新連携（異分野連携）の支援	108	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	147
	模倣品対策支援事業	110	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	149
	防衛型侵害対策支援事業	111	ストレスチェック実施促進のための助成金	151
	冒認商標無効・取消係争支援事業	112	労働移動支援助成金	154
	海外知財訴訟保険事業	113	雇用調整助成金	157
	中小企業等外国出願支援事業	125	特定求職者雇用開発助成金	158
	日本発知財活用ビジネス化支援事業	128	職場定着支援助成金	159
	中小企業海外展開戦略支援事業	210	地域雇用開発奨励金	163
	海外ビジネス戦略推進支援事業	212	建設労働者確保育成助成金	164
	海外事業再編戦略推進支援事業	213	雇用促進税制	167
	地域ネットワーク活用海外展開支援事業	214	キャリアアップ助成金	168
	ECを活用した海外販路開拓支援	219	トライアル雇用奨励金	173
			高年齢者雇用安定助成金	175
			障害者雇用安定奨励金	176
			障害者職場復帰支援助成金	178
			障害者初回雇用奨励金	179
			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	180
			中小企業障害者多数雇用施設設置等補助金	181
			キャリア形成促進助成金	182
			認定職業訓練制度	185
			両立支援に関する助成制度	191
			女性の活躍推進に関する助成制度（女性活躍加速化助成金）	193
			3年以内既卒者等採用定着奨励金	194
			障害者トライアル雇用奨励金	195
			障害者作業施設設置等助成金	196
			障害者福祉施設設置等助成金	197
			障害者介助等助成金	198
			重度障害者等通勤対策助成金	200
			重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	202
			中小サービス業中核人材育成支援事業	204
			ものづくり中核人材育成事業	205
			カイゼン指導者育成事業	206
			中小建設企業への支援	301
情報提供・相談	中小企業海外展開戦略支援事業（海外進出支援）	31	医療機器開発支援ネットワーク	69
	中小企業海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）	32	新規起業事業場就業環境整備事業	145
	地域中核企業創出・支援事業	64	働き方・休み方改善コンサルタント制度	146
	医療機器開発支援ネットワーク	69	最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業	147
	海外知財情報提供と専門人材による支援	123	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	149
	中小企業海外展開支援施策集・リスク事例集・海外事業再編事例集・海外リスクマネジメントマニュアル	207	ラベル・SDS活用促進事業	150
	中小企業国際化支援アドバイス事業	209	産業保健総合支援センター事業	152
	中小企業海外展開戦略支援事業	210	メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び過重労働等による健康障害に関する電話相談事業	153
	中小企業海外展開戦略支援事業（セミナー参加、WEB情報収集など）	211	人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業	161
	中小企業海外展開等支援事業（地域間交流支援事業）	215	ユースエール認定制度	174
	中小企業海外展開総合支援事業（海外調査・情報提供事業）	216	職業能力開発サービスセンター	186
	海外専門家招聘支援事業（海外向け商品プロデュース支援事業）	218	ジョブカフェ事業	203
	中小企業・小規模事業者海外展開支援事業（中小企業海外展開現地支援プラットフォーム）	220	中小建設企業への支援	301
	貿易保険	227		
	海外投資保険	228		
	安全保障貿易管理における自主管理体制構築の支援	229		
	交流協会事業	230		
	海外展開戦略等支援事業	232		
	TPP原産地証明性度普及・啓発事業	233		
	TPP説明会、TPP相談窓口	234		
セミナー・研修・イベント	中小企業海外展開戦略支援事業（海外進出支援）	31	中小企業・小規模事業者の人材確保支援	21
	中小企業海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）	32	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）	37
	技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）	37	中小企業大学校の研修	136
	地域中核企業創出・支援事業	64	新規起業事業場就業環境整備事業	145
	海外知財情報提供と専門人材による支援	123	受動喫煙防止対策に関する各種支援事業	149
	中小企業海外展開戦略支援事業	210	産業保健総合支援センター事業	152
	中小企業海外展開戦略支援事業（セミナー参加、WEB情報収集など）	211	人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業	161
	中小企業海外展開等支援事業（地域間交流支援事業）	215	職業能力開発サービスセンター	186
	中小企業・小規模事業者海外展開支援事業（ASEAN等キャラバン事業）	217	若年技能者人材育成支援等事業	187
	中小企業・小規模事業者海外展開支援事業（中小企業海外展開現地支援プラットフォーム）	220	在職者訓練	189
	海外展開支援研修事業	221	ジョブカフェ事業	203
	安全保障貿易管理における自主管理体制構築の支援	229	中小サービス業中核人材育成支援事業	204
	交流協会事業	230	カイゼン指導者育成事業	206
	TPP原産地証明性度普及・啓発事業	233	海外展開支援研修事業	221
	TPP説明会、TPP相談窓口	234		
法律等に基づく支援	地域資源活用の促進	26	伝統的工芸品産業支援補助金	107
	農商工等連携の支援	28	労働移動支援助成金	154
	経営革新支援事業	98	雇用調整助成金	157
	伝統的工芸品産業支援補助金	107	特定求職者雇用開発助成金	158
	貿易保険	227	職場定着支援助成金	159
	海外投資保険	228	地域雇用開発奨励金	163
			建設労働者確保育成助成金	164
			キャリアアップ助成金	168
			トライアル雇用奨励金	173
			ユースエール認定制度	174
			高年齢者雇用安定助成金	175
			障害者雇用安定奨励金	176
			障害者職場復帰支援助成金	178
			障害者初回雇用奨励金	179
			発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金	180
			中小企業障害者多数雇用施設設置等補助金	181
			キャリア形成促進助成金	182
			勤労者財産形成促進制度	190
			3年以内既卒者等採用定着奨励金	194
			障害者トライアル雇用奨励金	195
			障害者作業施設設置等助成金	196
			障害者福祉施設設置等助成金	197
			障害者介助等助成金	198
			重度障害者等通勤対策助成金	200
			重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	202
			中小企業退職金共済制度	249

『事業の復旧を支援する融資制度を知りたい』

東日本大震災復興特別貸付

震災により直接又は間接被害を受けた中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、事業の復旧に必要な設備資金、運転資金を長期・低利で融資する制度です。

対象となる方

① 直接被害者
- **地震・津波等により直接被害を受けた方**
  → 市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可）
- **原発事故に係る警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域（以下「警戒区域等」）の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方。**
  → 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

② 間接被害者
- 直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たす方

→ 直接被害者（取引先）の罹災証明（写しで可、事後提出可）又は被害証明書が必要。
（被害証明書を利用する場合、被害証明申請書に必要事項（取引企業の被害状況や当該企業との取引依存度、売上額等の減少率等）を記載の上、お申し込み先にご提出ください。）

③ その他の方
- その他、震災の影響により、業況が悪化している方

※①～③いずれの場合も、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方に限ります。

支援内容

その他の方

■貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】 既往残高にかかわらず7億2，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】 既往残高にかかわらず4，800万円
※上記「対象となる方」の「①直接被害者」、「②間接被害者」は、更に「別枠」での利用が可能です。（次頁参照）

■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間2年）
運転資金 8年以内（うち据置期間2年）

■貸付利率（注）
【日本公庫（中小企業事業）】 1．30％
【日本公庫（国民生活事業）】 1．85％
（注）1．貸付期間5年以内の基準利率（上記は、平成28年2月10日時点の利率です。）
2．実際の適用利率は、担保、財務状況、返済期間等により異なります。

上記貸付金利率から、売上等が減少している場合は▲0．3%、雇用の維持・拡大を図る場合は▲0．2%の金利減免措置を利用することが可能です。（最大▲0．5%）

直接被害者・間接被害者に対しては、更に「別枠」を用意しています。

別枠部分の貸付限度額

前頁の枠に加え、以下の「別枠」の利用が可能です。
【日本公庫（中小企業事業）】【商工中金】　3億円
【日本公庫（国民生活事業）】　6，000万円

別枠部分の貸付期間・据置期間

① 直接被害者の「別枠」部分
設備資金20年以内（うち据置期間5年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間5年以内）

② 間接被害者の「別枠」部分
設備資金20年以内（うち据置期間最長3年以内）
運転資金15年以内（うち据置期間3年以内）

別枠部分の貸付利率

【日本公庫（中小企業事業）】 1．30%
【日本公庫（国民生活事業）】 1．45%
（注）1．貸付期間5年以内の基準利率（上記は、平成28年2月10日時点の利率です。）
2．利率は返済期間等により変動します。

① 直接被害者の「別枠」部分
・ 上記貸付利率から**▲1．4%引き下げられた金利を適用。**
貸付後3年間、1億円を上限（国民事業は3千万円）。
（貸付後4年目以降及び上限額を上回る部分は▲0．5%引き下げられた金利を適用。）
・ 事業所が全壊・流失した直接被害者や、原発事故に係る警戒区域等内の中小企業者に対しては、**貸付後3年間、利子補給を行うことにより、実質無利子化**。

② 間接被害者の「別枠」部分
・ 上記貸付利率から**▲0．9%の金利引き下げに加え、**
ⅰ） **売上等が減少している場合は▲0．3%**
ⅱ） **雇用の維持・拡大を図る場合は▲0．2%（合計で最大▲1．4%）**。
貸付後3年間、3千万円を上限。
（貸付後4年目以降又は上限額を上回る部分は最大▲0．5%を適用。）
※上記の金利引き下げ措置について、平成23年3月14日以降に日本公庫等から災害復旧貸付により貸付を受けている部分は、貸付当初に遡って適用することができます。
※ 沖縄県内では、沖縄公庫で同等の条件で利用可能です。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

商工組合中央金庫　電話：0120-079-366

『被災地の復旧・復興に向けた設備投資を応援します』

設備資金貸付利率特例制度

東日本大震災からの再建復興を図るため、被災地域の復興に資する長期の設備投資を行う中小企業・小規模事業者に対して、低利融資を行うことで、投資を促進します。

対象となる方

日本公庫（国民生活事業又は中小企業事業）の貸付制度（設備資金）を利用する方であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）第2条第3項に定める特定被災区域において雇用の維持又は雇用の拡大が見込まれる設備投資を行う方（事業の用に使用されない土地が資金使途の対象となるものを除く）

支援内容

適用した貸付制度に定める貸付利率から0．5%を控除した利率

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『事業の復旧に取り組む方を支援します』

震災対応型資本性劣後ローン

東日本大震災復興特別貸付制度における特例制度として、自己資本が毀損した中小企業・小規模事業者の皆様などを対象に、日本政策金融公庫（中小企業事業）が資本性を有する長期資金（一括償還型）を提供する制度です。

対象となる方

東日本大震災復興特別貸付の対象となる方

支援内容

■特徴
本資金は、金融検査上自己資本とみなしうる資本性劣後ローンとなります。

■貸付機関
日本公庫（中小企業事業）

■貸付限度額
１貸付あたり7億２，０００万円

■貸付利率
成功払い型（毎年の事業実績に基づく成功判定の結果により０．４０％又は３．６０％）

■貸付期間（返済方法）
１０年（期限一括償還）

■担保・保証人
無担保・無保証人

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『震災の影響で資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

東日本大震災復興緊急保証

震災により直接又は間接被害を受けた被災地中小企業者の皆さんなどを対象に、金融機関から事業の再建、経営の安定に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方

≪特定被災区域（注）内の方≫

- **震災の影響により業況が悪化している方**
  → 売上高等の減少について市区町村等の認定が必要。
  ※地震・津波等により直接被害を受けた方は、市区町村等の罹災証明の提出のみで可。（写しで可）

- **原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方**
  → 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

（注）特定被災区域・・・（政令指定）

岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部の市町村。詳しくはお近くの市区町村又は信用保証協会にご確認ください。

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
  一般保証、セーフティネット保証・災害関係保証とは別枠。
- **保証料率**　：0.8%以下　※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途**　：事業再建に必要な資金及び経営の安定に必要な資金
- **保証割合**　：借入額の全額（100%）
- **保証人**　　：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

お問い合わせ先
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

災害関係保証

震災により直接被害を受けた中小企業の皆さんが、金融機関から事業の再建に必要な資金の借入を行う場合に、信用保証協会が保証することで、より借りやすくする保証制度です。

対象となる方（下記のいずれかに該当する方）

・地震・津波等により直接被害を受けた方。
→ 市区町村等の罹災証明が必要。（写しで可）

・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域の公示の際に、当該区域内に事業所を有していた方
→ 納税証明、商業登記簿等の確認書面が必要。（写しで可）

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円。
  一般保証とは、別枠。セーフティネット保証と同枠。
- **保証料率**：概ね0.7%～1.0%
  ※詳しくは、各信用保証協会にお問い合わせください。
- **資金使途**：事業再建に必要な資金
- **保証割合**：借入額の全額（100%）
- **保証人**：代表者保証のみ（第三者保証人については、原則不要。）

お問い合わせ先
・各都道府県等の信用保証協会 URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『震災関連の雇用に関する支援策を知りたい』

被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援

被災地の方を雇い入れる事業主の皆さんが利用できる雇用の助成制度があります。

①被災者雇用開発助成金

支援内容

以下の方を公共職業安定所等の紹介により1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して助成金を支給します。（平成23年5月2日以降の雇入れで、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限ります。）

■ 対象労働者

震災発生時に原発事故に伴う警戒区域等（計画的避難区域・緊急避難準備区域などを含む）に居住していた方（震災により警戒区域等外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に警戒区域等に居住することとなった方を除く）であって、以下の1又は2のいずれかに該当する方。

1．被災離職者（以下の全ての条件に該当すること）

(1)震災発生時に被災地域（災害救助法が適用された市町村。東京都を除く）で就業していた方、(2)震災後に離職し、その後、安定した職業に就いていない方、(3)震災により離職を余儀なくされた方

2．被災地求職者（以下の条件に該当すること）

(1)震災後、安定した職業に就いていない方

■ 助成額（平成27年5月1日以降に雇い入れた場合の助成額を記載）

中小企業 60万円 （短時間労働者は40万円）
大企業 50万円 （短時間労働者は30万円）

また、この助成金の対象労働者を10人以上雇入れ、継続して1年以上雇用した場合、1事業主につき1回助成金の上乗せを行います。

※ 短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満である方をいいます。
雇入れ後、6ヵ月ごとに2回に分けて支給します。

お問い合わせ先 公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）: http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）: http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

②事業復興型雇用創出事業

支援内容

将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業を行う事業所で、被災者を雇用する場合に、産業政策と一体となった雇用面での支援（助成金の支給）を行います。

■ 助成額

被災地（岩手県、宮城県、福島県（岩手県、宮城県は沿岸部））の事業所であって、以下のいずれかに該当する事業を実施する事業所で、被災求職者を雇い入れる場合に、1人当たり 225 万円（短時間労働者は 110 万円）（3 年間）を助成します。また、県外からの労働者の移転に際し、事業主が所要の費用負担を行った場合に一定の範囲で移転費を助成します。

① 国や地方自治体の補助金・融資（新しい事業や地域の産業の中核となる事業を対象とするもの。）の対象となっている事業
② ①以外の事業で、「産業政策と一体となった雇用支援」と自治体が認める事業

※1 1事業所につき 2,000 万円を上限
※2 原則、当該事業の支援を初めて受ける事業所に限ります。
※3 ②の場合、再雇用者の助成額は減額
※4 助成金の名称・助成額・対象地域は県で異なる場合があります。その他、助成金の対象となる産業政策等詳細な内容やスケジュールについては、各県にお問い合わせください。

■ 事業期間

平成 30 年度末まで（平成 27 年度末までに事業開始した場合に 3 年間支援）

お問い合わせ先 各県雇用担当部局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『事業用施設の復旧・整備を支援する制度を知りたい』

施設・設備の復旧・整備に対する補助制度

被災された中小企業等のグループなどの施設の復旧・整備、修繕に対し、補助による支援を実施します。

1. 中小企業等のグループに対する支援

■中小企業等グループ施設等復旧整備補助

複数の中小企業等から構成されるグループ等が復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を受けることができます。

対象となる方

複数の中小企業等から構成されるグループ、商店街振興組合、まちづくり会社等

■要件

1）グループ等の機能の重要性（以下のいずれか）
- ① 経済取引の広がりから、地域の基幹産業・クラスター
- ② 雇用・経済の規模の大きさから重要な企業群
- ③ 我が国経済のサプライチェーン上、重要な企業群
- ④ 地域コミュニティに不可欠な商店街　等

2）震災による被害の大きさ
- ・震災により事業所の全部又は一部に甚大な被害が生じていること　等

3）対象地域
- ・岩手県、宮城県、福島県の津波浸水地域又は福島県の避難指示区域等

■補助対象

震災により損壊等した施設の復旧等を支援。その際、従前の施設等への復旧では売上回復等が困難な場合には、新分野需要開拓等を見据えた新たな取組の実施を支援。また、商業機能の復旧促進及び賑わい創出のための事業を支援。個々の構成員の施設・設備及びグループ等の共有施設・設備のいずれも対象になります。

■補助率

国　1/2以内、県　1/4以内

■補助スキーム

補助金を受けたいグループ等は、当該グループ等の復興事業計画を作成し、県に申請します。
県は要件に該当する計画の認定を行い、国から県への交付決定を受けて、補助を行います。

ご利用方法

岩手県、宮城県、福島県が申請先となります。申請については各県より公表されますので、担当窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先
- **岩手県　商工労働観光部　経営支援課**　電話：019－629－5546
- **宮城県　経済商工観光部　企業復興支援室**　電話：022－211－2765
- **福島県　商工労働部　企業立地課**　電話：024－521－8653
- **中小企業庁経営支援部経営支援課**　電話：03-3501-1763

『事業用施設の復旧・整備や電力需給対策に取り組みたい』

高度化事業（震災対策、電力需給対策）

東日本大震災で被災された中小企業等のグループ、事業協同組合等が施設・設備の復旧・整備に取り組む場合に、設備資金の貸付けを行います。また、全国の事業協同組合などを対象に、電力需給対策として省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合の資金の貸付けを行います。

対象となる方（事業）

1．震災対策

（1）中小企業等のグループが復興事業計画（※）の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合　※8 頁「中小企業等のグループに対する支援」における復興事業計画

（2）中小企業基盤整備機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合

（3）商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合

（4）津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業（商業施設等復興整備補助事業（民設商業施設整備型事業））の補助事業者が対象施設・設備の整備を行う場合

（5）事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

2．電力需給対策　（実施期間は平成 29 年 3 月末まで）

（1）事業協同組合等の組合員が、高度化貸付事業（工場団地や商店街整備等）に伴って省エネ・新エネ・自家発電等の設備を導入する場合、又は組合が設備を導入して組合員にリースする場合

（2）事業協同組合等が、省エネ・新エネ・自家発電等の共同設備を導入する場合

支援内容

・貸付限度額：なし
・自 己 負 担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
・貸 付 対 象：設備資金
・貸 付 利 率：震災対策及び災害復旧貸付は無利子、
　　電力需給対策は年0.65%（平成27年度の場合）
・貸 付 期 間：20年以内（うち据置期間5年以内）
※担保・保証人が必要となる場合があります。

ご利用方法

1．（1）～（4）までは被災道県の中小企業支援センター、1．（5）及び2．は、原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、それぞれの担当窓口にお問い合わせください。

問い合わせ先
・被災道県中小企業支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・各都道府県中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課　電話：03-5470-1528（直通）
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html

『震災により設備が滅失してしまったので支援を受けたい』

被災中小企業復興支援リース補助事業

震災に起因する設備の滅失などにより債務を抱えた中小企業者の方を対象として、設備を再度導入する場合の新規のリース料の一部を補助します。

対象となる方

東日本大震災により被災した中小企業者と中小企業者が含まれる組合（一部を除いてほとんどの業種）が対象となります。

支援内容

■ 補助率　：リース料総額の10%または3,000万円のいずれか少ない額
■ 限度額　：リース物件により異なります
①100万円以上（リース物件が自動車以外の場合）
②400万円以下（リース物件が普通自動車（定員5人以下）の場合）
③金額の制限なし（リース物件が②以外の自動車の場合）
■ 補助対象：特定被災区域内（平成28年4月1日以降に締結するリース契約については岩手県、宮城県、福島県の各県全域内に縮小）で利用されるリース物件の契約

※特定被災区域については、http://www.fukkolease.jp/area.html にてご確認ください。
※原発事故当時、警戒区域等に事業所を有し、避難を余儀なくされた場合に限り、避難先が特定被災区域外でも対象となります。（平成28年4月1日以降も変更なし。）

※下記の補助金と併用することが可能です。
「家庭・事業者向けエコリース促進事業」（環境省）
詳細については、http://www.jaesco.or.jp/ecolease-promotion/ にてご確認ください。

ご利用方法

■ 補助金の申請はリース会社が行いますので、ご利用に当たってはまずリース会社にお問い合わせ下さい。本補助金を申請できるリース会社については、下記ホームページにてご確認ください。
※http://www.fukkolease.jp/specific.html

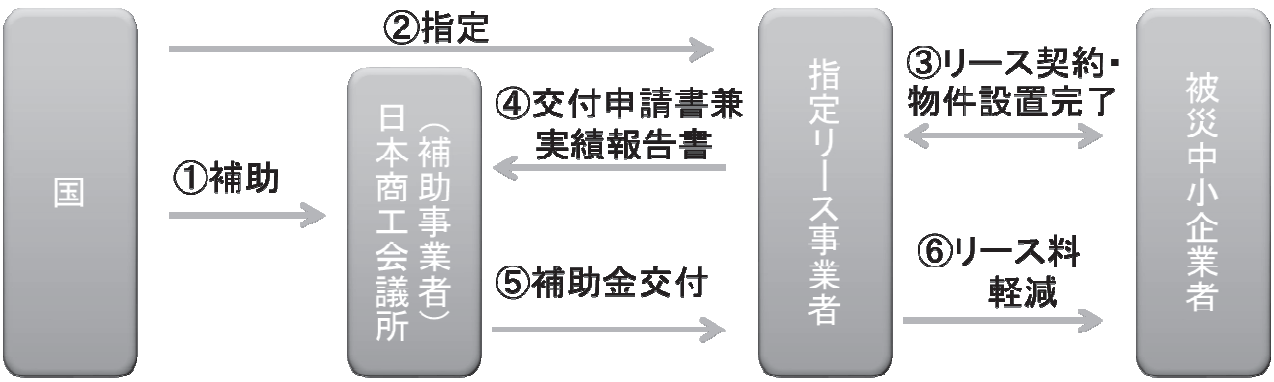

お問い合わせ先
日本商工会議所　中小企業振興部　被災中小企業復興支援リース補助事業担当
電話：03-3283-7819（月～金（祝日除く）9:30～12:00、13:00～16:30）
URL：http://www.fukkolease.jp/

『二重ローンや事業の復旧・復興について相談したい』

産業復興相談センター・産業復興機構

東日本大震災に伴う二重ローン問題等への対応として、「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」を被災県に設立し、相談から事業計画の策定、借入金の買取や返済条件の緩和まで一体的に支援する体制を構築しています。

対象となる方

中小事業者等
（個人事業者、小規模事業者、農業協同組合法に規定する農事組合法人、医療法に規定する医療法人及び社会福祉法に規定する社会福祉法人等を含む全て事業者（ただし、大企業は除く。））

支援内容

各県に設置された「産業復興相談センター」では、事業者との面談や事業者からの提出資料を通じて、被災の状況や経営上の問題点、具体的な課題を把握し、課題の解決に向けて、専門家がきめ細やかなサポートを実施し、経営支援・再生支援等を行います。また、産業復興機構が行う金融機関等の債権買取を支援(※)しております。

「産業復興相談センター」の主な支援内容

① 産業復興機構による震災前の借入金の買取および新規資金調達支援
② 事業計画の策定支援
③ 既存借入金の返済条件緩和等の金融機関調整
④ 外部専門家や関係支援機関のご紹介
⑤ 信用保証制度や制度融資等の支援施策のご案内

※例えば、震災前の借入金の返済負担が大きく、新規融資を受けることが困難となっている事業者について、金融機関と調整等の上、産業復興機構が震災前の借入金の買取を行い、元金・金利の返済を一定期間凍結することで金融機関からの融資を受けやすくする支援。

ご利用方法

まずは、各県に設置されている「産業復興相談センター」にご相談下さい。

お問い合わせ先

- 岩手県産業復興相談センター　電話：019-681-0812　FAX：019-681-0827
- 宮城県産業復興相談センター　電話：022-722-3858　FAX：022-227-0187
- 福島県産業復興相談センター　電話：024-573-2561　FAX：024-573-2566
- 青森県産業復興相談センター　電話：017-752-9225　FAX：017-752-9224
- 茨城県産業復興相談センター　電話：029-302-5880　FAX：029-224-6055
- 千葉県産業復興相談センター　電話：043-215-8790　FAX：043-215-8791

『試作品・新サービス開発のための設備投資等を支援してほしい』

ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等を支援します。

対象となる方

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

＜革新的サービス・ものづくり開発支援＞

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。

または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

＜サービス・ものづくり高度生産性向上支援＞

上記「革新的サービス・ものづくり開発支援」の要件を満たした革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

支援内容

＜革新的サービス・ものづくり開発支援＞

■補助金額　一般型：1,000万円、小規模型：500万円

■補助率　2/3以内

＜サービス・ものづくり高度生産性向上支援＞

■補助金額　3,000万円

■補助率　2/3以内

※＜革新的サービス・ものづくり開発支援＞の一般型については、5社を上限として複数社での共同事業実施（連携体）が可能。

※給与総額増の取組、TPP加盟国等への海外展開により海外市場の新たな獲得を目指す取組は加点。

ご利用方法

（1）各都道府県の地域事務局に、公募期間中に申請書を提出

（2）外部有識者で構成される審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定

（3）各都道府県の地域事務局から補助金の交付決定通知後、試作品・新サービス開発、設備投資等を実施し、終了後、成果を報告

（4）全国事務局から補助金を受給

※詳細については、各都道府県の地域事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先

・各都道府県の地域事務局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術（66頁参照）の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方を含む共同体

※本事業の公募申請は、法認定申請と同時に行うことができます。

支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資する研究開発及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

交付元：経済産業局
■補助金額　初年度4，500万円以下／テーマ
　うち、大学・公設試等の初年度合計額1，500万円以下
■補 助 率　中小企業・小規模事業者等：　2／3以内
　大学・公設試等：　定額補助
■事業期間　2～3年

経済産業局 ⇒（補助金）→ 中小企業・小規模事業者、大学・公設試等、川下ユーザー企業等の共同研究体

ご利用方法

（1）経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
（2）外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
（3）経済産業局から補助金の交付決定通知後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
（4）経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816
・経済産業局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を行いたい』

戦略的基盤技術高度化支援事業（プロジェクト委託型）

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資する研究開発及び試作品開発の取組を支援します。特に、政策課題の解決に資する技術開発であり、中小企業者等が橋渡し研究機関の能力を活用して行う研究開発に対する支援を実施します。

対象となる方

特定ものづくり基盤技術（66頁参照）の高度化に向けた研究開発等に取り組む中小企業者で、経済産業大臣の認定を受けた方及び橋渡し研究機関の確認を受けた大学・公設試等を含む共同体。

支援内容

我が国製造業の国際競争力の強化と新たな事業の創出を目指し、中小企業者が特定ものづくり基盤技術（精密加工、立体造形等の12技術）の高度化に資するものであり、国が指定するテーマ（※）に沿って、中小企業者等が橋渡し研究機関の能力を活用して行う実用化につながる可能性が高い研究開発・試作品開発への取組を一貫して支援します。

※国が指定するテーマは、公募要領に記載いたします。

■委託金額　初年度1億円円以下／テーマ

■事業期間　2～3年

中小企業庁 ⇒（委託） 委託事業者 ⇒（再委託） 中小企業・小規模事業者、大学・公設試等、川下ユーザー企業等の共同研究体

ご利用方法

（1）委託事業者に対し、公募期間中に提案書を提出
（2）外部有識者で構成される採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
（3）委託事業者と契約締結後、研究開発等を実施し、終了後、成果を報告
（4）委託事業者から契約金を受給

お問い合わせ先
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816

『新しいサービスの開発に取り組みたい』

商業・サービス競争力強化連携支援事業

地域経済を面的に底上げするため、中小企業者が行う新しいサービスモデルの開発等を支援します。

対象となる方

新促法に基づく「異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）」の認定を受け、産学官で連係し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者。

支援内容

サービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

交付元：経済産業局

■補助金額　　初年度3,000万円以下
■補助率　　2/3以内
■事業期間　　2年
※2年目は、初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

ご利用方法

（1）経済産業局に対し、公募期間中に提案書を提出
（2）外部有識者で構成される全国採択審査委員会において提案内容が審査され、採択先が決定
（3）経済産業局から補助金の交付決定通知後、サービス開発等を実施し、終了後、成果を報告
（4）経済産業局から補助金を受給

お問い合わせ先
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816
・経済産業局（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『省エネ設備更新をして生産性を向上させたい』

中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進事業

中小企業等が一定の基準を満たす高効率な省エネ設備への更新を行う際、その更新にあたり必要となる設備の購入費用について補助を受けることができます。

対象となる方

高効率な省エネ設備への更新を行う、中小企業者などの事業活動を営んでいる法人及び個人事業主

支援内容

■補助対象設備
高効率照明、高効率空調、産業ヒートポンプ、業務用給湯器、高性能ボイラ、低炭素工業炉、変圧器、冷凍冷蔵庫、FEMS

■補助対象経費
購入する補助対象設備の設備費用（※工事費・据付費や輸送費は対象外）

■補助率
1／3以内

■補助金額の上限
1事業者あたり　1億円

■補助金額の下限
1事業所あたり　30万円（※中小企業者・個人事業主でない場合は50万円）

■公募回数
2回

■募集期間
1次公募：平成28年3月22日（火）～平成28年4月22日（金）
※2次公募は、1次公募採択発表後に実施します。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先
一般社団法人　環境共創イニシアチブ　＜補助金の申請に関するお問い合わせ窓口＞
TEL:0570-783-755（ナビダイヤル）　IP電話からのご連絡　TEL:042-303-1533
（受付時間：9:00～17:00（土曜、日曜、祝日を除く））
https://sii.or.jp/kakumeitoushi27r/shinsei/note.html

資源エネルギー庁　省エネルギー対策課　電話：03-3501-9726（直通）

『中心市街地、商店街における、外国人観光客の買物需要等を取り込む取組に対する支援を受けたい』

商店街・まちなかインバウンド促進支援事業

商店街等における外国人観光客の買物需要等を取り込むための環境整備等の取組に対する支援を行います。

中心市街地活性化事業

対象となる方

民間事業者（※）

※地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

支援内容

外国人観光客による買物需要等を取り込むための施設整備事業に対して支援を行います。

（例）外国人観光客向け宿泊施設、外国人観光客を主なターゲットとする小売店舗　等

■補助率　2／3以内

■補助金額　上限額2億円（3億円（※）、下限額1，000万円）

（※）特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、上限額を引き上げます。

ご利用方法

（1）経済産業局に公募申請書を提出。

（2）審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。

（3）経済産業局へ補助金交付申請書を提出。

（4）経済産業局から補助金を交付。

お問い合わせ先

各経済産業局　商業振興室等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

商店街インバウンド促進支援事業

対象となる方

商店街組織（※1）、又は商店街組織と民間事業者（※2）の連携体

※1　商店街組織

・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者　等

※2　民間事業者

・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

商店街等において、外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の買物需要等を取り込むための以下の事業に対して支援を行います。

①－1環境整備

免税手続カウンターの設置、Wi－Fi機器の設置等の外国人観光客が商店街等で買物等を行う際の環境を整備することで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

①－2環境整備に伴う広報活動

「①－1環境整備」により整備した施設・設備等の利用方法等の周知のための広報、多言語に対応した商店街マップやWebサイト等の外国人観光客を商店街等に誘客するための広報等の事業。（「①－2環境整備に伴う広報活動」を行う場合には、「①－1環境整備」と同時に実施する必要があります。「①－2環境整備に伴う広報活動」のみの実施は対象外です。）

②地域産品を扱う販売所の設置・運営

農水畜産品や加工品等の地域産品や伝統工芸品等を扱う販売所（アンテナショップやレストラン等）を設置・運営し、外国人観光客向けに地域の魅力ある商品の販売等を行うことで、商店街等における外国人観光客の消費促進に資する事業。

■補助率　2／3以内
■補助金額　上限額7，500万円、下限額100万円

ご利用方法

（1）募集期間中に、事務局へ応募申請書類等の関係書類を提出
（2）外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
（3）採択された補助事業者は、交付申請書を事務局へ提出し、交付決定後、事業開始
（4）事業終了後、実績報告書を事務局へ提出し、補助金を受給
（5）事業終了後5年間、事業効果について報告

お問い合わせ先
商店街インバウンド促進支援事業事務局
所在地：〒104－0045　東京都中央区築地 3-17-9　興和日東ビル3階
電話：03－5148－5800
FAX：03－5551－1026

『中心市街地、商店街における地域経済活性化の取組に対する支援を受けたい』

地域・まちなか商業活性化支援事業

地域における中心市街地等のまちなか、商店街機能の活性化・維持を図ることで、地域経済の活性化を実現します。

中心市街地再興戦略事業

対象となる方

民間事業者（※）

（※）地方公共団体を除く企業又は団体であって、法人格を有し定款等により代表者、活動内容及び財産管理方法等について確認できるもの

支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、民間事業者が実施する、①調査事業、②専門人材活用支援事業、③先導的・実証的事業に対し、重点的に支援を行います。※①、②については、基本計画の認定は必要ありませんが、基本計画の認定を目指している地域に限ります。

（1）補助対象事業

①調査事業　（例）ニーズ調査、マーケティング調査、機能状況調査　等
②専門人材活用支援事業　（例）タウンマネージャー、経営コンサルタント等の招聘
③先導的・実証的事業　（例）商業施設等の整備

（2）補助率と上限・下限額

	①調査事業	②専門人材活用支援事業		③先導的・実証的事業		
区分	―	地方公共団体からの費用負担がある場合（※1）	地方公共団体からの費用負担がない場合	重点支援事業（※2）	まちづくり会社が実施する事業（※3）	それ以外の事業
補助率	2／3以内	2／3以内	1／2以内	2／3以内	2／3以内	1／2以内
上限額	1，000万円	1，500万円	1，000万円	2．5億円	1億円	1億円
下限額	100万円	100万円		1，000万円		

（※1）補助対象事業に対し、地方公共団体からの費用負担が確認できる場合は補助率および上限額を引き上げます。

（※2）特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定を受けた事業については、補助率および上限額を引き上げます。

（※3）中心市街地活性化に関する法律第15条第1項各号に定める要件を満たす事業者による事業については、補助率および上限額を引き上げます。

ご利用方法

（1）経済産業局に公募申請書を提出。
（2）審査委員会の審査を経て、採択案件を決定。
（3）経済産業局へ補助金交付申請書を提出。
（4）経済産業局から補助金を交付

お問い合わせ先
各経済産業局　商業振興室等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

地域商業自立促進事業

対象となる方

商店街組織（※1）、又は商店街組織と民間事業者（※2）の連携体

※1　商店街組織

・商店街振興組合、事業協同組合等において組織される法人格を持った商店街組織
・法人化されていない任意の商店街組織であって、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者　等

※2　民間事業者

・当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる者であり、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる者

支援内容

1. 地域商業自立促進調査分析事業

商店街等において、商店街等の中長期的発展及び商店街等の自立化を図る新たな取組を行うに当たり、その取組内容が、地域住民等のニーズや当該商店街を取り巻く外部環境の変化を踏まえたものであり、当該商店街において自立的に継続して取り組む事業として施設やサービスの利用者数、採算性等を確認するために必要な調査・分析事業。

■補助率　2／3以内
■補助金額　上限額500万円、下限額100万円

2. 地域商業自立促進支援事業

商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「少子・高齢化」「地域交流」、「新陳代謝」、「構造改善」、「外国人対応」、「地域資源活用」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化を促進し、商店街等が有する地域コミュニティ機能、買物機能の維持・強化を図る事業。

■補助率　2／3以内
■補助金額　上限額2億円、下限額100万円

ご利用方法

(1)募集期間中に、経済産業局へ要望書等の関係書類を提出
(2)外部有識者等による審査委員会での審査を経て、採択案件を決定
(3)採択された補助事業者は、交付申請書を経済産業局へ提出し、交付決定後、事業開始
(4)事業終了後、実績報告書を経済産業局へ提出し、補助金を受給
(5)事業終了後5年間、経済産業局へ事業効果について報告

お問い合わせ先
各経済産業局　商業振興室等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『　若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい 』

中小企業・小規模事業者の人材確保支援

地域内外の若者・女性・シニア等の多様な人材から地域の中小企業・小規模事業者の皆様が必要とする人材を発掘し、紹介、定着支援といった事業を行います。

対象となる方

・若者・女性・シニア等の多様な人材を確保したい中小企業・小規模事業者の方

支援内容

・本事業の実施事業者が、地域の中小企業・小規模事業者の人材確保を支援するため、全国各地で、合同企業説明会や、人材との交流会、新人定着研修といった様々なイベントを行います。ぜひご参加ください。

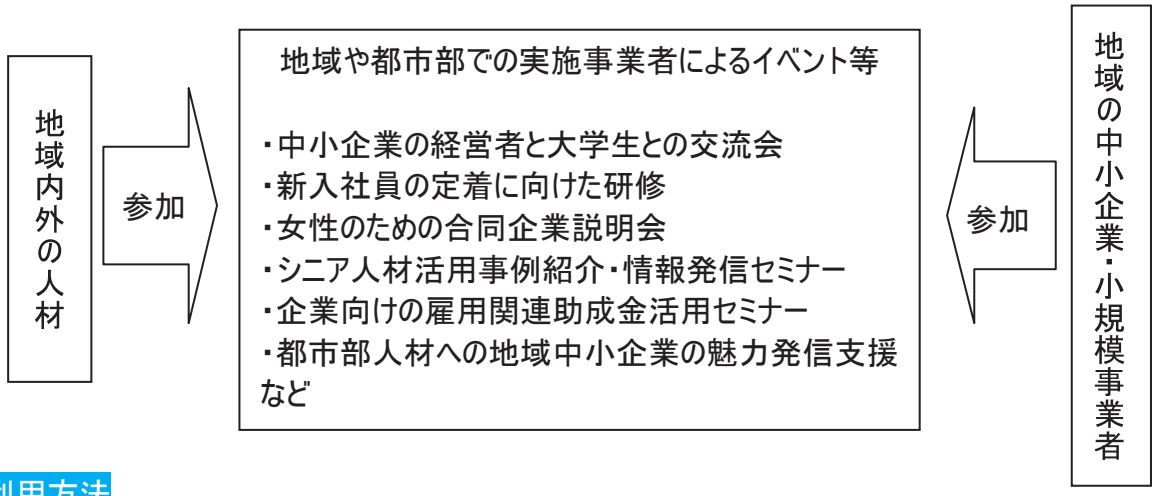

ご利用方法

・イベント等に参加を希望される中小企業・小規模事業者の方は、各実施機関（※中小企業庁ホームページでご確認ください）にご相談ください。実施機関によって、対象地域や業種等に制約があります。

お問い合わせ先
・中小企業庁　経営支援課　人材事業担当　TEL. 03-3501-1763
・各経済産業局　産業人材政策課　（巻末お問合せ先一覧参照）

『販路開拓を行いたい』

小規模事業者支援パッケージ事業（小規模事業者持続化補助金等）

人口減少や高齢化などによる地域の需要の変化に応じた小規模事業者の持続的な経営を推進するため、小規模事業者が行う国内外での販路開拓を、経営計画の作成支援や補助金等を通じて総合的に支援します。

対象となる方

小規模事業者

支援内容

小規模事業者のビジネスプランに基づく経営を推進するため、商工会・商工会議所と一体となって、経営計画を作成し、その経営計画に基づき販路開拓に取り組む費用を支援します。

複数の事業者が連携した取組についても支援するとともに、海外展開の取組、雇用を増加させる取組や、移動販売などによる買い物弱者対策に取り組む事業者については、より重点的に支援します。

補助率：2／3　補助上限：50万円※

※海外展開、雇用増・買い物弱者対策に取り組む場合：上限100万円

※複数の事業者が連携して取り組む共同事業の場合：上限100万円～500万円（連携する小規模事業者数による）

＜取組例＞チラシ作成、ホームページ作成、商談会への参加、店舗改装　等

ご利用方法

日本商工会議所・全国商工会連合会において、事業の公募を行います。詳しくは、下記にお問合せください。

お問い合わせ先

最寄りの商工会・商工会議所にお問い合わせください。

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）

小規模事業者は、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ●商工会・商工会議所の経営指導員による経営指導を原則6カ月以上受けていること
- ●所得税、法人税、事業税、都道府県民税などの税金を原則として完納していること
- ●原則として同一の商工会等の地区内で1年以上事業を行っていること
- ●商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

東日本大震災対応特枠

震災により直接又は間接被害を受けた小規模事業者の方（※）は、通常枠と別枠で用意する貸付限度額、金利引き下げ措置を利用することができます。

①貸付限度額：通常枠と別枠　1,000万円

②貸付金利：平成28年2月10日現在　0.25%
（貸付後当初3年間。通常枠の金利から▲0.9%）

③貸付期間：設備資金10年以内（据置期間2年以内）
運転資金　7年以内（据置期間1年以内）

※：特定被災区域に事業所を有しており、かつ、商工会・商工会議所等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うことが見込まれる方が対象です。

※：罹災証明書等（写しで可）が必要です。

※：間接被害者については、直接被害者（大企業可）の事業活動に相当程度依存している等の要件を満たすことが必要です。

通常枠

【対　象　資　金】 設備資金、運転資金
【貸 付 限 度 額】 2,000万円（1,500万円超の貸付を受けるには、貸付前に事業計画を作成し、貸付後に残高が1,500万円以下になるまで、経営指導員による実地訪問を半年毎に1回受けていただく必要があります。）
【貸　付　金　利】 平成28年2月10日現在　1.15%（※2）
※2：金利は変動します。詳しくは、下記問い合わせ先にご確認ください。
【貸　付　期　間】 設備資金10年以内（据置期間は2年以内）、運転資金7年以内（据置期間は1年以内）
【担保・保証人】 不要

ご利用方法

- ●主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。
- ●申込みを受け付けた商工会・商工会議所において審査し、日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ●日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会　URL：http://www.shokokai.or.jp/）
（商工会議所については、日本商工会議所　URL：http://www.jcci.or.jp/）
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

『小規模事業者向けの融資制度を知りたい』

小規模事業者経営発達支援融資制度

一定の要件を満たす小規模事業者は、事業の持続的発展のための取組に必要な設備資金及びそれに付随する運転資金について低利で融資を受けることができます。

対象となる方

常時使用する従業員が20人（商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人）以下）の法人・個人事業主の方で、以下の要件をすべて満たす方

- ●経営発達支援計画の認定を受けた商工会・商工会議所から、売上の増加や収益の改善、持続的な経営のための事業計画策定にあたり助言とフォローアップを受けること
- ●地域経済の活性化のために、一定の雇用効果（新たな雇用または雇用の維持）が認められること
- ●経営者及び従業員の知識、技能、管理能力の向上を図る研修に参加するなど人材の確保・育成に努めていること
- ●商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること

支援内容

■対象資金
設備資金及びそれに付随する運転資金

■貸付限度
7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率
特別利率①※1
※1：雇用の拡大を図る者については、上記から更に－0.1%となります

■貸付期間
設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）※2
運転資金：8年以内（うち据置期間2年以内）※2
※2：小企業者（従業員5人以下）については、設備資金、運転資金とも据置期間3年以内

ご利用方法

- ●主たる事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へ申込みしてください。（なお、当該商工会・商工会議所が経営発達支援計画の認定を受けていない場合は対象外となります。）
- ●申込みを受け付けた商工会・商工会議所が日本政策金融公庫に融資の推薦をします。
- ●日本政策金融公庫の審査を経て、融資が実施されます。

（注）沖縄県については、紙面中「日本政策金融公庫」とあるのは、すべて「沖縄振興開発金融公庫」と読み替えてください。

お問い合わせ先
・事業所の所在する地区の商工会・商工会議所
（商工会については、全国商工会連合会　URL：http://www.shokokai.or.jp/）
（商工会議所については、日本商工会議所　URL：http://www.jcci.or.jp/）
・日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

『創業（第二創業含む）を行うための支援策が知りたい』

創業・第二創業促進補助金

創業（第二創業含む）を行う者に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成することで、新たな需要を創造するビジネス等を支援します。

対象となる方

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業（※1）含む）を行う者で、産業競争力強化法に基づく認定市区町村（※2）又は認定連携創業支援事業者（※3）から特定創業支援事業（※4）を受ける者。

○平成28年度予算事業では、産業競争力強化法における認定市区町村で創業する者を支援対象とします。

○上記に加え、創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者による認定特定創業支援事業を受ける者が対象となります。

※1事業承継に伴い後継者が既存事業を廃止し、業態転換や新事業・新分野に進出する場合を指します。

※2産業競争力強化法では、市区町村を中心とした創業支援事業の取組みが促進されるよう市区町村において創業支援事業に関する計画を作成し、この計画を国が認定、支援するという仕組みになっています。計画の認定を受けた認定市区町村では、当該地域で創業を希望する方の支援を行っています。

（認定市区町村及び支援内容の紹介：ミラサポ）

https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html

※3認定市区町村において、認定を受けた計画に沿って、当該市区町村と連携して創業支援を行う事業者を連携認定連携創業支援事業者と言います。

※4認定を受けた計画に盛り込まれる創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与する事業を言います。具体的には、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業希望者に対して継続的に行われる事業を言います。

支援内容

＜創業＞店舗借入費や設備費等の創業に要する費用を支援します。

（補助上限額：200万円　補助率：2/3以内）

＜第二創業＞創業に加え、既存事業を廃止する場合は、廃業登記や法手続費用、在庫処分費等廃業コストを含め支援します。

（補助上限額：1,000万円　補助率2/3以内）

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせください。

お問い合わせ先
創業・第二創業促進補助金事務局　電話：03-5148-6551

『地域資源を活用した新商品・新サービスの事業化の支援を受けたい』

地域資源活用の促進

「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」（中小企業地域資源活用促進法）に基づいて、中小企業者が「地域産業資源活用事業計画」を、一般財団法人等が「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金や低利融資等の各種支援を受けることができます。

対象となる方

① 地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販路開拓を行うため「地域産業資源活用事業計画」を作成し、国の認定を受けた中小企業者。
② 地域資源を活用した商品の販路開拓等の取組を支援するため「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた一般社団法人、一般財団法人、NPO法人。

支援内容

（1）ふるさと名物応援事業補助金
① 地域産業資源活用事業
補助上限：500万円、2，000万円（4者以上の連携の場合）、補助率：2/3以内
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。
② 小売業者等連携支援事業
補助上限：1,000万円、補助率：2/3以内
市場調査、研究開発に調査分析、展示会等の開催に係る費用の一部を補助します。

（2）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（101頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（3）政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（99頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（4）信用保証の特例（263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（5）食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し、債務保証等を受けられます。

（6）中小企業投資育成株式会社法の特例（85頁参照）
中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

（7）地域団体商標の登録料の減免
組合等が事業計画に基づき地域団体商標の登録を受ける際の登録料・手数料を減免できます。

なお、個別の支援施策ごとに支援機関の審査や確認が必要となる場合があります。

ご利用方法

○「地域産業資源活用事業計画」又は「地域産業資源活用支援事業計画」を作成し、都道府県の担当部局を経由して、経済産業局に認定申請してください。（「地域産業資源活用支援事業計画」については、直接経済産業局へ申請してください。）
※「地域産業資源活用事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所から支援が受けられます（新事業創出支援事業）。（101頁参照）

■地域資源を活用した新たな事業創出等の取組に対するその他支援

○地域中小企業応援ファンド（102 頁参照）

※地域資源を活用して、新たなビジネスを創設するのに役立つ様々な情報チャンネル

地域資源活用チャンネル　http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shigen/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局　中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話03-3501-1767(直通)

〔中小企業者と農林漁業者とが連携した新事業の支援を受けたい〕

農商工等連携の支援

中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動を支援するために、法的措置や予算措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。
中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う新商品、新サービスの開発等を行う際、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」に基づく支援の他、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

① 農商工等連携により新たな事業活動を展開しようとする中小企業者であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

② 中小企業者と農林漁業者との交流機会の提供、中小企業者等に対する農商工等連携に関する指導等を行う、一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人であって、農商工等連携促進法に基づき「農商工等連携支援事業計画」を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

① 農商工等連携促進法に基づいて、中小企業者と農林漁業者が連携して新商品・新サービスの開発等を行う「農商工等連携事業計画」を共同で作成し、認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。
なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

（1）ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）：500万円（補助率2/3以内）
試作品開発、展示会出展等に係る費用の一部を補助します。

（2）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（101頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（3）政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（99頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（4）信用保証の特例（263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（5）食品流通構造改善促進機構による債務保証等
食品関係の事業を行う場合は、必要な資金の借入に対し債務保証等を受けられます。

（6）農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
認定を受けた中小企業者が、農林漁業者が行う農業改良措置等を支援する場合に、農業改良資金等の融資制度の対象とし、計画の認定を受けた中小企業者又は農林漁業者が当該計画に基づいて行う事業に必要な農業改良資金等の償還期間及び据置期間を延長します（償還期間：10年→12年、据置期間：3年→5年）。

② 農商工等連携促進法に基づいて、一般社団・財団法人やNPO法人が、中小企業者と農林漁業者との連携を支援する「農商工等連携支援事業計画」を作成し、認定を受けると、補助金、保証の支援施策をご利用になれます。

（1）ふるさと名物応援事業補助金（低未利用資源活用等農商工等連携支援事業）
：500万円（補助率2/3以内）
中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業に係る費用の一部を補助します。

（2）信用保証の特例
認定を受けた一般社団・財団法人やNPO法人は、信用保証協会の保証対象となります。

ご利用方法

○「農商工等連携事業計画」及び「農商工等連携支援事業計画」を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※「農商工等連携事業計画」を作成する際には、全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構地域の本部・事務所において、支援を受けることができます（新事業創出支援事業）。（101頁参照）

■農商工連携を活用した新たな事業創出及び販路開拓等の取組に対するその他支援

○農商工連携型地域中小企業応援ファンド（103頁参照）

※農商工連携により新事業活動を行うに際に役立つ様々な情報チャンネル
農商工連携パーク　http://j-net21.smrj.go.jp/expand/noshoko/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話:03-3501-1767(直通)

『「ふるさと名物」等の開発やブランド化等を実現する能力を身につけたい』

ふるさとプロデューサー等育成支援事業

地域の多くの関係者を巻き込み、地域の特色を活かした産品をブランド化し、海外を含んだ域外へ売り出す「ふるさとプロデューサー」を育成します。

対象となる方

支援機関職員、自治体職員、地域活性化に取り組む中小企業の職員等でふるさと名物を用いた地域活性化を目指す方

支援内容

ふるさと名物を用いた地域活性化を目指す方が、地域の関係者を巻き込んだ実践的なプロデュース支援のノウハウを修得できるように、優れた地域活性化プロデューサーのもとで、中～長期間（数ヶ月程度）のインターンシップを中心としたOJT研修を実施します。

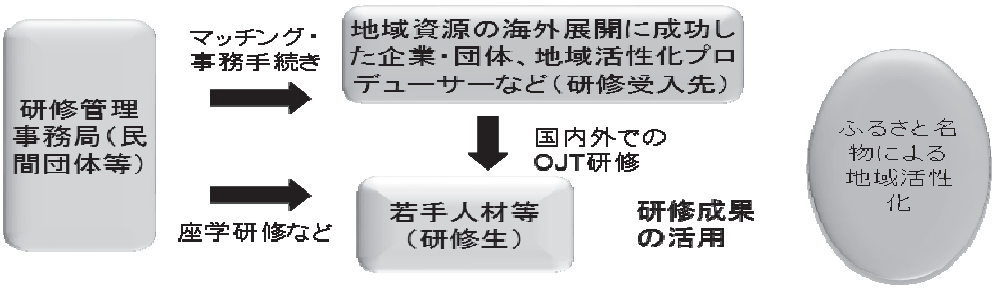

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁　創業・新事業促進課　電話：03-3501-1767（直通）

『海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（海外進出支援）

海外進出を検討している中小企業の方々、また海外進出後に問題を抱えている中小企業の方々に対し、海外進出にかかわる情報提供、サポートを行います。

対象となる方

海外進出を実現したい中小企業者

・海外進出を検討している中小企業者
・既に海外進出している中小企業者

支援内容

1. 海外新興市場等へ投資ミッション団を派遣します（海外投資促進ミッション派遣事業）

日本企業の関心が高い国等へ、中小企業の方々による投資環境調査や市場調査を行うミッション団を派遣します。参加いただいた方々は、現地政府、現地企業等との意見交換や交流を通じ、短期間で効率的な情報収集が可能です。また、すでに日本企業が進出している国では、日系企業の方々との情報交換等もプログラムに組み入れ、参加者は最新の情報を収集することができます。

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします（法務・労務・税務・知的財産）

日本企業の海外活動が円滑に進められるよう現地の法制度、税務、労務、知的財産、取引の適正化等、専門性の高い経営課題についての情報提供やアドバイスを行うため、欧米やアセアン・中国等の東アジアを中心に法律事務所、会計事務所、コンサルタント等と業務契約をしています。ご相談内容の専門性に応じ、これら専門家による情報提供やアドバイスを受けることができます。また、国内においても、海外にて発生しているトラブルについて、海外からの専門家を講師とした解説・対策セミナーを開催しております。

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

海外現地において、事業立ち上げに必要なオフィススペースや各種情報等の提供を、ワンストップで受けることができます。

ご利用方法

1. 海外新興市場等への投資ミッション団を派遣します

事業内容および申し込み方法などジェトロのホームページにて随時ご案内します。 http://www.jetro.go.jp/events/

2. 海外進出企業の問題解決をサポートします（法務・労務・税務・知的財産）

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。
http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/overseas/

3. 海外拠点立ち上げのお手伝いをします

ご利用の際は下記問い合わせ先までお問い合わせください。
http://www.jetro.go.jp/services/bsc/

「カンボジア投資ミッション」の様子
平成 27 年 11 月 2 日～5 日

お問い合わせ先
日本貿易振興機構（ジェトロ）　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内　TEL：03-3582-5511
最寄の貿易情報センター（国内）　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外販路開拓や外国企業との業務提携等をする際の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（輸出支援事業）

技術力が高く、海外とのビジネスに意欲のある元気な中小企業の皆様と海外の企業との橋渡しをお手伝いします。また、経済連携協定の活用に関する個別相談等にお応えします。

対象となる方

自社製品を海外に輸出したいとお考えの中小企業の皆様
外国企業との取引・業務提携を検討している中小企業の皆様
中小企業のサポートを行っている地方公共団体・業界団体の皆様
経済連携協定（EPA）締結国、締結交渉国の進出日系企業の皆様

支援内容

1．専門家によるマンツーマンの継続支援（輸出有望案件支援サービス）※事前審査あり
　優れた技術力やオンリーワン商品など、有望な製品を持っていながらこれまで輸出経験がない、あるいは輸出ビジネスに本格的に取り組んでこなかった中小企業の皆様を全国から発掘・選定します。発掘・選定後は専門家による海外販路開拓のための商談アレンジや輸出実現に向けた各種アドバイスなどの支援を受けることができます。

2．海外展示会への出展支援※一部事前審査あり
　海外展示会でジェトロが主催するジャパンブースへの個別企業・業界団体等の参加を支援します。出展者は展示会でブースを構え、訪れるバイヤーと実際に商談することで具体的成果を目指した取り組みが可能です。また、ジェトロより出展にかかる各種手続きの支援と出展費用の一部補助を受けることができます（出展費用は公募の際に出品案内書にてご案内します）。

3．海外バイヤーとの商談会を国内で開催（中小企業海外販路開拓対策事業）
　海外のバイヤー等を招へいし、国内で商談会を開催します。バイヤーとの商談を通じて、自社製品の販売を図るとともに、海外市場に合わせた商品の開発・改良に資する情報を得たり、バイヤーの反応から自社製品の海外販路開拓可能性を探ることができます。

4．海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
　中国をはじめとするアジア地域や欧米などにおいて現地でのビジネスに精通したコーディネーターを配置し、中小企業の皆様からの相談（自社製品の輸出可能性、競合品、現地ビジネス習慣・トレンド等）にお答えします。また、コーディネーターを現地企業との橋渡し役として活用し、円滑な現地への輸出をお手伝いします。加えて、コーディネーター等が調査・収集したマーケット情報などをジェトロのホームページを通じて公表しています。

5．海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣（輸出促進ミッション派遣事業）
　我が国中小企業の皆様の関心が高い海外市場に向けて、市場開拓の足がかりとなるよう現地市場の視察、関係者との意見交換、ビジネスマッチング支援などを行うミッションを派遣します。また、地方自治体や、業界団体等が派遣する海外ミッションについても、ジェトロが持つネットワークを活用した支援を提供します。

6．経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス（経済連携協定活用促進事業）
　海外において、経済連携協定（EPA）活用のメリットなどに関してセミナーによる情報提供や

アドバイザーによる個別相談を実施します。

ご利用方法

1. 専門家によるマンツーマンの継続支援（輸出有望案件支援サービス）※事前審査あり
　まずはジェトロの各担当部署、または最寄りのジェトロまでお問合せください。詳細は以下のジェトロホームページをご覧ください。
　http://www.jetro.go.jp/services/export/

2. 海外展示会への出展を支援※一部事前審査あり
　出展者を募集する展示会の情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。
　http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/

（出展までのプロセス）

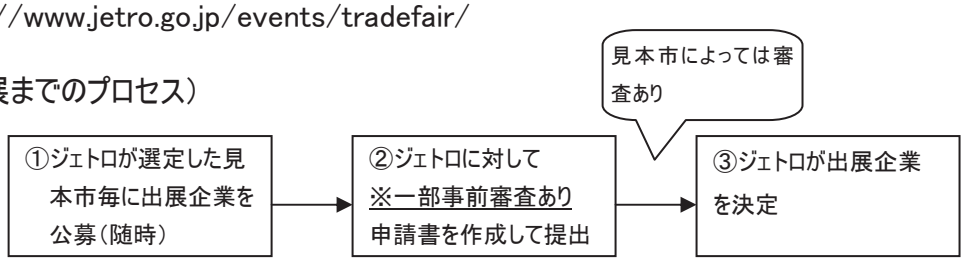

3. 海外バイヤーとの商談会を国内で開催（中小企業海外販路開拓対策事業）
　参加者を募集する商談会の情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。
　http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/

4. 海外コーディネーターによる輸出支援相談サービス
　ご相談事項を最寄りのジェトロに、訪問または電話にてご連絡ください。回答も最寄りのジェトロ経由でお伝えいたします。詳細は以下のジェトロホームページをご覧ください
　http://www.jetro.go.jp/services/coordinator/

5. 海外有望市場等へ販路開拓ミッションを派遣（輸出促進ミッション派遣事業）
　参加者を募集するミッションの情報を、随時ジェトロのホームページに掲載しています。詳細は以下のページをご覧ください。
　http://www.jetro.go.jp/events/mission/

6. 経済連携協定（EPA）活用に関してアドバイス（経済連携協定活用促進事業）
　海外でのセミナー開催状況・個別相談の詳細については、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
日本貿易振興機構（ジェトロ）　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内　TEL：03-3582-5511
最寄りの貿易情報センター（国内）　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外の拠点を強化したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（研修・専門家派遣事業）（海外進出支援）

日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化のため、開発途上国の現地拠点において経営・販売・開発・設計等に携わる幹部人材の育成等を支援します。

対象となる方

開発途上国の現地拠点を強化したい中小企業等

支援内容

1．研修事業

- 日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、海外進出先の現地技術者等を日本に受け入れ、企業内で行う個別研修（実地研修）等を支援します。
- 具体的には、研修生の受入費（宿舎費、食費、実地研修費等）の一部を補助します。

2．専門家派遣事業

- 日本企業の海外展開に必要となる現地拠点強化を支援するため、途上国の現場を活用した専門家による指導を支援します。（※我が国からの出資比率が高い日系企業については受け入れ企業に加えてローカル企業に対する付加指導の実施が必要となります。）
- 具体的には、専門家の派遣費（旅費・滞在費等）の一部を補助します。

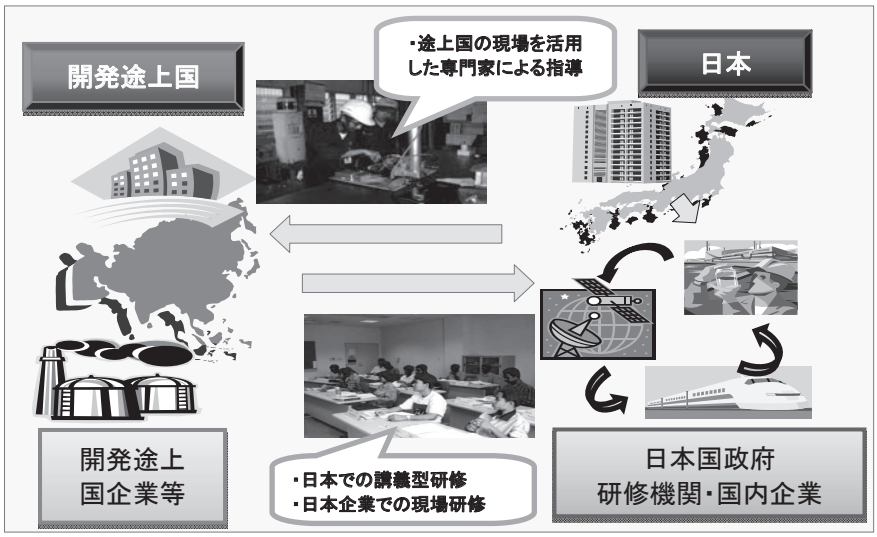

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　技術協力課　人材育成補助事業担当
TEL：03-3501-1937（直通）

平成28年度実施機関：3月末に決定予定

『グローバル人材を育成したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（国際化推進インターンシップ事業）（海外進出支援）

中小企業の海外展開等に向けて、現地における市場調査、現地パートナー候補との関係性構築、グローバル人材を育成するため、日本の若手社会人・学生等を開発途上国の政府系機関、現地企業等に派遣します。

対象となる方

・若手人材を進出予定国に派遣して、市場調査、現地パートナー候補の探索、国際即戦力の育成をしたい中小企業等
・相手国とのネットワーク強化を図りたい中小企業等

支援内容

- インターンシップ受入機関の探索
- 受入機関とのマッチング
- 派遣前に行う事前研修（インターンシップ期間中の安全管理等）
- 経費支援
  - 渡航旅費（航空券、ビザ取得費用）
  - 現地滞在費（１日当たり約3,500円（派遣国により金額に差があります））等

- その他、インターンシップによって期待できる効果
  - 交渉力・コミュニケーション能力・語学力の養成
  - 政府系機関・企業や進出日系企業との人的ネットワーク形成、ビジネスチャンスの拡大
  - 受入国のビジネス習慣・市場調査、進出検討先国の事前市場等調査の実施

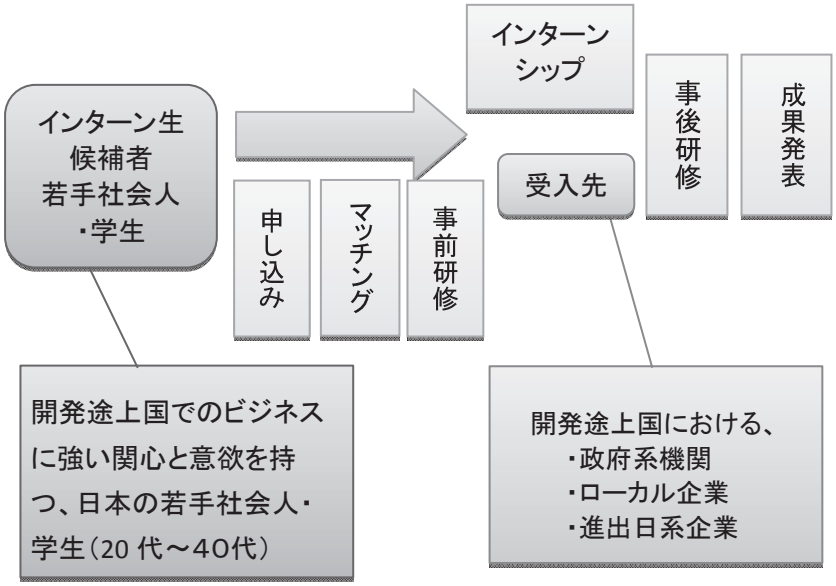

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　技術協力課　国際化促進インターンシップ担当
TEL：03-3501-1937（直通）

『開発途上国に向けたビジネスを展開したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業(社会課題解決型国際共同開発事業)(海外進出支援)

開発途上国の現地パートナーと共同で実施する製品・サービスの開発や実証等を補助します。これにより、開発途上国の社会課題解決と日本の中堅・中小企業の海外展開を促進します。

対象となる方

開発途上国へのビジネス展開に取り組む中堅・中小企業

支援内容

- 開発途上国の現地パートナーと共同で実施する製品・サービスの開発や実証等に要する費用を補助します。
- 具体的には、人件費、旅費、謝金、外注費、委託費、消耗品費、翻訳・通訳費等を補助します(補助率2／3)。

＜補助対象企業＞

中堅・中小企業
・中小企業:中小企業基本法に規定する中小企業
・中堅企業:上記中小企業に該当せず、売上高1000億円未満または常用雇用者数1000人未満の企業

＜採択条件＞

・経済協力開発機構(OECD)DACリストに掲載されているODA対象国で実施する事業であること。
・開発途上国の現地パートナー(大学、研究機関、NGO、企業等)と共同で実施する事業であること。
・現地の社会課題の解決に繋がる事業であること。
・早期(補助事業終了後概ね2年以内)に事業化を目指す事業であること。

ご利用方法

公募により決定する事業実施機関(事務局)が、中堅・中小企業の募集を行います。
事業実施機関(事務局)は、平成28年3月下旬に決定し、経済産業省ホームページに掲載する予定です。

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　技術協力課　社会課題解決型国際共同開発事業　担当
TEL:03-3501-1937 (直通)

『開発途上国に向けたビジネスを展開したい』

技術協力活用型・新興国市場開拓事業（親日・知日人材コミュニティ）（海外進出支援）

中小企業の海外展開等に際して、現地人材の確保、現地ビジネスパートナー候補との関係性構築のため、過去の事業で培った元研修生、元留学生等を含む親日・知日人材で構成されるコミュニティを活用し、開発途上国でのリクルーティングイベントやビジネスコンペティションを開催。

対象となる方

開発途上国へのビジネス展開に取り組む中小・中堅企業
特に、現地での優秀な人材確保やビジネスパートナー探しを必要とされている中小企業等

支援内容

＜現地人材の採用支援＞

- 日本企業・日系企業の現地人材の採用ニーズの高い国において、中小・中堅企業を中心とした現地日系企業の人材確保を目的とした採用イベントを2～3回程度開催。（平成27年度は、ハノイ、ホーチミン、ジャカルタにおいて実施）
- 現地トップ・中堅大学等在籍者、日本への留学・就業経験者等の親日・知日人材に対して現地説明会・オンラインSNSを活用した参加企業のプロモーションを実施
- 採用イベントへの出展企業の募集（出展費用：無料）
- 採用イベントの出展企業に対するコンサルティング
- 採用イベントに参加を希望する学生の事前スクリーニング　等

＜ビジネスパートナーの発掘＞

- ミャンマーにおいて、元研修生や日本への留学・就業経験者等の親日・知日人材に対して、現地で埋もれている暗黙知を引き出すためのビジネスコンペティションを開催
- 関連イベントや応募アイディア・応募者についてメディア、オンラインSNSを活用した発信
- 応募されたビジネスアイディアの改善支援、現地審査会の開催
- 優秀なビジネスアイディアの応募者を日本に招致し、発表会の開催
- 優秀なビジネスアイディアの応募者の日本での企業訪問、マッチングを実施　等

ご利用方法

公募により決定する事業実施機関（事務局）が、各種イベントへの中堅・中小企業の参加募集を行います。

事業実施機関（事務局）は、平成28年3月下旬に決定し、経済産業省ホームページに掲載する予定です。

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　技術協力課　親日・知日人材コミュニティ事業　担当
TEL：03-3501-1937　（直通）

『海外の拠点を強化したい』

低炭素技術輸出促進人材育成支援事業（海外進出支援）

先進的な低炭素技術を（省エネルギー・再生可能エネルギー等に関する技術）を持つ日本企業の海外展開を促進するため、温室効果ガスの削減に貢献する現地人材の育成等を支援します。

対象となる方

低炭素技術の海外展開を強化したい中小企業等

支援内容

1. エネルギーインフラ等の運転・保守管理人材育成
   - 新興国等における高効率ガス火力発電所、地熱発電所等のエネルギーインフラ等の運営・保守管理を担う現地人材の育成を支援します。
   - 具体的には、研修生の受入費（渡航費、宿泊費、食費、実地研修費等）の一部、専門家の派遣費（旅費、滞在費等）の一部を補助します。

2. 現地工場における生産プロセスの省エネ化の支援
   - 現地企業の工場における生産プロセスの省エネ化を推進するため、生産工程等を担当する現地人材の育成を支援します。
   - 具体的には、研修生の受入費（渡航費、宿泊費、食費、実地研修費等）の一部、専門家の派遣費（旅費、滞在費等）の一部を補助します。

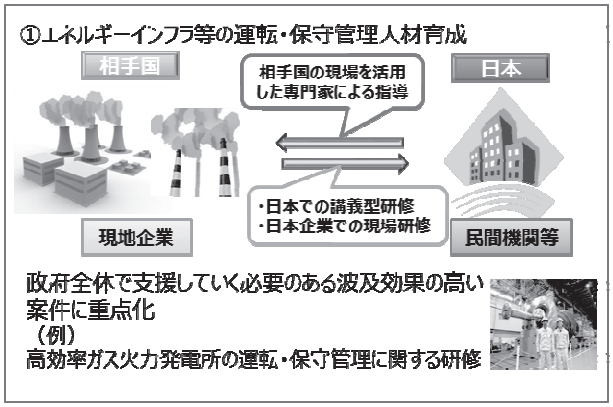

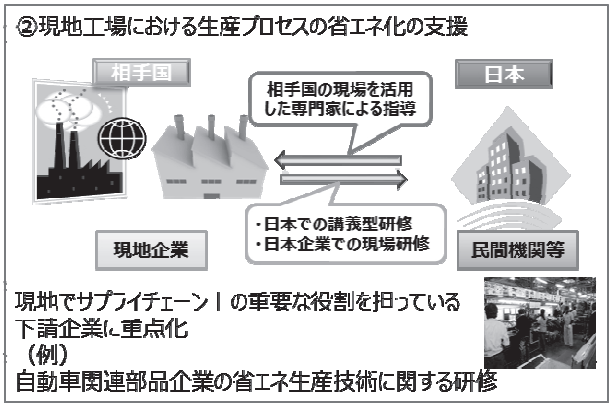

お問い合わせ先

経済産業省　貿易経済協力局　技術協力課　人材育成補助事業担当
電話：03-3501-1937（直通）

28年度事業実施機関：3月末に決定予定

『複数の中小企業が連携して海外展開に取組みたい』

JAPANブランド育成支援事業

複数の中小企業・小規模事業者が連携し、自らが持つ素材や技術等の強みを踏まえた戦略を策定し、当該戦略に基づいて行う商品の開発や海外見本市への出展等を行うプロジェクトを支援することにより、中小企業・小規模事業者の海外販路開拓の実現を図ります。

対象となる方

商工会、商工会議所、組合、NPO法人、中小企業・小規模事業者（4者以上）等。

支援内容

①戦略策定段階への支援＜定額補助：200万円を上限＞

自らの強みを分析し、明確なブランドコンセプト等と基本戦略を固めるため、専門家の招聘、市場調査、セミナー開催などを行うプロジェクトに対し、1年間に限り支援を実施します。

②ブランド確立段階への支援＜2／3補助：2，000万円を上限＞

具体的な海外販路開拓を行うため、専門家の招聘、新商品開発、海外展示会への出展等を行うプロジェクトに対し、最大3年間の支援を実施します（単年度ごとに申請・審査）。

③プロデュース支援＜定額補助＞

海外現地のニーズ等に詳しい外部人材を活用し、日本の技術や生活文化の特色を活かした魅力ある商材の海外需要獲得に向けた「市場調査、商材改良、PR活動・海外販路開拓」を一貫してプロデュースする取組を支援します。

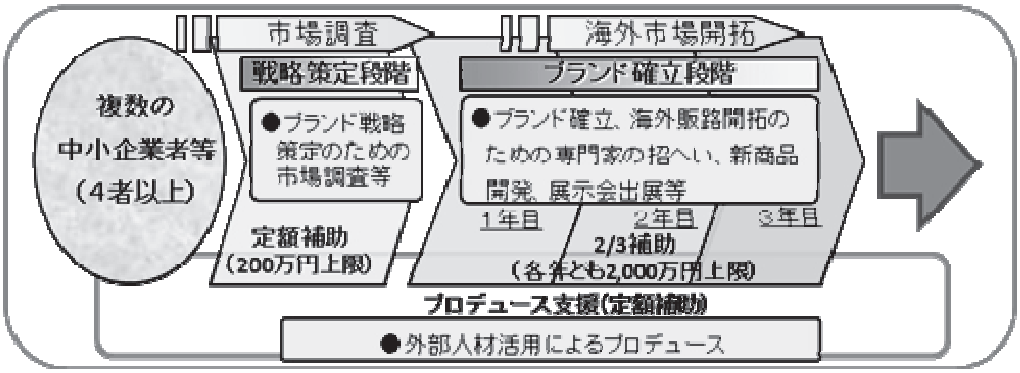

採択事例（実施プロジェクト例）

【「甲州ワイン」のEU輸出プロジェクト】

・世界的な和食ブームを背景に、日本固有の「甲州ブドウ」から造った「甲州ワイン」を、ワインの本場欧州市場をターゲットとして展開することで、「甲州ワイン」の世界的な認知と産地確立や市場拡大を目指す取組。
・経済産業局が、3年間にわたり継続的に海外でのプロモーション等を支援。

【今治タオルプロジェクト】

・ブランディングプロジェクト・クリエイティブディレクターにアートディレクターの佐藤可士和氏を起用。
・国内最大のタオル産地である今治から、質へのこだわりと使い心地を重視した、人にやさしい安心・安全なタオルを提案している。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
①②については、各経済産業局　中小企業課等（巻末お問い合わせ一覧参照）
③については、経済産業省　商務情報政策局　クリエイティブ産業課　電話：03-3501-1750

『下請関係を改善するための支援策を知りたい』

下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組等に対する支援を行います。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

支援内容

1．下請中小企業・小規模事業者自立化支援補助金

（1）下請中小企業自立化基盤構築事業

下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画の下で、下請事業者同士が共同で行う勉強会、共同受注用のシステム構築、設備導入、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

・補助金額　上限2，000万円
・補助率　　2／3以内

（2）下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

親事業者の生産拠点の閉鎖・縮小などにより売上げが減少する下請事業者が、新分野進出のために行う試作開発、展示会出展などに係る費用の一部の補助を受けることができます。

・補助金額　上限500万円
・補助率　　2／3以内

2．下請中小企業振興法に基づく支援

下請中小企業振興法は、振興基準の周知、振興事業計画や特定下請連携事業計画に対する支援等により、下請中小企業の振興を図るものです。

（1）「振興基準」とは

下請取引の発注方法の改善、取引対価の決定方法の改善、下請代金の支払方法の改善など、下請取引を行う際の様々な場面において、下請事業者と親事業者がよるべき一般的な基準を経済産業大臣が定めたもので、下請事業者の努力と親事業者の協力の方向性が示されています。

これにより、不公正、不透明な取引が防止され、親事業者と下請事業者の相互理解と信頼の下に、協力関係が築かれることが期待されます。

（2）「振興事業計画」を通じた支援

下請事業者で構成している事業協同組合やその他の団体が、親事業者の協力を得て、下請事業者の施設又は設備の導入、共同利用施設の設置、技術の向上、事業の

共同化等の事業について「振興事業計画」を作成し、国の承認を受けると、次の支援措置が活用できます。

①高度化資金貸付（独立行政法人中小企業基盤整備機構、都道府県）
工場団地等の建設や共同工場等の共同施設の設置に必要な資金の無利子貸付
→「高度化事業」に関する詳しい内容は270頁をご覧下さい。

②中小企業信用保険法の特例（流動資産担保保険の別枠化等）
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧下さい。

（3）「特定下請連携事業計画」を通じた支援

2以上の下請事業者が共同で新事業活動を行うことにより、既に取引のある親事業者以外の者との取引を開始・拡大しようとする「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援措置をご利用になれます。

なお、個別の支援策ごとに当該支援機関の審査や確認が必要となります。

①補助金(下請中小企業自立化基盤構築事業)：上限2,000万円（補助率2/3以内）
②日本政策金融公庫による低利融資制度（設備資金、長期運転資金）
③中小企業信用保険法の特例(普通保険，無担保保険，特別小口保険の別枠化等)
→「信用保証制度」の詳しい内容は263頁をご覧下さい。
④中小企業投資育成株式会社法の特例(株式の引き受け等)
→「中小企業投資育成株式会社による支援」の詳しい内容は74頁をご覧下さい。

ご利用方法

1．下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業

経済産業局に対し、補助金の申請を行ってください。外部有識者で構成される審査委員会における審査により採択先を決定し、採択の結果を通知します。

2．下請中小企業振興法に基づく支援

上記支援策の利用を希望される場合には、事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請してください。

※特定下請連携事業計画についての詳細は下記URLをご参照ください。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/2013/131226shitauke.htm

お問い合わせ先
中小企業庁　取引課　TEL：03-3501-1669（直通）
各経済産業局中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『会社を引継ぐ後継者探しを支援して欲しい』

事業引継ぎ支援事業

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等からの相談に対して、助言、情報提供を行うほか、M&A等を活用した後継者マッチング支援を行います。

対象となる方

後継者不在等の悩みを抱える中小企業者等

支援内容

中小企業者等の事業引継ぎや事業承継を円滑に進めるため、各都道府県に設置された「事業引継ぎ支援センター(※)」が課題解決に向けて助言、情報提供、マッチング支援等を行います。

(※)「事業引継ぎ支援センター」
産業競争力強化法に基づき、中小企業者等の後継者マッチング等を支援するために設立された専門機関。

＜支援事業の流れ＞

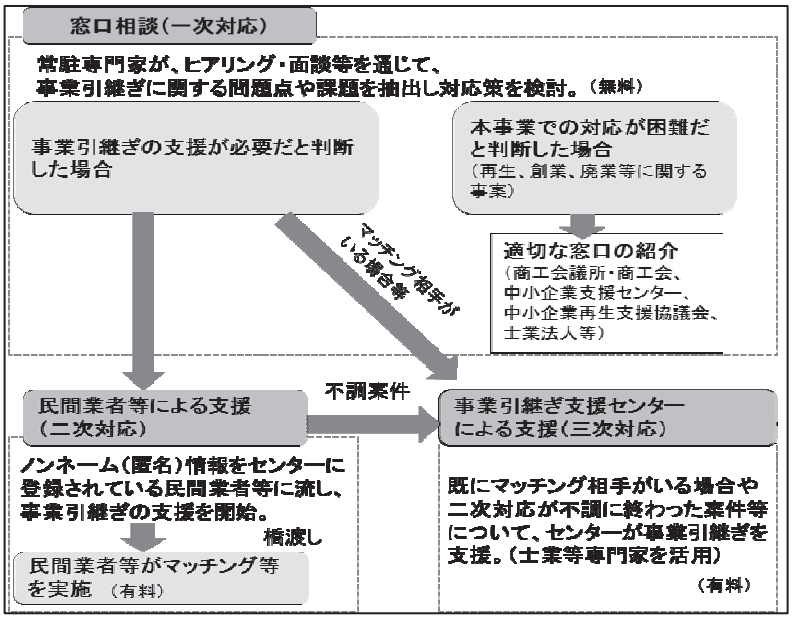

ご利用方法

M&A等による事業引継ぎを行うためには、早めの相談が大切です。先ずは、各都道府県の事業引継ぎ支援センターまでご相談ください。専門家が親身に対応します。相談は無料です。

お問い合わせ先
- 各都道府県の事業引継ぎ支援センター及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された事業引継ぎ支援全国本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- 中小企業庁　財務課 電話:03-3501-5803
- 各経済産業局中小企業課等 (巻末お問い合わせ先一覧参照)
- (独)中小企業基盤整備機構の各地域本部 (巻末お問い合わせ先一覧参照)

『創業や地方創生など、前向きな事業展開に向けた取組に対応した融資をうけたい』

創業支援・地方創生関連融資

創業や地方創生など、前向きな事業展開に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫が低利融資を行います。

創業支援貸付利率特例制度

対象となる方

創業前や創業後１年以内の方

支援内容

■貸付限度額
【日本公庫（国民生活事業）】各貸付制度に定める貸付限度額

■貸付利率：各貸付制度に定める貸付利率から0．2%を控除した利率。
ただし、女性　、若年者（30歳未満）又はUターン等により地方で創業する方については、各貸付制度に規定する貸付利率から0．3%を控除した利率。

■貸付期間：各貸付制度に定める貸付期間

事業承継・集約・活性化支援資金

対象となる方

地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併等により経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継する方であって、一定の雇用効果が認められる方など

支援内容

■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】7億2，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】　7，200万円（うち運転資金4，800万円）

■貸付利率：基準利率
※ただし、以下の方は、基準利率－0．4%
①安定的な経営権の確保により事業の継続を図る方であって、次のいずれかに該当する方
・後継者不在により事業継続が困難な方から事業を承継する方
・株主等から自己株式や事業用資産の取得等を行う方　など
②経営承継円滑化法に基づく認定を受けた代表者
③最近における付加価値額が増加している方であって、付加価値向上計画を作成し、同計画において雇用の増加が見込まれる方
※後継者不在の小規模事業者から事業を承継する場合：
基準利率－0．65%
※基準利率（平成28年2月末時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．30%、国民生活事業1．85%

※中小企業事業においては、利率引下げ限度額最大4億円。また、上限利率3．5%。

■貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金　7年以内（うち据置期間2年以内）

■資本性ローン特例対象：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠4，000万円

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『知的財産を評価して中小企業に融資したい』

中小企業知財金融促進事業

中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」した「知財ビジネス評価書」を作成し、知財の専門人材が不足している金融機関に提供することで、同ビジネスが中小企業への融資判断に適切に反映されることを目指します。

対象となる方

中小企業等への事業性評価に基づく融資を検討している金融機関

支援内容

金融機関からの申請により、金融機関のクライアントである中小企業の「知財ビジネス評価書」を提携調査会社が作成し、無料で提供します。中小企業の知財を活用したビジネスの価値・評価を「見える化」することで、金融機関の融資判断時における活用につなげる包括的な取組を実施します。

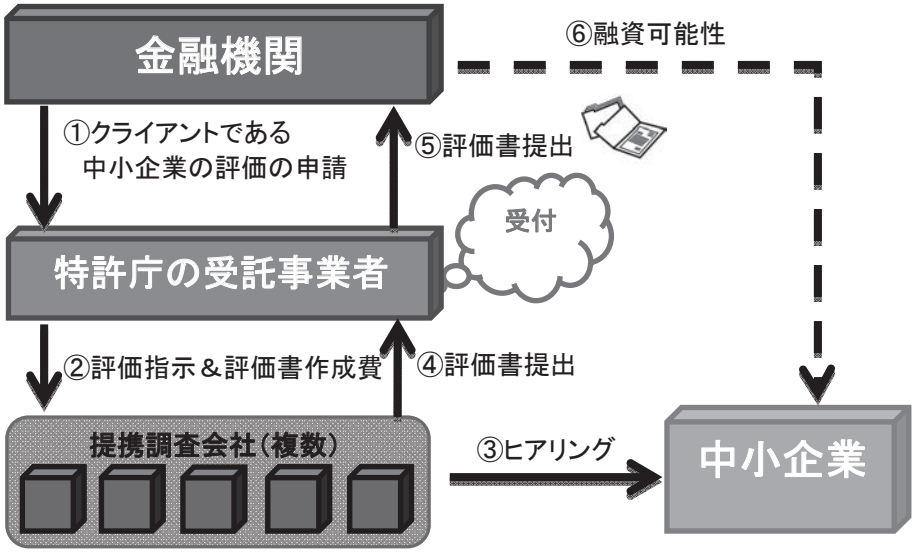

ご利用方法

特許庁の受託事業者（28年4月以降決定）が行う公募期間中に申請書等を提出
※予算の範囲内で随時公募を予定しています。

公募時期、応募申請手続き等詳細については、28年4月以降に決定いたします。
詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(2145)

『 地方創生を支援する融資制度を知りたい 』

まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度

地方で活躍する中小企業・小規模事業者を支援し、地方創生を実現するため、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた4つの基本目標に沿った事業を行う事業者の資金繰りを支援します。

対象となる方

以下のいずれかの要件を満たす方

（1）地方で、新たに1名以上（従業員21名以上の企業の場合は3名以上）の若者（35歳未満）を雇用する方

（2）本社を東京23区から地方に移転する方、又は店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方

（3）子育てサポート企業（くるみんマーク）の認定を取得している方

（4）「地方版総合戦略」に基づき、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方

支援内容

■貸付機関：
株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■対象資金：　各貸付制度に規定する資金使途

■貸付限度額：　各貸付制度に規定する貸付限度額

■貸付期間（据置期間）：　各貸付制度に規定する貸付期間（据置期間）

■貸付利率：　各貸付制度に規定する貸付利率から0．1％を控除した利率とする。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『ソーシャルビジネス向けの融資をうけたい』

ソーシャルビジネス支援資金

社会的課題の解決を目指す担い手として、ソーシャルビジネスを手掛ける中小企業・小規模事業者の皆様を対象に、日本政策金融公庫（国民生活事業）が低利融資を行います。

対象となる方

（1）特定非営利活動法人
（2）（1）以外の方であって、次のいずれかに該当する方
①地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方
②社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方であって、日本公庫（国民生活事業）による経営上の助言等を受ける方
③保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方

支援内容

■貸付限度額：7,200万円 （うち運転資金4,800万円）

■貸付利率：基準利率。ただし、次に該当する方は、それぞれの貸付利率。
①以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0．9％。
イ 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方及び新規開業して概ね7年以内の方
ロ 保育サービス事業、介護サービス事業等を営む方のうち、待機児童または介護難民の解消等に貢献する取組みを行う方
② 以下のいずれかに該当する方は、基準利率－0．4％。
イ 認定特定非営利活動法人（仮認定特定非営利活動法人を含む。）
ロ 地方公共団体の補助金等を受けて、社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方
ハ 社会的課題の解決を目的とする事業を新たに営もうとする方又は営んでいる方であって日本公庫（国民生活事業）による経営上の助言等を受ける方
ニ 保育サービス事業、介護サービス事業等を新たに営もうとする方又は営んでいる方のうち、①に該当しない方
※基準利率（平成27年3月末時点）1．65％

■貸付期間：設備資金20年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

■保証条件：一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。（貸付対象（1）の方については、上乗せ利率を0．1％引き下げられる場合もあります。）

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『信用保証協会の保証付借入金の借入れを一本化したい』

信用保証協会による借換保証

信用保証協会の保証付借入金の借換保証制度を実施することにより、中小企業の皆様の月々の返済額を軽減し、中小企業の資金繰りの円滑化を図ります。

対象となる方

・保証申込時点において、保証付きの既往借入金の残高がある方
・セーフティネット保証による借換えを利用する場合は、セーフティネット保証の認定を受け(*)、適切な事業計画を有している方
(*)セーフティネット保証の認定については、「セーフティネット保証制度」のページをご覧下さい。

支援内容

保証付借入金の借換え、複数の保証付借入金の一本化等が可能です。

1.緊急保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件
・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として 10 年（据置期間 1 年以内を含む）以内となります。
・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

2.一般保証、セーフティネット保証及び中小企業金融安定化特別保証の借換え

セーフティネット保証の要件に該当する方は、セーフティネット保証で借り換え、それ以外の方は、一般保証での借換えとなります。借換えにあたっては、追加的に新たな融資（増額融資）を受けることもできます。

■保証条件
・ セーフティネット保証で借換える場合は、事業計画書の作成等が必要となります。また、保証期間は原則として 10 年（据置期間 1 年以内を含む）以内となります。
・一般保証で借換える場合は、通常の保証における保証条件と同じです。

※ 信用保証協会の保証付きの貸付で金融機関が旧債務を借り手企業の意に反して返済させること（旧債振替）は禁止されています。

3.条件変更改善型借換保証

経営者に事業改善の意欲があるにもかかわらず、返済条件の緩和の実施により前向きな金融支援を受けることが困難な中小企業・小規模事業者を対象に、既往の保証付き融資を新たな保証付き融資に借り換え、更に真水（ニューマネー）を追加することを可能とします。

■保証条件

- 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、事業計画を策定することが必要となります。
- 保証期間は15年以内（据置期間1年以内を含む）となり、責任共有制度（8割保証）の対象となります。

（参考）借換のイメージ

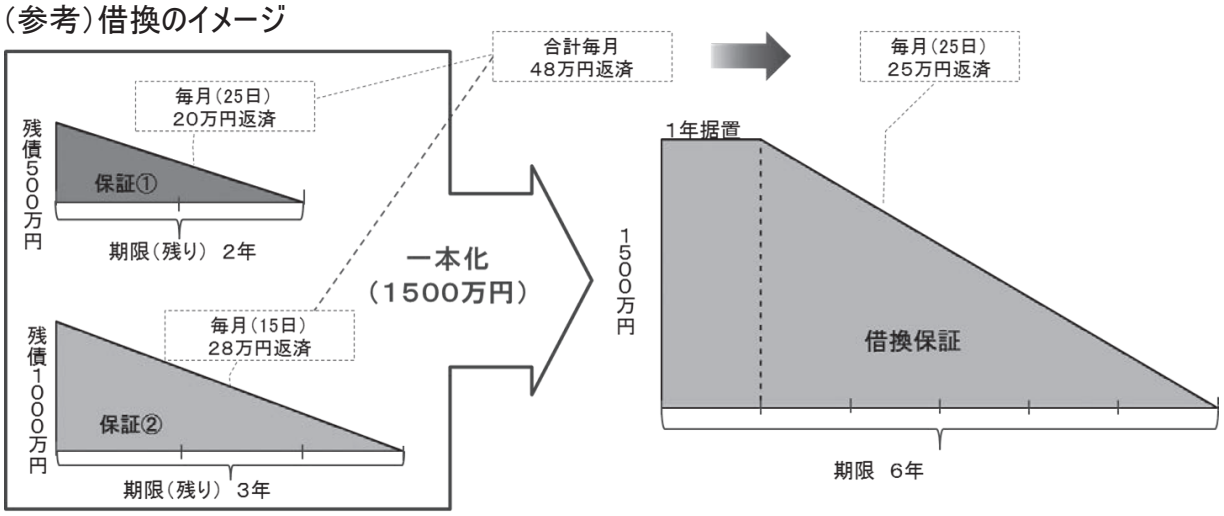

（参考）条件変更改善型借換保証制度イメージ

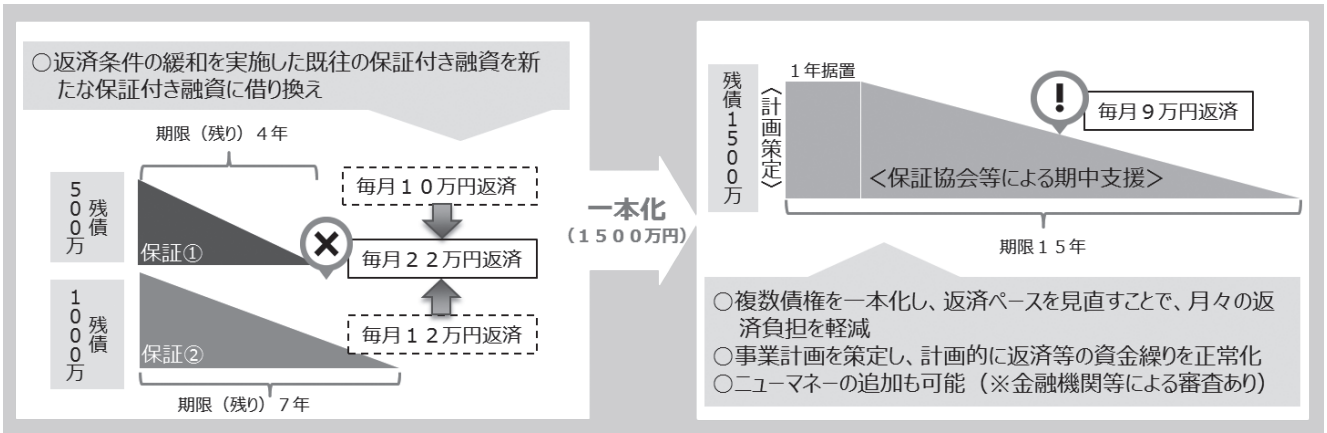

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『企業再生のために経営を見直したい』

中小企業再生支援協議会

都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部においては、常駐する専門家が再生に関する相談を受け付け、助言や再生計画作りのお手伝い、金融機関等との調整などの支援を行っています。

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、財務や事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

企業再生に関する知識と経験を持つ専門家が常駐し、中小企業者の再生に関する相談に対して、課題解決に向けた適切なアドバイスを実施します。また、相談案件のうち、再生のために財務や事業の抜本的な見直しが必要な企業については、常駐専門家(必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士、弁護士等の外部専門家と個別支援チームを編成)が、再生計画策定を支援します。

再生計画策定支援にあたっては、政府系金融機関、信用保証協会等の関係機関と連携を図りながら、公正中立的な立場で金融機関などの関係者間の調整をお手伝いします。

◇支援事業の流れ

企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関ＯＢ等）が、中小企業者の方の直面している問題についての相談を受けます。

窓口での相談受付、アドバイス

相談企業の課題を抽出し、常駐専門家による解決に向けた適切なアドバイスを行います。

関係機関の紹介

関係機関での対応が適当な場合は、適切な機関をご案内します。
関係支援機関
- 商工会議所、商工会
- 中小企業支援センター
- 政府系金融機関
- 信用保証協会　　等

《再生計画を作成する必要がある場合》

再生計画策定支援

常駐専門家（必要に応じて、中小企業診断士、公認会計士、税理士等で構成される個別支援チーム）による再生計画策定を支援します。また、公正中立な立場で、複数の金融機関をはじめとする関係者間の調整を行います。

※相談の際にお話いただく内容は、会社の概要、最近の財務・経営状況、取引金融機関との取引状況、現状に至った経緯、企業再生に向けての希望等ですので、必要な資料をお持ちください。

ご利用方法

企業再生は、早期に適切な手を打つことが重要です。経営の先行きに不安を感じたら、各都道府県の中小企業再生支援協議会までお気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は厳守しますので安心してご利用ください。なお、再生計画策定の支援にあたっては、実費の一部をご負担いただく場合があります。

お問い合わせ先
- 各都道府県の中小企業再生支援協議会及び(独)中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- 中小企業庁　金融課　　電話:03-3501-2876
- 各経済産業局中小企業課等　　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- (独)中小企業基盤整備機構の各地域本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『事業承継を円滑化するための税制措置について知りたい』

事業承継円滑化のための税制措置

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税、贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

対象となる方

非上場株式を相続または贈与により取得した中小企業の後継者
特定小規模宅地を相続した個人事業者・中小企業の後継者

措置の内容

■非上場株式等についての『相続税』の納税猶予・免除制度

後継者である相続人等（親族外も対象）が、相続又は遺贈により、非上場会社の株式等を被相続人（先代経営者）から取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき相続税のうち、その株式等に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

ただし、相続前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

【経済産業大臣の認定を受ける（継続する）ための主な要件】

（1）中小企業者であること。

（2）資産管理会社に該当しないこと。

（3）先代経営者が会社の代表者であったこと。

（4）先代経営者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、先代経営者がその同族関係者（後継者を除く）の中で筆頭株主であったこと。

（5）後継者及びその同族関係者が発行済株式総数の50%超を保有し、かつ、後継者がその同族関係者の中で筆頭株主であること。

（6）後継者が相続開始の直前に会社の役員であったこと

（7）相続後5年間※、雇用確保を始めとした事業継続要件を満たすこと。　　等

※納税猶予の適用を継続して受けるためには、5年間の事業継続後も対象株式の継続保有等が必要です。ただし、後継者が死亡した場合などには猶予税額が免除されます。

■非上場株式等についての『贈与税』の納税猶予・免除制度

後継者である受贈者（親族外も対象）が、贈与により、非上場会社の株式等を先代経営者から全部または一定以上取得し、経営承継法に係る経済産業大臣の認定（上記の相続税の納税猶予制度とほぼ同様の要件を満たすことが必要）を受け、その会社を経営していく場合には、その後継者が納付すべき贈与税のうち、その株式等に対応する贈与税の全額の納税が猶予されます。

ただし、贈与前から後継者が既に保有していた議決権株式を含め発行済完全議決権株式総数の2/3に達するまでの部分に限ります。

※一定の場合に「相続時精算課税制度（53頁参照）」と併用することが可能です。例えば、後継者が発行済議決権株式総数の2/3を超える株式の贈与を受ける場合には、贈与税の納税猶予制度の対象外となる株式について相続時精算課税制度を利用することができます。

■非上場株式等の納税猶予・免除制度に係る平成27年度税制改正の内容

（1）平成27年度税制改正による見直しの内容

改正内容は、下記の3点です。（以下は1代目→2代目→3代目と株式が贈与された場合を例としています。）

① 経営承継期間後に、2代目が3代目に株式を贈与した場合（3代目も納税猶予の適用を受けることが必要）、2代目の猶予税額は免除されます。

② 経営承継期間内であっても、2代目がやむを得ない事情（※）で代表を辞して、3代目に株式を贈与した場合（3代目も納税猶予の適用を受けることが必要）、2代目の猶予税額は免除されます。

（※）やむを得ない事情とは、主に以下のとおりです。

- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた（障害等級1級に限る）
- 身体障害者手帳の交付を受けた（身体上の障害の程度が1級又は2級に限る）
- 要介護認定を受けた（要介護状態区分が要介護5に限る）

③ 上記①②の場合において、1代目が死亡すれば、3代目の猶予されている贈与税が相続税に切り替わります。（2代目が死亡しても相続税には切り替わりません。）

なお、何代も続いて贈与税の納税猶予を受けた場合は、最も古い時期の認定贈与に係る贈与者が死亡した場合に相続税に切り替わります（1代目→2代目→3代目→4代目と贈与が続いた場合は、1代目が死亡したときに、4代目は相続税に切り替わります）。

（2）スキーム図

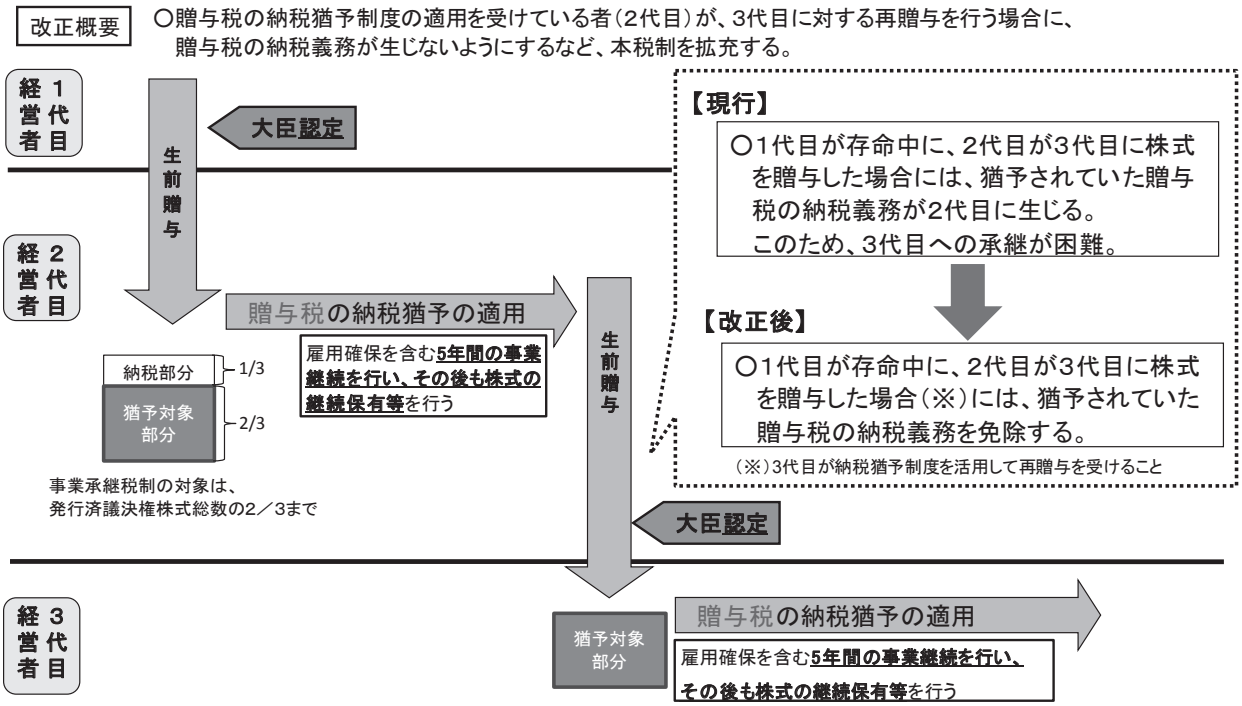

■相続時精算課税制度（贈与税・相続税）

贈与税の申告時に、「相続時精算課税選択届出書」など必要な書類を添付することで、下記のとおり、贈与時に軽減された贈与税を納付して、相続時に相続税で精算する課税制度を選択することができます。

（贈与時）

申告を前提に、60歳以上の親又は祖父母から20歳以上の子又は孫への贈与につき、2,500万円の非課税枠（限度額まで複数回使用可）があり、これを超える部分については税率一律20%で課税します。

（相続時）

贈与時の時価で贈与財産を相続財産と合算して相続税額を計算し、精算します。

■相続により取得した非上場株式を自社に売却した場合の課税の特例（所得税）

非上場株式を相続した個人が、相続税の申告期限から3年以内に発行会社に相続株式を売却した場合、①みなし配当課税（最高50%の累進課税）でなく、譲渡損益と合わせて譲渡所得課税（20%）※1が適用されます。

②また、この場合の非上場株式の譲渡による譲渡所得金額を計算するにあたり、その非上場株式を相続等により取得したときに課された相続税額のうち、その株式の相続税評価額に対応する部分の金額を取得費に加算（譲渡所得から控除）することができます。※2

※1 譲渡益課税20%＝所得税15%＋住民税5%
※2 譲渡所得＝売却金額－（株式等の取得費＋加算する相続税額）

特例を受けるためには下記の手続が必要です。

①譲渡対価の全額を譲渡所得の収入金額とする特例

その非上場株式を発行会社に譲渡する時までに「相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書」を発行会社を経由して、発行会社の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出すること。

②相続税額を取得費に加算する特例

この特例を受けるために確定申告を行うこと。確定申告書には、①相続税の申告書の写し、②相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書、③株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書の添付が必要です。この②の計算明細書を使用すると、取得費に加算される相続税額を計算することができます。

■小規模宅地等（事業用・居住用）の特例（相続税）

400㎡までの特定事業用宅地と330㎡までの特定居住用宅地（事業または居住を継続する等の要件があります）は、相続税の課税価格に算入すべき価額の80%が減額となる課税の特例を受けることができます。

※「相続税の納税猶予制度」と併用が可能であり、それぞれの上限まで利用することができます。

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

TEL：03-3581-4161（代表）　URL：http://www.nta.go.jp/

事業承継税制の認定については、各経済産業局にお問い合わせください。

『少額の設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

取得価額が 30 万円未満の減価償却資産を導入した場合、合計額 300 万円を限度として、全額損金に算入することができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
①大規模法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人
②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人
③常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

対象となる設備

取得価額が30万円未満の減価償却資産

措置の内容

30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度として、全額損金算入することができます。

手続の流れ

確定申告書に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成30年3月31日まで

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

『交際費を支出した場合の税制措置を知りたい』

交際費等の損金算入の特例

交際費等を支出した場合、一定額まで損金算入することができます。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人（※）

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人であっても、次の法人は本税制の適用を受けることができません。
- 大法人（資本金等の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人）との間に、完全支配関係（100%の出資関係）がある法人
- 完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- 投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

以下①、②のうち、どちらかを選択して損金算入することができます。

①支出した交際費等のうち、800 万円までの全額

②支出した接待飲食費の 50%（支出する接待飲食費の上限はありません。）

手続の流れ

確定申告書に別表（交際費等の損金算入に関する明細書）を添付し、最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成 30 年 3 月 31 日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

『 消費税軽減税率制度に対応する際に支援を受けたい 』

消費税軽減税率導入に向けた準備の支援

消費税軽減税率への対応が必要な事業者の準備が円滑に進むよう、レジ導入・システム改修等を支援する補助金や、相談窓口や講習会等によるサポート体制をご用意しています。

【消費税軽減税率対策補助金】

対象となる方

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度です。

（1）複数税率対応レジの導入等支援
複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。（レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。）

〇補助率
・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合：3／4
・導入費用3万円以上の機器：2／3
・タブレット等の汎用端末：1／2
〇補助上限
レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に経費を要する場合は、さらに1台あたり20万円を加算。複数を導入する場合は、1事業者あたり200万円を上限。

（2）受発注システムの改修等の支援
電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。

〇補助率　2／3
〇補助上限
・小売事業者等の発注システムの場合：1000万円
・卸売事業者等の受注システムの場合：150万円
・発注システム・受注システム両方の場合：1000万円

ご利用方法

詳細については、事務局にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
軽減税率対策補助金事務局　電話：0570－081－222　URL：kzt-hojo.jp

【消費税軽減税率対応窓口相談等事業】

対象となる方

消費税率引上げと消費税軽減税率導入にあたって、お悩みのある中小企業・小規模事業者

支援内容

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行います。また、税制抜本改革法（平成24年法律第68号）において、消費税率の引上げが規定されているため、転嫁対策窓口相談等も併せて実施します。

（1）中小企業関係団体等による相談窓口の設置

全国の商工会・商工会議所・中小企業団体中央会・商店街振興組合連合会等に相談窓口を設置し、消費税軽減税率制度等に関する相談を受け付けます。

（2）中小企業団体等による講習会等の開催

消費税軽減税率制度等に対応するための事務手続きや方策等について周知徹底を図るため、中小企業団体や認定経営革新等支援機関等と連携して講習会等を開催します。

（3）中小企業団体等による専門家派遣

事務負担が増大する個別事業者へのきめ細かい対応を実施するため、専門家が出張し、指導・助言を行います。

（4）普及啓発等

パンフレット等の作成・配布やメディア等を通じた広報を行い、万全の普及啓発を行います。

ご利用方法

詳細は下記お問い合わせ先まで。

お問い合わせ先

中小企業庁
・財務課　電話：03－3501－5803（直通）
・小規模事業振興課　電話：03－3501－2036（直通）

商工会・商工会議所等の中小企業団体の連絡先は中小企業庁ホームページをご覧下さい。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/link/jisshi_kikan.html

『外国人旅行者向け消費税免税制度について知りたい』

外国人旅行者向け消費税免税制度

地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化のため、外国人旅行者向け消費税免税制度を設けております。

対象となる方

○消費税免税店（輸出物品販売場）※の許可を受けた販売場を経営する事業者

※消費税免税店には以下の2通りがあります。

一般型消費税免税店　：免税手続きは販売場を経営する事業者が、その販売場において行う。

手続委託型消費税免税店：免税手続きは第三者（承認免税手続事業者）が、免税手続カウンター（販売場が所在する特定商業施設内に設置）において行う。

○承認免税手続事業者（免税手続きを行うことについて承認を受けた事業者）

制度の内容

本制度については、平成26年度「免税対象品目の拡大」、平成27年度「免税手続きの委託制度の創設」と、地方を訪れる外国人旅行者の消費拡大、受入強化を図るため、税制改正により様々な措置を講じてきました。

平成28年度税制改正においては、外国人旅行者向け消費税免税店制度の拡充・利便性向上を図るため、免税販売の対象となる下限額の引下げや、商店街区内のショッピングセンターの店舗（非組合員）が免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することが可能となります。

◆ 本制度に係るこれまでの税制改正内容

平成26年度改正：免税対象品目の拡大

➢ これまで免税対象から除かれていた食品類、飲料類、薬品類、化粧品類等の消耗品を含め、全ての品目が免税対象となるとともに、必要書類等の様式を緩和しました。

平成27年度改正：免税手続きの委託制度の創設

➢ 商店街・ショッピングセンター等において外国人旅行者に対して物品を販売する場合、従来は各個店で行う必要があった免税手続きを第三者へ委託することを可能とする制度を創設。これにより、商店街・ショッピングセンター等において、複数の店舗での購入金額を合算し、免税手続きを実施する「免税手続カウンター」の設置を実現しました。

平成28年度改正：免税対象金額引下げ、免税手続カウンター制度の利便性向上等

➢ 免税販売の対象となる下限額の引下げ（一般物品：1万円超→5千円以上、消耗品：5千円超→5千円以上）のほか、免税店から海外へ免税対象物品を直送する場合の免税手続きの簡素化や商店街区内に所在するショッピングセンターの店舗が、商店街の組合員でなくとも、免税手続カウンターを活用し購入金額を合算することを可能とします。

【免税手続カウンターでの買物のイメージ】

※合算時の最低購入金額は平成 28 年度改正により、引下げ予定。

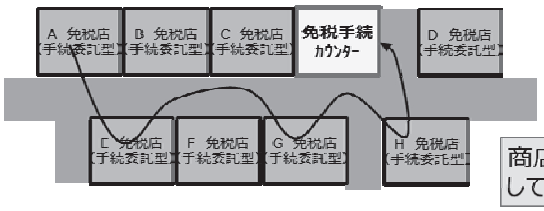

A店で和菓子2,000円を購入
E店で日本酒4,000円を購入
} 消耗品で合算5,000円超※

G店で扇子3,000円を購入
H店で着物15,000円を購入
} 一般物品で合算10,000円超※

※いずれも税抜価格

商店街やショッピングセンター等の中で、複数店舗での購入金額を合算して、免税販売手続が可能に！

【免税手続カウンターにおける手続きの流れ】

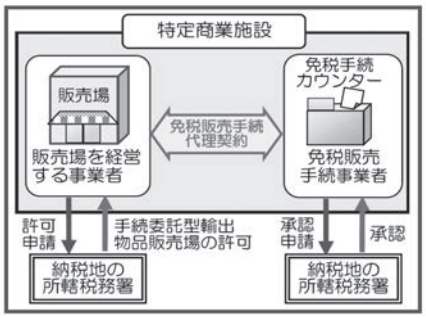

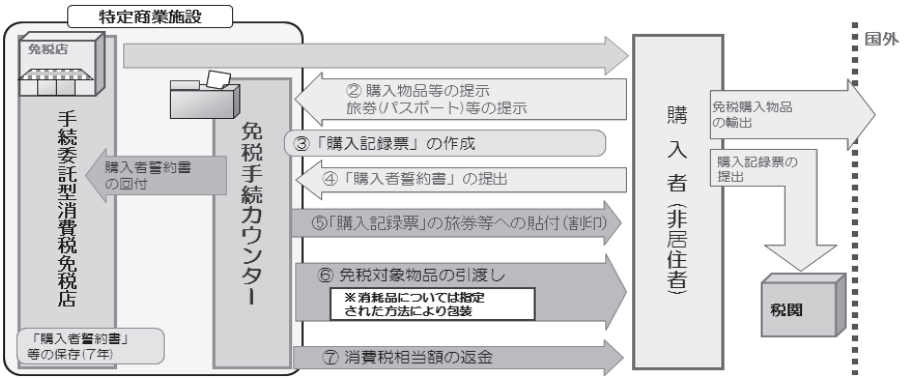

【特定商業施設について】

免税手続カウンターを設置できる特定商業施設とは、以下①～④までの販売場の区分に応じた地区、地域又は施設をいいます。

販売場の区分	特定商業施設	例
① 商店街振興組合法第２条第１項に規定する商店街振興組合の定款に定められた地区に所在する販売場（当該商店街振興組合の組合員が経営する販売場に限る。）	当該地区	商店街
② 中小企業等協同組合法第３条第１号に規定する事業協同組合の定款に定められた地区に所在する事業者が近接して事業を営む地域であって、その大部分に一の商店街が形成されている地域に所在する販売場（当該事業協同組合の組合員が経営する販売場に限る。）	当該地域	
③ 大規模小売店舗立地法第２条第２項に規定する大規模小売店舗内にある販売場	当該大規模小売店舗	ショッピングセンター等
④ 一棟の建物内にある販売場（③に該当するものを除きます。）	当該一棟の建物	テナントビル等

ご利用方法

消費税免税店の許可申請手続や特定商業施設等についての詳細は、国税庁のHPをご参照ください。（国税庁HP：https://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/shohi/menzei/）

●インバウンド対応に取り組む商店街を後押しするために、本制度のほか、補助金（17頁参照）、低利融資制度（289頁）による支援も実施しております。

お問い合わせ先
各経済産業局流通・サービス産業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
経済産業省　商務流通保安グループ　流通政策課　TEL：03-3501-1708
中小企業庁　経営支援部　商業課　TEL：03-3501-1929

『賃上げを実施する企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

所得拡大促進税制

従業員への給与等の支給額を基準事業年度から一定割合以上増加させた場合、増加額の10%を法人税等から税額控除できます。

対象となる方

適用要件を満たす、青色申告を行う全ての法人・個人事業主が所得拡大促進税制を利用することができます。(業種による制限はありません。)

支援内容

基準事業年度から一定割合以上、雇用者給与等支給額(国内雇用者に対する給与等の支給額の総額)を増加させる等の要件を満たした場合、増加の 10%を法人税(個人の場合は所得税)から税額控除できます。(上限は法人税額の 10%(中小企業者等は 20%))

図:適用のイメージ

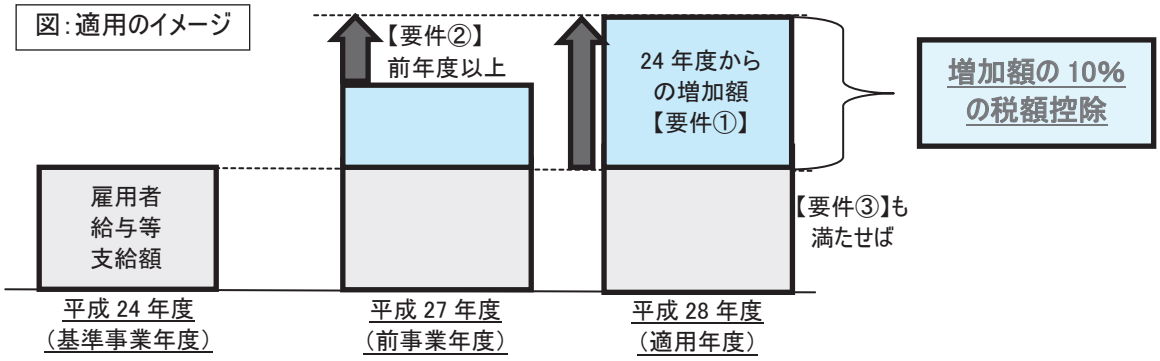

ご利用方法

制度利用に際して、**事前申請は必要ありません**。確定申告の際、申告書に明細書を添付してください。明細書は、次ページ記載の当省ホームページよりダウンロード可能です。

適用要件

ご利用にあたっては、下記の3つの要件を全て満たす必要があります。

〇まず、「適用年度」、「基準事業年度」、「前事業年度」の3つの事業年度について確認します。

- 適用年度・・・・・・・実際に税制の適用を検討している事業年度をいいます。
- 基準事業年度・・・平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度直前の事業年度をいいます(基準事業年度は、適用1年目でも、2年目以降でも、また適用3年目に初めて利用する場合も変わりません)。
- 前事業年度・・・・・適用年度開始の日の前日を含む事業年度をいいます。

<要件①>雇用者給与等支給額が基準事業年度より一定割合以上増加していること。

「雇用者給与等支給額」とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される「国内雇用者」(役員及びその特殊関係者を除いた、当該法人の国内の事業所に勤務する全ての雇用者)に対する「給与等」の支給額を指します。適用年度の雇用者給与等支給額が、基準事業年度の雇用者給与等支給額(「基準雇用者給与等支給額」といいます)と比較して一定割合(※1)以上増えていることを確認します。

※1 各事業年度で必要となる増加割合

事業年度	増加要件(カッコ内は中小企業者)
平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する事業年度	2%(2%)
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する事業年度	2%(2%)
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度	3%(3%)
平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度	4%(3%)
平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度	5%(3%)

＜要件②＞適用年度の雇用者給与等支給額が前事業年度以上であること。

「雇用者給与等支給額」が、前事業年度に計算上損金の額に算入される「国内雇用者」に対する「給与等」の支給額(「比較雇用者給与等支給額」といいます)以上であることを確認します。

＜要件③＞平均給与等支給額が前事業年度を上回っていること。

「平均給与等支給額」を計算するには、まず、雇用者給与等支給額のうち、雇用保険法の一般被保険者である継続雇用者(適用年度と前事業年度において給与等の支給がある国内雇用者)に係る金額の合計を、適用年度と前事業年度でそれぞれ計算します。その額から、高年齢者雇用安定法に基づく「継続雇用制度」の対象者に支給された給与等を引いた額を算出します(「継続雇用者給与等支給額」といいます)。

次に、各月ごとの給与等の支給の対象となる「月別支給対象者数」(継続雇用者給与等支給額にかかる継続雇用者の数)を数えます。同一の継続雇用者が、同一月に2回以上の給与や賞与等の支給を受けた場合は、その月のその継続雇用者は1人と数えます。

最後に「継続雇用者給与等支給額」を「月別支給対象者数」で割り、前事業年度と適用年度の「平均給与等支給額」を算出します。そして適用年度の平均給与等支給額が前事業年度を上回っていることを確認します。

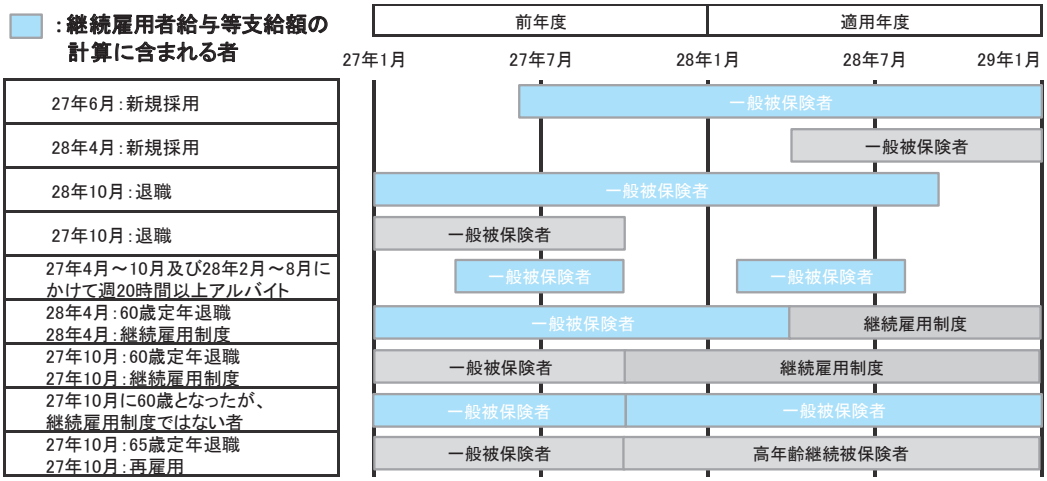

上記3つの要件を全て満たした場合、「支援内容」に記載した税額控除を受けられます。

経済産業省のホームページでより詳しい解説をご確認いただけます。
※申請に必要な明細書及び当税制の解説パンフレット等を掲載しております。
http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.htm

お問い合わせ先
【最寄の経済産業局】

・北海道経済産業局	地域経済課	:011-709-1782
・東北経済産業局	地域経済課	:022-221-4876
・関東経済産業局	産業人材政策課	:048-600-0358
・中部経済産業局	地域人材政策室	:052-951-2731
・中部経済産業局 北陸支局	地域経済課	:076-432-5518
・近畿経済産業局	地域経済課	:06-6966-6011
・中国経済産業局	地域経済課	:082-224-5684
・四国経済産業局	地域経済課	:087-811-8513
・九州経済産業局	産業人材政策課	:092-482-5504
・沖縄総合事務局	地域経済課	:098-866-1730

【経済産業省】

・経済産業政策局	産業人材政策室	:03-3501-2259

『様々な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置し、一歩踏み込んだ専門的な助言を行っています。

対象となる方

原則として、よろず支援拠点が設置されている都道府県において事業を行っている中小企業・小規模事業者（起業予定者を含む）

支援内容

売上拡大や経営改善などの様々な経営課題に対応する専門家を各拠点に配置しており、中小企業・小規模事業者の経営上の悩みに親身に耳を傾け、適切な解決策をご提案するとともに、成果がでるまでフォローアップします。

経営上のどのようなお悩みにでも、何度でも無料で相談できますので、お気軽にご利用ください。

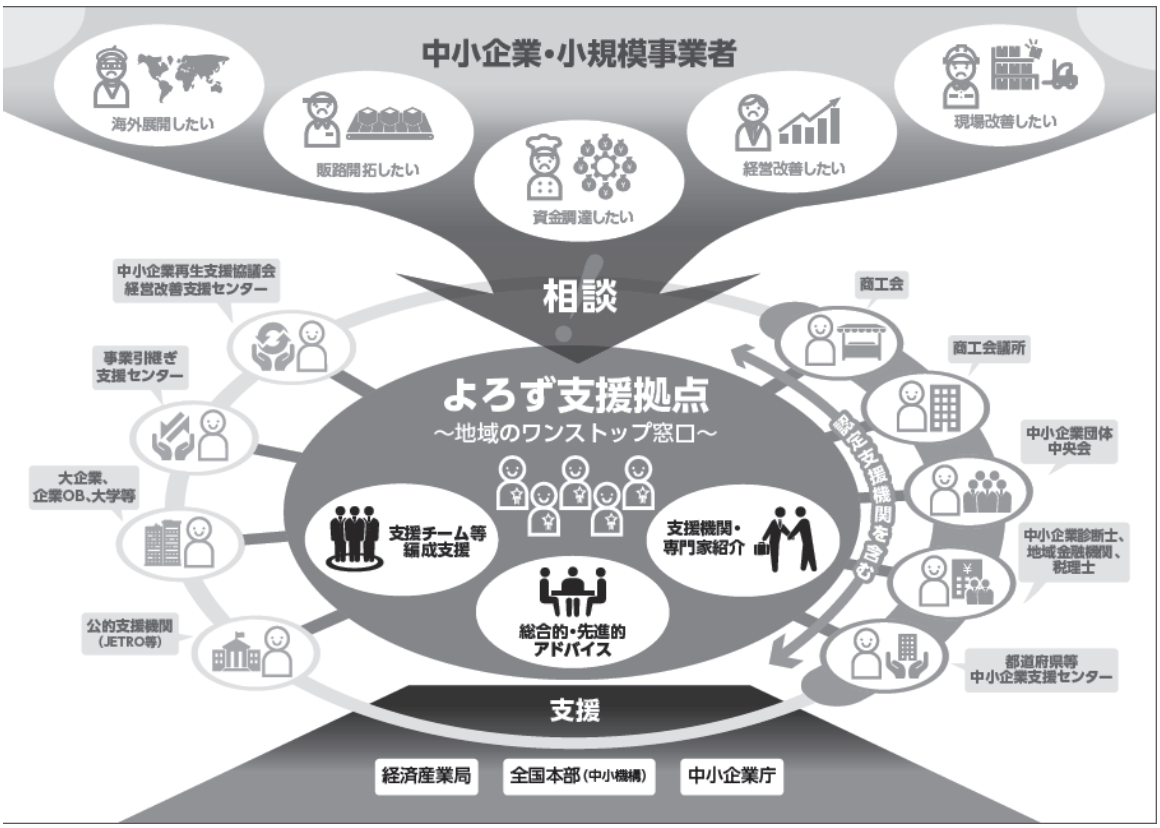

ご利用方法

まずは、お近くのよろず支援拠点にご相談ください。

お問い合わせ先
各よろず支援拠点 （巻末参照）
中小企業庁 経営支援部 経営支援課 電話：03-3501-1763（直通）

『高度・専門的な経営課題を解決して欲しい』

中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（専門家派遣）

中小企業・小規模事業者が抱える経営課題が、内外の事業環境の変化により高度化、複雑化している中で、事業の各段階に応じた様々な経営課題・支援ニーズに対応するため、専門家派遣を実施します。

対象となる方

中小企業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者（起業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者）

支援内容

よろず支援拠点や地域プラットフォーム（※）から、個々の中小企業・小規模事業者の課題に応じた専門家を原則３回まで無料で派遣します。

ご利用方法

ミラサポで会員登録及び企業登録を行い、お近くのよろず支援拠点や地域プラットフォームにご相談ください。必要に応じてよろず支援拠点や地域プラットフォームの構成機関が専門家派遣を申請します（１年度につき３回まで無料）。

※地域プラットフォーム
商工会・商工会議所や金融機関など地域の支援機関による、中小企業支援を目的に連携した組織体。平成２５年度から設置。

お問い合わせ先
中小企業庁　経営支援部　経営支援課　　電話：03-3501-1763（直通）

『新しい分野や新事業へのチャレンジを支援してほしい』

地域中核企業創出・支援事業

地域中核企業候補（中小・中堅企業等）が新分野・新事業等に挑戦するための体制整備や、地域中核企業のさらなる成長を実現するための事業化戦略の立案や販路開拓等の取組について、支援人材によるサポートを通じて一貫的に支援します。

対象となる方

新分野や新事業等に取り組む地域の中小・中堅企業を支援する団体等

支援内容

地域の中小・中堅企業等の取組を支援する団体等を委託先とし、そこに所属もしくは契約関係にある支援人材のサポートを通じて、以下のような支援を行います。
（※支援を希望する企業に対して直接委託するものではございません。）

（1）ネットワーク型支援

支援人材の人脈等を活用して、地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長に資するよう、外部リソース（大学、協力企業、金融機関　等）とのマッチングによる体制整備等を支援します。
（おもな対象経費：支援人材の活動費、マッチングに係る会議等の経費　等）

（2）ハンズオン型支援

支援人材のノウハウ等を活用して、地域中核企業の更なる成長のため、新事業展開に向けた事業化戦略の立案/販路開拓等を支援します。
（おもな対象経費：支援人材の活動費、市場調査費、販路開拓のための展示会出展費　等）

ご利用方法

詳細は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
経済産業省　地域経済産業グループ　立地環境整備課　電話:03-3501-0645

『設備投資への優遇措置を知りたい』

新たに取得する機械装置の固定資産税の特例

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が策定し、認定された経営力向上計画に記載される新規の機械装置（160万円以上で、生産性が1%向上（10年以内に販売開始）等）を取得した場合、課される固定資産税の課税標準を3年間1／2とする。

対象となる方

・資本金の額又は出資金の額が１億円以下の法人
・資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人
・常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
※大企業の子会社を除く。

支援内容

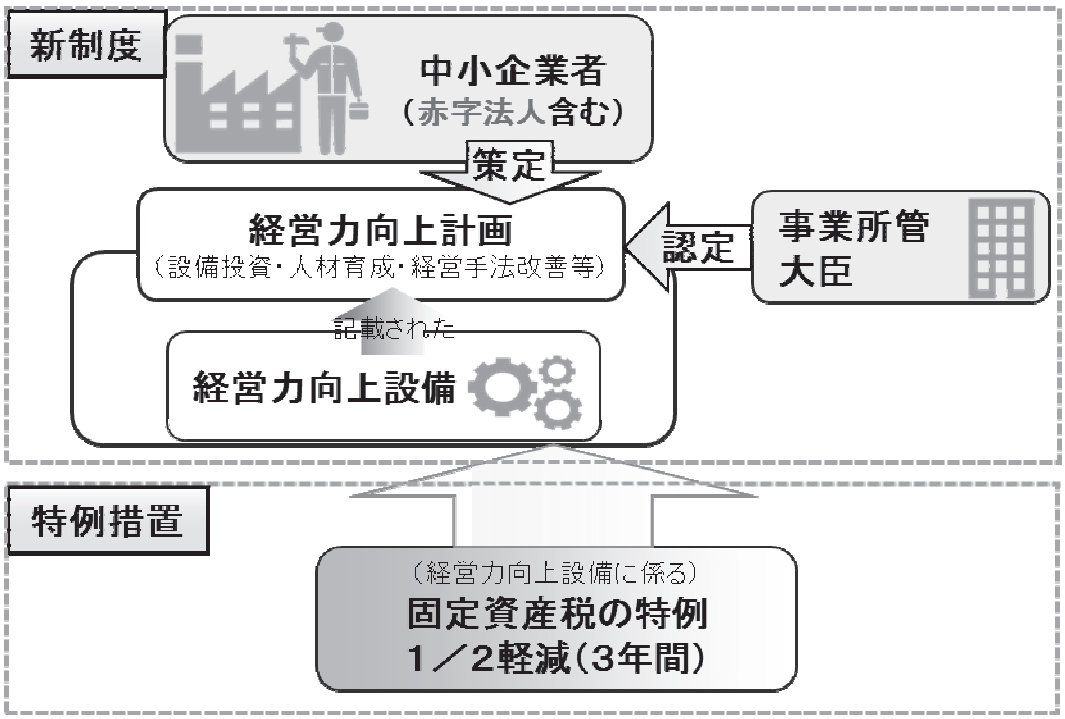

※現在検討中の案ですので、今後変更となる可能性があります。

お問い合わせ先
中小企業庁事業環境部企画課　TEL：03－3501－1765（直通）

『ものづくりを支援して欲しい』

中小ものづくり高度化法に基づく、ものづくり中小企業の支援

中小ものづくり高度化法に基づき、中小企業者が、精密加工、立体造形等の特定ものづくり基盤技術の高度化に向けた研究開発を（他の事業者と協力して）行う際に、助成金や低利融資など、様々な支援を受けることができます。

対象となる方

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された特定ものづくり基盤技術*1に関する研究開発等に単独又は他の事業者と協力して取り組む中小企業者

支援内容

中小企業者は、中小ものづくり高度化法に基づいて策定された特定ものづくり基盤技術高度化指針*2に沿った研究開発計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた場合、次の支援措置を利用することができます（個別の支援措置ごとに、支援機関の審査や確認が必要となります）。

（1）
戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）（13頁参照）
（委託型）（14頁参照）
（2）政府系金融機関による低利融資制度（71頁参照）
（3）中小企業信用保険法の特例（263頁参照）
（4）中小企業投資育成株式会社法の特例（85頁参照）
（5）特許料及び特許審査請求料の軽減（114頁参照）

（＊1）特定ものづくり基盤技術（12技術）《平成27年2月9日改正》
デザイン開発に係る技術、情報処理に係る技術、精密加工に係る技術、製造環境に係る技術、接合・実装に係る技術、立体造形に係る技術、表面処理に係る技術、機械制御に係る技術、複合・新機能材料に係る技術、材料製造プロセスに係る技術、バイオに係る技術、測定計測に係る技術

（＊2）特定ものづくり基盤技術高度化指針《平成27年2月9日改正》
特定ものづくり基盤技術それぞれについて、中小企業・小規模事業者のものづくり技術の高度化を促進するためのガイドラインとしての役割・機能を果たすものです。
詳細は、下記の中小企業庁ホームページをご覧下さい。（URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html）

ご利用方法

Ⅰ．研究開発計画の作成・法認定の申請

①特定ものづくり基盤技術高度化指針に沿った研究開発計画（特定研究開発等計画）を作成。
各地域の経済産業局、または中小企業基盤整備機構で相談を受け付けています。
②「特定研究開発等計画」を実施する施設がある地域の経済産業局に認定申請書をご提出ください。審査の結果、特定研究開発等計画として認定された場合には認定書が交付されます。

Ⅱ．支援措置の利用（法認定を受けた方が対象）

法認定を受けると、上記（1）～（5）の支援措置を利用することができます（これらの申請の際には、上記認定書が必要となります。）。支援措置の利用方法は、それぞれのページをご覧ください。

お問い合わせ先
- 中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816
  中小企業庁ホームページ　経営サポート「ものづくり（サービス含む）中小企業支援」
  URL:　http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html
- 各経済産業局　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
- 中小企業基盤整備機構（巻末お問い合わせ先一覧参照）

効果的な共同研究及び実用化のための『技術研究組合』

技術研究組合制度

企業と企業、企業と大学などが、共同で研究を進める時に、法人格を有することや税制上の優遇措置がある等の特徴を持つ、技術研究組合制度があります。

対象となる方

企業、大学、公的研究機関等との共同研究をお考えの事業主　等

支援等内容

本制度は、各企業や大学・公的研究機関等が組合員となって技術研究組合を設立し、事業を実施するために必要な資金、知的財産、研究者等を出し合って、組合員に共通する技術課題について共同研究を行うためのものです。

具体的な特徴として、①法人格を有していること、②賦課金を支払う組合員に対し研究開発税制が適用されること、③組合が有する試験研究用資産に優遇税制（圧縮記帳）が適用されること、④株式会社への移行など柔軟な組織変更が可能であること、などがあります。

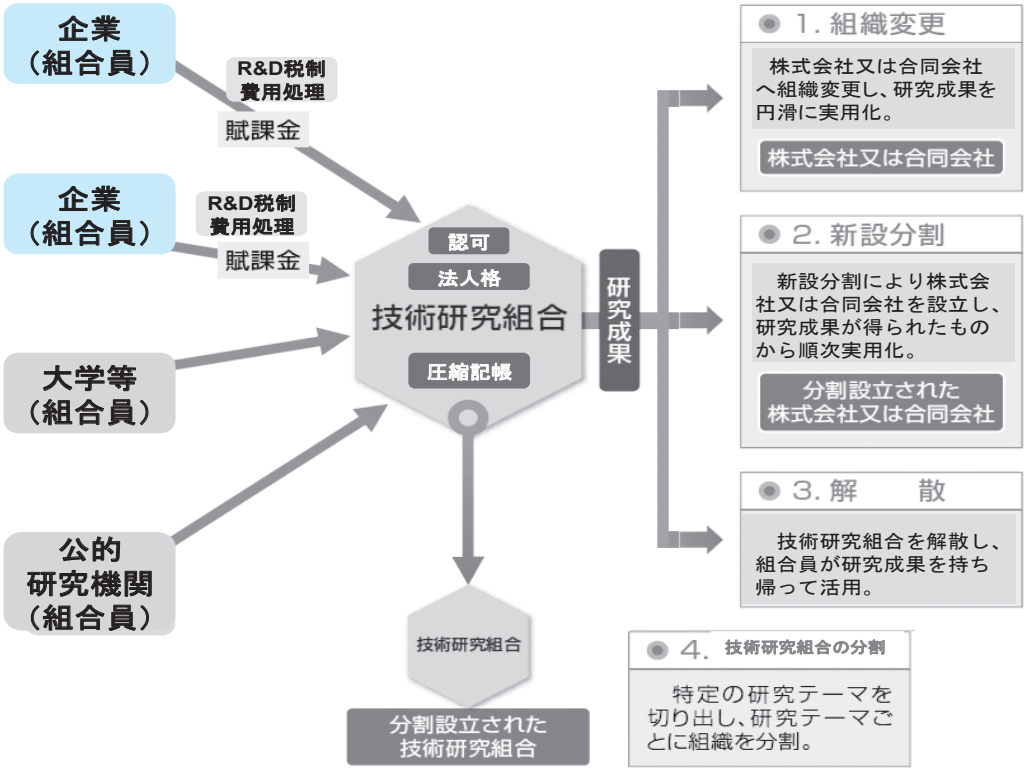

ご利用方法

詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

お問い合わせ先
経済産業省　産業技術環境局　技術振興・大学連携推進課
電話：03-3501-1778（直通）
URL：http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/kenkyuu/kenkyuuindex.html

『ものづくり技術を活用して医療機器の開発・改良を行いたい』

医工連携事業化推進事業（実証事業）

優れたものづくり技術（切削、精密加工、コーティング等）を有する中小企業等と、医療現場の課題を有する医療機関や研究機関、製造販売業者等とが連携した「医工連携」による医療機器等の開発・事業化を行う際、委託金を受けることができます。

対象となる方

我が国医療現場の課題を解決し、かつ、医療機器産業強化に資する医療機器等の開発・評価等を実施し、事業化に取り組む中小企業等

支援内容

中小企業の優れたものづくり力を活用し、医療現場における課題解決に資する医療機器等について、ものづくり中小企業者を含む、医療機関、研究機関、製造販売業者等からなる共同体によって実施される試作品製作、非臨床試験、臨床試験、治験等の事業化に向けた取り組みを支援します。

■事業期間　3年以内

経済産業省 → 補助 → 日本医療研究開発機構 → 委託 → 中小企業・医療機関・研究機関、製造販売業者等の共同研究体

ご利用方法

（1）国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「日本医療研究開発機構」）に対し、公募期間中に提案書を提出
※28年度事業の公募は終了しました
（2）日本医療研究開発機構が設置する有識者委員会において、提案内容を審査し、採択先を決定
（3）日本医療研究開発機構と契約後、医療機器等の開発・評価を実施し、終了後、成果を報告
（4）日本医療研究開発機構から委託費を受給

お問い合わせ先

国立研究開発法人　日本医療研究開発機構　産学連携部　医療機器研究課
電話：03-6870-2213（直通）
ホームページ　http://www.amed.go.jp/program/list/02/01/031.html

『医療機器の開発・事業化における課題を解決したい』

「医療機器開発支援ネットワーク」事業

中小企業・ベンチャー・大学等による医療機器の開発・事業化における課題を解決するために、「伴走コンサル」として、医療現場のニーズに関する情報提供や各開発段階に応じたアドバイスなど、切れ目ない支援を提供します。

対象となる方

医療機器の開発・事業化において、医療現場のニーズ把握、医薬品・医療機器法への対応、販路開拓等の課題を解決したい中小企業・ベンチャー・大学等。

支援内容

関係各省や関連機関、企業、地域支援機関が連携した「医療機器開発支援ネットワーク」を活用し、技術力のある中小企業・ベンチャー・大学等に対して、

- 「伴走コンサル」として、開発初期段階から事業化に至るまで、切れ目ない支援
- 関係機関を総動員し、ワンストップで医療現場のニーズ発掘や事業化支援（薬事、知財、海外展開、ファイナンス）等の支援

を無料で提供します。

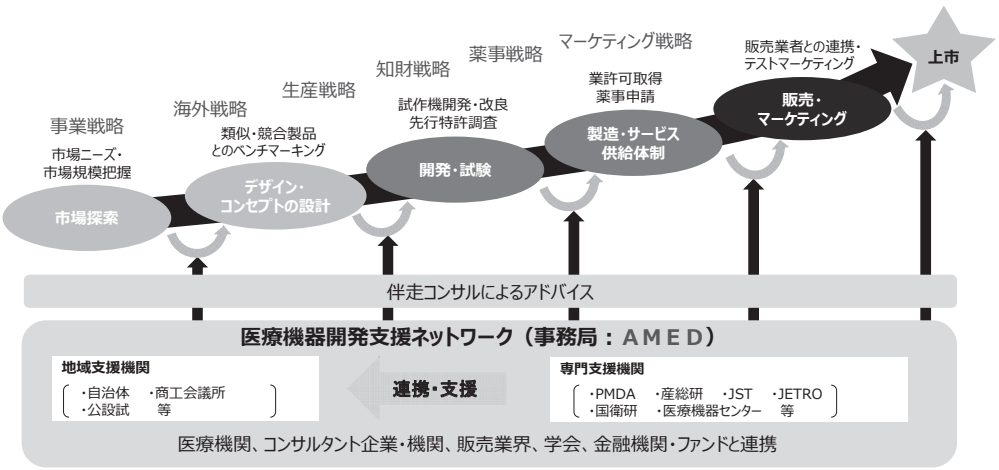

ご利用方法

お近くの地域支援機関（全国71機関）または医療機器開発支援ネットワークの相談窓口にご相談下さい。

お問い合わせ先
医療機器開発支援ネットワーク事務局サポート機関
東京都千代田区永田町 2-10-3 三菱総合研究所内 （日本医療研究開発機構より委託）
TEL：03-6705-6181
Email：kikinet@mri.co.jp
URL：https://www.med-device.jp/net/
※平成28年4月1日から平成29年3月31日までのお問い合わせ先となります。

『研究開発成果を事業化するための支援策を知りたい』

中小企業技術革新制度（SBIR制度）に基づく支援

国等の指定する特定の研究開発補助金等を受けた中小企業者等は、その成果を利用した事業活動を行う場合に、特許料の軽減や日本政策金融公庫の特別貸付制度などの支援を受けることができます。

対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき指定される特定の研究開発の補助金や委託費（特定補助金等）の交付を受けた中小企業者及び事業を営んでいない個人（大学等の研究者等）

支援内容

（1）特許料等の軽減

特定補助金等の成果に関する発明特許について特許料及び審査請求手数料の減免を受けることができます。（114頁参照）

（2）中小企業信用保険法の特例

新事業開拓保険制度において、債務保証枠の拡大や担保・第三者保証人が不要な特別枠を利用することができます。

（3）日本政策金融公庫の特別貸付制度（新企業育成貸付制度）

特定補助金等の成果を事業化する際に、新事業育成資金、女性、若者／シニア起業家支援資金（80頁参照）、新規開業支援資金、新事業活動促進資金（99頁参照）といった低利の特別貸付（特別利率③（基準利率−0.9%）など）を受けることができます。

（4）中小企業投資育成株式会社法の特例

資本の額が3億円を超える株式会社を設立する場合等も中小企業投資育成会社の投資を受けることができます。

（5）国や関係機関の入札への参加機会の特例措置

参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることなどを証明できれば、入札参加資格のランクにかかわらず、入札参加が可能となる特例措置があります。

（6）中小企業者の技術力をPRする場の提供

中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J－Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。特定補助金等の交付を受けた中小企業者それぞれが、専用ページで研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRすることができます。

また、同機構が運営する「J－GoodTech（ジェグテック）」サイトに登録することにより、大手企業とのマッチング支援を受けることができます。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

SBIR制度全般：中小企業庁技術・経営革新課（イノベーション課）
電話：03-3501-1816　URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html

（2）中小企業信用保険法の特例：全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200

（3）日本政策金融公庫の特別貸付制度：
全国各店舗：http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
・事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1785

（4）中小企業投資育成株式会社法の特例：
東京社電話：03-5469-1811　名古屋社電話：052-581-9541　大阪社電話：06-6459-1700

（6）SBIR特設サイト（中小企業ビジネス支援サイト（J－Net21）内）：
URL：http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/
J－GoodTech
URL：https://jgoodtech.smrj.go.jp/

『ものづくり中小企業の研究開発に対する融資を知りたい』

企業活力強化資金

（Ⅰ）ものづくりの技術的課題を解決するための試作品開発や新技術の開発及びその販路開拓に取り組む計画をお持ちの方が融資を受けることができます。（Ⅱ）また、「特定ものづくり基盤技術」に関する研究開発等に取り組むために資金を必要とする方が融資を受けることができます。

対象となる方

（Ⅰ）の場合（取扱金融機関は日本政策金融公庫中小企業事業及び国民生活事業、沖縄振興開発金融公庫）

中小ものづくり高度化法に基づいて指定された「特定ものづくり基盤技術」（66頁参照）を活用した新製品・新技術の開発（既存技術の転用や隠れた価値の発掘（設計・デザイン、アイディアの活用等を含む。））及び当該開発の成果に係る販路開拓等に取り組む者であって、次の（1）及び（2）から（4）のいずれかの要件を満たす方

（1） 技術的課題を明確にした新製品・新技術開発の内容及びその販路開拓等にかかる「ものづくり製品開発等計画書」を策定すること。
（2）当該新製品・新技術に関する売上げが、貸付後5年以内に1.5倍以上に増加することが見込まれること。
（3）会社の売上高経常利益率が、貸付後5年以内に直近の売上高経常利益率に比べ1.1倍以上増加することが見込まれること。
（4）当該新製品・新技術に関して別表に掲げる補助金の交付決定を受ける予定の方又は過去5年以内に別表に掲げる補助金の交付決定を受けた事業を実施した方であること。

＜別表＞
中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業（ものづくり、商業・サービス）
ものづくり・商業・サービス革新補助金

（Ⅱ）の場合（取扱金融機関は日本政策金融公庫中小企業事業、沖縄振興開発金融公庫）

中小ものづくり高度化法に基づく経済産業大臣の認定（66頁参照）を受けた方であり、かつ以下のいずれかの要件を満たす方

（1）最近の決算において、赤字又は債務超過である方
（2）最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は2年前若しくは3年前の同期に比し減少している方
（3）（1）や（2）と同様に、困難な経営状況にあると認められる方

支援内容

・融資限度額
【中小企業事業（Ⅰ）（Ⅱ）】
直接貸付　7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
代理貸付　1億2,000万円
【国民生活事業（Ⅰ）】
直接貸付　7,200万円（うち運転資金4,800万円）

・融資利率
【中小企業事業】
2億7千万円まで（土地に係る資金は除く）　（Ⅰ）特別利率①、（Ⅱ）特別利率③
2億7千万円超　基準利率
【国民生活事業（Ⅰ）】
特別利率①（ただし、土地に係る資金は基準利率）

・融資期間
設備資金：20年以内（うち据置2年以内）
運転資金：原則5年以内（特に必要と認められる場合7年以内、うち据置1年以内）

融資のお申し込み

直接貸付　日本政策金融公庫（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫）各支店の窓口にお申し込みください。
代理貸付　日本政策金融公庫（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫）の代理店の窓口にお申し込みください。
※詳しくは下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『研究開発を行う場合の減税措置について知りたい』

研究開発税制

中小企業者等の方が試験研究を実施した場合、税制の特別措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出し、試験研究を行う法人、連結法人または個人

措置の内容

■資本金１億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が 1,000 人以下の個人（税法上の中小企業者等）

A:中小企業技術基盤強化税制

適用事業年度の試験研究費の 12%に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25%相当額です。

■資本金１億円超の中小企業等、従業員数が 1,000 人超の個人（税法上の中小企業者等以外の企業）

B:総額型

適用事業年度の試験研究費の 8%～10%（当該企業の試験研究費割合※1 に応じた一定率（8%＋試験研究費割合×0.2）で上限は 10%）に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、法人税額（所得税額）の 25%相当額です。

※1　試験研究費割合とは、当年度の試験研究費を売上金額（=当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額）で除したものとします。

■国の試験研究機関・大学・一定の契約に基づく民間企業等との共同研究、委託研究等がある場合

C:特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）

適用事業年度の特別試験研究費※2（国の試験研究機関・大学等との共同・委託研究及び企業間等での共同研究をして支出した経費等）の 20%又は 30%※3に相当する額を法人税額（所得税額）から控除します。控除限度額は、本年度から、控除上限がA又はBの総額型とは別枠化され、法人税額（所得税額）の 5%相当額となりました。

なお、本年度から、特別試験研究費の範囲に、他の中小企業者に対して支出する知財権使用料が追加されました。

※2　特別試験研究費として計上した額については、中小企業技術基盤強化税制・総額型の控除の対象になる試験研究費として計上することはできません。

※3　大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30%　企業間等：20%

【適用期間に関する留意点】

適用期間：本年度においては所得税を含めて、上記措置がすべて恒久措置化されております。

また、恒久的措置である A～C に加えて、適用期間内であれば D または E の措置のいずれかを選択して利用できます。

D:試験研究費の増加額に係る税額控除制度（増加型）

当該企業の試験研究費の増加額※4※5が 5%を超える場合には、増加額に試験研究費の増加した割合（ただし、上限 30%）を乗じた額を追加的に法人税額（所得税額）から控除します。

※4 試験研究費の増加額は、当該年度の試験研究費から過去 3 事業年度の試験研究費の平均額（比較試験研究費）を控除した残りの額とします。

※5 本制度の適用を受けるには、当該年度の試験研究費の額が前 2 事業年度のうち最も多い事業年度の試験研究費の額（基準試験研究費）を超えている必要があります。

E:売上高に占める割合が 10%を超える試験研究費に係る税額控除制度（高水準型）

当該企業の試験研究費の額が平均売上金額※6 の 10%相当額を超える場合には、その超過額に一定の割合※7 を乗じた額を追加的に法人税額（所得税額）から控除します。

※6 平均売上金額とは、当該年度に前 3 年を加えた計 4 年間の平均売上金額とします。

※7 一定の割合とは、試験研究費割合から 10%を控除した割合に 0.2 を乗じた割合とします。

◎適用期間：法人 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度（D・E ともに）

個人 平成 28 年（D・E ともに）

◎税額控除の上限：法人税額（所得税額）の 10%相当額（D・E ともに）

中小企業技術基盤強化税制（総額型）、オープンイノベーション型及び上乗せ措置（増加型又は高水準型）を合算し、法人税額から控除。ただし、それぞれ、法人税額の 25%、5%及び 10%が上限。

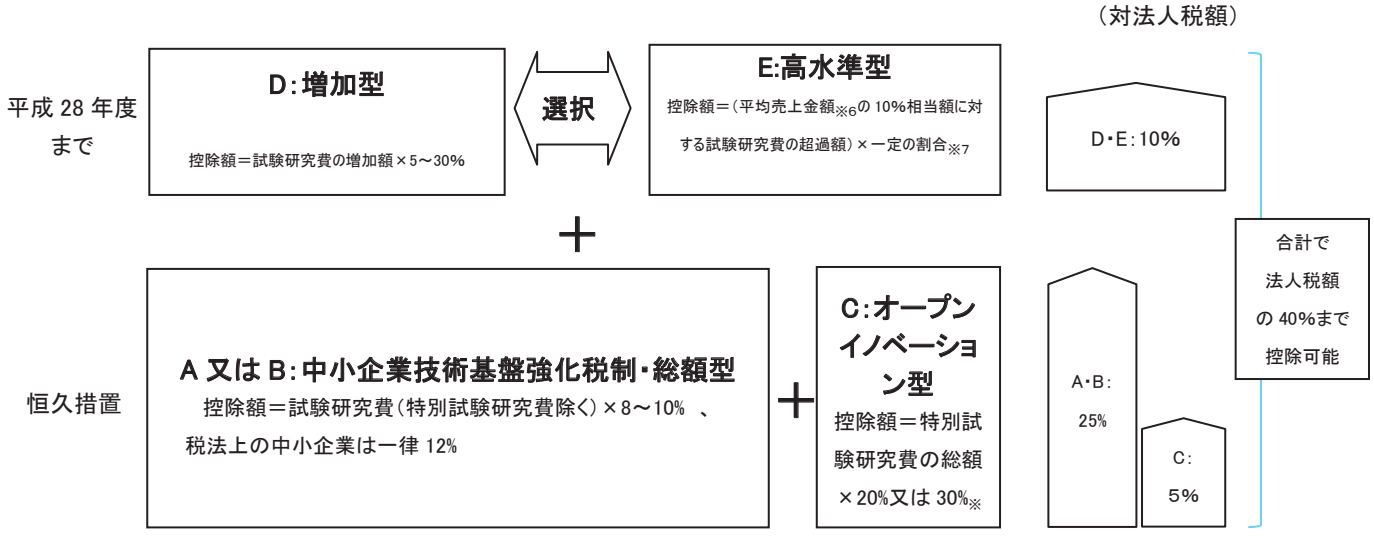

F：中小企業者等の試験研究費に係る特例措置（地方税）

研究開発税制の適用事業年度においては、中小企業技術基盤強化税制等（国税：A＋C（+D又はE））の税額控除後の法人税額を法人住民税（地方税）の課税標準とします（税法上の大企業は税額控除前の法人税額が課税標準となります）。

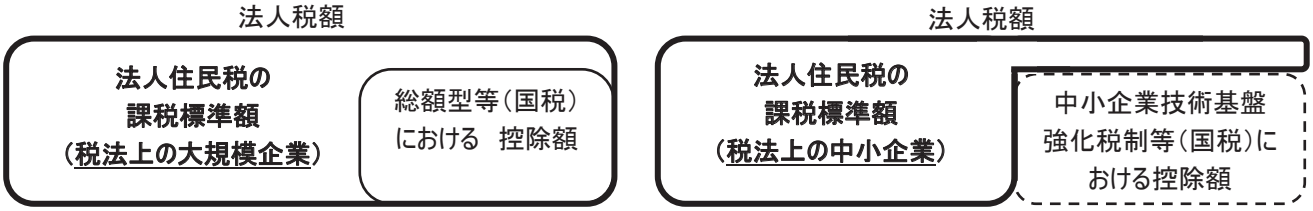

対象となる費用

製品の製造または技術の改良、考案もしくは発明に係る試験研究のために要する費用のうち所得の計算上損金に算入される（個人の場合は事業所得の計算上経費に参入される）額。具体的には、原材料費・人件費（専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者に係るものに限る）・経費（中小企業等に対して支出する知財権使用料を含む）、その試験研究の一部として要する委託試験研究費、技術研究組合の組合員が負担する賦課金。

【次の各項目全てを満たす者も「専門的知識をもって当該試験研究の業務に専ら従事する者」に該当】

（1） その研究者が研究プロジェクトチームに参加し、全期間ではないが担当業務が行われる期間、専属的に従事すること

（2） 担当業務が試験研究に欠かせないものであり、専門的知識が当該担当業務に不可欠であること

（3） 従業期間がトータルとして相当期間（おおむね1ヶ月以上）あること（担当業務がその特殊性から期間的に間隔を置きながら行われる場合はその期間をトータルする）

（4） 担当業務への従事状況が明確に区分され、担当業務に係る人件費が適正に計算されていること

手続きの流れ

確定申告書に必要事項を記載し、法人税額の特別控除に関する明細書等を添付した上で最寄りの税務署に申告してください。なお、特別控除明細書に記入した金額の基になる書類、帳簿類等は一定期間保存する必要があります。

お問い合わせ先
制度に係る一般的なご相談は、国税局の税務相談室または主要な税務署に設置している税務相談室で対応しています。 URL:http://www.nta.go.jp

『技術相談、依頼試験・分析等の技術的な支援を受けたい』

公設試験研究機関（公設試）

技術相談、依頼試験・分析、受託・共同研究などの技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

個人及び法人で事業を営まれる方

支援内容※機関によって利用条件等が異なります。詳細は各機関にお問い合わせください。

■技術相談・技術指導

事業者が抱える工業技術等に関する課題について、質問・相談をすることができます

■機器・設備の利用

公設試験研究機関が持つ各種機器・設備を利用することができます。

■依頼試験・分析

公設試が事業者から依頼を受け、提出されたサンプルの品質検査、性能試験、成分分析などを行います。

■受託・共同研究

公設試が事業者から委託を受け、新製品・新技術開発等に必要な研究や試験を実施します。また、必要に応じて国の研究機関である産業技術総合研究所や大学等との連携を支援します。

■人材育成

技術からマネージメントまで、種々の講習会、研修、インターン制度等により事業者の人材育成を支援します。

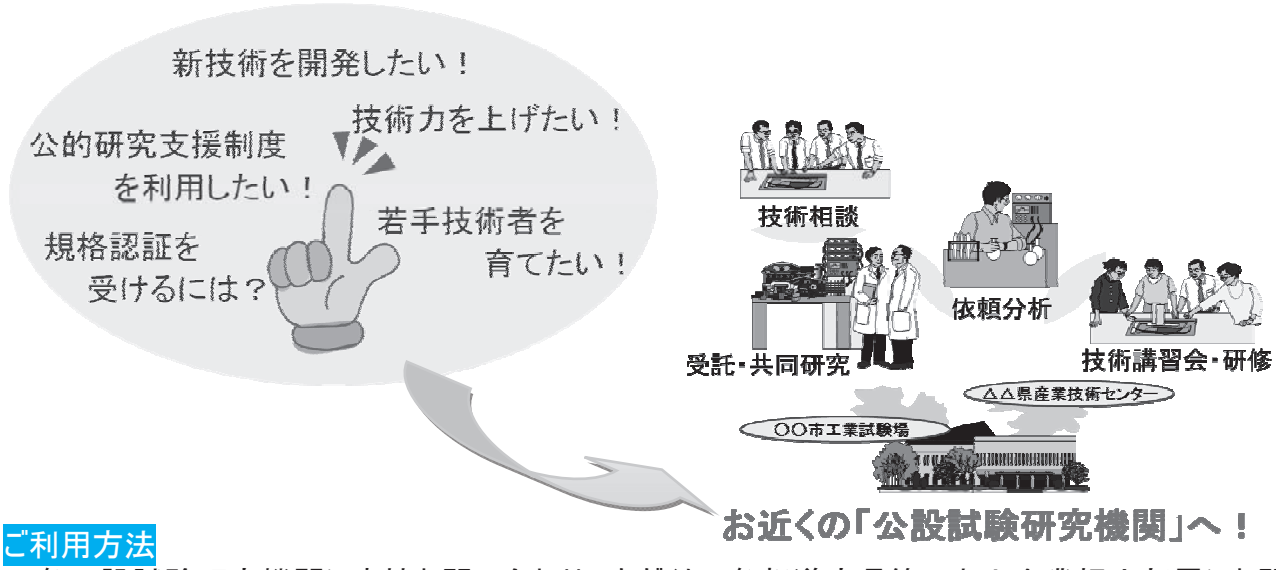

ご利用方法

各公設試験研究機関に直接お問い合わせいただくか、各都道府県等の中小企業担当部署にお問い合わせください。

以下のシステムから公設試が保有する機器や所属する研究者の情報を一括検索できます。

・全国鉱工業公設試験研究機関保有機器・研究者情報検索システム

URL: http://www.meti.go.jp/kousetsushi/top

お問い合わせ先

・「産業技術連携推進会議」加盟研究機関一覧 URL: https://unit.aist.go.jp/rcpd/sgr/kikan.html

・各都道府県等の中小企業担当部署（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『省エネルギー対策や新エネルギー設備の導入を行いたい』

省エネ・新エネ関連設備等の導入に対する支援

中小企業者等が高効率な省エネルギー設備を導入する際や、新エネルギー利用設備を導入する際等に各種支援を受けることが出来ます。

対象となる方

中小企業者等

支援内容

（1） **省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進**

①エネルギー使用合理化等事業者支援事業（いわゆる省エネ補助金）

中小企業を含む事業者が工場・事業場等における高効率設備・システムへの入替や製造プロセスの改善等の改修により省エネや電力ピーク対策を行う際に必要となる費用を補助します。また、エネルギー管理支援サービス事業者を活用した更なる省エネの取組や電力のピーク対策を支援します。さらに、工場間で一体となった省エネの取組も支援します。

■予算額：平成28年度予算515億円
■補助対象者：事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
■補助率：①単独事業　1/3以内
②エネマネ事業者※を活用した事業　1/2以内
※エネルギー管理支援サービスを通じて工場・事業場等の省エネルギー事業を支援する事業者

②省エネルギー対策導入促進事業

中小企業等の、工場やビル等の施設について、省エネの専門家による無料の省エネ診断・節電に関する診断等を実施します。省エネ診断では、工場・事業場のエネルギー使用状況や特性に応じて、「運用改善と設備投資を伴う改善」の具体例を提案するとともに、改善による年間のエネルギー削減量や年間のコスト削減量について提案します。過去の診断事例等については、ウェブ（http://www.shindan-net.jp/）においても情報を提供しています。

また、診断によって提案された省エネの取組を促進するため、各地域できめ細かな省エネ相談の窓口となる「省エネルギー相談地域プラットフォーム」を構築します。

③エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業

中小企業者等が省エネルギー設備や一部のトップランナー機器の設置を行う事業者に対し、民間金融機関等から受けた必要な資金の貸付の利子補給を行います。

事業の実施に当たっては、地域金融機関等と連携し、省エネに積極的に取り組む地域の中小・中堅企業の省エネ投資を支援します。

■予算額：平成28年度予算27億円
■補助対象者：全業種、事業活動を営んでいる法人及び個人事業主
■補助率：1%以内

④住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業

エネルギー消費量が増大している住宅・ビルの省エネ化を推進するため、ZEHの導入及びガイドラインを作成するためのZEBの実証を支援します。

※ZEH/ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス/ビル）：高性能建材や高性能設備機器等による省エネルギーと太陽光発電等の再生可能エネルギーを組み合わせることで年間の1次エネルギー消費量がネット（正味）でゼロとなる住宅/建築物

⑤輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金

荷主・運輸部門について、省エネ化のための実証事業等を行い、その成果を展開すること等によ

って、効果的な省エネ対策の普及を図ります。
　具体的にはトラック運送事業者に対して、専門のコンサルタント会社からのエコドライブ指導の受講経費や、EMS用機器の導入に必要な経費等の一部を補助します。また、整備事業者に対して、次世代自動車に対応したスキャンツールの導入に必要な経費等の一部を補助します。さらに、内航海運事業者等に対して、革新的省エネ船舶の設計・建造などの経費等の一部を補助します。

（2） 新エネ設備導入支援

①再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金

　地域における再生可能エネルギー利用の拡大を加速するため、民間事業者が導入する、太陽熱・バイオマス・地中熱等を利用した熱利用設備や、自家消費向けの太陽光発電・バイオマス発電等の発電システム、蓄電池の費用を補助します。

■対象者：民間事業者

■対象設備：

〇再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用、地中熱利用、温度差エネルギー利用、バイオマス熱利用、雪氷熱利用、バイオマス燃料製造

〇再生可能エネルギー発電設備

※「固定価格買取制度」において設備認定を受けないものが対象

太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、小水力発電、地熱発電、蓄電池（再生可能エネルギー発電設備と併せて設置する場合）

②環境・エネルギー対策資金（非化石エネルギー関連）

　太陽光発電等の非化石エネルギー設備等を導入する中小企業に対して、政府系金融機関から低利融資を行います。

（3） グリーン投資減税

　青色申告を行う法人又は個人事業者が、最新の技術を駆使した高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備（エネルギー環境負荷低減推進設備）を取得した場合に、設備の取得価額に対して、7%の税額控除（中小企業者等）又は30%の特別償却の適用が受けられる措置です。対象設備等については、ウェブにおいても情報を提供しています。
（http://www.enecho.meti.go.jp/category/others/green_tax/greensite/green/index.html）

利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

(1)省エネ設備導入支援・省エネ対策の促進
①エネルギー使用合理化等事業者支援補助金：一般社団法人　環境共創イニシアチブ（03-5565-4463）
②省エネルギー対策導入促進事業
　無料省エネ診断等事業：一般財団法人　省エネルギーセンター(03-5439-9732)
　省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業：一般社団法人　環境共創イニシアチブ(03-5565-3970)
③エネルギー使用合理化特定設備等導入促進事業：未定
④住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業
　ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（ZEH）：一般社団法人　環境共創イニシアチブ（03-5565-4081）
　ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業（ZEB）：一般社団法人　環境共創イニシアチブ（03-5565-4063）
⑤輸送機器の実使用時燃費改善事業費補助金：未定
①～⑤資源エネルギー庁　省エネルギー対策課　電話：03-3501-9726（直通）

(2)新エネ設備導入支援
①資源エネルギー庁　新エネルギー対策課　電話：03-3501-4031（直通）
②株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）　事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

(3)グリーン投資減税
資源エネルギー庁　総合政策課　電話：03-3501-2304（直通）

『創業資金を借り入れたい』

新創業融資制度

これから創業する方や税務申告を2期終えていない方が、事業計画（ビジネスプラン）等の審査を通じ、無担保、無保証人で融資を受けることができます。

対象となる方

次の（1）～（3）のいずれかに該当する方。ただし、貸付金額が300万円以内の女性については、以下の要件を満たすものとみなします。（注1）（注2）（注3）

（1）雇用（パート含む）創出を伴う事業を始める方
（2）技術やサービス等に工夫を加え、多様なニーズに対応する事業を始める方
（3）（1）または（2）いずれかにより創業された方で、税務申告を2期終えていない方

（注1）上記以外でも、一定の勤務経験のある方、産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けた方等を上記の要件を満たすものとして、お取り扱いできる場合もあります。
（注2）金融業、一部の風俗営業業種、一部の遊興娯楽事業等は除きます。
（注3）創業前または創業後税務申告を終えていない方は、創業資金総額の1/10以上の自己資金が確認できることが必要です（一定期間の勤務経験を有する方等は同要件を適用しない場合もあります。）。

支援内容

■貸付機関　日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
■貸付限度額　3,000万円（運転資金1,500万円）
■貸付利率　2.40%（注1）（注2）
（注1）貸付期間5年以内の基準利率（上記は、平成28年2月末の利率です。）。実際の適用利率は、資金用途、貸付期間等によって異なります。
（注2）法人の代表者等が連帯保証人に加入する場合は、利率が0.1%低減されます。
■貸付期間　各種融資制度に定める貸付期間以内
■担保・保証条件　原則として、無担保・無保証人

ご利用方法

（1）直接、日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫の本・支店へ申し込んでいただくか、または、下記の各機関にお問い合わせください。
（2）ビジネスプランの内容、自己資金の要件等について日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫が審査します。
（3）審査結果については日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫から申込者あてに通知されます。
（4）日本政策金融公庫（国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫と申込者間で契約が締結され、融資が行われます。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『女性、若者、高齢者向けの創業資金を借り入れたい』

女性、若者／シニア起業家支援資金

女性、若者、高齢者のうち新規開業して概ね 7 年以内の方を優遇金利で支援する融資制度です。

対象となる方

女性、若者（30歳未満）、高齢者（55歳以上）の方であって新規開業して概ね7年以内の方

支援内容

■ 貸付機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）
【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■ 貸付利率

（1）運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） 特別利率1（基準金利から0.4%引き下げ）
（2）技術・ノウハウ等に新規性がみられる方の運転資金及び設備資金（土地取得資金を除く。） 特別利率3（基準金利から0.9%引き下げ）
（3）土地取得資金 基準利率

■ 貸付期間

（1）設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内）
（2）運転資金 7年以内（うち据置期間2年以内）

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
事業資金相談専用ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『ベンチャー企業を立ち上げ、株式市場公開を目指したい』

起業支援ファンド

国内の創業又は成長初期段階にある有望なベンチャー企業（中小企業）が新事業等に取り組む際、必要な資金調達及び経営支援を受けることができます。

対象となる方

国内の創業又は成長初期段階にある設立5年未満の有望なベンチャー企業等で、ベンチャーキャピタル（VC）等が運営するファンドから新事業に必要な投資を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVC等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、ベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。

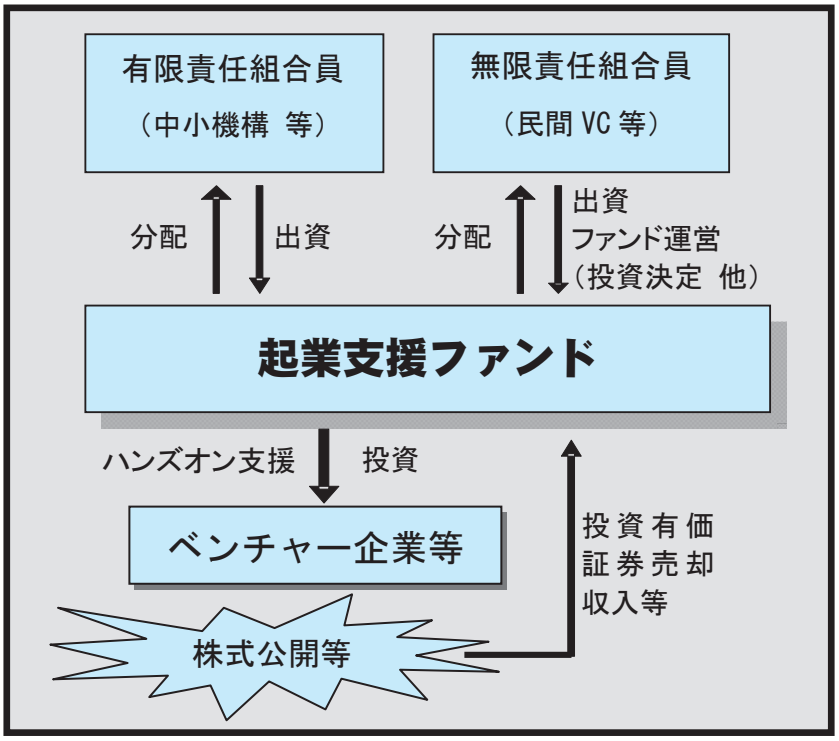

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVC等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営するVC等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVC等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1673
ホームページ　http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『創業等に必要となるオフィス・工場・研究室等を借りたい』

新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）による創業・ベンチャー支援

創業や新製品・新技術の研究開発を行う際、中小企業基盤整備機構等が運営する新事業支援施設（ビジネス・インキュベータ）を低廉な賃料で借りることが出来ます。

対象となる方

オフィス・工場・研究室等を借りて、創業や新製品・新技術の研究開発等を予定している中小企業者やこれから創業しようとする個人などの方々

＜独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営している施設＞

都道府県	施設名称	所在地	平均賃料（円/㎡）※税抜き	1室あたり賃貸面積（㎡）	備 考
北海道	北大ビジネス・スプリング	札幌	約3,000	25～52	北海道大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
宮城	東北大学連携ビジネスインキュベータ（T－Biz）	仙台	約3,000	20～87	東北大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
埼玉	インキュベーション・オン・キャンパス本庄早稲田	本庄	約2,500	29～89	早稲田大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	和光理研インキュベーションプラザ	和光	約3,800	23～93	理化学研究所による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
千葉	クリエイション・コアかずさ かずさバイオインキュベータ	木更津	約3,000～4,000	44～100	かずさアカデミアパーク内に立地。かずさDNA研究所等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	東大柏ベンチャープラザ	柏	約2,700	32～143	東京大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	千葉大亥鼻イノベーションプラザ	千葉	約3,000	28～100	千葉大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	ベンチャープラザ船橋	船橋	約3,900	24～63	（財）千葉県産業振興センターによる支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
東京	三鷹産業プラザ	三鷹	約4,700	15～155	IT相談コーナー有。SOHO支援、経営相談等実施。
	農工大・多摩小金井ベンチャーポート	小金井	約3,400	25～60	東京農工大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
神奈川	慶応藤沢イノベーションビレッジ（SFC-IV）	藤沢	約3,600～3,800	6～80	慶応大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	東工大横浜ベンチャープラザ	横浜	約3,600	25～156	東京工業大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
静岡	浜松イノベーションキューブ（HI-Cube）	浜松	約3,300	24～63	静岡大学浜松キャンパス隣接。支援要員常駐。賃料補助有。
石川	いしかわ大学連携インキュベータ（i-BIRD）	野々市	約3,600	8～60	金沢大学、北陸先端科学技術大学院大学、金沢工業大学、石川県立大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
愛知	クリエイション・コア名古屋	名古屋	約1,900～2,400	52～256	なごやサイエンスパーク内インキュベート施設。大型貸工場併設。支援要員常駐。賃料補助有。
	名古屋医工連携インキュベータ（NALIC）	名古屋	約3,000～5,700	30～60	名古屋大学、名古屋工業大学、名古屋市立大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
滋賀	立命館大学BKCインキュベータ	草津	約2,800	29～100	立命館大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。

京都	京大桂ベンチャープラザ（北館）	京都	約 2,800	10～81	京都大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	（南館）		約 3,500	39～72	
	クリエイション・コア京都御車	京都	約 4,300	22～68	京都大学医学部及び京都府立医科大学に隣接。支援要員常駐。賃料補助有。
	D-egg（同志社大学連携型起業家育成施設）	京田辺	約 2,900	20～67	同志社大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
大阪	クリエイション・コア東大阪（北館）	東大阪	約 2,500	25～50	ワンストップサービスオフィス及び賃貸展示場（200 ブース）併設。大阪府のものづくり総合支援施設。支援要員常駐。賃料補助有。
	（南館）		約 2,500～2,900	30～80	
	彩都バイオインキュベータ	茨木	約 3,000	66～137	大阪大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
	彩都バイオイノベーションセンター		約 3,000	68～70	
兵庫	神戸医療機器開発センター（MEDDEC）	神戸	約 4,400	31～80	支援要員常駐。賃料補助有。神戸空港に近接。
	神戸健康産業開発センター（HI-DEC）	神戸	約 4,400	30～80	支援要員常駐。賃料補助有。神戸空港に近接。
岡山	岡山大インキュベータ	岡山	約 3,000	24～48	岡山大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
福岡	クリエイション・コア福岡	筑紫野	約 1,300～1,700	21～171	県工業技術センター等よる支援有。支援要員常駐。
	福岡システム LSI 総合開発センター	福岡	約 1,200～4,100	8～80	「シリコンシーベルト福岡」プロジェクトの中核施設。支援要員常駐。賃料補助有。
長崎	ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）	長崎	約 3,500	21～43	長崎大学、長崎総合科学大学、長崎シーボルト大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。
熊本	くまもと大学連携インキュベータ	熊本	約 2,800	18～96	熊本大学等による支援有。支援要員常駐。賃料補助有。

上記施設のほか、中小企業基盤整備機構が出資している第三セクターが運営している下記の施設においても、オフィス・工場・研究室等を借りることができます。

＜中小機構が出資する第三セクターが運営している施設＞

都道府県	施設名称	所在地	平均賃料（円/㎡）※税抜き	1 室あたり賃貸面積（㎡）	備　考
北海道	㈱千歳国際ビジネス交流センター	千歳	約 2,800	5～197	中小機構団地（千歳オフィス・アルカディア）内に立地。起業家向け無料オフィス有。
青森	㈱八戸インテリジェントプラザ	八戸	約 4,000	44	県工業総合研究センター入居。弁理士による無料相談有。賃料補助有。
岩手	㈱北上オフィスプラザ	北上	約 2,900	2～50	公的産業支援機能入居。
宮城	石巻産業創造㈱（石巻ルネッサンス館）	石巻	約 2,400	20～376	中小機構団地（石巻トゥモロービジネスタウン）内に立地。中小企業向け各種セミナー実施。
茨城	㈱ひたちなかテクノセンター	ひたちなか	約 2,000	10～400	インキュベーションマネージャー在籍。
栃木	㈱とちぎ産業交流センター	宇都宮	約 2,200	50～208	賃料補助有。産業技術センター隣接。
神奈川	㈱さがみはら産業創造センター（SIC-1、SIC-2、 SIC-3）	相模原	約 2,400～3,300	17～95	産学連携、各種コーディネート事業を活発に実施。インキュベーションマネージャー在籍。
富山	㈱富山県総合情報センター	富山	約 1,400～3,400	10～412	賃料補助有。
	㈱富山県産業高度化センター	高岡	約 2,000～2,500	35～90	県及び市のデザインセンターと連携。
岐阜	㈱ブイ・アール・テクノセンター	各務原	約 3,500	43～72	県科学技術振興センター隣接。
静岡	㈱浜名湖国際頭脳センター	浜松	約 2,700	41～180	情報設備が充実。インキュベートルーム有。
三重	㈱津サイエンスプラザ	津	約 3,600	45～189	機構団地内に立地。起業家支援室有。
大阪	㈱さかい新事業創造センター（S-CUBE）	堺	約 3,000	15～80	賃料補助有。インキュベーションマネージャー在籍。

兵庫	神戸都市振興サービス㈱（先端医療センター）	神戸	約 3,800 ～8,600	24～960	PET、MRI等の先端医療機器を備えた研究施設。再生医療等の産業化の拠点。
	神戸都市振興サービス㈱〈神戸ﾊﾞｲｵﾒﾃﾞｨｶﾙ創造センター（BMA）〉	神戸	約 4,100 ～5,000	77～991	RI（放射性同位元素）実験室、細胞培養センター等の特殊な設備を提供。賃料補助有。
広島	㈱広島テクノプラザ	東広島	約 3,600	30～100	賃料補助有。宿泊施設有。
徳島	㈱徳島健康科学総合センター	徳島	約 1,700 ～3,500	40	賃料補助有。
高知	㈱南国オフィスパークセンター	南国	約 2,600	14～125	中小機構団地（南国オフィスパーク）内に立地。入居者は会議室無料。
福岡	㈱北九州テクノセンター	北九州	約 4,000	23～103	賃料補助有。ソフト支援充実。
	㈱久留米ビジネスプラザ	久留米	約 2,000	26～160	賃料補助有。B フレッツ回線無料利用可能。
長崎	㈱アルカディア大村	大村	約 2,500	20～200	県工業技術センター隣接。賃貸工場有。
熊本	㈱テクノインキュベーションセンター	益城	約 1,400	200～500	賃貸工場。くまもと産業財団による支援有。

浜松イノベーションキューブ

岡山大インキュベータ

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構
経営支援部　創業・ベンチャー支援課　03-5470-1574
各地域本部・事務所（代表）
北海道 011-210-7470、東北 022-399-6111、関東（静岡県含む）03-5470-1509、
北陸 076-223-5761、中部 052-201-3003、近畿 06-6264-8611、
中国 082-502-6300、四国 087-811-3330、九州 092-263-1500、沖縄 098-859-7566

『自己資本の充実に関する支援策について知りたい』

中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業は中小企業投資育成株式会社からの株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け、コンサルティングを通じて、中小企業の自己資本の充実とその健全な成長発展を図ることができます。

対象となる方

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方

なお、以下の法律に基づく特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象になります。

中小企業労働力確保法、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律、中小企業地域資源活用促進法、新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法、大学等技術移転促進法、中小企業新事業活動促進法、中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律、農林漁業バイオ燃料法、アジア拠点化推進法、下請中小企業振興法、産業競争力強化法、中心市街地活性化法

基本的に業種は問いませんが、公序良俗に反する事業や投機的な事業を行う企業は支援対象外となります。

支援内容

中小企業投資育成株式会社から以下の投資を受けることができます。（投資に際しては、中小企業投資育成株式会社による審査があります。）

■投資事業

（1）株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
（2）増資に際して発行される株式の引受け
（3）新株予約権の引受け
（4）新株予約権付社債の引受け

なお、必要に応じて、対象となる企業が保有する自己株式の取得や追加投資を受けることができます。

投資資金は担保が不要な長期安定資金であり、設備投資や研究開発に活用することができます。
また、企業の将来性を評価して投資を行っている投資育成制度を利用することは、単なる資金調達だけでなく、取引先や金融機関等に対する信用力向上が期待できます。

■育成事業（コンサルテーション事業）

中小企業投資育成株式会社は、株式、新株予約権、新株予約権付社債を引き受けている投資先企業の信頼できるパートナーとして、以下の支援を行います。

〇経営権安定化

長期安定株主として協力し、分散した株主構成の改善など、一層の安定した経営体制作りをお手伝いします。

○株式上場支援
中立的な立場から、資本政策の立案や内部管理体制の整備などの株式上場準備をサポートします。

○ビジネスマッチング
投資先企業経営者が会するセミナー・勉強会の開催により、相互啓発・異業種交流の場を提供します。販路拡大や業務提携などに繋がるケースもあります。

○人材育成支援
テーマ別、階層別に多様な研修を提供しており、計画的な人材育成・教育を実施することができます。

○事業承継支援
長期安定株主として、次世代の経営者への経営体制をバックアップします。また、豊富なメニューで後継者育成等もお手伝いします。

【投資育成制度の仕組み】

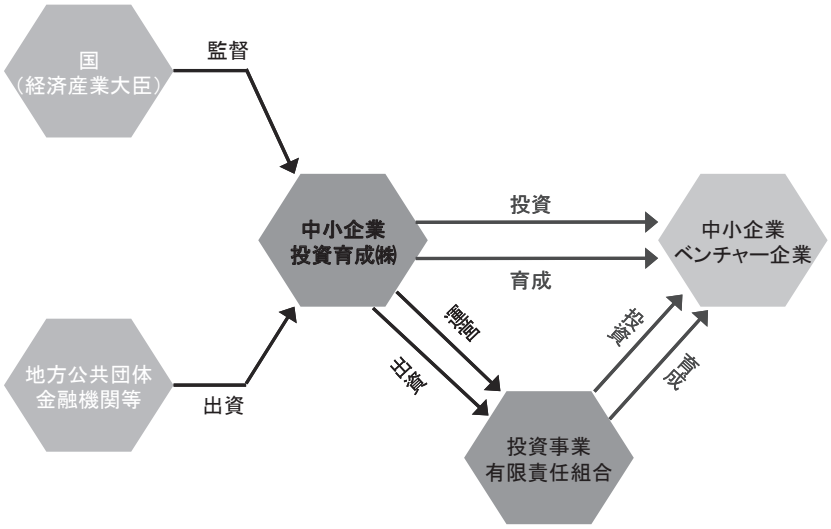

ご利用方法

中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただいた後、審査を経て投資の可否が決定されます。

お問い合わせ先
・東京中小企業投資育成株式会社　URL：http://www.sbic.co.jp/
電話：本社　03-5469-1811

・名古屋中小企業投資育成株式会社　URL：http://www.sbic-cj.co.jp/
電話：本社　052-581-9541

・大阪中小企業投資育成株式会社　URL：http://www.sbic-wj.co.jp/
電話：本社　06-6459-1700、九州支社　092-724-0651

『創業支援の取組を支援してほしい』

産業競争力強化法に基づく創業支援

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を市区町村と連携して行う事業者を支援します。
また、市区町村と創業支援の取組を行う事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な創業支援を受けることで、創業者の方も、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

産業競争力強化法に基づく認定創業支援事業計画に関して、(1)、(2)に該当する者。

(1)市区町村と連携して経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー等の創業支援の取組を行う事業者

(2)市区町村・創業支援事業者が行う、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく、継続的な相談支援や創業セミナー等(特定創業支援事業)を受けた創業者

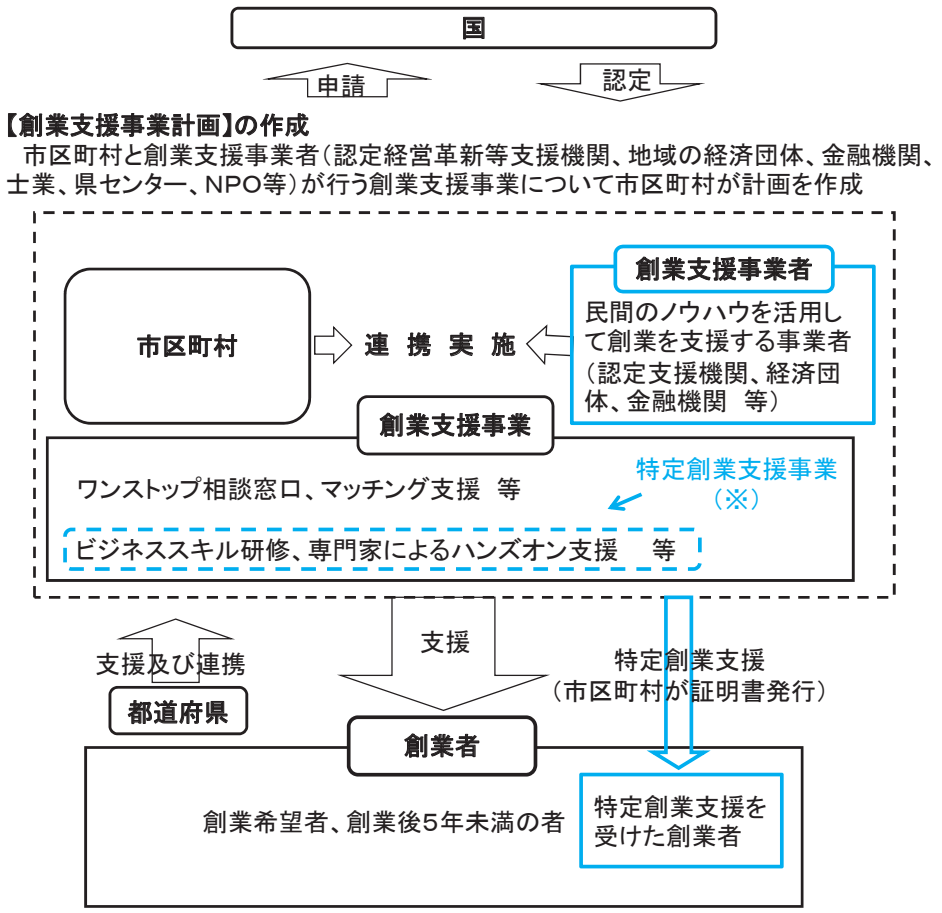

支援内容

（1）創業支援事業者

産業競争力強化法に基づく認定を受けた創業支援事業計画に従い、市区町村と連携して創業支援に取り組む創業支援事業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①創業支援事業者支援事業

経営指導、ビジネススキル研修、経営力向上セミナー、コワーキング事業など特定創業支援事業を含む創業支援事業に必要な経費の一部を補助します。（補助上限額1,000万円、補助率2/3以内）

②信用保証の特例

創業支援事業者のうち、NPO法人、一般財団法人、一般社団法人に対して、信用保証協会が8,000万円までの無担保の信用保証を実施します。

（2）特定創業支援事業を受けた創業者

産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業を受けた創業者は、以下の支援施策をご利用になれます。

①登録免許税の軽減

特定創業支援事業の支援を受けて、創業を行おうとする者又は創業した日以後5年を経過していない個人が、会社を設立する際、登記にかかる登録免許税が軽減（株式会社又は合同会社の場合は資本金の0.7%→0.35%※、合名会社又は合資会社の場合は1件につき6万円→3万円）されます。

※最低税額の場合、株式会社設立は15万円が7.5万円、合同会社設立は6万円が3万円にそれぞれ減額されます。

②創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が、1,000万円から1,500万円に拡充されます。また、事業開始6か月前（従来は創業2か月前）から利用の対象になります。

③日本政策金融公庫の融資制度

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、自己資金要件を撤廃します。

ご利用方法

（1）産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画を市区町村と連携して作成し、各地域の経済産業局にご相談ください。

（2）最寄りの市区町村において、創業支援事業計画がされているかご確認ください。
創業支援事業計画の認定状況は、中小企業庁ホームページに掲載しています。
URL：　http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局　新規事業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　　電話番号　03-3501-1767（直通）

『創業に必要な基本的知識やビジネスプランの作成支援を受けたい』

創業スクール事業（地域創業促進支援委託事業）

全国で「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしをはじめ、創業希望者の基本的知識の習得からビジネスプランの策定まで支援を行います。

対象となる方

創業希望者

支援内容

○地域プラットフォームに属する認定支援機関や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が実施主体となり、創業スクールを全国で開催します。
○創業スクールでは、地域において新たに創業を予定している方等を対象に、経営、マーケティング、会計、税務等のカリキュラムを用意し、創業時に必要となる知識・ノウハウの習得や、ビジネスプランの作成支援を実施することで、創業に向けたサポートを行います。
○創業スクール受講後も実施主体となる支援機関が他の支援機関と連携し、アフターサポートを実施します。
○創業スクールを通じて受講生の方が作成したビジネスプランの中から、優良なビジネスプランを選定し、全国ビジネスプランコンテストを開催します。

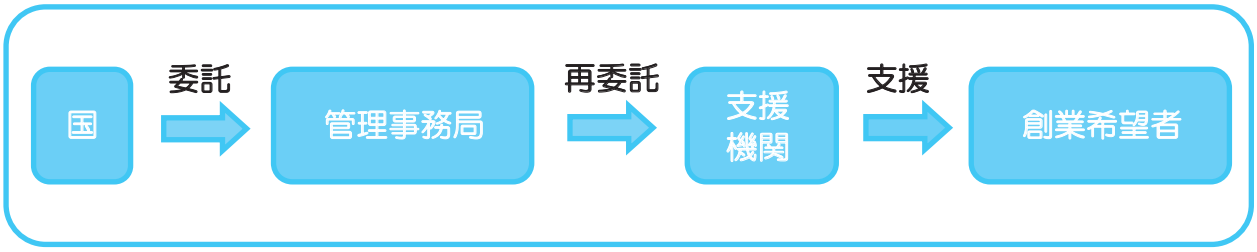

ご利用方法

○今後、決定する各地の創業スクール実施主体にお問い合わせください。実施主体については、決定され次第、中小企業庁のホームページ等で公開します。

お問い合わせ先

中小企業庁　創業・新事業促進課　　電話：03－3501－1767（直通）

『中高年齢層が起業した場合の支援策を知りたい』

生涯現役起業支援助成金

中高年齢層の方が、起業（いわゆるベンチャー企業の創業）に伴い、従業員（40歳以上の者）の雇入れを行った場合に、募集・採用や教育訓練に係る経費の一部を助成する制度があります。

対象となる方

中高年齢者等（40歳以上の者）が起業に当たって、雇用創出のための募集・採用や教育訓練に関する計画（「雇用創出係計画」）を提出して都道府県労働局長から認定を受け、当該計画期間内に、中高年齢者等（40歳以上の者）を新たに雇い入れた（※1）事業主

（※1）新たに雇入れを行った中高年齢者等の数
- 高年齢者（60歳以上）であれば、2名以上
- 高年齢者以外の者（40歳～59歳）であれば、3名以上
  （高年齢者（60歳以上）を1名含む場合は、高年齢者以外の者が2名以上。）

支援内容

認定計画期間内における募集・採用や教育訓練に係る経費（※2）の一部を助成します。

《助成額》

	助成率	助成上限
高年齢者（60歳以上の者）が起業を行った場合	2/3	200万円
上記以外の者（40～59歳の者）が起業を行った場合	1/2	150万円

（※2） 求人情報掲載経費、選考会等の参加経費、職場見学・職場体験（インターンシップ等）の実施経費、遠隔地採用に係る経費、資格取得費、講習及び研修受講費用　等（人件費等を除く）

ご利用方法

（1）起業から12ヶ月以内に「雇用創出計画」を作成し、労働局又はハローワークに提出
（2）労働局長が当該計画を認定
（3）計画に基づき募集・採用や教育訓練に関する取組を実施
（4）計画期間終了後、2ヶ月以内に労働局又はハローワークに支給申請書を提出

なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『新たな販路・事業パートナーを見つけたい』

中小企業総合展（新価値創造展）・販路開拓サポート支援

中小企業者が自ら開発した新製品、サービス、技術等を一堂に会し展示することにより、販路開拓、市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進することを目的として中小企業総合展を開催しています。

対象となる方

自ら開発した新製品やサービス等を広く紹介し、販路の拡大を考えている中小企業者等（書類審査において、中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認、異分野連携新事業分野開拓計画の認定を受けている企業など一定の条件を満たす場合、評価の対象になります。）

イベント内容

【概要】

中小企業者等が自ら開発した新商品・新技術等の経営革新への取り組みを、展示・プレゼンテーションにより紹介することができます。また、会場内には来場者との商談コーナーや中小企業支援機関による施策普及コーナー等も設置されます。

【開催場所】（予定）
東京（東京ビッグサイト他）

【開催時期】（予定）
会場ごとに開催時期は異なります。
東京：平成 28 年 10 月 31 日～11 月 2 日（予定）他
※出展する製品の分野によって開催時期が異なります。詳細は中小企業総合展のホームページ（http://sougouten.smrj.go.jp/）をご覧下さい。

【募集時期】（予定）
東京：平成 28 年 4 月以降
※出展する製品の分野によって、募集時期が異なります。詳細は中小企業総合展のホームページ（http://sougouten.smrj.go.jp/）をご覧下さい。

ご利用方法

【手続の流れ】

（1）中小企業総合展事務局に出展申込書を提出して下さい。
（2）事務局において、応募者の中から書面審査により出展者を決定します。
（3）事務局から文書により出展決定を通知します。

中小企業を支援するマッチングイベントである中小企業総合展において、販路開拓サポート支援を行い、中小企業の皆様の販路開拓を強力にサポートします。

お問い合わせ先
・中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課　電話：03-5470-1525（直通）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　電話：03-3501-1767（直通）

『新たな取引先・事業パートナーを見つけたい』

中小企業と大手企業とのマッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」

マッチングサイト「J-GoodTech（ジェグテック）」を活用し、優れた技術・製品を有する日本の“ものづくり”中小企業と大手企業・海外企業との新たな取引や技術提携を支援します。

掲載対象企業

以下の①～④のいずれかを満たし、かつ⑤が確認できる“ものづくり（生産財）”中小企業
①ニッチ市場における上位シェアまたは優れたオンリーワン技術の保有
②技術・製品の強み（他社への優位性、外部評価、数値・データ等による根拠等）
③大手企業や海外企業との取引実績
④大手企業や公的機関との共同開発実績
⑤販路開拓または海外展開への意欲（展示会等への積極的な出展、社内体制整備、代表者メッセージ等）

イメージ図

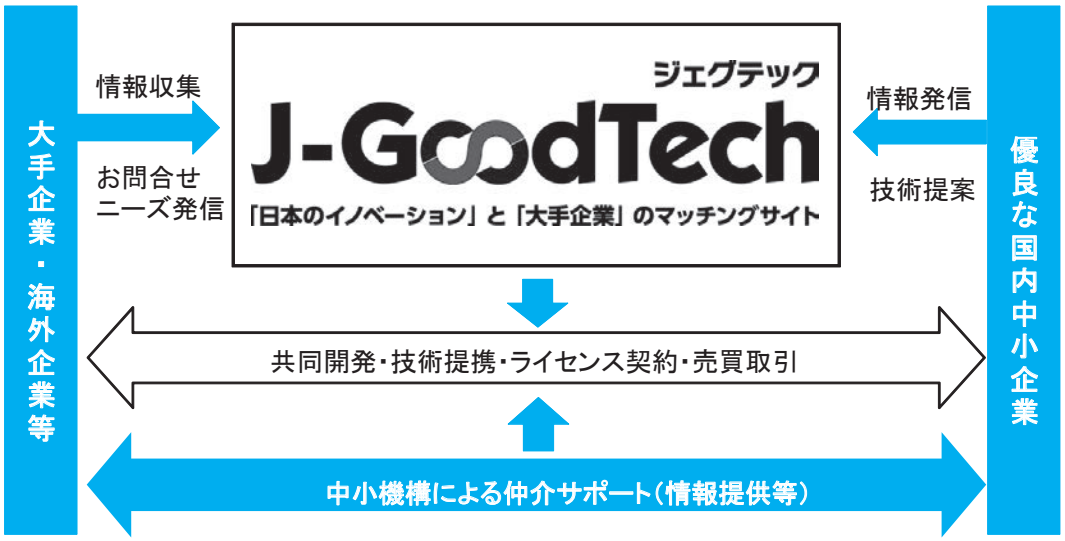

ウェブ上での情報発信・情報交換に加え、商談会の開催や専門家による仲介サポート等の支援を効果的に組み合わせることで効率的なマッチングを実現し、優れた技術を有する中小企業と大手企業・海外企業との新たな取引や技術提携を支援します。

掲載の応募方法

掲載申請書をHP（https://jgoodtech.smrj.go.jp）からダウンロードし、必要事項を記載の上、中小企業基盤整備機構（hanro-web@smrj.go.jp）あてに電子メールでご応募ください。

お問い合わせ先
・中小企業基盤整備機構販路支援部販路支援課　　電話：03-5470-1824（直通）

『新商品・新サービスの販路開拓に向けたマーケティングを支援して欲しい』

販路開拓コーディネート事業

優れた新商品・新サービスを持つ中小企業者の、マーケティング企画からテストマーケティング活動までを支援し、新たな市場開拓に繋げます。
※テストマーケティング活動の支援・・・想定市場の企業に販路開拓コーディネーターが同行訪問し、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を組み立てるための支援を行います。

対象となる方

・中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者等。
・首都圏・近畿圏を市場とする優れた新商品・新サービスの販路開拓を目指す中小企業者等。

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）の関東本部と近畿本部に、商社・メーカー等出身の販路開拓の専門家（販路開拓コーディネーター）を配置。新商品・新サービスを持つ企業のマーケティング企画から、首都圏・近畿圏を舞台に想定市場の企業へのテストマーケティング活動までを支援します。

手続の流れ

（1）本事業の支援を希望する時は、まず、都道府県等中小企業支援センター等に相談してください。
（新規性や、性能の効果の保証などの一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。）
（2）都道府県等中小企業支援センターは中小機構の各地域本部と協力して、申込企業等のマーケティング企画の練り上げを支援するとともに、中小機構の関東本部又は近畿本部に推薦します。
（3）中小機構の関東本部と近畿本部は、推薦企業に適した販路開拓コーディネーターを選定します。販路開拓コーディネーターは想定市場の企業への同行訪問を行います。販売代行事業ではありませんので、申込企業にも同行をお願いします。
なお、その際、販路開拓コーディネーターの謝金の一部（販路開拓コーディネーター1人・1開拓先あたり4,100円／回）については、申込企業の負担となります。

＜販路開拓コーディネート事業の基本スキーム＞

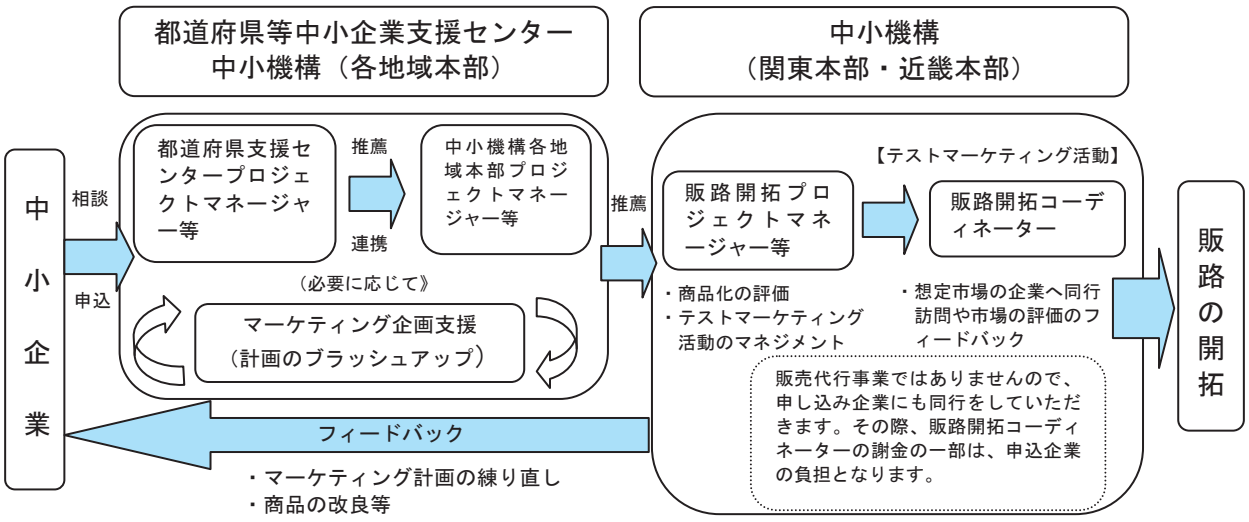

お問い合わせ先
・各都道府県等中小企業支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業基盤整備機構各地域本部　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『組合等が抱える諸問題を解決したい』

中小企業活路開拓調査・実現化事業

中小企業の方々が、問題解決のために連携して取り組む事業の調査、その実現化を図る際に、補助を受けることができます。

対象となる方

連携して事業を行う方（中小企業組合、技術研究組合、一般社団法人、任意グループ、共同出資会社等）

支援内容

単独では解決することが難しい問題（ブランド化戦略、規制緩和への対応、環境問題等）を解決するために、連携して取り組む事業の調査、その実現化を図る際に支援を受けることができます。

■補助率　6/10

■活用事例

・新分野への進出

A県の金属製品製造業の組合は高齢化時代に成長が見込まれる介護福祉分野への新規参入を目指し、地元の高等専門学校や介護福祉士などのアドバイスを取り入れ、簡易式自動手洗機を開発し介護施設からの受注に成功、新分野への進出に成功した。

・工事履歴管理システムを活用した工事手法の効率化等

B県の水道工事組合では道路工事施工履歴管理システムを構築し、水道工事現場の工事方法等の情報の一元化と共有化を実現した。この結果、事業者の工事方法が共有化され工事施工の精度向上や効率化が図られ、受注件数が増加したほか、施主からのクレームの大幅な減少にもつながった。

・異分野連携による新商品開発

C県の木工加工業者の組合では水力発電技術の試験研究を行うD県の技術研究組合と連携し、省エネルギーと木材の需要喚起を図るため、戸建住宅用の水車を利用した自家発電装置を開発した。庭のオブジェとしての役割も兼ねることから引合いが出始めている。

国 → 全国中央会 → 組合等

補助率
6/10

ご利用方法

（1）全国中央会に対し、事業内容を提出し応募
（2）全国中央会で、事業内容を審査し、交付対象を決定
（3）全国中央会から、補助金受給
（4）全国中央会に対し、事業成果を報告

お問い合わせ先
全国中小企業団体中央会　振興部　電話：03-3523-4905
URL：http://www.chuokai.or.jp

『中小企業者同士の相互扶助や共同事業を行う組合を作りたい』

組合に対する助言、情報提供

中小企業の組合設立及び連携組織化等に対する相談・助言や、中小企業の組合の運営に対する相談・情報提供を受けることができます。

対象となる方

（1）組合等を設立しようとする中小企業者、個人事業者
（2）中小企業組合（事業協同組合、企業組合、協業組合　等）

支援内容

組合制度は中小企業の連携を支援します。

中小規模の事業者・勤労者などが組織化し、共同購買事業、共同生産・加工事業、共同研究開発、共同販売事業、金融事業などの共同事業を通じて、技術・情報・人材等個々では不足する経営資源の相互補完を図るための制度です。

■主な中小企業組合の概要

事業協同組合　総数：約30,000

新事業展開・経営革新を目指して経営資源を補完し合い事業の共同化

中小企業者が、新商品開発、生産・加工・販売等の事業を共同で行うことにより、事業者の経営革新、経営効率化等を図るための組合です。（構成員が主体性を維持し相互扶助の精神の下、共同事業により経営の効率化を図るものであるため法人税等が軽減されています。）

企業組合　総数：約1,900

簡易な法人組織で創業

出資・労働・経営を一体的に行う組織であり、いわば簡易な会社ともいうべき組合です。なお、組合員は、個人以外（法人など）の者も加入が可能であり、多様なパートナーシップ組織として、個人等が創業する際に、より一層活用しやすい制度になっています。

協業組合　総数：約800

中小企業の事業の統合・集約化により生産性の向上

中小企業者が、お互いの事業を統合（協業）し、事業規模を適正化することにより生産性の向上を図ることを目的とする組合です。

古い生産設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産等に活用されています。

各都道府県に1つの都道府県中小企業団体中央会と全国に1つの全国中小企業団体中央会が設置されており、組合の設立指導、組合の運営に関する助言、組合に対する情報提供、組合員の事業の改善や発展のために組合が取り組む事業に対する補助を実施しています。

ご利用方法

お近くの中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先
・各都道府県中小企業団体中央会（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・全国中小企業団体中央会　電話：03-3523-4901
URL：http://www.chuokai.or.jp

『業務改善のノウハウを知りたい』

サービス産業における業務改善標準マニュアル

コストダウンや売上増に役立つ業務改善のノウハウをマニュアルにまとめました。会社やお店の問題点を明確にするためのチェックシートと、わかりやすいマニュアルなどをどなたでも無料でダウンロードし利用することができます。

対象となる方

・コストダウンや売上増のために業務改善に取り組みたい方
・サービス産業に従事する企業や店舗を経営している方
・サービス産業の企業や店舗を経営指導する指導員、コンサルタント等

支援内容

・企業や店舗の経営や業務の問題点を明確にするチェックシート、問題解決のためのマニュアル、分析に使うシートを下記専用サイトから無料でダウンロードすることができます。
・チェックシートやマニュアル、分析シートについてわからないことがあれば、下記までメールでお問い合わせください。

～利用イメージ～

確実に成果の出る改善取組みへ！

「何のために生産性向上に取組むのか？」という改善目的を明確にする。

↓

チェックシートを使って、
①現状の問題と取組み方向を見えるようにする。

↓

マニュアルを使って、以下を行う。
②目標を決め、現状とのギャップをはかる。
③ギャップを埋めるための課題を設定する。
④計画を立てて、改善に取り組む。
⑤取組みを継続する仕組みをつくる。

～改善マニュアル9テーマ～

①5S による作業のムダ・ミス削減
②動線・レイアウト改善によるムダ・ミス削減
③計画的な業務割当による人時生産性向上
④事務改善によるコストダウン
⑤優良社員言動の見える化による業務効率・業務品質向上
⑥多能工(マルチスキル)人材育成による人材の有効活用
⑦接客応対力強化による顧客満足度向上
⑧ターゲット顧客視点での商品・サービス革新による付加価値向上・コストダウン
⑨顧客情報活用による固定客比率向上

ご利用方法

・専用サイトから、チェックシート・マニュアル・分析シート等を無料でダウンロードができます。
URL:http://www.jmac.co.jp/ss/

サービス産業の生産性向上全般についてのお問い合わせ先
経済産業省　商務情報政策局　サービス政策課　電話:03-3580-3922

チェックシート・マニュアル・分析シートについてのお問い合わせ先
(株)日本能率協会コンサルティング　メールアドレス:service_jmac@jmac.co.jp
（平成22年度サービス産業における業務改善標準整備事業受託者）

『経営課題解決のヒントがほしい』

中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン

売上げ向上や業務の効率化を実現する10項目の手法と、取組事例を紹介します。

対象となる方

売上の向上や業務の効率化を通じて、人手不足の状況下でも事業を成長させるため、どのような取組を行えば良いかのヒントを探している事業者。特に、中小企業381万社の約8割を占めるサービス事業者の方。

※農林水産業、鉱業、製造業、建設業以外の第三次産業は、広義のサービス業です。

支援内容

事業者の抱える経営課題を解決する方向性を、「付加価値向上」と「効率の向上」の2つに大別し、それぞれを実現するための10項目の手法を示しています。また、取組の参考となる15業種57事例も掲載しています。

自社の目標や課題に合致する手法を選択し、このガイドラインを参考にしながら取り組むことによって、生産性の向上につながります。

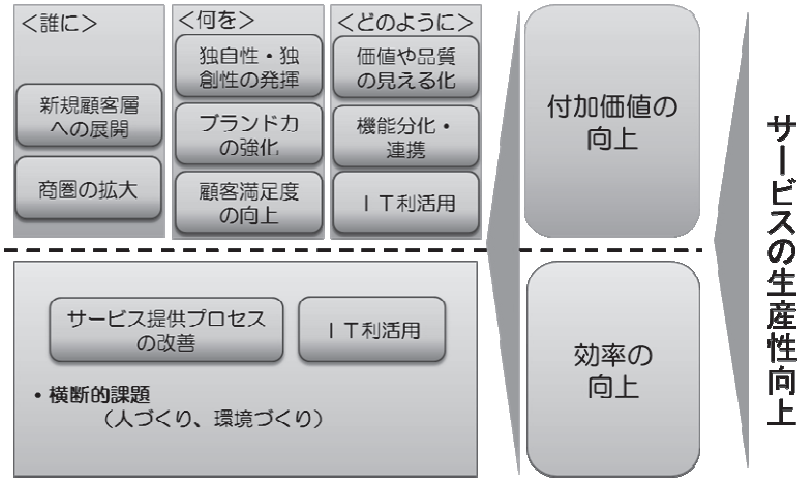

「サービス産業の高付加価値化に関する研究会報告書」（平成26年5月）、産業構造審議会新成長政策部会・サービス政策部会　サービス合同小委員会（平成20年6月）、サービス産業におけるイノベーションと生産性向上に向けて　報告書（平成19年4月）において示された考え方を、事業者の課題意識に置き換えて整理。

ご利用方法

こちらのホームページに「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」本文を掲載しています。（平成28年2月に、12事例を追加しました。）

http://www.meti.go.jp/press/2014/02/20150204001/20150204001.html

お問い合わせ先
経済産業省商務情報政策局サービス政策課　電話：03－3580－3922

［新たな事業活動を行うことで経営の向上を図りたい］

経営革新支援事業

中小企業者が、経営の向上を図るために新たな事業活動を行う経営革新計画の承認を受けると低利な融資制度や信用保証の特例など多様な支援を受けることができます。

対象となる方

事業内容や経営目標を盛り込んだ経営革新計画を作成し、新たな事業活動を行う中小企業者、組合等。

なお、経営革新計画は、以下の内容を満たすことについて、都道府県知事等の承認を受けることが必要です。

（1）事業内容

以下の4つのいずれかに該当する取組であること。

（自社にとって新しいものであれば、他社で採用されているものも対象になります。）

－新商品の開発や生産
－新役務（サービス）の開発や提供
－商品の新たな生産方式や販売方式の導入
－役務（サービス）の新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動

（2）経営目標

3～5年間の事業計画期間であり、付加価値額（※）又は従業員一人あたりの付加価値額が年率平均3%以上伸び、かつ経常利益が年率平均1%以上伸びる計画となっていること。

（※）付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費

支援内容

経営革新計画の承認を受けると、以下のような支援策がご利用になれます。

ただし、別途、利用を希望する支援策の実施機関による審査が必要となります。

（1）政府系金融機関による低利融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）
基準金利－0．9%（99頁参照）
（2）信用保証の特例（263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は86頁参照）
（3）特許関係料金減免制度（115頁参照）
（4）販路開拓コーディネート事業（93頁参照）

最近の承認実績　平成26年度　3，560件（累計59，105件）

ご利用方法

（1）経営革新計画を作成するにあたり、お近くの都道府県経営革新計画担当課または経済産業局等にご相談ください。※巻末お問い合わせ先一覧参照

（2）経営革新計画を作成後、都道府県経営革新計画担当課または経済産業局に申請してください。計画内容を審査後、承認された場合には承認書が交付されます。なお、承認書は、上記の支援策をご利用する際に必要になります。

お問い合わせ先
・都道府県経営革新計画担当課または経済産業局　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　電話：03-3501-1816（直通）

〔経営革新や新連携、地域資源、農商工連携等の事業に取り組むための資金を借りたい〕

新たな事業活動を支援する融資制度等

経営革新を図る事業活動や異分野の中小企業者が連携して行う新たな事業活動（新連携）、地域産業資源を活用した事業活動（地域資源）、中小企業者と農林漁業者とが連携して行う事業活動（農商工連携）、研究開発した技術の事業化、第二創業等に取り組む方が融資を受けることができます。なお、平成24年8月に施行した「中小企業経営力強化支援法」において海外展開に伴う資金調達支援のための特例制度が設けられています。

貸付等支援機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
独立行政法人日本貿易保険、信用保証協会

対象となる方

融資支援

（1）中小企業新事業活動促進法に基づいて承認を受けた経営革新計画（98頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（2）中小企業新事業活動促進法の基本方針に基づく新事業活動を行い、一定の経営向上を図る事業を行う方（中小企業事業）

（3）中小企業新事業活動促進法に基づいて認定を受けた異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）（108頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（4）中小企業地域産業資源活用促進法に基づいて認定を受けた地域産業資源活用事業計画（26頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（5）農商工等連携促進法に基づいて認定を受けた農商工等連携事業計画（28頁参照）を実施する方（中小企業事業・国民生活事業）

（6）技術・ノウハウ等に新規性が見られる事業を行う方（国民生活事業）

（7）事業承継を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）又は新たな取り組みを図る方（中小企業事業・国民生活事業）

（8）上記に該当しない方で、第二創業（事業転換、経営多角化）に取り組む方（中小企業事業・国民生活事業）

海外展開に伴う資金調達支援（中小企業経営力強化支援法に基づく特例）

中小企業新事業活動促進法、中小企業地域産業資源活用促進法、農商工等連携促進法のいずれかの承認または認定を受けた事業計画に従い、海外事業に取り組む方

支援内容

融資支援

■ 貸付限度額

日本政策金融公庫（中小企業事業）
設備資金7億2,000万円、うち運転資金2億5,000万円
日本政策金融公庫（国民生活事業）
設備資金7,200万円、うち運転資金4,800万円

■ 貸付利率

貸付対象（1）（3）（4）及び（5）は基準利率－0.9%
貸付対象（2）は基準利率
貸付対象（6）は基準利率－0.65%
貸付対象（7）は基準利率－0.65%、基準利率
貸付対象（8）は基準利率－0.4%、基準利率

※基準利率（平成27年3月末時点。貸付期間5年の場合。）中小企業事業1.40%、国民生活事業1.65%

（注）上記利率は、標準的な貸付利率です。適用利率の詳細は各機関にお問い合せ下さい。

■ 貸付期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金7年以内（うち据置期間3年以内）

■ 保証条件

一定の要件を満たす方は、経営責任者の方の個人保証を免除する制度をご利用いただけます。（中小企業事業の場合、個人保証を猶予する制度もございます。）

海外展開に伴う資金調達支援

（1） 現地子会社の資金調達支援（以下により資金調達の円滑化を支援します）

① 株式会社日本政策金融公庫法の特例（中小企業事業）

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年以上（5年以内）の長期資金を借り入れする際に、日本政策金融公庫が信用状を発行し債務保証（限度額：一保証先につき4億5,000万円）を行います。

② 貿易保険法の特例

中小企業の海外子会社等が、現地の金融機関から期間1年未満の短期資金を借り入れする際に、地方銀行等の保証を前提に、日本貿易保険が海外事業資金貸付保険を付保します。

（2） 親子ローン等を通じた資金調達支援

中小企業が国内金融機関から海外直接投資事業に要する資金の融資を受ける際、海外投資関係保証の限度額を引き上げています。

【保証限度額】：《通常》1企業2億円、1組合4億円→《特例》1企業3億円（経営革新関連保証）または4億円（異分野連携新事業分野開拓関連保証、海外地域産業資源活用事業関連保証、農商工等連携事業関連保証）、1組合6億円

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795
独立行政法人日本貿易保険 営業第一部 お客様相談窓口 電話：03-3512-7563
各都道府県等の信用保証協会
または（一社）全国信用保証協会連合会 電話：03-6823-1200

『事業段階に応じたきめ細かな支援を受けたい』

新事業創出支援事業

新連携、地域資源活用、農商工等連携にチャレンジする際、中小企業者等の事業計画作りから、販路開拓に至るまで、一貫して支援します。

対象となる方

以下の３つの法律に基づく事業計画の認定を目指す中小企業者等。

①「中小企業新事業活動促進法」に基づく異分野連携新事業分野開拓計画（新連携）（96 頁参照）
②「中小企業地域資源活用促進法」に基づく地域産業資源活用事業計画（27 頁参照）
③「農商工等連携促進法」に基づく農商工等連携事業計画（28 頁参照）

支援内容

中小企業基盤整備機構の全国10ヵ所の地域本部・事務所に相談窓口を設置。マーケティング等に精通した専門家が、事業段階に応じ以下のような支援を行います。

〇窓口相談
〇認定に向けた事業計画策定のアドバイス支援
〇認定後の事業計画のフォローアップ支援
・市場調査、商品企画、試作品開発等のサポート
・販路開拓に係るサポート
〇各種専門家の派遣　　等

【支援の流れ】

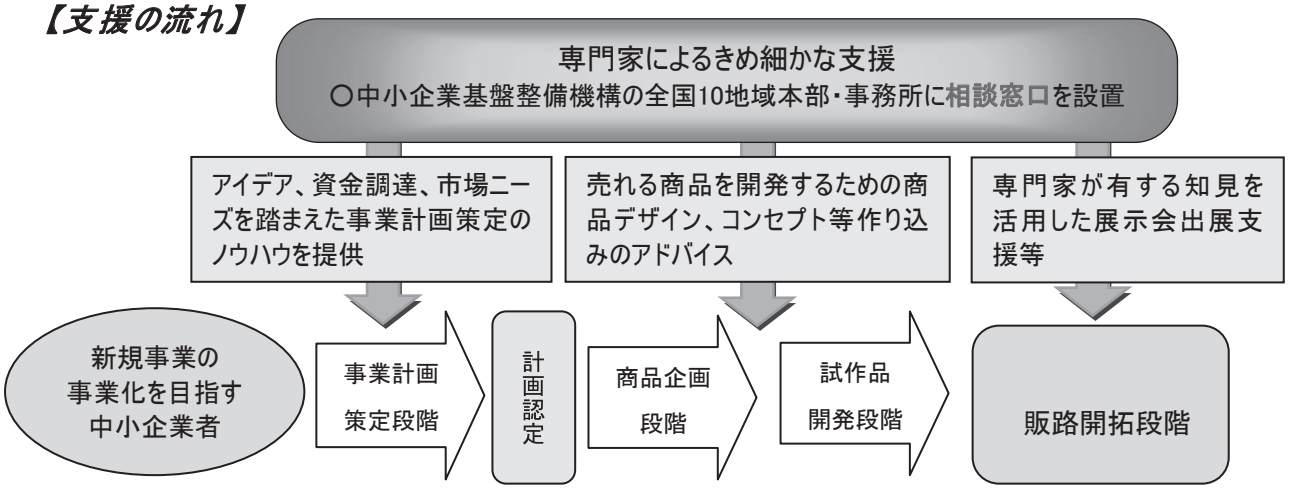

支援する専門家

製造業、商社、金融機関の出身者や、中小企業診断士をはじめとしたビジネスコンサルタントなど、様々なバックグラウンドの専門家を揃え、皆様のニーズにお応えします。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先
・独立行政法人中小企業基盤整備機構各地域本部・事務所
（巻末お問い合わせ先一覧参照）

〔企業や事業の成長段階に応じた支援策で地域経済を活性化したい〕

地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による新商品開発や販路開拓支援

地域において、新事業展開を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関などが一体となって組成するファンドによる助成支援や経営支援を受けることができます。

対象となる方

地域密着型の事業で、地域コミュニティへの貢献度が高い新たな事業への取組、地域資源を活用した初期段階の取組など、地域経済の活性化に資する中小企業者の方など。

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により地域資源を活用した新たな取組などに対する助成を行います。（助成内容は各都道府県により異なります。）

ご利用方法

助成事業による支援を希望される方は、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。

※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構　高度化事業部　高度化事業推進課

電話：03-5470-1633

URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/index.html

ファンド運営管理者（巻末お問い合わせ一覧参照）

〔中小企業者と農林漁業者とが連携して新事業展開を図りたい〕

地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）による農商工連携の推進支援

地域において、農林漁業者と有機的に連携して、新事業の展開等を図ろうとする中小企業者等は、都道府県や地域金融機関等が一体となって組成するファンドによる助成を受けることができます。

対象となる方

互いの経営資源を活用し、それぞれが工夫を凝らして新商品、新サービスの開発等を行う中小企業者と農林漁業者の連携体など。

支援内容

中小企業基盤整備機構は、都道府県と一体となってファンド運営管理者に貸付を行い、ファンドを組成しています。ファンド運営管理者は、その運用益により農商工連携による新たな取組などに対する助成を行います。（助成内容は各都道府県により異なります。）

ご利用方法

ファンドからの支援を希望される方は、巻末のファンド運営管理者までお問い合わせください。

※現在、新規のファンド造成は行っておりません。

お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構　高度化事業部　高度化事業推進課

電話：03-5470-1631

URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/chikipg/fund/index.html

ファンド運営管理者（巻末お問い合わせ一覧参照）

『新事業展開や事業再編等のための資金提供と経営アドバイスを受け、更なる成長を目指したい』

中小企業成長支援ファンド

新事業展開、転業、事業の再編、承継等により新たな成長・発展を目指す中小企業等は、ファンドによる資金提供や、踏み込んだ経営支援を受けることができます。

対象となる方

新分野進出・新商品の開発などの新事業展開、転業、事業の再編、承継等によりさらなる成長・発展を目指す中小企業であって、民間の投資会社等が運営するファンドから事業に必要な投資や経営支援を受けることを希望される方。

支援内容

民間の投資会社等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、新事業展開等に挑戦する中小企業への投資機会の拡大を図っています。

なお、健康・医療分野をはじめ、環境・エネルギーなどの成長分野全般において、中小企業の定義を外れて間もない中堅企業向けの出資を拡大し、出資が受けやすくなりました。

これらのファンドからは、株式取得や新株予約権付社債等の各種手法による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。

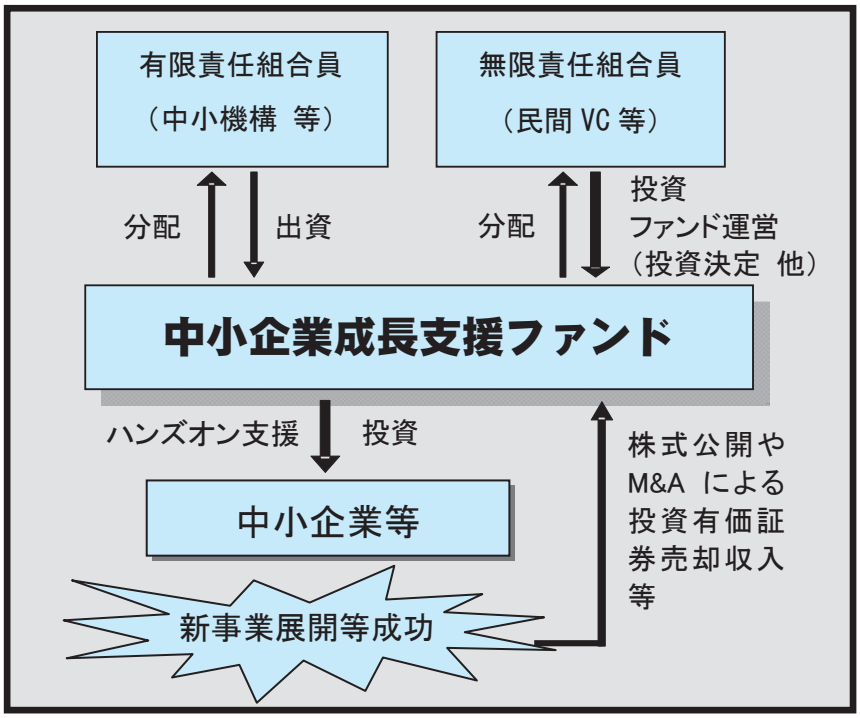

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営する民間投資会社等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望される投資会社等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1673
ホームページ　http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『健康・医療分野で事業を成功させるための資金を調達したい』

中小機構による健康・医療事業分野への資金供給

中小機構が、他の投資会社とともに組成する投資事業有限責任組合（ファンド）を通じた投資により、健康・医療事業に取り組む中小企業等の資本増強を支援します。

対象となる方

健康・医療事業に取り組む有望な中小企業等で、ベンチャーキャピタル（VC）等が運営するファンドから新事業に必要な投資を受けることを希望される方。

支援内容

民間のVC等が運営するファンドに対して、中小企業基盤整備機構（中小機構）が出資（ファンド総額の1/2以内）を行うことで、ファンドの組成を促進し、健康・医療事業に取り組むベンチャー企業等への投資機会の拡大を図っています。

これらのファンドからは、主に株式や新株予約権付社債等の取得による資金提供や踏み込んだ経営支援（ハンズオン支援）を受けることができます。

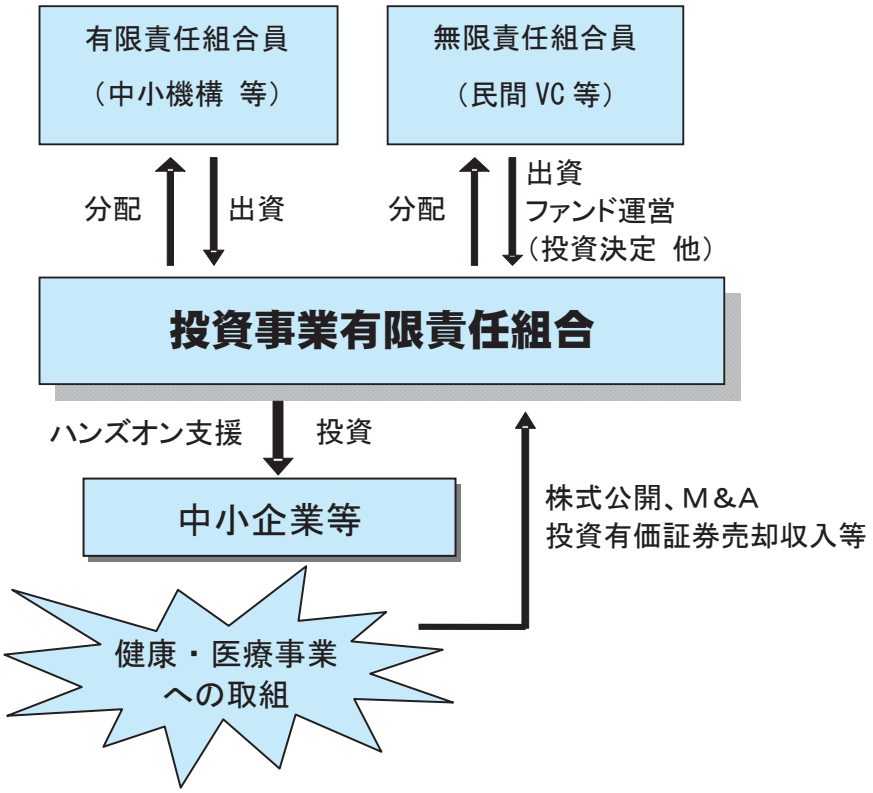

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小機構ホームページの「ファンド検索」からご希望のVC等へ直接ご相談いただくか、下記までお問い合わせください。ファンドからの投資及びハンズオン支援を受けるためには、ファンドを運営するVC等の審査が必要となります。

中小機構では、ファンド組成を希望されるVC等の方のご相談も受け付けております。

お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1673
ホームページ　http://www.smrj.go.jp/fund/toshi_ukeru/index.html

『新たな取引先を開拓したい』

～日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング～

日本公庫のホームページ内にお客さまのビジネスチャンスを広げるための場を提供し、販売先や仕入先の開拓を支援します。

対象となる方

以下の①または②のいずれかを満たす方は、サイトへ会員登録し利用することができます。

①日本政策金融公庫に事業資金の融資残高を有する方（注）

②日本政策金融公庫に事業資金の融資残高はないが、国産農林水産物のビジネスマッチングに限定して本サイトの利用を希望する方であって、国内で農林漁業又は食品関連産業を営み、国産農林水産物（食用に供するものに限る。）又は国産農林水産物を原料とする食品を取扱っている方

（注）ご利用にあたっては事前に審査があります。

支援内容

日本政策金融公庫が管理・運営するビジネスマッチングサイト（日本公庫ホームページ内）です。

会員はサイトに「売りたい」又は「買いたい」商品（サービス）の情報を掲載し、新たな販売先や仕入先を探すことができます（ご利用は無料）。

取扱金融機関

日本政策金融公庫

ご利用方法

インターネットの検索エンジンから「日本政策金融公庫インターネットビジネスマッチング」と入力し、検索してください。

（https://match.jfc.go.jp）

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫　インターネットビジネスマッチング運営事務局（経営企画部調整課）

URL：　http://www.jfc.go.jp　（日本公庫ホームページ）

E-mail：　pnmatching@jfc.go.jp

『伝統的工芸品産業の支援を受けたい』

伝統的工芸品産業支援補助金

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方は、支援措置を受けることができます。

対象となる方

「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく各種計画の認定を受けた方

■計画の概要

伝統的工芸品を製造する事業者又はそのグループ、組合等は下記の計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けることができます。

1. 振興計画：産地の特定製造協同組合等が産地全体の振興を図る計画
2. 共同振興計画：産地の特定製造協同組合等が販売組合や個別の販売事業者等とともに需要の開拓のためにたてる計画
3. 活性化計画：個々の製造事業者やグループ等による伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な計画
4. 連携活性化計画：他の伝統的工芸品との産地間連携による産業活性化のための意欲的な計画
5. 支援計画：伝統的工芸品産業を支援しようとする者が従事者の後継者の確保及び育成、消費者との交流推進、その他伝統的工芸品の振興を支援する計画

支援内容

上記の計画の認定を受けた事業者は以下の事業に必要な経費の補助を受けることができます。（補助率：2/3、1/2）

1. 後継者育成事業：後継者育成のための研修事業等
2. 需要開拓等事業：展示会開催や新商品開発事業等
3. 人材育成・交流支援事業：人材育成、消費者との交流の促進事業等
4. 連携活性化事業：複数の産地の事業者が連携して行う新商品開発事業等
5. 産地プロデューサー事業：専門知識を有するプロデューサー等が行う新商品開発事業等

ご利用方法

1. 手続き

【各種計画の認定】（1）地方公共団体の長を経由して経済産業省に計画の認定申請
（2）経済産業省において、内容の審査
（3）経済産業大臣より事業者に対し、計画認定を通知

【補助金の交付】（1）各経済産業局長に対し補助金の申請
（2）経済産業省において、申請内容の審査
（3）各経済産業局長より採択の結果通知

2. 募集期間

公募期間等は各経済産業局にお問い合わせください。
（例年1月頃に募集開始。）

お問い合わせ先
・経済産業省商務情報政策局伝統的工芸品産業室　電話：03-3501-3544
・各経済産業局伝統的工芸品産業担当部局
・各都道府県伝統的工芸品産業担当部局

［他の中小企業者と連携して新たな事業活動を行いたい］

新連携（異分野連携）の支援

異なる分野の中小企業者が連携して、それぞれの経営資源を持ち寄って行う新商品、新サービスの開発、販路開拓等の取組を支援します。
新たな事業活動に取り組む事業計画を作成し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づく認定を受けると、各種支援措置を受けることができます。

対象となる方

新たな事業活動に取り組もうとする異分野の中小企業者（2者以上）であって、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（中小企業新事業活動促進法）に基づく事業計画を作成し、国の認定を受けた者

支援内容

中小企業新事業活動促進法に基づく国の認定を受けると、補助金、融資等の各種支援施策をご利用になれます。なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認が必要となります。

（1）商業・サービス競争力強化連携支援事業（15頁参照）
：初年度3,000万円(補助率2/3以内)　※2年目は初年度と同額を上限として補助
中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービス開発等に係る費用の一部を補助します。

（2）マーケティング等の専門家による支援（新事業創出支援事業）（101頁参照）
事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで専門家による一貫した支援が受けられます。

（3）政府系金融機関による融資制度等（海外展開に伴う資金調達支援を含む）（99頁参照）
設備資金及び長期運転資金について融資される制度があります。

（4）信用保証の特例（263頁参照。海外展開に伴う資金調達支援は99頁参照）
保証限度額の拡大等の特例が適用されます。

（5）中小企業投資育成株式会社法の特例（85頁参照）
中小企業投資育成株式会社に相談・申込みをいただき、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。

ご利用方法

事業計画を作成し、経済産業局等の担当部局に申請して下さい。

※全国10カ所に設置されている中小企業基盤整備機構の地域本部・事務所において、事業計画の作成段階から専門家による支援を受けることができます（新事業創出支援事業）。

※異分野連携による新事業活動を行う際に役立つ様々な情報チャンネル
新連携アベニュー　http://j-net21.smrj.go.jp/expand/shinrenkei/index.html

お問い合わせ先
・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　技術・経営革新課　電話：03-3501-1816　（直通）

『環境に配慮した製品・サービスを販売したい』

カーボンフットプリントを活用したカーボン・オフセット制度

カーボン・オフセットされた製品・サービスを国が認証する制度です。認証された製品・サービスには「どんぐりマーク」をつけることができ、環境に優しい商品としてPRすることができます。

対象となる方

カーボン・オフセットを実施する中小企業等

ネットに掲載されている内容

（1）制度概要・参加メリット

製品・サービスのライフサイクルでのCO2排出量の一部または全量をカーボン・オフセットすることで、地球温暖化防止に貢献できます。

本制度に参加する製品・サービスは、一定の基準を満たすことを国が認証することにより信頼性が担保され、認証の印である「どんぐりマーク」をつけて消費者や企業顧客等へアピールすることができます。

（2）認証製品・サービス等紹介

認証された製品・サービスの情報や優良事例を提供します。製品・サービスのPRの場として利用いただけるとともに、他の事例から「どんぐりマーク」を介したビジネスのヒントを得ることもできます。

より詳しい内容は、制度ホームページに掲載しています。

制度ご参加方法

制度ホームページに参加方法を掲載しています。不明な点があれば、どんぐり事業事務局（国からの委託先）が相談に応じます。

http://www.cfp-offset.jp/index.html

お問い合わせ先
どんぐり事業事務局（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社内）
電話：03-6733-3497

『海外で権利侵害を受けている状況を把握し、模倣品対策に取り組みたい』

模倣品対策支援事業

海外で産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対して、模倣品に関する現地侵害調査から行政摘発までの費用の一部を補助します。

対象となる方

海外展開を図る我が国の中小企業のうち、海外において自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

支援内容

海外で自社が取得した産業財産権の侵害を受けている中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）の海外ネットワーク等を通じ、模倣品対策費用の一部について補助金を受けることができます。

■補助対象経費

以下の模倣品対策を現地で実施する費用

●現地侵害調査：模倣品の製造拠点や流通経路の実態把握や訴訟・取締り申請等の権利行使に必要な証拠を収集する調査を行います。

●警　告：模倣品業者に警告を行います。警告を行うには証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。

●行政摘発等：現地の行政機関に取締り申請することにより、模倣品業者の摘発を行います。また、税関登録に要する費用（ただし調査機関が代行可能なもの）を補助します。申請や登録には証拠が必要なため、現地侵害調査等が必要になります。

■補助率　2／3以内

■上限額　400万円

ご利用方法

(1)JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)

(2)提出のあった申請書等の審査を行い、採択

(3)JETROが委託した海外調査機関により模倣品対策を実施

(4)海外調査機関による模倣品対策の結果をJETROが申請者に報告

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、下記URLをご参照のうえ、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

http://www.jetro.go.jp/services/ip_service/

お問い合わせ先

（独）日本貿易振興機構　知的財産・イノベーション部　知的財産課
電話：03-3582-5198

特許庁　普及支援課　支援企画班
電話：03-3581-1101(2145)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の４つを総称した権利

『海外で現地企業から権利侵害の警告や訴訟を受けた際の防衛型侵害対策に取り組みたい』

防衛型侵害対策支援事業

海外で現地企業から産業財産権侵害の警告や訴訟を提起された中小企業等に対して、訴訟費用等の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業（地域団体商標の場合は組合、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む。）

支援内容

海外で現地企業から知財侵害の警告や訴訟を起こされた中小企業等に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）から、以下の防衛型侵害対策費用の一部について補助金を受けることができます。

■補助対象経費　専門家への相談に係る費用、国内・国外代理人費用、訴訟前の対応費用、翻訳費用、対抗措置を含む訴訟活動及び和解に要する経費等（損害賠償及び和解金を除く。）※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。

■補助率　2／3（上限額500万円）

ご利用方法

(1)JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
(2)提出のあった申請書等の審査を行い、採択
(3)自社で対抗措置等実施
(4)補助金の額の確定
(5)補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。
なお、訴訟を受けた場合の支援策については、海外知財訴訟保険補助事業（108頁）もご参照ください。

お問い合わせ先

（独）日本貿易振興機構　知的財産・イノベーション部　知的財産課
電話：03-3582-5198

特許庁　普及支援課　支援企画班
電話：03-3581-1101(2145)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の４つを総称した権利

『海外で現地企業から、企業ブランドや地域ブランドを抜け駆け出願（冒認出願）されたので取り消したい』

冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で現地企業から企業ブランドや地域団体商標を冒認出願された中小企業等に対し、異議申立や取消審判請求、訴訟等冒認商標の無効・取消係争に要する費用の一部を補助します。

対象となる方

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業及び地域団体商標を冒認出願された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人。

支援内容

海外で現地企業から自社の所有する商標を冒認出願された中小企業に対し、（独）日本貿易振興機構（JETRO）から、以下の冒認商標無効・取消係争に要する費用の一部について補助金を受けることができます。

■補助対象経費　異議申立、無効・取消審判請求、訴訟等（拒絶査定不服審判費用、商標買取費用、損害賠償金、和解金を除く）に要する費用
※採択決定後12/31までに発生した費用に限ります。

■補助率　2／3（上限額500万円）

ご利用方法

(1)JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)へ申請書等を提出(事前にお問い合わせください。)
(2)提出のあった申請書等の審査を行い、採択
(3)自社で取消係争等実施
(4)補助金の額の確定
(5)補助金の交付

具体的な募集時期・申請手続等の詳細については、JETRO知的財産課(下記お問い合わせ先)までお問い合わせください。

お問い合わせ先

（独）日本貿易振興機構　知的財産・イノベーション部　知的財産課
電話：03-3582-5198

特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(2145)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の４つを総称した権利

『海外で知財訴訟に巻き込まれるリスクへの対策を強化したい』

海外知財訴訟保険事業

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険加入の掛金費用を軽減します。

対象となる方

全国規模の中小企業等を会員とした団体を運営主体とする知財訴訟費用を賄う海外知財訴訟費用保険に加入する中小企業等

支援内容

中小企業等を会員とする全国団体に補助金を交付し、海外知財訴訟保険の掛金の1／2を補助し、中小企業の保険加入時の掛金負担を軽減します。

補助対象経費	保険加入に要する費用
補助率	1／2

ご利用方法

海外知財訴訟費用保険の内容や加入手続については、海外知財訴訟費用保険を運営する各団体にご連絡下さい。

また、本補助事業全般については、特許庁普及支援課支援企画班までお問い合わせください。

お問い合わせ先

＜保険内容や保険加入について＞

（1）日本商工会議所　総務部
電話：03-3283-7832

（2）全国商工会連合会　会員サービス部
電話：03-3503-1258

（3）全国中小企業団体中央会　経営支援部
電話：03-3523-4904

＜補助事業全般について＞

特許庁　普及支援課　支援企画班　　電話：03-3581-1101(2145)

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減

中小ベンチャー企業、小規模企業等の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料を1／3に軽減します。

対象となる出願

平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料の軽減措置が受けられます。

対象者

①小規模の個人事業主　（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
②事業開始後10年未満の個人事業主
③小規模企業（法人）　（従業員20人以下（商業又はサービス業は5人以下））
④設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
※③及び④については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

支援内容

＜国内出願＞
（1）審査請求料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1/3に軽減
（2）特許料（第1年分から第10年分）・・・・・・・・　1/3に軽減

＜国際出願＞
（3）調査手数料、送付手数料・・・・・・・・・・・・・・・1/3に軽減
（日本国特許庁による国際調査などを受けるための手数料）
（4）予備審査手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1/3に軽減
（日本国特許庁による予備的な審査を受けるための手数料（任意））

※国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する以下の手数料は、手数料自体を軽減するのではなく、手数料納付後に申請により「国際出願促進交付金」として交付します（実質的な手数料負担を軽減）。（対象者は上記の対象者と同様です。）
なお、予算の上限に達した場合等は、交付を行わない可能性があります。

- 国際出願手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
（WIPO における国際出願に関する業務に要する手数料）
- 取扱手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
（WIPO における国際予備審査に関する業務に要する手数料）

お問い合わせ先
＜本制度・手続の詳細（申請様式、必要書類等）＞
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm
●手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
特許庁　総務部　総務課調整班　電話：代表　03-3581-1101　内線 2105

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発型中小企業に対する特許料等の軽減

研究開発に取り組まれている中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料を半額に軽減します。

対象となる出願

（1） 収入金額に対する試験研究費等比率が3%超の中小企業者が行う出願

（2） 中小企業新事業活動促進法に基づく中小企業技術革新制度（SBIR）の補助金等交付事業の成果に係る出願（事業開始から事業終了後2年以内の出願に限る。）

（3） 中小企業新事業活動促進法に基づく承認経営革新計画における技術に関する研究開発事業の成果に係る出願（計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。）又は承認経営革新計画に基づき承継した出願

（4） 中小企業新事業活動促進法に基づく認定異分野連携新事業分野開拓計画における技術に関する研究開発事業の成果に係る出願（計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。）又は認定異分野連携新事業分野開拓計画に基づき承継した出願

（5） 「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく認定を受けた特定研究開発等計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願（計画開始から計画終了後2年以内の出願に限る。）又は特定研究開発等計画に基づき承継した出願

※ (1)については、特許法等の一部を改正する法律（平成23年法律第63号。以下「平成23年改正法」という。）に伴う産業技術力強化法の改正により、予約承継要件・職務発明要件が廃止されたことによって、他者から譲り受けた出願も対象に含まれることになりました。
※ (3)、(4)については、平成23年改正法に伴う産業技術力強化法の改正により、計画に基づき承継した他者による出願も新たに対象に含まれることになりました。
※ (5)については、平成23年改正法に伴う中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律の改正により、特定研究開発等計画に基づき他者から譲り受けた出願も新たに対象に含まれることになりました。

支援内容

（1）審査請求料の1/2軽減

（2）特許料（第1年分から第10年分（※））の1/2軽減
※ 平成 23 年改正法により、従来は第 1 年分から第 3 年分（「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく軽減期間は第 1 年分から第 6 年分）まで軽減されていた軽減期間が、第 1 年目から第 10 年目まで延長されることになりました。ただし、延長された軽減期間が適用される対象は、平成 24 年 4 月 1 日以降に審査請求・特許料納付の手続がされるものであり、平成 24 年 3 月 31 日以前に手続がされたものについては、改正前の減免制度が適用されます。

ご利用方法

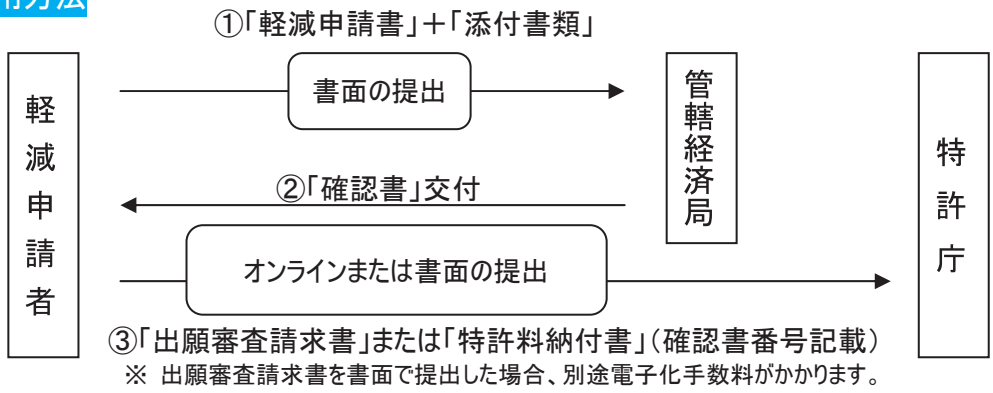

※ 出願審査請求書を書面で提出した場合、別途電子化手数料がかかります。

お問い合わせ先
＜本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)＞
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm
(「研究開発型中小企業」の項目をご覧下さい。)
●手続の詳細については軽減申請者の方が所在する経済産業局特許室(巻末「お問い合わせ先一覧」)、制度については下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
【(1)～(4)の軽減制度について】
経済産業省産業技術環境局産業技術政策課(電話:03-3501-1773)
【(5)の軽減制度・SBIR・中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律について】
【経営革新計画・異分野連携新事業分野開拓計画について】
中小企業庁経営支援部技術・経営革新課(電話:03-3501-1816)

非課税法人等を対象とした特許料等の軽減

法人税が非課税や設立10年未満の中小企業の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料を半額に軽減します。

対象となる出願

以下の①～③の要件を満たす中小企業等が行う出願
① Ⅰ. 法人税が課されていない、もしくはⅡ. 設立後10年を経過していないこと
② 資本金3億円以下であること
③ 他の法人に支配されていないこと

支援内容

(1)審査請求料の1/2軽減
(2)特許料(第1年分から第10年分)の1/2軽減

お問い合わせ先
＜本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)＞
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm
(「法人(非課税法人等)」の項目をご覧下さい。)
●手続の詳細については下記お問い合わせ先までご連絡下さい。
特許庁 総務部 総務課調整班 電話:代表 03-3581-1101 内線 2105

〔知的財産に関する悩みを相談したい〕

知財総合支援窓口

都道府県ごとに設置する「知財総合支援窓口」において、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを提供しています。

対象となる方

・知的財産権の取得について相談したい中堅・中小企業者
・知的財産を活用しようとする中堅・中小企業者
・企業経営の中で生じた知的財産に関する悩みや課題を解決したい中堅・中小企業者

支援内容

知財総合支援窓口の支援担当者がアイデア段階から事業展開、海外展開までの知的財産に関する様々な課題等に対して、関係する支援機関と連携して、効率的・網羅的にワンストップで解決を図ります。

専門性の高い課題等に対しては、窓口に専門家（弁理士・弁護士）を週に1回以上配置して、支援担当者と協働して解決を図ります。

また、専門家の直接訪問による支援（職務発明に関する支援等）も行っています。

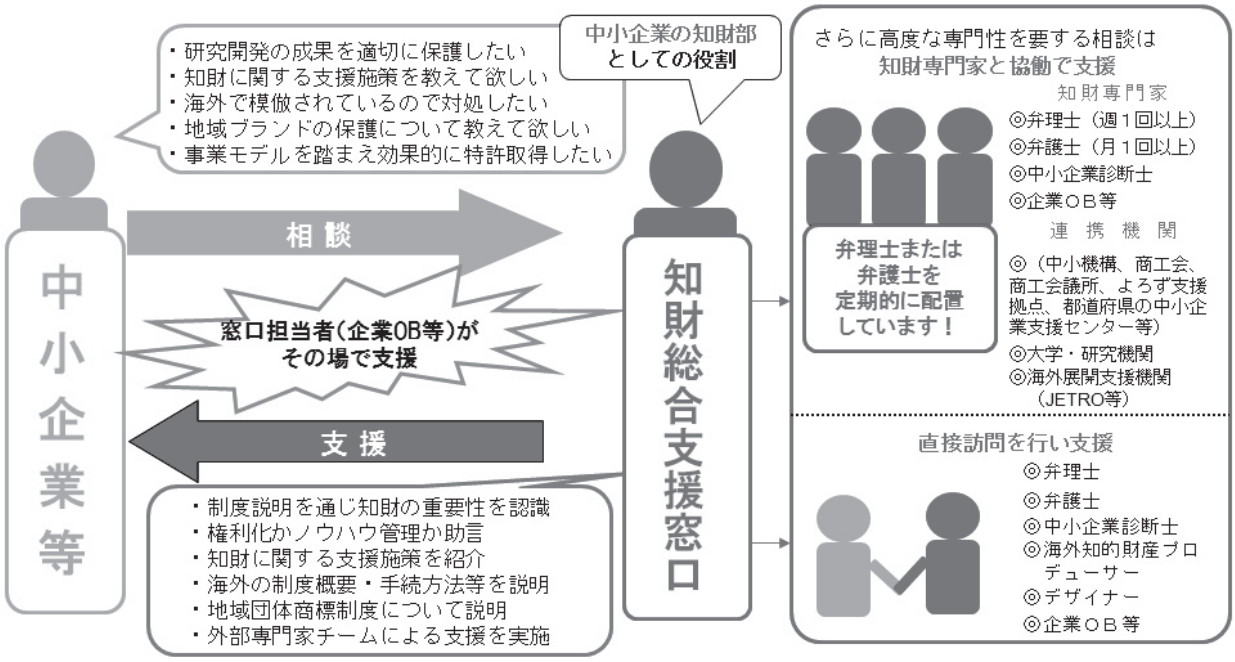

ご利用方法

全国共通ナビダイヤル　0570－082100　にご連絡下さい。全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

※平日8:30～17:15（窓口により異なる場合があります。）

窓口の詳細については、知財ポータル(http://chizai-portal.jp/)もご参照下さい。

お問い合わせ先
（独）工業所有権情報・研修館　地域支援部管理担当　電話:03-3581-1101（2412）
特許庁　普及支援課地域調整班　電話:03-3581-1101（2107）

『知的財産権について知りたい・相談したい』

知財制度説明会・講師派遣、申請手続相談、知財研修

知的財産権制度、特許の戦略的取得、権利活用の手法等について学ぶことができます。また、産業財産権に関する無料相談を受けることができます。

対象となる方

産業財産権（特許、意匠、商標等）について知りたい、相談したい中小企業者・支援者

支援内容及びご利用方法

(1) 知的財産制度説明会を開催しています（要事前申込、参加無料）
説明会を7～12月頃に開催しています。「初心者向け」は基礎知識を、「実務者向け」では特許・意匠・商標の審査基準、審判制度の運用、国際出願の手続等の専門性の高い内容を分野別にご説明します。
お申込みは、特許庁ホームページをご確認ください（検索エンジンで「特許庁　知的財産権制度説明会」、平成28年度は6月頃に詳細を掲載予定）。

(2) 特許庁職員がセミナー講師として伺います（要事前申込、無料で派遣）
特許庁の営業マン、産業財産権専門官が中小企業等を直接訪問してセミナー講師を行います。中小企業や金融機関等の中小企業支援者を対象としたセミナーを行い、知財のビジネスへの活用、また各種支援策の普及・啓発を行っています。
お申し込みは、特許庁ホームページをご覧ください（検索エンジンで「産業財産権専門官」）。

(3) 申請手続に関する一般的な相談
各都道府県の知財総合支援窓口や（独）工業所有権情報・研修館では、産業財産権の申請手続に関する一般的な相談に応じています。相談は、窓口、電子メール、電話等で受け付けています。
（産業財産権相談サイト　http://faq.inpit.go.jp/）

(4) 知的財産に関する研修
中小・ベンチャー企業向けに、知的財産権を経営に役立てるための判断能力を醸成する研修や、研究開発の際に特許情報を活用するための特許文献調査能力を高める研修を実施しています。（http://www.inpit.go.jp/jinzai/kensyu/venture/index.html）

お問い合わせ先
(1)及び(2)　特許庁　普及支援課　産業財産権専門官
電話：03－3581－1101（2340）　E-mail：PA0661@jpo.go.jp
(3)知財総合支援窓口（116 頁参照）
（独）工業所有権情報・研修館　相談部　電話：03-3581-1101（2121～2123）
(4)（独）工業所有権情報・研修館　知財人材部　電話：03-3581-1101（3907）

『特許情報を活用して研究開発を効率的に行いたい』

特許情報プラットフォーム、中韓文献翻訳・検索システム

特許情報プラットフォームを利用すれば、研究開発動向や技術動向の把握に役立つ、特許・実用新案・意匠・商標に関する情報を無料で検索できます。また、中韓文献翻訳・検索システムを利用すれば、中国語・韓国語の特許・実用新案を日本語で検索することができます。

対象となる方

特許情報(※)を活用して研究開発を効率的に行いたい中小企業者。

支援内容

（1）特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）
特許・実用新案・意匠・商標に関する公報情報や、出願の審査状況が確認できる経過情報等、約1億件の特許情報を文献番号や各種分類、キーワード等により検索することができます。特許・実用新案を検索する際に、J-GLOBALと連携して論文等を検索することも可能です。

（2）中韓文献翻訳・検索システム
平成15年以降に公開された中国語・韓国語の特許・実用新案文献約1,430万件（平成28年2月末時点）を、機械翻訳により日本語に翻訳したうえで、翻訳された文献を日本語により検索することができます。

両サービスとも無料で利用可能です。

ご利用方法

以下のURLより各サービスをご利用いただけます。

（1）特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）　https://www.j-platpat.inpit.go.jp/
（サービス提供時間：原則、土・日も含め、24時間稼動）

（2）中韓文献翻訳・検索システム　http://www.ckgs.jpo.go.jp/
（サービス提供時間：開庁日の8:00～22:00）

お問い合わせ先
（1）J-PlatPat　ヘルプデスク　電話：03-6666-8801（平日9:00～21:00）
（2）中韓文献翻訳・検索システム　ヘルプデスク　電話：0120-008525（平日9:00～18:00）

※特許情報とは、特許・実用新案・意匠・商標の出願や権利化に伴って生み出される情報。公報情報や経過情報が含まれる。

〔研究開発や知財戦略に特許情報を活用したい〕

開放特許情報データベース、特許出願技術動向調査、特許戦略ポータルサイト

開放特許情報、技術テーマ毎の特許出願動向、自社の特許出願・審査に関する統計データ等の特許情報を公表し、研究開発や知財戦略の立案等を支援します。

対象となる方

特許情報を活用して研究開発や知財戦略の立案等を効果的に行いたい中小企業者

支援内容

（1）開放特許情報データベース

企業、大学、公的研究機関等の開放特許（権利譲渡又は実施許諾の意志がある特許）を一括して検索できるデータベースです（登録・検索無料）。約 3.3 万件（平成 28 年 3 月末時点）の開放特許に関する「ライセンス情報（譲渡含む）」及び複数のライセンス情報を組み合わせた「ライセンスパッケージ情報」等が登録されています。また、特許情報プラットフォーム（J-PlatPat）とリンクしており、特許公報等をご覧いただくこともできます。

（http://plidb.inpit.go.jp/PDDB/Service/PDDBService）

（2）特許出願技術動向調査

市場を獲得する可能性のある技術分野、社会的に注目を集めている技術分野、出願が増加している技術分野を中心に、「市場動向」「特許出願動向」等を踏まえて、産業界の研究開発戦略に資する調査結果を公表しております。

（3）特許戦略ポータルサイト

過去10年分の特許出願や審査状況、個別出願の技術分類等、自社の知財戦略や知財管理に必要なデータが満載の「自己分析用データ」を、企業ごとに提供しております。

ご利用方法

（1）開放特許情報データベース

開放特許情報の登録等の際にはサポートセンター（050-3803-1777）までご連絡ください。

（2）特許出願技術動向調査

①特許庁ホームページにおいて調査結果の一部が閲覧可能です。

（http://www.jpo.go.jp/shiryou/gidou-houkoku.htm）

②全ての調査結果が掲載された報告書については、国立国会図書館、特許庁図書館、及び知財総合支援窓口などで閲覧することができます。

（3）特許戦略ポータルサイト

特許庁ホームページにおいて閲覧可能です。なお、「自己分析用データ」をダウンロードする際には、ご利用登録が必要です（利用無料）。

（http://www.jpo.go.jp/sesaku/tokkyosenryaku_01.htm）

お問い合わせ先

（1）（独）工業所有権情報・研修館知財戦略部　電話：03-3581-1101（3822）

（2）特許庁　企画調査課　知財動向班　電話：03-3581-1101（2155）

（3）特許庁　企画調査課　特許戦略企画班　電話：03-3581-1101（2144）

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の 4 つを総称した権利

〔産業財産権の出願手続等について支援をうけたい〕

電子出願支援

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロードや電子出願の事前準備・操作方法、申請書類の作成支援ツールの提供、出願等の手続の説明や支援策の紹介をしています。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

（1）『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び相談

特許庁への電子出願を行うための『インターネット出願ソフト』の無償ダウンロード及び電子出願の事前準備や操作方法等の相談を承ります。（http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/）

（2）申請書類の作成支援ツールの提供

申請書類作成のための支援ツール『かんたん願書作成ソフト』の提供により、画面に入力するだけで「かんたん」に特許願、出願審査請求書、実用新案登録願、商標登録願、意匠登録願、早期審査に関する事情説明書など一部の電子出願用の申請書類を作成することができます。

（https://dl-sv1.pcinfo.jpo.go.jp/sfm/index.html）

（3）出願等手続のサポート

各都道府県の知財総合支援窓口では、特許出願等の手続や各種支援策に関する相談を受け付けております。また、知財総合支援窓口においては電子出願できるパソコンを無償で利用でき、出願や操作方法の説明を受けながら電子出願することが可能です。

お問い合わせ先（本文の項番にあわせてお問い合わせ下さい。）
（1）電子出願ソフトサポートセンター　電話：（東京）03-5744-8534　（大阪）06-6946-5070
（2）特許庁　審査業務部　出願課　特許行政サービス室　電話：代表　03-3581-1101　内線 2508
（3）知財総合支援窓口（117頁参照）

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の 4 つを総称した権利

〔産業財産権の審査・審判について支援をうけたい〕

早期審査・審理／面接／巡回審判

・通常の出願に比べ早期に審査又は審理を受けられます。
・審査官や審判官に直接会って出願内容を説明することができます。

対象となる方

産業財産権を取得しようとする中小企業者

支援内容

(1)早期審査・審理制度

特許の出願人、審判請求人が中小企業者の場合、「早期審査に関する事情説明書」や「早期審理に関する事情説明書」を提出していただくことにより、通常の特許出願に比べ早期に審査又は審理を受けることができます。

例えば、特許出願の審査の場合、通常、審査請求から審査が行われるまで約 10 か月かかるところ、早期審査制度を利用すると、早期審査の申請から審査までの期間が約 2 か月になります。

早期審査・審理制度は無料で利用できます。

また、意匠、商標にも早期審査・審理制度があります。早期審査・審理の要件及び手続は、特許、意匠、商標でそれぞれ異なりますので、詳細については、特許庁ホームページをご参照ください。

・早期審査・審理【特許】(http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#souki)
・早期審査・審理【意匠】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/isyou_soukisinri.htm)
・早期審査・審理【商標】(http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/souki/shkouhou.htm)

(2)面接／巡回審判制度

出願人・審判請求人や代理人が、審査官又は審判官と直接面接して円滑な意思疎通を図り、審査・審判の手続きをより効率的に行うことで、的確な権利取得を支援します。

特許庁内にて実施する面接のほか、全国各地に審査官又は審判官が出張して面接を行う出張面接(特許、実用、意匠、審判)、各地で口頭審理を行う巡回審判、テレビ会議システムを利用して行うテレビ面接(特許、実用、意匠、商標、審判)を利用できます。

・出張面接審査【特許】(http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#junkai)
・出張面接、巡回審判【審判】(http://www.jpo.go.jp/sesaku/shinpan00.htm#junkai)
・出張面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_isyou.htm)
・テレビ面接【特許】(http://www.jpo.go.jp/sesaku/sinsa00.htm#tv)
・テレビ面接【意匠】(http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tv_ishome.htm)
・テレビ面接【商標】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_syohyo.htm)
・テレビ面接【審判】(http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/mensetu_guide_sinpan.htm)

お問い合わせ先:特許庁　(電話)03-3581-1101

		(内線)
特許・実用について・・・	調整課審査業務管理班(早期審査)	3106
	調整課面接審査管理専門官(面接)	3114
意匠について・・・	意匠課企画調査班	2907
商標について・・・	商標課企画調査班(早期審査)	2805
	商標課商標審査基準室(面接)	2807
審判について・・・	審判課審判企画室	5851

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の 4 つを総称した権利

〔海外での産業財産権の保護・活用について支援をうけたい〕

海外知財情報提供と専門人材による支援

海外知的財産プロデューサーに海外での事業展開に応じた知的財産戦略等の相談をすることができます。また、外国における産業財産権侵害対策及び制度に関する相談ができます。

対象となる方

海外で産業財産権を保護・活用しようとする中小企業者

支援内容

（1）海外知的財産プロデューサー

「海外知的財産プロデューサー」は、海外での事業展開を検討している企業等に対して、海外ビジネス展開の形に応じた知的財産マネジメントの支援を行っています。具体的には、海外進出時における技術・情報流出を始めとした様々な知的財産リスクへの対策方法、ライセンスや秘密保持等の知的財産に関する契約上のビジネス面から視た留意点、海外での事業内容や進出国の状況、制度に応じた権利取得及び管理・活用等に関するアドバイス・支援を無料で行います。

また、海外知的財産プロデューサーをセミナーや研修に講師として派遣し、様々な知的財産リスクや、ライセンス・秘密保持等の知的財産に関する国際契約の留意事項等について無料で、講演を行います。（http://www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html）

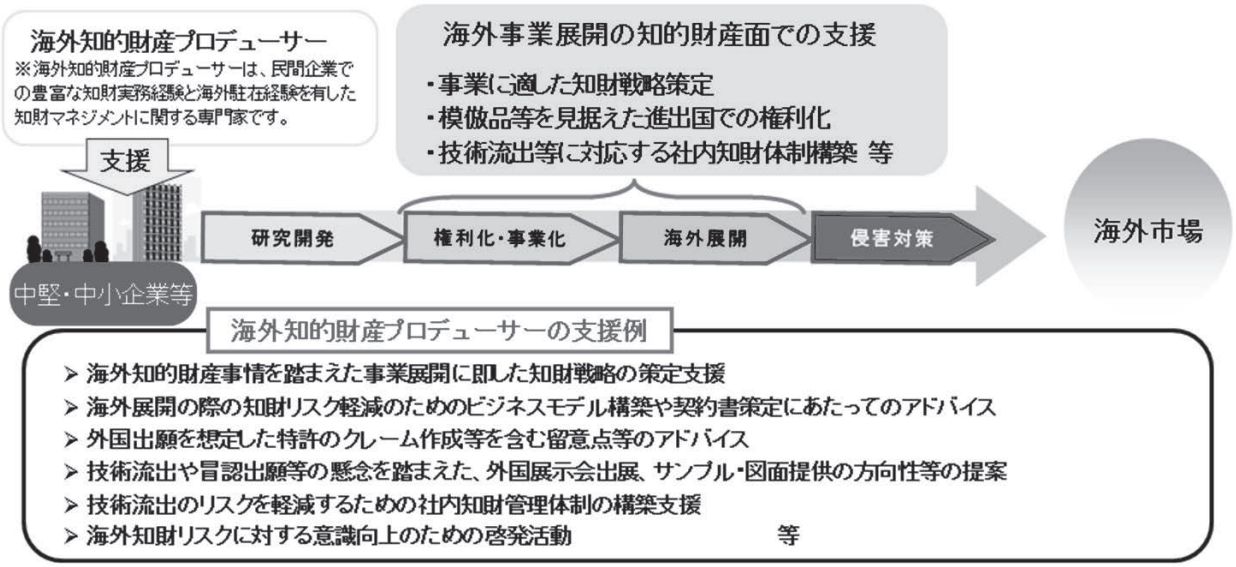

（2）外国における産業財産権侵害対策及び制度に関する相談

外国における侵害対策（製造国及び流通国双方が日本の場合を除く）・制度、手続及び対策に関する一般的な相談を専門の相談員が迅速に回答します。（http://www.iprsupport-jpo.go.jp/）

また、より高度で専門的な知見を必要とする相談に適切に対応するために、弁理士・弁護士・外国法事務弁護士等を模倣被害アドバイザーとして、地域バランスを考慮した上で全国に40名以上を配置しています。

必要に応じて、相談者が模倣被害アドバイザーの事務所にて相談を行うことや相談者のもとに模倣被害アドバイザーが出向いて相談することができます。

（3）新興国等知財情報データバンク

新興国等でのビジネスに関わる我が国の企業の法務・知財担当者等を対象に、各国の

知財情報を幅広く提供することを目的として開設された情報発信ウェブサイトです。
海外から商品等を輸入している企業、海外へ商品等を輸出している企業、海外の企業へ出資等をしている企業、海外の企業へ技術供与・ライセンスをしている企業、海外に生産拠点・販売拠点等を設置している企業、あるいはこれから海外との取引を予定している企業、今後のビジネスで発生し得る、海外知財リスクを軽減又は回避し得る情報の発信を目指しています。(http://www.globalipdb.jpo.go.jp/)
各種公開情報を収集するとともに、国内外の企業・法律事務所等へのヒアリング調査や、海外の特許事務所等と連携した情報収集等を実施し、分析・整理した上で記事を作成しています。当サイトでは東アジア、アセアンを中心とした新興国等について、知的財産制度だけでなく、誤訳事例や訴訟対策情報、ライセンス実務に関する情報を集め、掲載しています。

お問い合わせ先
(1)(独)工業所有権情報・研修館　海外展開知財支援窓口
電話:03-3581-1101(3823)
(2)(一社)発明推進協会　外国相談室　電話:03-3503-3027
(3)特許庁　企画調査課　活用計画班　電話:03-3581-1101(2156)

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の4つを総称した権利

『外国出願の際の費用について助成を受けたい』

中小企業外国出願支援事業

外国への事業展開等を計画している中小企業に対して、産業財産権の外国出願にかかる費用の半額を助成します。

対象となる方

・外国への事業展開等にあたり、特許、実用新案、意匠又は商標の外国出願※を予定している中小企業又は中小企業で構成される組合等のグループ

※応募時に既に日本国特許庁に対して行っている特許、実用新案、意匠又は商標の出願を外国へ出願するもの。

・日本に地域団体商標を出願しており、地域団体商標を外国出願する予定の組合、商工会、商工会議所、NPO法人

支援内容

■補助対象経費

外国特許庁への出願料、外国出願に必要な国内・現地代理人費用、翻訳費用　等

■補助率　1／2

■上限額

・1企業あたりの上限額：300万円（複数案件の場合）

・案件毎の上限額

特許出願：150万円

実用新案・意匠・商標出願：60万円

冒認対策商標出願※：30万円

※冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願

ご利用方法

以下の2つの実施機関のいずれにも応募できます。

実施機関の審査の結果、採択されることで補助金を受けることができます。

公募時期、応募申請手続等については、実施機関の担当にお問い合わせください。

●全国実施機関：（独）日本貿易振興機構（JETRO）

●地域実施機関：以下のリンク先で掲載されている都道府県中小企業支援センター等

http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_gaikokusyutugan.htm

お問い合わせ先

特許庁　普及支援課　支援企画班　電話：03-3581-1101(2145)

（独）日本貿易振興機構　知的財産・イノベーション部　知的財産課　外国出願デスク

電話：03-3582-5642

※産業財産権とは特許権・実用新案権・意匠権・商標権の４つを総称した権利

〔地域ブランドの保護について支援をうけたい〕

地域ブランド保護に関する支援（地域団体商標支援）

地域ブランドを地域団体商標として出願する際の専門家の助言や地域団体商標の活用事例を紹介します。また、地域ブランドを外国に商標出願する費用の一部助成や地域団体商標の海外展開を支援します。

対象となる方

地域団体商標の出願・活用を予定する者等

支援内容

(1) 知財総合支援窓口の専門家による助言

知財総合支援窓口において、地域ブランドを地域団体商標として出願する際に弁理士等の専門家から申請手続等の説明や助言を受けることができます。（116頁参照）

(2) 地域団体商標活用事例集

地域団体商標の登録案件や活用事例を紹介する冊子を毎年発行しております。

以下リンク先に掲載しております。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/tiikibrand.htm

(3) 中小企業等外国出願及び係争支援による地域ブランドの海外での商標出願

組合、商工会、商工会議所及びNPO法人が、地域団体商標を外国特許庁に商標出願する際に補助金を受けることができます。（124頁参照）

また、模倣品対策支援（110頁参照）や訴訟を提起された場合の防衛型侵害対策支援（111頁参照）、冒認商標無効・取消係争支援（112頁参照）も受けることができます。

(4) 日本発知的財産活用ビジネス化支援事業による地域団体商標の海外展開を支援

地域団体商標のブランド戦略や海外における商標等の知的財産権の取得戦略の策定、ウェブサイト等によるプロモーション支援や商談会・展示会によるマッチング支援を通じて、地域団体商標登録団体の海外展開を支援します。（127頁参照）

お問い合わせ先（本文の項番にあわせてお問い合わせ下さい。）
（1）知財総合支援窓口（116頁参照）
（2）特許庁　商標課地域団体商標推進室　電話：03-3581-1101(2828)
（3）（4）特許庁　普及支援課　支援企画班　　電話：03-3581-1101(2145)

『特許情報を活用して、研究開発・出願の戦略の策定や権利化可能性の判断をしたい』

特許情報分析活用支援事業

中小企業等における効果的な権利化等の知財活用を実現するため、「研究開発」・「出願」・「審査請求」といった知的財産活動に沿った包括的な先行技術調査を支援します。

対象となる方

特許情報を活用し、研究開発・出願の戦略策定、権利化可能性判断をしたい以下の者。

＜①「研究開発段階」、②「出願段階」及び③「審査請求段階」＞
- 中小企業
- 中小企業者で構成されるグループ
- 地方公共団体
- 都道府県等中小企業支援センター
- 商工会議所や商工会等の経済団体
- 生産者事業協同組合
- 大学、高等専門学校、高等学校等の教育機関　等

支援内容

中小企業等の費用負担が重い先行技術調査について、以下の各段階のニーズに応じた包括的な先行技術調査を支援します。

①**「研究開発段階」**
効果的な研究開発投資を促進するため、新分野への進出、新製品の開発を目指す中小企業等の研究開発戦略の作成を支援します。

②**「出願段階」**
効果的な知財活用を推進するため、中小企業に対する　オープン・クローズ戦略の策定等、出願戦略の策定を支援します。

③**「審査請求段階」**
無駄な審査請求の回避を通じて、知財活動費用を削減するため、公開特許文献等の調査を通じ、中小企業等の権利取得判断を支援します。

お問い合わせ先
特許庁　普及支援課支援企画班　電話:03-3581-1101（2145）

『産業財産権を活用した海外展開の支援策を知りたい 』

日本発知的財産活用ビジネス化支援事業

中堅・中小企業の知的財産や地域団体商標を活用した外国でのビジネス展開の促進を図るため、中堅・中小企業者が外国へのビジネス展開等を行うにあたり、産業財産権の活用に係る取組を支援します。

対象となる方

1. 中小企業
2. 中堅企業
   ＊直近の決算年度の売上高が1,000億円未満若しくは、常用雇用者1,000人未満の者及びそれらの者で構成されるグループ
3. 上記1. 2. のうち、日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願を行っていること。
4. 地域団体商標登録団体
5. その他、事業により対象が異なるため、詳細はジェトロ総合案内宛て、ご連絡下さい。

支援内容

ライセンス契約の締結等、外国での産業財産権の活用を目指す中堅・中小企業や地域団体商標登録団体に対して、以下の支援を実施します。

1. 国内外の専門家による、現地パートナー候補への売り込みためのプレゼンテーション等に必要な支援や地域団体商標に関するブランド戦略の策定支援。
2. プレゼンテーション、デモ・広報展示、海外見本市、国内外での商談会の開催等現地パートナー候補との商談機会の提供及び、参加費用等の一部補助。
3. 当該企業や地域団体商標登録団体の産業財産権を活用したビジネスの海外における需要の把握や、ビジネスを展開する上での現地パートナー候補の発掘等を目的とした調査。
4. 特定分野専門家による知財を活用した海外展開に関する相談対応等の支援。
5. ウェブサイトを通じた、当該企業や地域団体商標登録団体の概要の多言語による発信等のプロモーション促進支援。

ご利用方法

ジェトロのホームページ等にて案件募集を行います。
詳細情報は、ジェトロ総合案内宛て、ご連絡下さい。
TEL：03-3582-5511

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内　TEL：03-3582-5511
最寄りの貿易情報センター（国内）　http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

〔アイデアやノウハウの保護、営業秘密について相談をしたい〕

営業秘密・知財戦略相談窓口（営業秘密110番）

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法についてアドバイスを行います。また、営業秘密についての管理方法、営業秘密の流出についても御相談に応じます。

対象となる方

・自社の製品のアイデア、製造ノウハウなどの保護について相談したい企業
・営業秘密の管理方法について相談したい企業
・営業秘密の流出防止、流出への対応について相談したい企業

支援内容

製品のアイデア、製造ノウハウなどについて、特許等により権利化すべきか、あるいは営業秘密として秘匿すべきか、適切な保護の方法について、（独）工業所有権情報・研修館（INPIT）に設置された「営業秘密・知財戦略相談窓口」において、知的財産戦略アドバイザー（企業OB）を含めた専門家が電話・窓口・出張により無料でアドバイスし、ワンストップで支援します。 また、営業秘密の漏えい・流出事案や情報セキュリティ対策、サイバーアタックについても、御相談内容に応じて、警察庁や（独）情報処理推進機構（IPA）と連携します。

なお、営業秘密を含む知財全般の相談については、全国の「知財総合支援窓口」でも御相談を受け付けております。

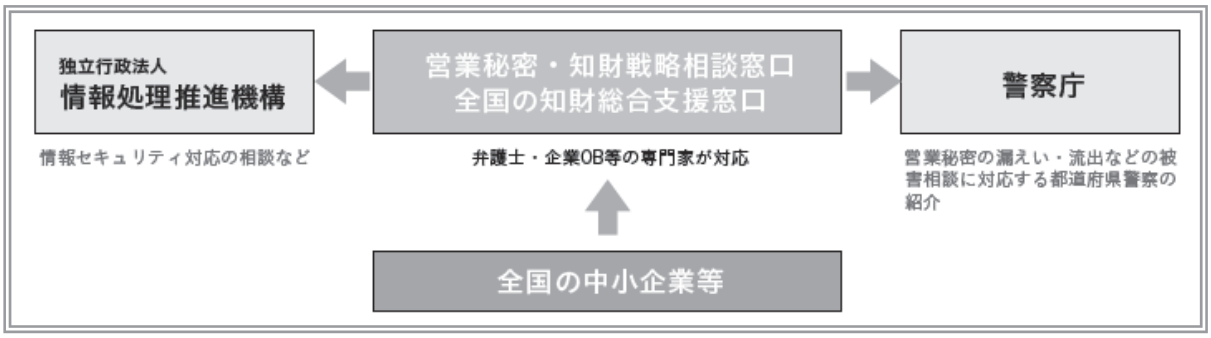

ご利用方法

以下に御連絡ください。

INPIT「営業秘密・知財戦略相談窓口」（※平日9:00～17:45（受付は17:30まで））
電　話 03-3581-1101（内線3844）
メール trade-secret@inpit.jpo.go.jp
URL http://www.inpit.go.jp/katsuyo/tradesecret/madoguchi.html

「知財総合支援窓口」
電　話 0570-082100（※平日8:30～17:15（窓口により異なる場合があります。））
全国47都道府県に設置されたお近くの窓口におつなぎします。

お問い合わせ先
（独）工業所有権情報・研修館　営業秘密・知財戦略相談窓口
電　話　03-3581-1101（内線3844）
特許庁企画調査課企画班　電　話　03-3581-1101（内線2154）

『抜本的な事業再生に対して支援を受けたい』

「第二会社方式」による事業再生に関する支援

中小企業の事業再生の円滑化を目的として、「第二会社方式（※）」により再生を図る中小企業を支援します。
産業競争力強化法に基づき「中小企業承継事業再生計画」の認定を受けると、営業上必要な許認可等を承継できる特例や、金融支援を活用することができます。

※第二会社方式とは、過剰債務等により財務状況が悪化している中小企業の収益性のある事業を会社分割や事業譲渡により切り離し、他の事業者（第二会社）に承継させ、また不採算部門は旧会社に残し、その後、旧会社は特別清算等を行う事業再生手法です。

対象となる方

過大な債務を抱えていること等により財務状況が悪化し、事業の継続が困難となっているものの、収益性のある事業を有している中小企業。

支援内容

（1）営業上必要な許認可等を承継

第二会社が営業上の許認可を再取得する必要がある場合には、旧会社が保有していた事業に係る許認可を第二会社が承継できます。

◆承継の対象となる許認可：

旅館営業の許可、一般建設業の許可・特定建設業の許可、一般旅客自動車運送事業の許可＜バス・タクシー＞、一般貨物自動車運送事業の許可＜トラック＞、火薬類の製造の許可・火薬類の販売営業の許可、一般ガス事業の許可・簡易ガス事業の許可、熱供給事業の許可

※この他食品衛生法、酒税法、自然公園法の許認可申請が円滑になります。

（2）金融支援

第二会社が必要とする事業を取得するための対価や設備資金など新規の資金調達が必要な場合、以下の金融支援を受けられます。

① 日本政策金融公庫の特別融資
設備資金及び運転資金について長期固定金利で融資が受けられます。（132頁参照）

② 信用保証の特例（第二会社が新設会社の場合は除く。）
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。（263頁参照）

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例
設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられます。（85頁参照）

上記①から③の支援を受けるためには各関係機関等による別途審査が必要になります。

※第二会社を設立した場合等の登記に係る登録免許税、第二会社に不動産を移転した場合に課される登録免許税の軽減措置については、平成28年3月31日をもって終了しました。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

お問い合わせ先
・各経済産業局　中小企業課等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会及び（独）中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『企業再生のための資金の提供を受けたい』

中小企業再生ファンド（再生支援出資事業）

再生に取り組む中小企業に対し、再生計画上の必要に応じて、資金供給や経営支援をします！

対象となる方

過剰債務等により経営状況が悪化しているが、本業には相応の収益性があり、財務リストラや事業の見直しなどにより再生が可能な中小企業者

支援内容

地域の中小企業再生支援協議会（50頁参照）と連携して、再生が見込まれる中小企業の株式、債権を中長期的に保有して継続的に財務面、経営面の支援を行ない、再生計画の実現をサポートします。投資地域が決まっている地域型ファンドと全国の中小企業を支援する全国型ファンドがあります。

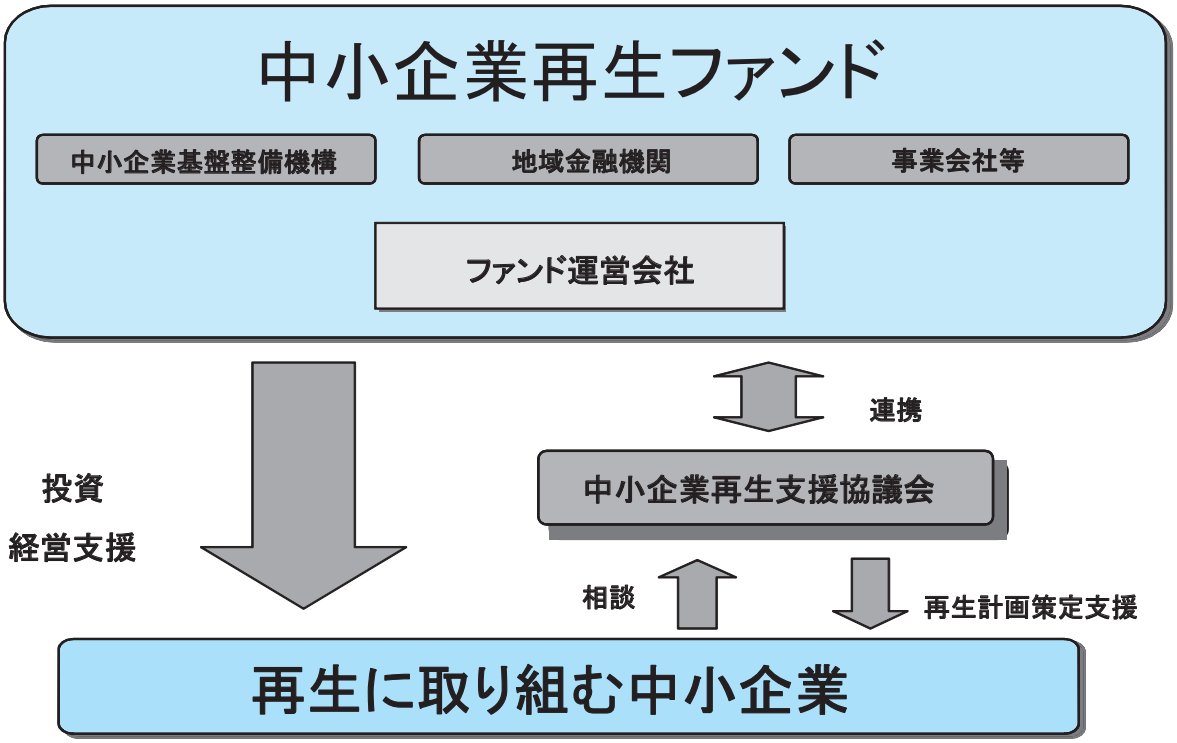

ご利用方法

ファンドからの投資を希望される方は、中小企業基盤整備機構ホームページの「ファンド検索」にて中小企業再生ファンドを選択し、ファンドを運営する投資会社へ直接ご相談いただくか、お近くの中小企業再生支援協議会までお問い合わせください。

お問い合わせ先

・独立行政法人中小企業基盤整備機構　ファンド事業部　電話：03-5470-1570
各地域の中小企業再生ファンドは、次の中小機構ホームページの「ファンド検索」にてご覧いただけます。 http://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi

・各都道府県の中小企業再生支援協議会　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『会社の再建のための資金を借りたい』

企業再生貸付制度

民事再生などの法的再生や自主再建を図るために必要な資金の融資を受けることができます。

事業再生支援資金【日本公庫（中小企業事業）】

対象となる方

（１）民事再生法の規定による再生手続開始の申立て等を行った方であって、認可決定前のもののうち、一定の要件を満たす方

（２）民事再生法等に基づく再生計画等の認可等を受けた方及び私的整理に関するガイドラインに沿って私的整理を行う方で、一定の要件を満たす方

支援内容

■貸付限度　設備資金７億２，０００万円（うち長期運転資金２億５，０００万円）

■貸付利率　（１）基準利率＋２．５％（上限利率３．５％）
（２）基準利率＋１．０％（上限利率３．５％）
※基準利率（平成２８年２月末時点。貸付期間５年の場合。）
中小企業事業１．３０％

■貸付期間　（１）１年
（２）設備資金は１０年以内、長期運転資金５年以内

■据置期間　（１）１年以内
（２）２年以内

企業再建資金【日本公庫（中小企業事業・国民生活事業）】

対象となる方

（１）経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じている方であって、一定の要件を満たす方（注）

（２）民事再生法に基づく再生計画の認可等を受けた方で、一定の要件を満たす方（注）

（３）次のいずれかに該当する方（注）

①中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成 11 年法律第 18 号）第 17 条第 1 項に定める認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいること。

②現状の厳しい経済･金融環境下で過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定経営革新等支援機関による指導及び助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できること。

（注）日本公庫（中小企業事業）は、（１）、（３）を取り扱い、
日本公庫（国民生活事業）は、（１）～（３）を取り扱っている。

支援内容

■貸付限度：
【日本公庫（中小企業事業）】７億２，０００万円
【日本公庫（国民生活事業）】　７，２００万円（うち運転資金４，８００万円）

■貸付利率：
【日本公庫（中小企業事業）】
（１）基準利率、基準利率－０．９％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う場合）
（３）基準利率－０．４％
※上限利率３．５％
※特別利率の限度額は２億７，０００万円
【日本公庫（国民生活事業）】
（１）基準利率、基準利率－０．９％（産業競争力強化法の認定を受けた中小企業承継事業再生計画に従って事業の再生を行う方）
（２）基準利率＋０．８％
（３）基準利率－０．４％
※基準利率（平成２８年２月１０日時点。貸付期間５年の場合。）
中小企業事業１．３０％、国民生活事業１．８５％

■貸付期間：
設備資金２０年以内（うち据置期間２年以内）
運転資金１５年以内（うち据置期間２年以内）

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫
（注）貸付対象により取扱金融機関が異なります。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類についてはお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『事業再生に必要となる資金を調達したい』

事業再生支援制度

法的手続や公的機関を利用した私的整理手続による再建計画の途上にある中小企業者の皆様に対して信用保証協会が保証を行うことにより、事業再生の円滑な進ちょくを図ります。

1．事業再生保証制度（DIP保証制度）

対象となる方

次の（1）、（2）及び（3）のいずれにも該当する中小企業者の方。

（1）次の①又は②のいずれかに該当する方。

①再生事件又は更生事件が係属している方。

②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 188 条第 1 項の規定に基づき再生手続終結の決定を受けた方（再生計画が遂行された場合その他の経済産業省令で定める場合を除く。）。

（2）再生計画の認可又は更生計画の認可の決定が確定した後 3 年を経過していない方。

（3）次の①及び②のいずれにも該当する方。

①金融機関及び取引先から取引の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められること。

②償還が見込まれること。

支援内容

民事再生法等の法的手続によって再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融資を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。民事再生法等の申立から開始決定までに申し込まれた融資についても対応することが可能です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億円

保証割合：100%

■保証料率

年率 2.2%

■担保・保証人条件

・原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。

・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間　10 年以内

ご利用方法

■保証申込み

・金融機関を通じて申し込むことになります。

・民事再生法等の手続開始申立書などの添付書類が必要になります。

2. 事業再生円滑化関連保証制度（プレDIP保証制度）

対象となる方

金融機関の支援が得られており、事業の再建に合理的な見通しが認められ、次の（1）及び（2）のいずれかに該当する方。

（1）特定認証紛争解決手続（事業再生ADR手続）によって事業再生を図ろうとする方。

（2）中小企業基盤整備機構や認定支援機関（中小企業再生支援協議会等）の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとする方。

支援内容

民事再生法等の法的手続によらずに再生を行う中小企業の方に対する事業資金の融通を円滑かつ迅速に行うための保証制度です。

■保証限度額・保証割合

保証限度額：2億8,000万円

普通保険にかかる保証	2億円
無担保保険にかかる保証	8,000万円
特別小口保険にかかる保証	1,250万円以内
中小企業者が組合等の場合	4億8,000万円以内

保証割合：80%（部分保証）

（注）特別小口保険の対象となる中小企業者は100%（全額保証）とします。

■保証料率

年率 1.76%

■担保・保証人条件

・原則として法人代表者以外の保証人は徴求しません。

・担保が必要になる場合があります。

■保証期間

保証期間　3年以内

ご利用方法

■保証申込み

・金融機関を通じて申し込むことになります。

・特定認証紛争解決事業者が手続を実施していることが確認できる書面又は中小企業基盤整備機構や認定支援機関が事業再生計画の作成について指導又は助言を開始したことを証する書面等の添付書類が必要になります。

お問い合わせ先

・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200

・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『人材育成や経営能力の向上を図りたい』

中小企業大学校の研修

経営戦略、マーケティング戦略、生産管理等に関する研修を受講することで、経営能力の向上を図り、自社の抱える経営課題の解決や新たな事業活動に挑戦してみませんか。

対象となる方

中小企業の経営者、経営幹部、後継者または管理者

支援内容

中小企業大学校では、中小企業経営者や経営幹部等に対し、座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や、製造業等における現場改善実習といった実践的な方法による以下の研修を実施しています。

●経営者、後継者等が、自らの経営課題解決につながる応用力を身につけるための経営全般に関する長期間の研修（計200人）

●経営戦略、販路開拓、生産・財務・労務の管理等の経営課題解決型の研修（計8,800人）

●グローバル化、IT経営等の課題に対応した研修（計500人）

※（　）内は、平成27年度計画人数。

（全国9カ所の中小企業大学校設置箇所）

ご利用方法

・研修は通年行われています。研修のプログラムについては、下記ホームページから、各中小企業大学校のプログラムをご覧ください。
・受講者の募集は、各研修開講の約2～3ヶ月前から行っています。
・ご不明な点は、中小企業基盤整備機構　経営支援部　人材支援グループ　人材支援企画課にお問い合せください。

お問い合わせ先
中小企業基盤整備機構 経営支援部　人材支援グループ 人材支援企画課
電話：03-5470-1560
URL：http://www.smrj.go.jp/jinzai/index.html

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金（職場環境改善コース）
～中小企業事業主向け～

年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減、その他労働時間等の設定の改善（※）に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※　労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下又は月間平均所定外労働時間数が10時間以上であり、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

支援内容

1　支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

- ○　労務管理担当者に対する研修
- ○　労働者に対する研修、周知・啓発
- ○　外部専門家によるコンサルティング
- ○　就業規則・労使協定等の作成・変更
- ○　労務管理用ソフトウェア
- ○　労務管理用機器
- ○　デジタル式運行記録計
- ○　テレワーク用通信機器
- ○　その他労働能率の増進に資する設備・機器等

} 等の導入・更新

※　原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2　成果目標（2つ）の設定

支給対象の取り組みは、以下の2つの「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

a　年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数（以下「年休取得日数」という。）を4日以上増加させること。

b　所定外労働の削減について、労働者の月間平均所定外労働時間数（以下「所定外労働時間数」という。）を5時間以上削減させること。

3　支給額　～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額）。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
両方とも達成	3／4	100万円
いずれか一方を達成	5／8	83万円
いずれも未達成	1／2	67万円

ただし、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の場合は、下の表のとおりとします。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
いずれも達成	3／4	100万円
いずれか一方を達成、いずれも未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は１時間あたり 10 万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則１回まで、１回あたり３時間までとします。
※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は 20 万円（その他１規程につき 10 万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は１本につき２万円まで、就業規則の届出に係る経費は２万円までとします。

ご利用方法

（1）「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は10月17日です（※）。
※　受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

（2）提出した計画に沿って取組を実施します。

（3）労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金（テレワークコース）
～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善（※）のため、終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークに取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※　労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

テレワークを新規（※）で導入し、労働時間等の設定の改善に積極的に取り組む意欲がある中小企業事業主

※　試行的に導入している事業主を含みます。

支援内容

1　支給対象となる取組

次の取組が対象になります。

- ○ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ○ 労務管理担当者や、労働者に対する研修、周知・啓発
- ○ 外部専門家による導入のためのコンサルティング
- ○ テレワーク用通信機器の導入経費（※）
- ○ 保守サポート料、通信費
- ○ クラウドサービス使用料

※　パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2　成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

a　評価期間（※1）に1回以上、対象労働者（※2）全員に、終日、在宅またはサテライトオフィスで就業するテレワークを実施させること

b　評価期間において、対象労働者が終日、在宅またはサテライトオフィスでテレワークを実施した日数の週間平均を、1日以上とさせること。

※1　1か月から6か月の間で、事業主が事業実施計画において指定した月単位の期間を指します。
※2　事業主が事業実施計画において指定した労働者を指します。
※3　「終日、在宅またはサテライトオフィスで実施するテレワーク」とは、事業主の明確な指示に基づき、終日、在宅またはサテライトオフィスで、ICTを活用して業務を実施することをいいます。

3　支給額　～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、消耗品費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額（※））。

※　上限額は、対象労働者数×１人当たりの上限額、又は、１企業当たりの上限額のいずれか低い方の額です。

成果目標の達成状況	補助率	１人当たりの上限額	１企業当たりの上限額
達成	３／４	１５万円	１５０万円
未達成	１／２	１０万円	１００万円

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は１時間あたり 10 万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則１回まで、１回あたり３時間までとします。
※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は 20 万円（その他１規程につき 10 万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は１本につき２万円まで、就業規則の届出に係る経費は２万円までとします。

ご利用方法

（１）「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともにテレワーク相談センターに提出し、厚生労働省から事業実施の承認を受けます。締切は１２月１日です（※）。

※　受付開始の時期については、テレワーク相談センター、もしくは、厚生労働省労働基準局勤労者生活課企画第二係にお問い合わせください。

（２）提出した計画に沿って取組を実施します。

（３）テレワーク相談センターに支給申請書類を提出します。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

・テレワーク相談センター
TEL：０１２０－９１－６４７９
・厚生労働省労働基準局勤労者生活課企画第二係
TEL：０３－５２５３－１１１１（内線５３０７）

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金（所定労働時間短縮コース）
～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善（※）のため、所定労働時間短縮に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※　労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

労働基準法施行規則第25条の2の規定により法定労働時間が週44時間とされており、かつ、本助成金事業に取り組む前の所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主。

具体的には、次に掲げる業種に該当する常時10人未満の労働者を使用する事業場を有する中小企業事業主が対象となります。

商業	卸売業、小売業、理美容業、倉庫業、その他の商業
映画・演劇業	映画の映写、演劇、その他興行の事業
保健衛生業	病院、診療所、社会福祉施設、浴場業、その他の保健衛生業
接客娯楽業	旅館、飲食店、ゴルフ場、公園・遊園地、その他の接客娯楽業

※事業場の規模（人数）は、企業全体の規模をいうのではなく、支店、営業所等の個々の事業場の規模をいいます。

支援内容

1　支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

- ○　労務管理担当者に対する研修
- ○　労働者に対する研修、周知・啓発
- ○　外部専門家によるコンサルティング
- ○　就業規則・労使協定等の作成・変更
- ○　労務管理用ソフトウェア
- ○　労務管理用機器
- ○　デジタル式運行記録計
- ○　テレワーク用通信機器
- ○　その他労働能率の増進に資する設備・機器等

（○　労務管理用ソフトウェア ～ ○　その他労働能率の増進に資する設備・機器等）　等の導入・更新

※　原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2　成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

・改善事業に取り組むすべての対象事業場において、週所定労働時間を2時間以上短縮して40時間以下とする。

3　支給額　～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額）。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
達成	3／4	50万円
未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は１時間あたり 10 万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則１回まで、１回あたり３時間までとします。
※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は 20 万円（その他１規程につき 10 万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は１本につき２万円まで、就業規則の届出に係る経費は２万円までとします。

ご利用方法

（1）「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は12月15日です（※）。
※　受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

（2）提出した計画に沿って取組を実施します。

（3）労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『ワーク・ライフ・バランス実現のための支援策について知りたい』

職場意識改善助成金（時間外労働上限設定コース）
～中小企業事業主向け～

労働時間等の設定の改善（※）のため、時間外労働の上限設定の改善に取り組んだ際に、その実施に要した費用の一部を助成します。

※　労働時間等の設定の改善とは、労働時間、年次有給休暇等に関する事項について、労働者の生活と健康に配慮するとともに、多様な働き方に対応して、労働時間等をより良いものとしていくことをいいます。

対象となる方

現に「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（厚生労働省告示）に規定する限度時間（限度基準※）を超えることが可能な時間外・休日労働に関する協定（特別条項）を締結している事業場を有する中小企業事業主。

※　月45時間、年360時間等。

・　それらの事業場において、これまでに特別条項を廃止したことがある場合は除く。
・　告示に定める適用除外の事業又は業務を行う事業主は除く。

支援内容

1　支給対象となる取り組み

次の事業が対象になります。

○　労務管理担当者に対する研修
○　労働者に対する研修、周知・啓発
○　外部専門家によるコンサルティング
○　就業規則・労使協定等の作成・変更
○　労務管理用ソフトウェア
○　労務管理用機器
○　デジタル式運行記録計
○　テレワーク用通信機器
○　その他労働能率の増進に資する設備・機器等

（○　労務管理用ソフトウェア ～ ○　その他労働能率の増進に資する設備・機器等）　等の導入・更新

※　原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

2　成果目標の設定

支給対象の取り組みは、以下の「成果目標」の達成を目指して実施して下さい。

・事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、労働基準法第36条第1項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行うこと。

3　支給額　～取り組み実施に要した経費の一部を目標達成状況に応じて支給します。

事業の実施に要した経費のうち、謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費及び委託費を助成対象の経費とし、その合計額に次の表の割合を乗じた額を助成します（ただし上限額を超える場合は、上限額）。

成果目標の達成状況	補助率	上限額
達成	3／4	50万円
未達成	助成対象外	

※研修及びコンサルティングに係る経費について、講師謝礼は１時間あたり 10 万円まで、開催回数及び開催時間はそれぞれ原則１回まで、１回あたり３時間までとします。
※就業規則の作成・変更に係る経費について、就業規則本則の作成・変更に係る経費は 20 万円（その他１規程につき 10 万円）まで、労使協定の作成・変更に係る経費は１本につき２万円まで、就業規則の届出に係る経費は２万円までとします。

ご利用方法

（1）「職場意識改善助成金事業実施承認申請書」を計画書等の必要書類とともに都道府県労働局雇用環境・均等部（室）に提出し、事業実施の承認を受けます。締切は12月15日です（※）。
※　受付開始の時期については、都道府県労働局にお問い合わせください。

（2）提出した計画に沿って取組を実施します。

（3）労働局に支給申請を行います。締切は2月末日です。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『労務管理や安全衛生管理の知識を習得したい』

新規起業事業場就業環境整備事業

新たに事業を始めた事業主の皆さんに、労働時間や休日などの基本的な労務管理、労働災害防止のための安全衛生管理など、事業場における適正な職場環境形成に向け専門家によるアドバイス等の支援を行う制度です。

対象となる方

・会社設立又は分社化してから原則5年以内の事業主
・異業種へ進出してから原則5年以内の事業主
・初めて労働者を雇い入れてから原則5年以内の事業主

支援内容

以下の支援を無料で受けることができます。

① 就業環境整備セミナー
基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてセミナーを開催しています。
なお、事業主の方だけではなく、労務担当者の方なども参加ができます。

② 専門家による助言・指導
労働時間制度や安全衛生管理に係る専門家が事業場にお伺いし、事業場の労務管理・安全衛生管理の実態を把握した上で、問題点を解消するための助言・指導を行います。
※ 専門家は、労働時間、休日・休暇制度及び労働災害防止について、専門的な知識や経験を持つ社会保険労務士等です。

ご利用方法

相談窓口に直接ご連絡ください。
なお、連絡先等の詳細は、4月以降確定次第、下記の厚生労働省のWebサイト等でお知らせします。

お問い合わせ先.
厚生労働省労働基準局監督課管理係
電話：03-5253-1111（内線5556）
厚生労働省HP「事業主への支援、助成金等一覧」の『新規起業事業場就業環境整備事業』をご参照ください。
URL：http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html

『労働時間や休暇制度の見直しのためのアドバイスがほしい』

働き方・休み方改善コンサルタント制度

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業に、専門家が無料でアドバイスや資料提供等の支援を行う制度です。

対象となる方

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のため、働き方や休み方の見直しに取り組む企業（規模・業種は問いません。）

支援内容

都道府県労働局に配置された「働き方・休み方改善コンサルタント」が、次のようなお悩みやご要望にお応えします。

- 「従業員の健康のため、長時間労働を改善したい。」
- 「フレックスタイム制や裁量労働制を導入したいけど、手続きがわからない。」
- 「優秀な人材を確保するためにも年次有給休暇をはじめ休暇制度を充実したい。」
- 「労働時間や休日・休暇等の全般について、専門家に相談したい。」

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」は、社会保険労務士の資格を持つ者等、労働関係法令・制度に専門的な知識を持つ人物の中から、都道府県労働局長が任用した非常勤の国家公務員です。

※ 「働き方・休み方改善コンサルタント」のご利用は、全て無料です。また、ご相談の秘密は固くお守りします。

ご利用方法

「働き方・休み方改善コンサルタント」制度は、以下のような方法でご利用いただけます。

1 コンサルティング（個別訪問によるアドバイス）

「働き方・休み方改善コンサルタント」が事業場にお伺いし、労働時間や休暇制度の状況を診断のうえ、アドバイスや改善に向けた具体的な提案や資料の提供を行います。

2 説明会への講師派遣

労働時間や休暇制度に関する説明会などに、「働き方・休み方改善コンサルタント」を講師として派遣します。

3 研修会（ワークショップ）の開催

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得向上に成果を上げている事例などを教材として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に関する研修会を開催します。

お申し込みは、ご希望のご利用方法とともに、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までご連絡ください。

お問い合わせ先
都道府県雇用環境・均等部（室）
【都道府県労働局一覧】
URL： http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/index.html

『最低賃金の引上げに向けた支援策を知りたい』

最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業

① 専門家派遣・相談等支援事業：中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談に対して、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと専門家派遣を行います。
② 業務改善助成金：労働能率増進のための設備導入等により、時間給800円未満の労働者の賃金を引き上げた中小企業事業者に対して、当該設備導入等の経費の一部を助成します。
③ 業種別中小企業団体助成金：業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発などを行う団体に対して、当該取組の経費を助成します。

対象となる方

（1）専門家派遣・相談等支援事業
賃金の引上げを検討されている中小企業事業者

（2）業務改善助成金
地域別最低賃金が800円未満の次の地域に所在する中小企業事業者※

助成金対象地域
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

※ 中小企業事業者とは、業種に応じて①「資本の額または出資の総額」または②「常時使用する企業全体の労働者数」のいずれかの要件を満たす事業主です。

業　種	①資本の額または出資の総額	②常時使用する企業全体の労働者数
一般産業（下記以外）	3億円以下の法人	300人以下
卸売業	1億円以下の法人	100人以下
サービス業	5,000万円以下の法人	100人以下
小売業	5,000万円以下の法人	50人以下

（3）業種別団体助成金
全国規模の中小企業団体のうち、次のいずれにも該当する団体です。
① 全国規模の事業主団体
② 中小企業事業者の占める割合が、構成員全体の3分の2以上である中小企業団体
③ 次の33業種に該当する業界団体

①飲食料品小売業 ②飲食店 ③その他の事業サービス業（ビルメンテナンス等） ④その他の小売業
⑤食料品製造業 ⑥洗濯・理容・美容・浴場業 ⑦宿泊業 ⑧社会保険・社会福祉・介護事業
⑨道路旅客運送業 ⑩持ち帰り・配達飲食サービス業 ⑪繊維工業 ⑫飲食料品卸売業 ⑬医療業
⑭道路貨物運送業 ⑮各種商品小売業 ⑯娯楽業 ⑰織物・衣服・身の回り品小売業
⑱その他の卸売業 ⑲総合工事業 ⑳職業紹介・労働者派遣業 ㉑職別工事業（設備工事業を除く）
㉒その他の生活関連サービス業 ㉓プラスティック製品製造業（別掲を除く） ㉔その他の教育、学習支援業
㉕不動産賃貸業・管理業 ㉖電子部品・デバイス・電子回路製造業
㉗保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む） ㉘電気機械器具製造業 ㉙部品賃貸業
㉚設備工事業 ㉛金属製品製造業 ㉜印刷・同関連業 ㉝輸送用機械器具製造業

支援内容

（1）専門家派遣・相談等支援事業

中小企業事業者からの賃金引上げに向けた経営・労務管理に関する相談や専門家派遣に応じるため、すべての都道府県に「最低賃金総合相談支援センター」を設置し、経営・労務管理の専門家によるアドバイスと、相談内容に応じた専門家の派遣を行います。

（2）業務改善助成金

地域別最低賃金が 800 円未満の地域に所在する中小企業事業者のうち、労働能率増進のための設備導入等により、事業場内の最低賃金を 60 円以上引き上げた事業者に対して、当該設備導入等の経費の2分の1（常時使用する労働者の数が、企業全体で 30 人以下の事業場は4分の3）を助成します（上限 100 万円）。

＜設備導入の例＞

- POS レジシステムの導入による在庫管理の短縮
- リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- インターネット受発注機能があるホームページの作成による業務の効率化
- 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
- 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上　など

（3）業種別団体助成金

業界内の労働者の賃金底上げを目的に、販路拡大のための市場調査や新たなビジネスモデル開発など、労働能率増進等のための取組を行う全国的な中小企業団体のうち、厚生労働大臣が適当と認めた団体に対して、2,000万円を上限に当該取組の経費を助成します。

＜取組例＞

①市場調査　②新ビジネスモデル開発、実験
③材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験（労働費用を除く）④下請取引適正化への理解促進
⑤販路の拡大等の実現を図るための展示会開催および出展事業　など

ご利用方法

お問い合わせ先

①専門家派遣・相談等支援事業および②業務改善助成金について

最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

③業種別団体助成金について

厚生労働省労働基準局労働条件政策課賃金時間室　電話：03-5253-1111（内線：5533）

『受動喫煙から、働く方々の健康を守るための対策を行いたい』

受動喫煙防止対策に関する各種支援事業

受動喫煙（他人のたばこの煙を吸ってしまうこと）から、働く方々の健康を守ることが事業主の方に求められています。そこで、事業場における受動喫煙防止のための取組への支援として、助成金（経済的支援）、専門家によるアドバイスや測定機器の貸与（技術的支援）を受けることができます。

① 受動喫煙防止対策助成金

対象となる方

職場で働く方々の受動喫煙を防止するため、たばこの煙が漏れないような要件※を満たす喫煙室等の設置や改修に関する費用の一部を助成します（対象は中小企業事業主に限ります。）。

※ 喫煙室内に向かう風速がその入口で0.2m/s以上

支援内容

喫煙室の設置や改修に要した経費のうち、工費、設備費などの2分の1（上限200万円）を助成します。

ご利用方法

都道府県労働局に交付申請（工事前） ⟩ 交付決定 ⟩ 工事 ⟩ 都道府県労働局に実績報告 ⟩ 交付額確定 ↓ 助成金交付

助成対象、申請の方法や必要な書類など、詳しくは各都道府県労働局へお問い合わせください。

①のお問い合わせ先　各都道府県労働局労働基準部健康安全課（又は健康課）
※申請時の書類提出窓口は**雇用環境・均等部企画課（又は雇用環境・均等室）**となりますのでご注意ください。

② 受動喫煙防止対策のための相談窓口

対象となる方・支援内容

全国の事業場からの受動喫煙防止対策に関する相談に、労働衛生コンサルタントなどの専門家が助言・指導を行います。また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、実地で助言・指導を行います。企業・団体の会合に講師を派遣し、対策に関する説明を行います。すべて無料です。

【相談の例】
受動喫煙防止対策を効果的に行うための計画の立て方や実施体制、事業場内の受動喫煙に関する実態の適切な把握方法、喫煙室の設置のためのポイント、既存の喫煙コーナーの改善方法など

③ たばこの煙の濃度等を測定するための機器の貸出

対象となる方・支援内容

現在の職場環境の把握や既に行った受動喫煙防止対策による改善状況を確認したい事業主の方を対象に、たばこの煙の濃度や喫煙室の換気状態を測定する機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）を無料で貸し出します。

また、ご希望に応じて、全国の事業場に訪問し、機器の使い方の説明を行います。

②、③のお問い合わせ先
受託業者に直接お問い合わせください。
②（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会　050-3537-0777
http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke
③柴田科学株式会社　03-3635-5111
https://www.sibata.co.jp/news/news-29044/
担当部局：厚生労働省労働基準局安全衛生部環境改善室　03-5253-1111（内線：5506）

『職場で使用する化学物質の適正な管理について技術的な支援を受けたい』

化学物質のリスクアセスメント等に対する支援

化学物質による労働者の健康障害を防止するため、職場で化学物質を使用する際のリスクアセスメント等の実施が義務化されました。リスクを踏まえた適正な化学物質管理に向けた取組について、無料で技術的な支援を受けることができます。

対象となる方

化学物質を取り扱う中小規模事業者、
化学物質のリスクアセスメントやラベル・SDSの読み方、
適切な化学物質管理について知りたい方

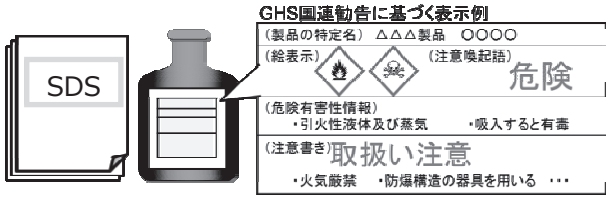

支援内容

中小規模事業場における適正な化学物質管理の実施を促進していく観点から、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報の読み方、また、その情報に基づくリスクアセスメントの進め方など、現場の化学物質管理の手法等について、下記（予定）により専門家からの助言等を無料で実施します。

①電話等による相談窓口

電話、メール等による**無料の相談窓口**で、化学物質管理に関する照会・相談にお答えするとともに、簡易な手法によるリスクアセスメントの実施を支援します。

窓口開設期間：
平成28年度は、平成28年４月７日から平成29年３月20日まで（年末年始は除く。）
電話／平日10時～17時
メール／受付は24時間、原則として２営業日以内にご回答。

②事業場への訪問指導

相談窓口にお問い合わせいただいた中小規模事業場のうち、訪問指導を希望される事業場に対し、**安全衛生指導の専門家を無料で派遣**し、各事業場での化学物質の使用実態を踏まえながら、ラベルやSDS（安全データシート）に記載された危険有害性情報をリスクアセスメントの実施等に活用していく手法等についての訪問指導を行います。

ご利用方法

相談窓口に直接ご連絡ください。

お問い合わせ先
テクノヒル株式会社
①電話：050-5577-4862
メール：soudan@technohill.co.jp
②電話：03-6231-0133
メール：chemical@technohill.co.jp
（化学物質管理に関する相談窓口）
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html

『従業員のメンタルヘルス対策を行いたい』

ストレスチェック実施促進のための助成金

従業員のメンタルヘルス不調の未然防止のため、従業員 50 人未満の事業場が産業医を選任し、ストレスチェックを実施する場合に、助成金を受けることができます。

対象となる方

従業員数50人未満の事業場で、医師・保健師などによるストレスチェックやその後の医師による面接指導を実施する事業主の方を対象としています。具体的には、次の5つの要件をすべて満たしていることが必要です。

1. 労働保険の適用事業場であること。
2. 派遣労働者を含めて常時50人未満の事業場であること。
3. ストレスチェックの実施者及び実施時期が決まっていること。
   （登録後3か月以内に支給申請まで終了できる実施時期となっていること）
4. 事業者が産業医を選任し、ストレスチェックに係る産業医活動の全部又は一部を行わせること。
5. ストレスチェックの実施及び面接指導等を行う者は、自社の従業員以外の者であること。

支援内容

1　ストレスチェック（年１回）を行った場合
　従業員１人につき500円を上限とし、その実費額を支給

2　ストレスチェック後の面接指導などの産業医活動を受けた場合
　１事業場あたり、産業医１回の活動につき21,500円を上限とし、その実費額を支給
　（支給対象となる産業医活動は、１事業場につき年３回が限度）

ご利用方法

（1）（独）労働者健康安全機構（以下「機構」といいます。）に、登録の届出を行って下さい。
（2）機構において、助成対象となる事業場かどうか審査します。
（3）機構から、通知書が送付されます。
（4）通知書を受け取ってから、3か月以内にストレスチェックや、その後の産業医による面接指導などを実施して下さい。
（5）機構に対し、助成金の申請を行って下さい。
（6）機構において、内容を審査し助成額を決定します。
（7）機構から、支給決定通知が届き、助成金が支払われます。

お問い合わせ先
独立行政法人労働者健康安全機構　産業保健・賃金援護部　産業保健業務指導課
電話番号：044-556-9866（直通）
URL：http://www.johas.go.jp/sangyouhoken/stresscheck/tabid/1005/Default.aspx
（または、「実施促進助成金　健康安全機構」で検索してください）

『従業員の心と体の健康を図りたい』

産業保健総合支援センター事業

産業医や衛生管理者といった産業保健スタッフの方々の産業保健に関する専門的な相談や研修による活動サポート、小規模事業場の事業主やそこで働く方々のために保健指導等の産業保健サービスをすべて無料で行っています。

対象となる方

産業保健総合支援センターが行っているサービスについては、主に事業主や産業保健スタッフの方々を対象としています。

地域窓口（地域産業保健センター）が行っているサービスについては、従業員50人未満の事業場の事業主やそこで働く従業員の方を対象としています。

支援内容

産業保健総合支援センターとその地域窓口（地域産業保健センター）では、産業保健に関する様々なサービスを無料で提供しています。

1　産業保健総合支援センターで提供している主なサービス
- 産業保健スタッフに対する専門的研修
- 産業保健スタッフからの専門的相談対応
- メンタルヘルス対策の普及促進のための個別訪問支援
- 産業保健に関する情報提供
- 事業主や労働者に対する啓発セミナー

2　地域窓口（地域産業保健センター）で提供している主なサービス
- 従業員の健康管理に関する相談対応
- 健康診断の結果についての医師からの意見聴取
- 長時間労働者に対する面接指導
- 個別訪問による産業保健指導の実施

ご利用方法

（1）相談をしたい場合は、直接、各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターへ電話をして下さい。

（2）研修や個別訪問支援を受けたい場合は、事前の申し込みが必要となりますので、産業保健総合支援センターやその地域窓口（地域産業保健センター）へ申し込んで下さい。

お問い合わせ先

各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターへ直接お問い合わせください。
各産業保健総合支援センターの電話番号は、以下のホームページで確認できます。
URL：http://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx

『職場の心と身体の健康を守るための支援をしたい』

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び過重労働等による健康障害に関する電話相談事業

職場のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する情報提供や事業者、産業保健スタッフ、働く方々に対して電話・メールで相談対応をしています。

対象となる方

事業主や産業保健スタッフ、働く方とその家族の方々を対象としています。

支援内容

メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」では、以下の職場のメンタルヘルス対策、過重労働対策に関する様々な情報を掲載しています。

- 産業保健スタッフや働く方、管理監督者等がメンタルヘルスの知識を習得できるeラーニング
- 職場復帰支援の取り組み事例
- 職場のメンタルヘルス対策に関するQ&A
- 厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムダウンロードサイト（http://stresscheck.mhlw.go.jp/）
- その他職場のメンタルヘルス対策に関する最新情報　等

また、事業者、産業保健スタッフ、働く方等からメール・電話での相談に対応しています。

- 「こころの耳メール相談」
- 「こころほっとライン」
- 「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムコールセンター」

ご利用方法

下記URL及び電話番号をご利用ください。

・メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」
　http://kokoro.mhlw.go.jp/
・「こころほっとライン」 0120-565-455（無料）
　※メンタルヘルス及び過重労働に関する相談はこちら。
　月曜日、火曜日：17:00～22:00
　土曜日、日曜日：10:00～16:00
　なお、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。
・「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラムコールセンター」 0120-65-3167（無料）
　平日：10:00～17:00
　なお、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は除く。

お問い合わせ先
【委託先】
メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」運営事務局（http://kokoro.mhlw.go.jp/）
※問い合わせフォームをご利用ください。
【委託元】
厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課　03-5253-1111（内線：5493）

『離職を余儀なくされる従業員の再就職を支援するための施策、キャリアチェンジを希望する中高年人材の受入れを支援する施策を知りたい』

労働移動支援助成金

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等の再就職援助のための措置等を講じる事業主に対して助成するものであり、当該労働者の早期再就職並びに移籍による失業なき労働移動の促進を目的としています。

①再就職支援奨励金

対象となる方

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託して行う事業主等

支援内容

支給対象事業主		中小企業事業主以外 【うち45歳以上の対象者】	中小企業事業主 【うち45歳以上の対象者】
支給額 支給段階・	委託開始申請分	10万円	
	再就職実現申請分（※）	委託費用× 1／2【2／3】－10万円	委託費用× 2／3【4／5】－10万円

※離職から6か月以内【45歳以上は9か月以内】に再就職を実現した対象者分について助成

○訓練・グループワークを実施した場合に、助成金の上乗せがあります。
- 再就職支援の一部として訓練の実施を委託した場合、訓練の実施期間1か月につき6万円を上乗せ（3か月分が上限）
- 3回以上のグループワークの実施を委託した場合、1万円を上乗せ

○事業主が、対象者に対して在職中から円滑な求職活動が行えるように求職活動のための休暇を付与した場合、休暇1日当たり5千円（中小企業事業主は8千円）を上限として助成されます。（180日分が上限）

ご利用方法

（1）再就職援助計画等を作成し、管轄のハローワークに提出、ハローワークより認定を受ける
（2）職業紹介事業者に再就職支援を委託、休暇付与等の支援を実施
（3）委託契約日翌日から2か月内に、労働局又はハローワークに委託開始申請分の支給申請、受給
（4）離職日の翌日から6か月後（又は9か月後）の翌日から起算して2か月以内に、再就職実現申請分の支給申請、受給

②受入れ人材育成支援奨励金

対象となる方

（早期受入れ支援）
　再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れ、継続して雇用することが確実である事業主
（人材育成支援）
　再就職援助計画等の対象となった労働者を雇い入れ、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

（早期受入れ支援）
1人当たり40万円。

（人材育成支援）

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	1時間当たり 800 円（※1）
	訓練経費助成	実費相当額　上限 30 万円
OJT	訓練実施助成	1時間当たり 700 円（※2）

※1　1人当たり1,200時間が上限。
※2　1人当たり680時間が上限。

ご利用方法

（早期受入れ支援）
（1）対象労働者の雇入れ
（2）雇い入れの翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

（人材育成支援）
（1）対象労働者の雇入れ
（2）職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任
（3）受給資格認定申請（職業訓練計画を含む）を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける
（4）職業訓練計画に基づき訓練実施
（5）職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

③キャリア希望実現支援助成金

対象となる方

（生涯現役移籍受入支援）
　自発的にキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を、移籍により受け入れる事業主（65歳を超えて働くことのできる企業に限る）

（移籍人材育成支援）
　労働者を移籍によって受け入れ、又は労働者を在籍出向によって受け入れた後に移籍に切り換え、当該労働者に訓練を実施する事業主

支援内容

（生涯現役移籍受入支援）
　１人当たり40万円。

（移籍人材育成支援）

訓練の種類	助成対象	支給額
Off-JT	賃金助成	１時間当たり 800 円（※１）
	訓練経費助成	実費相当額　上限 30 万円
OJT	訓練実施助成	１時間当たり 700 円（※２）

※1　１人当たり1,200時間が上限。
※2　１人当たり680時間が上限。

ご利用方法

（生涯現役移籍受入支援）
（1）対象労働者の受入れ
（2）移籍により受け入れた日の翌日から6か月後の翌日から起算して2か月以内に、支給申請、受給

（移籍人材育成支援）
（1）対象労働者の受入れ
（2）職業訓練計画の作成、職業能力開発推進者の選任
（3）受給資格認定申請（職業訓練計画を含む）を労働局又はハローワークに提出、認定を受ける
（4）職業訓練計画に基づき訓練実施
（5）職業訓練計画期間の終了した日の翌日から起算して2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給

お問い合わせ先
　公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
　URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
　URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『経済上の理由により一時的な雇用調整を実施した場合の支援策を知りたい』

雇用調整助成金

景気の変動等経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整を実施することによって、労働者の雇用の維持を図る場合に助成する制度があります。

対象となる方

景気の変動等経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合において、休業、教育訓練（以下「休業等」といいます。）又は出向を行うことにより労働者の雇用の維持を図る事業主は、休業手当、賃金等に相当する額の一部について助成を受けることができます。

支援内容

助成率 ： 休業手当又は賃金相当額の1／2（中小企業の場合は2／3）

※1 教育訓練は上記に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円加算
※2 支給限度日数は1年間で100日、3年間で150日
※3 受給額は、1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします（訓練費は限度額に含まず）。

ご利用方法

休業等又は出向の実施計画届を事前に管轄都道府県労働局長に提出し、休業等又は出向を行った後2ヶ月以内に支給申請書を提出してください（管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。）。なお、受給に当たり各種要件がありますので、詳細は、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『就職が困難な方を雇い入れた場合の支援策を知りたい』

特定求職者雇用開発助成金

高年齢者や障害者などの就職が困難な方を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する制度があります。

対象となる方

（特定就職困難者雇用開発助成金）

60歳以上65歳未満の高齢者、障害者等特に就職が困難な方を、公共職業安定所等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主は、助成を受けることができます。

（高年齢者雇用開発特別奨励金）

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主は、助成を受けることができます。

支援内容

対象労働者別の支給額は次の表のとおり。助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期、第5期、第6期）といい、支給対象期に分けて支給します。

（1）特定就職困難者雇用開発助成金

対象労働者（一般被保険者）		支給額		助成対象期間	
		中小企業以外	中小企業	中小企業以外	中小企業
短時間労働者以外	①高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	50万円	60万円	1年	1年
	②重度障害者等を除く身体・知的障害者	50万円	120万円	1年	2年
	③重度障害者等	100万円	240万円	1年6か月	3年
短時間労働者※	④高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	30万円	40万円	1年	1年
	⑤身体・知的・精神障害者	30万円	80万円	1年	2年

（※）週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

（2）高年齢者雇用開発特別奨励金

対象労働者	支給額		助成対象期間
	中小企業以外	中小企業	
短時間労働者以外の者	60万円	70万円	1年
短時間労働者※	40万円	50万円	1年

（※）週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者
（注）（2）は、平成28年4月1日以降に雇い入れられた対象労働者に適用される支給額を記載。

ご利用方法

支給対象期が経過するごとに、その後2ヶ月（支給申請期間）以内に支給申請書を管轄都道府県労働局長に提出してください。なお、管轄労働局長の指揮監督するハローワークを経由して提出できる場合があります。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

職場定着支援助成金
（個別企業助成コース）

事業主が、従業員の処遇や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」（雇用管理制度の導入や介護福祉機器の導入等）を行う場合に、助成金を支給します。

対象となる方

（1）従業員の処遇や労働環境の改善のために、新たに雇用管理制度を導入し、従業員の離職率を低下させた事業主（介護事業を含む。）
（2）介護福祉機器の導入等を行った介護事業主
（3）賃金制度を整備し、介護労働者の離職率を低下させた介護事業主

支援内容

導入した制度等に応じて以下の金額が支給されます。

（1）雇用管理制度助成

① 制度導入助成

労働協約又は就業規則に以下の制度を定め、実際にその制度を実施した場合

・評価・処遇制度 ……10万円
・研修制度 ……10万円
・健康づくり制度 ……10万円
・メンター制度 ……10万円

② 目標達成助成 ……60万円

①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

（2）介護福祉機器等助成 …導入等に要した費用の1/2（上限300万円）

介護労働者の労働環境の改善のために介護福祉機器の導入等を行った場合

（3）介護労働者雇用管理制度助成

① 制度整備助成……50万円

介護事業主が、雇用管理責任者を選任し、労働協約又は就業規則を変更することにより賃金制度を整備（賃金テーブルの設定等）した場合

② 目標達成助成（第１回）……60万円
①の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から1年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

③ 目標達成助成（第２回）……90万円
①及び②の助成金を受けた事業主が、計画期間終了から3年経過後の離職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合

ご利用方法

（1）雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度に係る計画を作成し、計画開始1か月前までに労働局又はハローワークに提出
（2）労働局長が当該計画を認定
（3）計画に基づき雇用管理制度、介護福祉機器の導入等又は介護労働者雇用管理制度を実施
（4）計画期間終了後、2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
（5）目標達成助成については、計画期間終了から1年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合に、目標達成日から2か月以内に労働局又はハローワークに支給申請し、受給
（6）介護労働者雇用管理制度については、3年経過後の離職率に関する目標を達成していた場合にも、上記（5）と同様に支給申請し、受給

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『従業員の処遇や職場環境の改善を図るための支援策を知りたい』

人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業

人材不足分野の事業を営む事業主が、人材確保のために従業員の処遇や職場環境の改善などの雇用管理改善を行う場合に、雇用管理制度の導入・運用のための無料のコンサルティングを通じて「魅力ある職場づくり」を支援します。

1. モデル調査コース

事業の概要

人材不足分野のうち、若者の雇用管理に課題のある宿泊分野、飲食分野、小売分野、娯楽分野等や、今後ますます需要の拡大が見込まれる保育分野、運輸分野等について、分野全体に共通する雇用管理上の課題や事業主が取り組むべき有効な雇用管理制度の内容を調査します。

対象となる方

以下の人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主

（1）若者の雇用管理に課題のある分野（宿泊分野、飲食分野、小売分野、娯楽分野等）
（2）その他地域の実情に応じて人材不足が懸念される分野（保育分野、運輸分野等）

支援内容

調査の一環として、事業主に対し、以下のコンサルティングを実施し、「魅力ある職場づくり」を支援します。
（1）事業主の抱える課題の把握
（2）課題の解消に資する雇用管理制度の提案
（3）雇用管理制度の導入支援
（4）導入した雇用管理制度の運用支援、フォローアップ等
（5）雇用管理制度の導入事例の周知等

ご利用方法

詳細は下記までお問合せください。

2. 啓発実践コース

事業の概要

人材不足分野のうち、今後ますます需要の拡大が見込まれる介護分野や建設分野について、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等の普及啓発を行

い、業界全体で「魅力ある職場づくり」の機運の醸成を図ります。

対象となる方

以下の人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主

（1）介護分野
（2）建設分野

支援内容

雇用管理改善セミナーの開催や、事業所訪問により、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等を普及啓発するともに、雇用管理制度を導入するためのきめ細かなコンサルティングを実施し、「魅力ある職場づくり」を支援します。

ご利用方法

詳細は下記までお問合せください。

3. 雇用管理制度の例（モデル調査コース、啓発実践コース共通）

（1）評価・処遇制度
採用基準、昇進・昇格基準、賃金体系、賞与・退職金制度、手当制度の整備など
（2）研修制度
教育訓練計画、自己啓発補助制度、社内検定制度の整備など
（3）健康づくり制度
人間ドック、腰痛健康診断、メンタルヘルス相談、インフルエンザ予防接種の導入など
（4）休暇・労働時間制度
所定労働時間の短縮、所定外労働時間の削減、週休二日制の導入、年次有給休暇の取得促進、育児休業制度・介護休業制度の導入など
（5）業務管理・組織管理・人間関係管理制度
メンター制度、カウンセリング制度、提案制度、表彰制度の導入など
（6）福利厚生
慶弔金制度、定年退職前教育、企業年金の導入など

お問い合わせ先
（1）モデル調査コース
厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発企画課
電話：03－3502－1718（直通）
（2）啓発実践コース
各都道府県労働局
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『求人の少ない地域における雇用に関する支援策を知りたい』

地域雇用開発奨励金

求人の少ない地域において雇入れを行う場合に活用できる助成制度があります。

対象となる方

雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域（※）、若年層・壮年層の流出の著しい過疎等雇用改善地域（※）において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者を雇い入れる事業主は助成金を受けることができます。

支援内容

同意雇用開発促進地域（※）等に事業所を設置または整備し、その地域に居住する求職者を、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して、施設等の設置等費用と雇い入れた地域求職者により増加した労働者数に応じて助成（1年ごとに3回支給）。

設置・整備に要した費用	対象労働者の増加数（　）内は創業の場合のみ適用）			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人～
300万円～1,000万円	50万円	80万円	150万円	300万円
1,000万円～3,000万円	60万円	100万円	200万円	400万円
3,000万円～5,000万円	90万円	150万円	300万円	600万円
5,000万円～	120万円	200万円	400万円	800万円

※中小企業事業主の場合は、1回目の支給時に1/2の額を上乗せ。創業の場合は、1回目の支給時に同額を上乗せ。

※同意雇用開発促進地域：都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域。
※過疎等雇用改善地域：厚生労働大臣が指定する地域。
※大規模雇用開発計画に係る特別措置：100人（200人）の雇入れ及び設置・整備に要した費用が50億円の場合は1億円（2億円）の助成。
※戦略産業雇用創造プロジェクト指定事業主に対する特例：1回目の支給時に雇入れ1人あたり50万円を上乗せ。

ご利用方法

当該助成金に関する計画書を都道府県労働局長に提出し、当該計画期間の末日までに支給申請書を都道府県労働局長に提出。詳細については、最寄りのハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせください。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『建設労働者の雇用の改善、技能向上のための支援策を行いたい』

建設労働者確保育成助成金

建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成するものであり、建設業における若年労働者の確保及び育成並びに技能継承を図り、もって建設労働者の雇用の安定、並びに能力の開発及び向上を目的としています。

① 認定訓練コース（経費助成）

支給対象となる方

都道府県から広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業補助金の交付を受けて、認定職業訓練を行う中小建設事業主または中小建設事業主団体。

助成内容

広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業補助金の助成対象経費とされた額の1／6に相当する額が支給されます。

② 認定訓練コース（賃金助成）

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練を受講させた中小建設事業主。

助成内容

認定職業訓練を受講した建設労働者1人1日当たり5,000円が支給されます。

③ 技能実習コース（経費助成）

支給対象となる方

（中小建設事業主）

雇用する建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のための技能実習を実施または技能継承のための指導者養成講習を受講させた中小建設事業主または中小建設事業主団体。

（中小以外の建設事業主）

雇用する女性の建設労働者に対して、有給で建設工事における作業の技能向上のために技能実習を実施した建設事業主。

助成内容

（中小建設事業主）

技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託して行う場合は8割）が支給されます。ただし、1つの技能実習について1人当たり10万円を上限としています。

※岩手、宮城、福島の被災三県は当分の間、助成率を10割に拡充しています。

（中小以外の建設事業主）

技能実習の実施に要した実費相当額の5割が支給されます。ただし、1つの技能実習

について1人当たり10万円を上限としています。

④ 技能実習コース（賃金助成）

支給対象となる方

雇用する建設労働者に対して、有給で技能実習を受けさせる中小建設事業主。

助成内容

技能実習を受講した建設労働者1人1日当たり8,000円が支給されます。
ただし、1つの技能実習につき20日分を上限としています。

⑤ 雇用管理制度コース（整備助成）

支給対象となる方

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の雇用管理制度助成（制度導入助成及び目標達成助成）の助成を受けた事業主が、雇用管理制度の導入に係る計画の計画期間終了から1年経過後の入職率について、厚生労働省が定める目標を達成した場合に助成金を支給します。

助成内容

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の雇用管理制度助成（制度導入助成及び目標達成助成）の支給額に加えて60万円が支給されます。

※職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の詳細については159ページをご覧下さい。

⑥ 登録基幹技能者処遇向上コース

支給対象となる方

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより登録基幹技能者の賃金テーブルまたは資格手当を年間3%以上かつ15万円以上引き上げ、実際に適用した中小建設事業主

助成内容

処遇向上を行った登録基幹技能者1人当たり年額10万円（最大3年まで）

⑦ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主経費助成）

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主

助成内容

事業の実施に要した経費の2／3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について200万円を上限としています。

⑧ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）

支給対象となる方

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業計画を策定し、当該計画に従って事業を実施する建設事業主団体

助成内容

事業の実施に要した経費の2／3に相当する額が支給されます。
ただし、一の計画について1,000万円または2,000万円を上限としています。

⑨ 作業員宿舎等設置コース（経費助成）

支給対象となる方

岩手、宮城、福島の被災三県に所在する建設工事現場での作業員宿舎、賃貸住宅、作業員施設を賃借により設置した中小建設事業主。

助成内容

作業員宿舎等の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度当たり200万円を上限としており、それに加え、賃貸住宅については1人1年かつ月額3万円を上限としています。

⑩ 女性専用作業員施設設置コース（経費助成）

支給対象となる方

自らが施行管理を行う建設工事現場で作業等を行う女性の建設労働者専用の作業員施設（便所、更衣室、シャワー室、浴室）を賃借により設置した元方中小建設事業主

助成内容

女性の建設労働者専用の作業員施設の賃借に要した経費の2／3相当額が支給されます。
ただし、一事業年度あたり60万円を上限としています。

※その他にも建設事業主及び建設事業団体等に対する助成メニューがあります。

お問い合わせ先
都道府県労働局
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/
助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『雇用を増加させる企業に対する税制上の優遇措置を知りたい』

雇用促進税制

5人（中小企業は2人）以上かつ10%以上の雇用の増加等、一定の要件を満たす企業は、雇用機会が特に不足している同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の法人税等の税額控除を受けることができます。
（※）地方拠点強化税制の中にも雇用促進税制が含まれております。そちらについては282ページをご参照ください。

対象となる方

1. 青色申告書を提出する事業主であること
2. 適用年度中に雇用者（雇用保険一般被保険者）の数を5人（中小企業※1は2人）以上かつ10%以上増加させること
3. 適用事業年度及びその前事業年度※2中に事業主都合による離職者がいないこと
4. 適用事業年度における「支払給与額」が、前事業年度における支払給与額よりも、一定以上増加すること
5. 風俗営業等※3を営む事業主でないこと

※1　資本金1億円以下の法人企業（中小企業）等、従業員数が1000人以下の個人（税法上の中小企業者等）
※2　事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。
※3　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

支援内容

法人の場合、法人税から同意雇用開発促進地域に所在する事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用増加人数1人当たり40万円の税額控除（個人事業主の場合は、所得税からの控除）を行います。ただし、当期の法人税額（個人事業主の場合は、所得税額）の10%（中小企業は20%）を限度とします。

（注）同意雇用開発促進地域とは、都道府県が策定し、厚生労働大臣が同意した地域雇用開発計画に定められた雇用開発促進地域の区域をいいます。具体的な地域はこちら：http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/pdf/chiiki-koyou_02a.pdf

ご利用方法

1. 適用年度開始後2か月以内に目標の雇用増加数等を記載した雇用促進計画を作成し、納税地を管轄するハローワークへ提出
2. 適用年度終了後2か月以内に雇用促進計画の達成状況を記載した書類をハローワークへ提出し、ハローワーク等が確認した当該書類の交付を受ける（提出から交付まで、4月～5月は1ヶ月程度、その他の月は2週間程度要する。）
3. 確認を受けた当該書類等を添付し、確定申告を行う

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します』

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期契約労働者等」）といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

対象となる方

○ 本助成金は、ガイドライン（※1）に沿って、事業所ごとに有期契約労働者等の雇用管理改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、以下の（1）～（3）までのいずれかを実施した事業主に助成します。

※1　ガイドラインとは、「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン～キャリアアップの促進のための助成措置の円滑な活用に向けて～」を指します。詳細は下記URLをご確認ください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11650000-Shokugyouanteikyokuhakenyukiroudoutaisakubu/0000082510.pdf

（1） 正社員化コース

○ 労働協約または就業規則その他これに準じるものに規定した制度に基づき、有期契約労働者等（※2）を正規雇用労働者や多様な正社員等に転換（※3）、もしくは直接雇用した場合に助成します。

※2　派遣労働者の場合、派遣元事業所で転換または派遣先事業所で直接雇用する場合が対象になります。
※3　無期雇用への転換等は、通常雇用期間４年以内の有期契約労働者からの転換等に限ります。また、基本給の5%以上の増額が必要です。

（2） 人材育成コース

○ 職業訓練計画を作成し、有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施した場合に助成します。

- 一般職業訓練（実施期間が1年以内のOff-JT）
- 有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した3か月以上6か月以下のOff-JTとOJT）
- 中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定する講座(Off-JT)）

（3） 処遇改善コース

■ 賃金テーブル改定

○ すべてまたは一部（雇用形態別や職種別など）の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

■ 共通処遇推進制度

・ 健康診断制度

○ 有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成します。

・ 賃金テーブル共通化

○ 有期契約労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金テーブル等を作成し、適用した場合に助成します。

■ 短時間労働者の労働時間延長

○ 労働者の週所定労働時間を、25時間未満から30時間以上に延長し、社会保険を適用した場合に助成します。

支援内容

○ 上記の措置を講じ、一定の要件を満たした場合、以下の助成額を支給します。

メニュー	助成額 （ ）額は大企業の額
（1）正社員化コース	① **有期 → 正規**：1人当たり 60 万円（45 万円） ② **有期 → 無期**：1人当たり 30 万円（22．5 万円） ③ **無期 → 正規**：1人当たり 30 万円（22．5 万円） ④ **有期 → 多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）** ：1人当たり 40 万円（30 万円） ⑤ **無期 → 多様な正社員** ：1人当たり 10 万円（7．5 万円） ⑥ **多様な正社員 → 正規** ：1人当たり 20 万円（15 万円） <1 年度 1 事業所当たり 15 人まで> ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用する場合 ・①③1人当たり 30 万円（大企業も同額）加算 ・④⑤1人当たり 15 万円（大企業も同額）加算

	※ 母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業主における35才未満の者の場合 ・ ①1人当たり10万円（大企業も同額）加算 ・ ②～⑥1人当たり5万円（大企業も同額）加算 ※ ④⑤は、勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ・ 1事業所当たり10万円（7．5万円）加算
（2）人材育成コース	○ Off-JT《1人当たり》 ・賃金助成：1時間当たり800円（500円） ・経費助成：一般職業訓練及び有期実習型訓練 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 ・100時間未満　10万円(7万円) ・100時間以上200時間未満　20万円(15万円) ・200時間以上　30万円(20万円) ○ 中長期的キャリア形成訓練（有期実習型（注）） （注）有期実習型訓練修了後、対象労働者が正規雇用等に転換された場合 ⇒ 訓練時間数に応じた次の額 ・100時間未満　15万円(10万円) ・100時間以上200時間未満　30万円(20万円) ・200時間以上　50万円(30万円) ＊ 実費が上記を下回る場合は実費を限度 ○ OJT《1人当たり》 実施助成：1時間当たり800円（700円）

（3）処遇改善コース	① 賃金テーブル改定 ・ すべての賃金テーブル改定： １人～３人　：10 万円（7．５万円） ４人～６人　：20 万円（15 万円） ７人～10 人　：30 万円（20 万円） 11 人～100 人：３万円（２万円）×人数 ・ 雇用形態別、職種別等の賃金テーブル改定： １人～３人　：５万円（3．５万円） ４人～６人　：10 万円（7．５万円） ７人～10 人　：15 万円（10 万円） 11 人～100 人：1．５万円（１万円）×人数 ※ 上記において、職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、１事業所当たり 20 万円（15 万円）加算 ② 共通処遇推進制度 ア　法定外の健康診断制度を新たに規定し４人以上実施： １事業所当たり 40 万円（30 万円） イ　共通の賃金テーブルの導入・適用： １事業所当たり 60 万円（45 万円） ③ 短時間労働者の週所定労働時間を 25 時間未満から 30 時間以上に延長： １人当たり 20 万円（15 万円）

ご利用方法

① 本助成金を受給しようとする事業主は、各助成メニューを実施する前までに、下記（1）の措置を行い、（2）*＜人材育成コースを実施する場合のみ（3）を含む＞*のとおり作成した書類に必要な書類を添えて（※1）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※2）へ提出することが必要です。

※1　必要な書類については、労働局へお問い合わせ下さい。
※2　手続きにかかる書類の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

（1） キャリアアップ管理者の配置

○ まず、事業所ごとに、有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む方を「キャリアアップ管理者」として選任・配置する必要があります。

（2） キャリアアップ計画（※3）の作成

○ 次に、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため、「キャリアアップ計画」を事業所ごとに作成し、労働局長の認定を受ける必要があります。

※3 本計画は、３年以上５年以下の期間にガイドラインに沿って行うおおまかな取り組みの全体の流れ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が講ずる措置等）を記載していただきます。

（3） 訓練計画届の作成（人材育成コースを実施する場合）

○ キャリアアップ計画に基づいた訓練計画を作成・提出していただきます。

② その後、以下の基準日の翌日から起算して 2 ヶ月以内に、支給申請書に必要な書類を添えて（※4）、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局（※5）へ支給申請してください。

※4 「支給申請書」の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。
※5 申請書等の提出は、ハローワークを経由してできる場合があります。

メニュー	基準日
1 正社員化コース	正規雇用等への転換等後、6 か月分の賃金を支払った日
2 人材育成コース	職業訓練計画実施期間の終了した日
3 処遇改善コース	① 賃金テーブル等の増額改定後、6 か月分の賃金を支払った日 ② ア：4 人目の健康診断を実施した日 イ：共通の賃金テーブル等の適用後、6 か月分の賃金を支払った日 ③ 労働時間を延長した後、6 か月分の賃金を支払った日

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『職業経験、技能、知識の不足などにより就職が困難な求職者を試行的に雇用する事業主の皆さまへ』

トライアル雇用奨励金

職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、常用雇用へ移行することを目的にして原則3カ月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で常用雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができます。

対象となる方

○ 奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

① ハローワーク・職業紹介事業者等にトライアル雇用求人を提出すること。

② ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、次のいずれかの要件を満たす求職者を試行雇用すること。

① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
② 紹介日時点で、学校卒業後３年以内で、卒業後、安定した職業（※１）に就いていない者
③ 紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している者
④ 紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている者（※２）
⑤ 妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が１年を超えている者
⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（※3）

※１ 期間の定めのない労働契約を締結し、１週間の所定労働時間が通常の労働者の所定労働時間と同等であること
※２ パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと
※３ 生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者

支援内容

○ 対象者１人当たり、**月額4万円（最長3カ月）**

※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象者に対しトライアル雇用を実施する場合 いずれも１人当たり月額5万円（最長3カ月間）となります。

ご利用方法

① 本助成金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄しているハローワーク・職業紹介事業者等に「トライアル雇用求人」を提出し、トライアル雇用開始日から2週間以内に「トライアル雇用実施計画書」を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。

② トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、「支給申請書」を事業所を管轄するハローワークまたは労働局に提出してください。

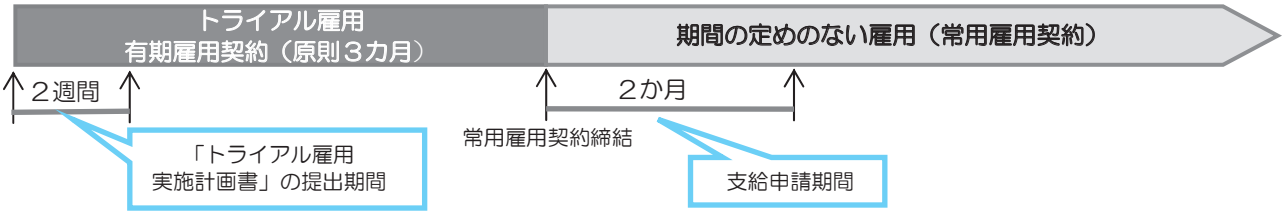

※ 奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワーク又は都道府県労働局にお問い合わせ下さい

お問い合わせ先：公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『若者を採用するための支援策を知りたい』

ユースエール認定制度

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業について、青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定する制度です。認定企業の情報発信を後押しすることなどによって、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。

対象となる方

認定基準を満たす中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）が対象です。

【主な認定基準】

①学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込み又は募集を行っていること

②直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下等、雇用管理の状況が一定水準を満たしていること

③直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、35歳未満の採用者数・離職者数等の雇用情報について公表していること　等

※　上記認定基準のうち、②の要件を満たしていないものの、若者の採用・育成に積極的な中小企業について、都道府県労働局、ハローワークが積極的にマッチング支援を行う事業として**「若者応援宣言企業」という制度**があります。

＜認定マーク＞

支援内容

ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになります。

1	ハローワークなどで重点的ＰＲを実施	・「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にＰＲすることで、若者からの応募増が期待 ・厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「ユースエール認定企業・若者応援宣言企業検索システム」などにも企業情報を掲載し、企業の魅力を広くアピール
2	認定企業限定の就職面接会などへの参加が可能	・都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的に案内することで、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用が期待
3	自社の商品、広告などに認定マークの使用が可能	・認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品や広告などに付けることが可能 ・認定マークを使用することで、認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピール
4	若者の採用・育成を支援する関係助成金を加算	・若者の採用・育成を支援するため、認定企業が次の各種助成金を活用する際、　定額が加算 ①キャリアアップ助成金　②キャリア形成促進助成金　③トライアル雇用奨励金　④三年以内既卒者等採用定着奨励金

ご利用方法

（1）都道府県労働局に対して必要な書類を添えて申請を行ってください。

（2）認定基準を満たしていることを確認し、都道府県労働局から認定通知書を交付します。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『高年齢者の雇用環境の整備等を実施した場合の支援策を知りたい』

高年齢者雇用安定助成金

（高年齢者活用促進コース・高年齢者無期雇用転換コース）

生涯現役社会の実現に向けて、高年齢者の雇用環境の整備や高年齢の有期契約労働者を無期雇用に転換する事業主に対して助成するものであり、高年齢者の雇用の安定を図ることを目的としています。本助成金は次の 2 つのコースから構成されます。

①高年齢者活用促進コース

支給対象となる事業主

高年齢者の活用促進のための雇用環境整備（※1）を実施した雇用保険適用事業主。

助成内容

当該取組に係る経費(人件費等を除く)の 3 分の 2（中小企業以外は 2 分の 1）に相当する額を支給します（60 歳以上の雇用保険被保険者 1 人当たり 20 万円（※4）を上限（上限額 1,000 万円））。

※1　新たな事業分野への進出等による高年齢者の職場又は職務の創出、機械設備・作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の導入、健康管理制度の導入（※2）、定年の引上げ（※3）等の整備

※2　当該措置の実施については、30 万円の費用を要したものと見なす。（企業単位で1回限り）

※3　66 歳以上の定年引上げ、定年廃止、65 歳への定年引上げ及び 66 歳以上の継続雇用制度の導入の実施については、100 万円の費用を要したものと見なす（企業単位で1回限り）

※4　但し、①建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、②65 歳以上の高年齢者（高年齢継続被保険者）の雇用割合が4％以上の事業主、③高年齢者活用促進の措置のうち「機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善」を実施した事業主にあっては、30 万円を上限。

ご利用方法

計画開始日の 3 か月前までに、事業所が所在する独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以降「機構」）都道府県支部高齢・障害者業務課（以降「支部高齢・障害者業務課」）に対し、環境整備計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。認定後は、計画書に基づき、高年齢者活用促進の措置を実施し、計画の実施期間の終了日の翌日から 2 か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

②高年齢者無期雇用転換コース

支給対象となる事業主

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した雇用保険適用事業主。

助成内容

転換した者 1 人につき 50 万円（中小企業以外 40 万円）を転換日から 6 ヶ月経過後に支給します。

ご利用方法

計画開始日の 2 か月前までに、事業所が所在する支部高齢・障害者業務課に対し、無期雇用転換計画書を提出し、機構の認定を受けて下さい。

認定後は、計画期間の範囲内で転換を行って下さい。転換後、6 か月分の賃金を支払った日の翌日から 2 か月以内に支部高齢・障害者業務課に対し、支給申請書を提出してください。

お問い合わせ先
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構　都道府県支部高齢・障害者業務課
（東京・大阪においては高齢・障害者窓口サービス課）　URL: http://www.jeed.or.jp/location/shibu/

『障害者の職場適応・職場定着を図るための助成金を知りたい』

障害者雇用安定奨励金

障害者の職場適応・職場定着を図るため、障害者を雇入れ、その障害者を支援する者を配置する又は特に職場定着に困難を抱える障害者に対し計画に基づく支援を行う事業主等に対して奨励金を支給します。

障害者職場定着支援奨励金

対象となる方

新たに障害者を雇入れ、職場支援員（※1）を配置する（※2）事業主

※1　対象労働者の業務の遂行に関する必要な援助及び指導を行う者であり、一定の要件に該当する者をいいます。

※2　職場支援員を雇用、業務委託又は委嘱のいずれかにより配置することをいいます。

支援内容

■ 助成額

支給額は以下のとおり。

6か月ごとに支給し、支給対象期間は2年間（精神障害の場合は3年間）。なお、支援員の配置方法により、支援できる障害者数、支援の内容等に要件があります。

① 雇用又は業務委託により職場支援員を配置する場合、対象労働者1人当たり1月につき次表のとおり。

※なお、1人の職場支援員が支援できる障害者数には上限があります。

対象労働者		支給額
中小企業以外	短時間労働者以外	3 万円
	短時間労働者	1.5万円
中業企業	短時間労働者以外	4万円
	短時間労働者	2万円

② 委嘱により職場支援員を配置する場合

委嘱 1 回につき 10，000 円

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の雇い入れ又は職場支援員の配置のいずれか遅い日から3か月を経過する日までに、受給資格認定申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

訪問型適応援助促進助成金、企業在籍型職場適応援助促進助成金

対象となる方

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センターが、障害者の職場適応の観点から課題を解決するために必要とする支援内容や程度を勘案して作成又は承認した職場適応援助者による支援の計画（以下「支援計画」という。）があり、これに基づき職場適応援助者による支援を提供する以下の事業主

① 訪問型職場適応援助促進助成金の対象
障害者の就労支援に係る一定の実績があり、他の企業に雇用されている障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

② 企業在籍型職場適応援助促進助成金の対象
自社において職場適応援助者を雇用し、同じく自社において雇用する障害者に対して、支援計画に基づき、職場適応援助者による支援を提供する事業主

支援内容

■ 助成額

① 訪問型　支援実施１日あたり 16,000 円（１日の支援時間が４時間未満の場合、8，000 円）

② 企業在籍型
対象障害者1人につき１月当たりの支給額は次の表のとおり。

企業規模	対象労働者	支給額
大企業	短時間労働者以外	6万円
	短時間労働者	3万円
中業企業	短時間労働者以外	8万円
	短時間労働者	4万円

※　短時間労働者とは、1 週間の所定労働時間が他の労働者と比べ短く、かつ 30 時間未満である者をいいます。

③　支援の実施のために新たに職場適応援助者を養成し、一定の要件を満たした場合、養成研修受講料の１／２を助成

■ 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

訪問型職場適応援助促進助成金の場合、遅くとも各年度において初めて助成金の支給を受けようとする支援計画の開始日の２週間前までに、受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

企業在籍型職場適応援助促進助成金の場合、支援計画の開始日から3か月以内に受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けてください。

いずれの助成金についても、受給資格認定後は、支給対象期の末日の翌日から起算して２か月以内に、支給申請書に必要書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『中途障害者になった方を職場復帰させた場合の助成金を知りたい』

障害者職場復帰支援助成金

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害により長期の休職を余儀なくされ、かつ、復帰にあたり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じて雇用の継続を図った事業主に対して支給します。

対象となる方

雇用する労働者が、難病等の発症や事故などによる中途障害（※）により3ヶ月以上の休職を余儀なくされ、かつ、復帰に当たり雇用の継続のために職場適応の措置が必要な場合に、その措置を講じた上で、当該中途障害者の雇用を継続した事業主

※　職場復帰の日において次のいずれかに該当する者となります。
イ　障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第２号に規定する身体障害者
ロ　障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第６号に規定する精神障害者（発達障害のみを有する者を除く。）
ハ　難治性疾患を有する者
ニ　事故による外傷等の原因に基づく脳の器質的損傷による精神障害である高次脳機能障害を有する者

支援内容

■ 助成額

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期）」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

支給対象事業主	第１期	第２期	支給総額	支給回数
中小企業事業主以外の事業主	２５万円	２５万円	５０万円	２回
中小企業事業主	３５万円	３５万円	７０万円	２回

■ 申請窓口

都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

対象労働者の勤務開始日（※）の次の賃金締切日の翌日から3か月を経過する日までに、対象労働者に関する受給資格認定申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出し、認定を受けて下さい。

受給資格認定後は、6か月ごとの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に、支給申請書に必要な書類を添付し、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※休職後、最初の出勤日か、能力開発・訓練関係若しくはリワーク支援に係る措置の終了日のいずれか遅い日となります。

お問い合わせ先

公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局

URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『初めて障害のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

障害者初回雇用奨励金
（ファースト・ステップ奨励金）

障害者雇用の経験のない事業主が初めて障害者を雇用し、法定雇用率を達成する場合に、奨励金を支給します。

対象となる方

過去3年間に障害者の雇用経験のない一定規模（※1）の事業主であって、ハローワーク、地方運輸局又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上（※2）の障害者を雇い入れた事業主

※1　常時雇用する労働者数（障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に規定する労働者）が50人～300人である企業
※2　常時雇用する労働者数（※1と同じ）に法定雇用率（2.0%）を乗じた数（小数点以下切り捨て）

支援内容

■ 助成額
一事業主につき120万円

■ 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

支給対象期間（※）の末日の翌日から起算して2か月以内に、障害者初回雇用奨励金支給申請書に必要書類を添付して、障害者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

※　支給対象期間は、障害者の雇い入れ完了日（1人目の障害者を雇用した日の翌日から起算して3か月後の日までの間に当該雇い入れる障害者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となった日。賃金締切日が定められている場合は雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日）から6か月後
例：障害者雇い入れ完了日が7/1で、賃金締切日が毎月15日の場合、支給対象期間は7/16～1/15までとなります。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『発達障害・難病のある方を雇い入れた場合の助成金を知りたい』

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金

発達障害・難病のある方を新たに雇用し、雇用管理事項を報告する事業主に助成金を支給します。

対象となる方

障害者手帳を所持していない発達障害・難病のある方をハローワーク等の紹介により一般被保険者として新たに雇用する事業主。

注）事業主の方からは、雇い入れた労働者に対する配慮事項等についてご報告いただきます。また、雇入れから約6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

支援内容

助成対象期間を6か月ごとに区分した期間を「支給対象期（第1期、第2期、第3期、第4期）」といい、各支給対象期に以下の通り支給します。

対象労働者	企業規模	支給額					支給回数
		第1期	第2期	第3期	第4期	支給総額	
短時間労働者以外の者	大企業	25万円	25万円			50万円	2回
	中小企業	30万円	30万円	30万円	30万円	120万円	4回
短時間労働者（※）	大企業	15万円	15万円			30万円	2回
	中小企業	20万円	20万円	20万円	20万円	80万円	4回

※　週当たりの所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

ご利用方法

雇入れから6か月経過するごとに、その後2か月以内に支給申請書に必要書類を添付し、対象労働者を雇い入れた事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークに提出します。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『障害のある方の雇入れに必要な事業所の施設等を設置した場合の助成金を知りたい』

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

障害者を多数雇い入れる事業所を設立し、施設等の設置を行った中小企業に対し、助成金を支給します。

対象となる方

重度身体障害者、知的障害者、精神障害者（以下「対象障害者」）を、①常時雇用する労働者として、新規に10人以上雇用し、②対象障害者の常時雇用する全労働者に占める割合が2/10以上となる事業所であって、地域の障害者雇用の促進に資する取組等に関する計画を提出し、対象障害者のための事業施設等に要した費用が3,000万円以上となる一定規模(※1)の事業主。

※1 常時雇用する労働者数（障害者雇用促進法第43条第1項に規定する労働者をいう。）が300人以下である企業

支援内容

■ 助成額
一事業主につき2,000万円(※2)

※２　対象障害者を 15 人以上雇用し、かつ、4,500 万円以上の費用を要した場合は 3,000 万円

■ 申請窓口
都道府県労働局又はハローワーク

ご利用方法

（1）受給資格認定申請書及び事業計画書を作成し、労働局又はハローワークに提出します。
（2）受給資格の認定を受けた日から6か月以内に、提出した事業計画書に沿った対象障害者の雇入れ及び施設等の設置を実施した後、都道府県労働局又はハローワークに支給申請を行います。

※　支給対象期間は、対象障害者の雇入れ及び施設等の設置が完了した日（賃金締切日が定められている場合は雇入れ完了日の直後の賃金締切日の翌日。）から6か月後を第1期とし、以後、1年ごとに第2期、第3期といいます。

お問い合わせ先
公共職業安定所（ハローワーク）又は都道府県労働局
URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

『職業能力の開発と向上のための支援策を知りたい』

キャリア形成促進助成金

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のための助成金制度があります。

対象となる方

企業内における労働者のキャリア形成の効果的な促進のため、雇用する労働者に対して、計画に沿った職業訓練及び制度の導入・適用を行う事業主等

支援内容

訓練に要した経費と訓練期間中の賃金の一部を助成します。また、企業内の人材育成に関する制度を導入・実施した際にも助成をします。助成内容は、以下の表のとおりです。

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※( )内は大企業
Ⅰ 雇用型訓練コース			
① 特定分野 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業 事業主団体等	建設業、製造業、情報通信業等が実施する大臣の認定を受けた次の OJT 付き訓練 ア 事業主団体等と企業が連携して実施する訓練 イ 複数の企業が連携して実施する訓練 ウ 企業が単独で実施する訓練	経費助成:2／3(1／2) 賃金助成: 1h当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h当たり 700 円(400 円)
② 認定実習併用職業訓練	大企業 中小企業	大臣の認定を受けた OJT 付き訓練(Ⅰ①を除く)	経費助成:1／2(1／3) 賃金助成: 1h当たり 800 円(400 円) OJT 実施助成: 1h当たり 700 円(400 円)
③ 中高年齢者雇用型訓練		中高年齢(45 歳以上 65 歳未満)新規雇用者等を対象とした OJT 付き訓練	
Ⅱ 重点訓練コース 以下の①～⑤のいずれかの類型の訓練を実施した場合			
① 成長分野等・グローバル人材育成訓練	大企業 中小企業	医療・福祉・環境などの成長分野等又は海外関連業務に従事する労働者の人材育成のための訓練	経費助成:1／2(1／3) 賃金助成: 1h当たり 800 円(400 円)
② 中長期的キャリア形成訓練		中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
③ 熟練技能育成・承継訓練		熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
④ 若年人材育成訓練		採用後5年以内で、35 歳未満の若年労働者への訓練	

支給対象となる訓練又は制度	対象	訓練又は制度内容	助成額・助成率 ※( )内は大企業
⑤ 育休中・復職後等人材育成訓練	大企業 中小企業	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成:2／3(1／2) 賃金助成: 1h当たり800円(400円)
Ⅲ 一般型訓練コース			
① 一般企業型訓練	中小企業	Ⅰ・Ⅱ以外の訓練	経費助成:1／3 賃金助成: 1h当たり400円
② 一般団体型訓練	事業主団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に、若年労働者への訓練や熟練技能者の指導力強化・技能承継のための訓練、育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	経費助成:1／2【育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練 2／3】
Ⅳ 制度導入コース			
① 教育訓練・職業能力評価制度	大企業 中小企業	従業員に対する教育訓練か職業能力評価を、ジョブ・カードを活用し計画的に行う制度を導入し、適用した場合	導入実施助成 50万円(25万円)
② セルフ・キャリアドック制度		セルフ・キャリアドック制度を導入し、適用した場合	
③ 技能検定合格報奨金制度		技能検定に合格した従業員に報奨金を支給する制度を導入し、適用した場合	
④ 教育訓練休暇等制度		教育訓練休暇制度又は教育訓練短時間勤務制度を導入し、適用した場合	
⑤ 社内検定制度		社内検定制度を導入し、実施した場合	
⑥ 事業主団体助成制度	事業主団体等	従業員に対し教育訓練か職業能力評価を行う構成事業主の支援及び業界検定・教育訓練プログラムの開発を実施した場合	経費助成 2／3

※ 経費助成の1人1コースの事業主に対する支給限度額について、Ⅰ及びⅡは15万円～50万円(大企業は10万円～30万円)、Ⅲの①は7万円～20万円。また、Ⅰ、Ⅲの②及びⅣの⑥の事業主団体等に対する支給限度額については、1団体当たり500万円。(ただし、Ⅳの⑥において業界検定を開発した場合の支給限度額は1,000万円)

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円(認定職業訓練、Ⅰの場合は1,000万円)、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円。

※ Ⅰ・Ⅱにおいて、若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業については、経費助成率を1／2のものを2／3、1／3のものを1／2にそれぞれ引き上げる。

※ Ⅲの①については、定期的なキャリアコンサルティング(セルフ・キャリアドック等)の実施を要件とする。

※ 助成の対象となる訓練等の受講回数は、同一の労働者につき、1年度3コースまで。

※ 制度導入コースについては、同一制度における助成は一回のみ(旧企業内人材育成推進助成金において同制度で助成を受けていた場合も同様)

※ 東日本大震災に伴う被災地の事業主については、助成率の特例あり(Ⅲの①は中小企業:賃金800円(1h)・経費1／2 大企業:賃金400円(1h)・経費1／3、Ⅰの②は中小企業:賃金800円(1h)・経費1／2・OJT実施700円(1h) 大企業:賃金400円(1h)・経費1／3・OJT実施600円(1h))

ご利用方法

1．Ⅰ～Ⅲの場合

（1）事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成し、年間職業能力開発計画を、訓練実施計画届や訓練カリキュラムと併せて労働局に提出します。

（2）提出した年間職業能力開発計画に沿った職業訓練を実施した後2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

（3）労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

2．Ⅳの場合

（1）事業内職業能力開発計画及び制度導入・適用計画を作成し、制度導入・適用計画届や制度ごとに必要な添付書類を労働局に提出します。

（2）提出した導入・適用計画に沿った制度を導入・実施した翌日から6か月経過した日から2か月以内に、必要な書類を添えて労働局に支給申請を行います。

（3）労働局において厳正な審査を行った上で、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局

URL：都道府県労働局窓口一覧
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/madoguchi.html

助成金の受給に当たっては、さまざまな要件がございます。
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。

『企業内訓練に関する支援策を知りたい』

認定職業訓練制度

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができます。この認定を受けた職業訓練を「認定職業訓練」といいます。

中小企業事業主等が認定職業訓練を行う場合、国や都道府県が定める補助要件を満たせば、国及び都道府県からその訓練経費等の一部につき、補助金を受けることができます。

対象となる方

認定職業訓練を行う中小企業事業主又は中小企業主団体、若しくは職業能力開発促進法第13条に規定する職業訓練法人　等

支援内容

〇運営費・・・指導員や講師の謝金、教科書に要する経費等
〇施設費・・・認定職業訓練の実施に必要な施設の建設及び修繕に要する経費
〇設備費・・・認定職業訓練の実施に必要な機械器具の購入に要する経費

※補助率は、補助対象経費の2／3以内
※補助金を受けるためには、補助対象要件を満たす必要があります。

〇補助の体系（間接補助）

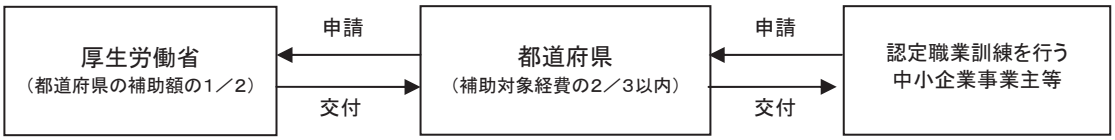

ご利用方法

〇職業訓練の認定の申請先及び補助金の申請先については、いずれも、各都道府県の職業能力開発主管課になります。

お問い合わせ先
事業所の所在地、または訓練を行う施設がある都道府県庁の窓口へご相談ください。
各都道府県の窓口一覧は、以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/nintei/03.html

『人材育成について無料で相談したい』

職業能力開発サービスセンター

企業の人材育成のための相談支援窓口です。
人材育成の計画策定やキャリアコンサルティングなど、従業員の職業能力の開発・向上に資する様々な支援を無料で行っています。

対象となる方

企業内における人材育成担当者

支援内容

企業内における人材育成の取組を推進していくために、都道府県に窓口を設置し、人材育成の計画策定やキャリアコンサルティングなど、地域の状況に合わせた相談・支援を行います。
以下に記載の相談・支援は、従業員の職業能力の開発・向上に資するような職業能力開発の企画・指導について、社会保険労務士や中小企業診断士、経営コンサルタントの資格を持つ者や民間企業において豊富な経験をしている者が無料で行っています。

- 職業能力開発促進法に基づく事業内職業能力開発計画の作成支援
- 職業能力開発推進者の選任・支援
- キャリアコンサルティングの導入・活用支援
- キャリア診断サービスの実施
- 企業内における職業能力評価制度の構築支援
- 労働者の職業能力開発、キャリア形成支援に関する各種情報の提供

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
各都道府県職業能力開発サービスセンター
http://www.career.javada.or.jp/id/career/contents/code/1-2

詳しくはキャリア形成支援サイトをご覧ください。
http://www.career.javada.or.jp/

『若年技能者の人材育成に取り組むための支援策を知りたい』

若年技能者人材育成支援等事業（ものづくりマイスター制度）

技能レベルの向上が必要な若年技能者については、ものづくりマイスターから実技指導を受けることができます。
※「ものづくりマイスター」とは、ものづくりに関して高度な技能・経験を有する方々で、現在、112 職種で 7,225 名の方が登録されています。

対象となる方

製造業・建設業を営む中小企業

対象分野

建設業及び製造業に該当する以下の職種（112職種）。

① 建設業に該当する職種（32職種）

造園	さく井	建築板金	冷凍空気調和機器施工	石材施工	建築大工	枠組壁建築	かわらぶき
とび	左官	築炉	ブロック建築	エーエルシーパネル施工	タイル張り	配管	厨房設備施工
型枠施工	鉄筋施工	コンクリート圧送施工	防水施工	樹脂接着剤注入施工	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	カーテンウォール施工
サッシ施工	自動ドア施工	バルコニー施工	ガラス施工	ウェルポイント施工	塗装	路面標示施工	広告美術仕上げ

② 製造業に該当する職種（80職種）

金属溶解	鋳造	鍛造	金属熱処理	粉末冶金	機械加工	放電加工	金型製作
金属プレス加工	鉄工	工場板金	めっき	アルミニウム陽極酸化処理	溶射	金属ばね製造	ロープ加工
仕上げ	切削工具研削	機械検査	ダイカスト	機械保全	電子回路接続	電子機器組立て	電気機器組立て
半導体製品製造	プリント配線板製造	自動販売機調整	産業車両整備	鉄道車両製造・整備	光学機器製造	複写機組立て	内燃機関組立て
空気圧装置組立て	油圧装置調整	縫製機械整備	建設機械整備	農業機械整備	染色	ニット製品製造	婦人子供服製造
紳士服製造	和裁	寝具製作	帆布製品製造	布はく縫製	機械木工	木型製作	家具製作
建具製作	紙器・段ボール箱製造	製版	印刷	製本	プラスチック成形	強化プラスチック成形	陶磁器製造
パン製造	菓子製造	製麺	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	水産練り製品製造	みそ製造	酒造	情報配線施工
畳製作	テクニカルイラストレーション	機械・プラント製図	電気製図	金属材料試験	貴金属装身具製作	印章彫刻	表装
義肢・装具製作	メカトロニクス	電気溶接	電工	自動車工	車体塗装	IT ネットワークシステム管理	時計修理

支援内容

各地域に設置された地域技能振興コーナーにおいては、各企業の希望に応じて、若年技能者の人材育成に係る取組方法・訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導の相談・援助を行うとともに、ものづくりマイスターを派遣して、若年技能者への実技指導を行います。

【ものづくりマイスターの実技指導に係る費用負担】
・ものづくりマイスターの派遣料・・・・・・・・・　無料（1日3時間程度）
・実技指導において使用する材料費・・・原則受講者1人当たり1日2,000円までは企業負担はありません（2,000円を超える分については企業負担となります）。
・実技指導会場借料、器工具借料・・・企業で準備していただくこととなります（ただし、公共職業能力開発施設を利用する場合は企業負担は無くなります）。
※費用負担に関しては、材料費、会場借料等の状況により異なる場合があります。

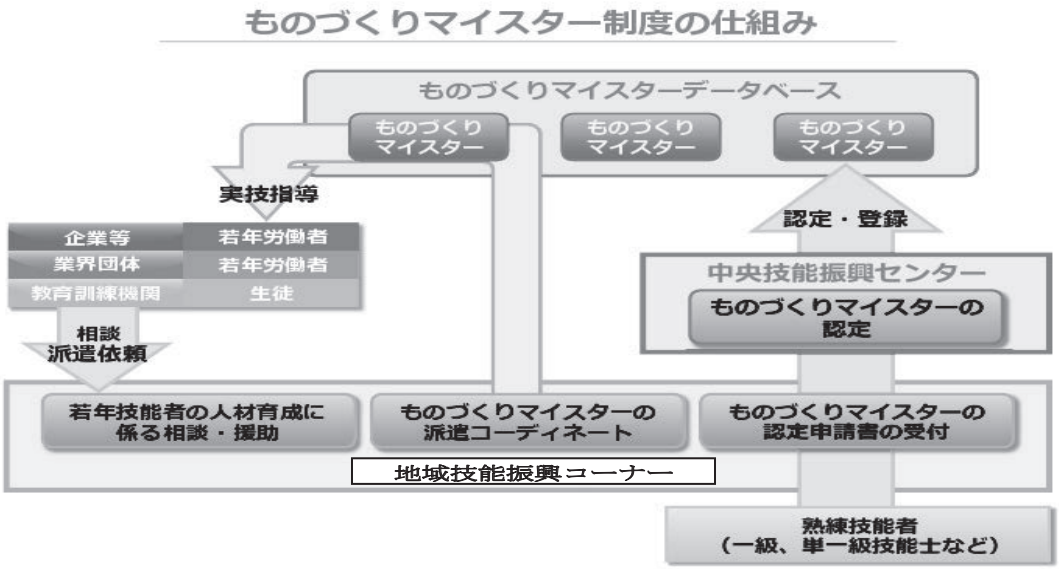

ご利用方法

地域ごとに申請方法が異なりますので、事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

なお、制度紹介や具体的な活用事例等は、下記の「厚生労働省ものづくりマイスターデータベース」をご覧ください。

お問い合わせ先
事業所の所在地を管轄する地域技能振興コーナーにご相談ください。

地域技能振興コーナーの連絡先一覧は以下のURLからご覧いただけます。

【厚生労働省ものづくりマイスターデータベース】
https://www.monozukuri-meister.javada.or.jp/mm/mm/contents/home/

『 従業員の能力向上を図りたい 』

公共職業訓練（在職者向け訓練）

主に中小企業に勤める方々を対象に、従事されている業務に必要な専門知識及び技能・技術の向上を図るための比較的短期間の職業訓練です。

対象となる方

主に中小企業に在職している方が対象です。

支援内容

Ⅰ　国（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）は、企業の生産現場が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務改善、新たな製品づくりに必要な専門的知識及び技能・技術を習得する短期間（概ね２日から５日）の在職者向け職業訓練を実施しています。また、主に若手・中堅社員の方向けに、長期間（２年）の職業訓練も実施しています。（詳細はこちら：http://www.jeed.or.jp/js/jigyonushi/d-4-e.html）

（訓練コース設定例）

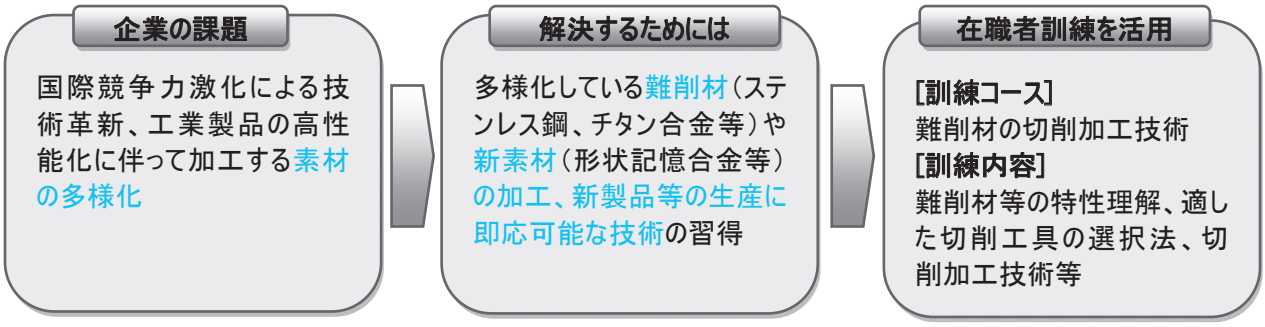

Ⅱ　都道府県は、機械・機器操作等の基礎的な取扱いを習得させる訓練等地域の人材ニーズを踏まえた基礎的な在職者向け訓練を実施します（具体的な訓練例は以下のとおり）。

訓練例：「電気工事科」「溶接科」「機械加工科」「機械製図科」「情報ビジネス科」等

お問い合わせ先

Ⅰ独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
（詳細は最寄りのポリテクセンター、ポリテクカレッジにお問い合わせください。）
ポリテクセンターURL：http://www.jeed.or.jp/location/poly/index.html
ポリテクカレッジURL：http://www.jeed.or.jp/location/college/2.html
Ⅱ都道府県職業能力開発主管課
（詳細は各都道府県にお問い合わせください。厚生労働省のHPからリンクをご覧になれます。http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/jarnal/tokusyu/2009_04.html　）

『福利厚生を充実させて優秀な人材を確保したい』

勤労者財産形成促進制度

給料からの天引きで無理なく貯蓄ができ、大型で長期・低利な住宅融資を受けることができる福利厚生制度を、手軽に導入することができます。

対象となる方

従業員のために福利厚生の充実をお考えの事業主

支援内容

本制度は、従業員の自助努力（計画的な財産作り）を国と事業主が支援するもので、福利厚生制度として活用することができます。なお、従業員の雇用形態を問わずにご利用可能です。

本制度には、給与天引きによって貯蓄を行う「財形貯蓄制度」（財形貯蓄）と、財形貯蓄を行っている方が住宅購入やリフォームを行う場合に事業主の支援の下、必要となる資金の貸付けを受けることができる「財形持家融資制度」（財形持家融資）等があります。

- 財形貯蓄には、①使用目的に限定のない「一般財形貯蓄」、②住宅購入やリフォームのための「財形住宅貯蓄」、③老後の備えのための「財形年金貯蓄」があります（②、③は元利合計 550 万円まで利子等非課税）。
- 財形持家融資は、財形貯蓄残高の 10 倍までの範囲（最高 4,000 万円まで）で、長期・低利な融資を受けることができます（貸付金利 0.72%　5 年間固定金利　平成 28 年4月 1 日現在）。なお、常用労働者数 300 人以下の企業の従業員、または、18 歳未満のお子さんを扶養する従業員の方々には、当初5年間の貸付金利を通常金利から 0.2%引き下げる特例措置（0.72%→0.52%となります）もあります（原則、平成 30 年3月までの新規申込み分が対象。両制度の併用は不可）。

その他、事業主が「財形貯蓄制度」を利用している従業員のために、金融機関等に毎年金銭拠出し、一定期間運用後に拠出金の元利合計額を従業員に給付する「財形給付金制度」等があります。

■助成措置

「財形住宅貯蓄」及び「財形年金貯蓄」は、元利合計 550 万円までの利子等が非課税となります。また、「財形給付金制度」等においては、事業主が拠出した金銭は、損金算入することができます。

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（財形貯蓄制度について）
厚生労働省労働基準局勤労者生活課　電話：03-5253-1111（内線 5368）
（財形持家融資制度について）
独立行政法人勤労者退職金共済機構　勤労者財産形成事業本部
電話：03-6731-2934、2935
URL: http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/service/loan/index.php

『仕事と家庭の両立のための支援策を知りたい』

両立支援に関する助成制度

仕事と家庭の両立をしやすい職場環境の整備に取り組む事業主のための助成金があります。

両立支援等助成金

対象となる方

各助成金に応じて以下のとおりです。

（1） 出生時両立支援助成金
男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、かつ、産後８週間以内に開始する育児休業を取得した男性労働者が発生した事業主

（2） 介護支援取組助成金
仕事と介護の両立支援を推進するため、仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主

（3） 中小企業両立支援助成金
① 代替要員確保コース
育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主

② 育休復帰支援プランコース
育休復帰支援プランを作成した上で、プランに基づく取組を実施し、労働者に育児休業を取得及び職場復帰させた中小企業事業主

支援内容

各助成金に応じて以下のとおりです。

（1） 出生時両立支援助成金
取組かつ1人目取得時60万円（大企業は30万円）
２人目以降取得時15万円

（2） 介護支援取組助成金
１企業当たり1回のみ60万円

（3） 中小企業両立支援助成金
① 代替要員確保コース
支給対象労働者1人あたり50万円
（支給対象労働者が期間雇用者の場合は10万円を加算）
（育児休業を取得した期間雇用者が正社員または無期雇用として復職した場合はさらに10万円加算）

② 育休復帰支援プランコース
1企業あたりそれぞれ2回まで（無期雇用者1回、期間雇用者1回）
支給対象労働者の育休取得時30万円
支給対象労働者の職場復帰時30万円

ご利用方法

（1） 申請方法
都道府県労働局に対し、各助成金に係る支給申請書と必要書類を提出

（2） 申請期間
受給できる事業主の要件を満たした日の翌日から起算して2か月以内

※このほかにも企業規模を限定しない助成金もあります。詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧の上、都道府県労働局にお問い合わせ下さい。

中小企業両立支援助成金の支給要件

厚生労働省ホームページ ＞ 政策について ＞ 分野別の政策一覧 ＞ 子ども・子育て ＞ 職場における子育て支援 ＞ 事業主の方へ ＞ 事業主の方への給付金のご案内

URL: http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『女性の活躍を促進するための支援策を知りたい』

女性の活躍促進に関する助成制度

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、行動計画に沿って取組を実施（取組目標を達成）した事業主及び、数値目標を達成した事業主に対する助成金があります。

女性活躍加速化助成金

対象となる方

本助成金は【加速化Aコース】、【加速化Nコース】の2つのコースがあります。
各コースの対象となるのは以下に該当する事業主です。

（1）加速化Aコース
・行動計画に沿って取組目標を達成した常時雇用する労働者が300人以下の事業主

（2）加速化Nコース
・行動計画に沿って取組目標を達成した上で、数値目標を達成した事業主
※常時雇用する労働者が301人以上の事業主については他にも条件があります。

〇各コースともに、以下の措置を講じている必要があります。
①女性活躍推進法に基づく都道府県労働局長への行動計画策定届の届出
②行動計画の労働者への周知
③行動計画及び女性の活躍に関する情報の公表
※公表は、ホームページ「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「女性の活躍推進企業データベース」上に行う必要があります。
④長時間労働の是正等、働き方の改革に関する取組

支援内容

〇各コースの支給額は以下のとおりです。
（1）加速化Aコース　30万円（常時雇用する労働者が300人未満の事業主のみ）
（2）加速化Nコース　30万円
※常時雇用する労働者が300人未満の事業主は、条件を満たせば両コースに申請することができます。ただし、各コース1企業1回限り。

〇対象となる目標、取組は以下のとおりです。
・女性の積極採用に関する目標、取組
・女性の配置・育成・教育訓練に関する目標、取組
・女性の積極登用、評価、昇進に関する目標、取組
・多様なキャリアコースに関する目標、取組

ご利用方法

（1） 申請方法
都道府県労働局雇用環境・均等（部）室に対し、支給申請書と必要書類を提出
（2） 申請期間
目標達成日の翌日から2ヶ月以内

お問い合わせ先
最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）
詳しくは、事業所の所在地を管轄する労働局におたずねください。
労働局の所在地一覧は以下のURLをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『若者を採用するための支援策を知りたい』

三年以内既卒者等採用定着奨励金

学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大や採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、採用後一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給します。

対象となる方

以下の対象者が応募できる新卒求人の申込みまたは募集を行い、これまで通常の労働者として引き続き12か月以上雇用されたことがない対象者を採用後一定期間定着させた事業主

① 学校(小学校および幼稚園を除く)、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、又は中退者

② 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、又は中退者

※1 当該求人の申込み又は募集前3年度間において、対象者が応募可能な新卒求人の申込み又は募集を行っていない事業主に限ります。

※2 少なくとも卒業又は中退後3年以内の者が応募可である新卒求人・募集であることが必要です。

支援内容

事業主が、対象者を雇入れて一定の要件を満たした場合に、対象者、定着期間および企業区分に応じて下表の支給額を支給します。

企業区分	対象者（奨励金コース名）	1人目			2人目		
		1年定着後	2年定着後	3年定着後	1年定着後	2年定着後	3年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円（※）	10万円	10万円	15万円（※）	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円（※）	10万円	10万円	25万円（※）	10万円	10万円
それ以外の企業	既卒者等コース	35万円（※）	－	－	－	－	－
	高校中退者コース	40万円（※）	－	－	－	－	－

※ 若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業の場合は、いずれも**10万円が加算**されます。

ご利用方法

（1）対象者の雇入れ日から1年間定着後、2年間定着後、3年間定着後のそれぞれ2か月以内に必要な書類を添えて労働局またはハローワークに支給申請を行います。

（2）労働局において審査を行い、支給・不支給の決定を行います。

お問い合わせ先

都道府県労働局又は公共職業安定所（ハローワーク）

URL（労働局）：http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

URL（ハローワーク）：http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html

『障害者の雇用を希望する事業主の皆さまへ』

障害者トライアル雇用奨励金

障害者を、継続雇用へ移行することを目的にして原則3か月間の試行雇用を実施した事業主に対して助成します。労働者の適性や能力を見極め、それらを確認した上で継続雇用へ移行することができるため、障害者雇用への不安を解消することができます。

対象となる方

奨励金は、次のいずれも実施した事業主に助成します。

（1）ハローワーク・職業紹介事業者等に障害者トライアル雇用求人を提出すること。

（2）ハローワーク・職業紹介事業者等の紹介により、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者に該当し、次のいずれかの要件を満たす方を試行雇用すること。

① 紹介日時点で、就労※1経験のない職業※2に就くことを希望している
② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
③ 紹介日の前日時点で、離職している期間※3が6か月を超えている
④ 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者

※1 パート・アルバイトなどを含む。ただし、学校在学中のパート・アルバイトなどは除く
※2 「厚生労働省編職業分類」の小分類の職業の単位
※3 パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと

支援内容

対象者1人当たり、月額4万円（最長3か月）※初めて精神障害者を雇用する場合は月額8万円

ご利用方法

（1）本奨励金を受給しようとする事業主は、事業所を管轄するハローワーク・職業紹介事業者等に「障害者トライアル雇用求人」を提出し、障害者トライアル雇用開始日から2週間以内に実施計画書を紹介を受けたハローワーク等に提出してください。

（2）障害者トライアル雇用終了日の翌日から起算して2か月以内に、事業所を管轄するハローワークまたは都道府県労働局に支給申請書を提出してください。

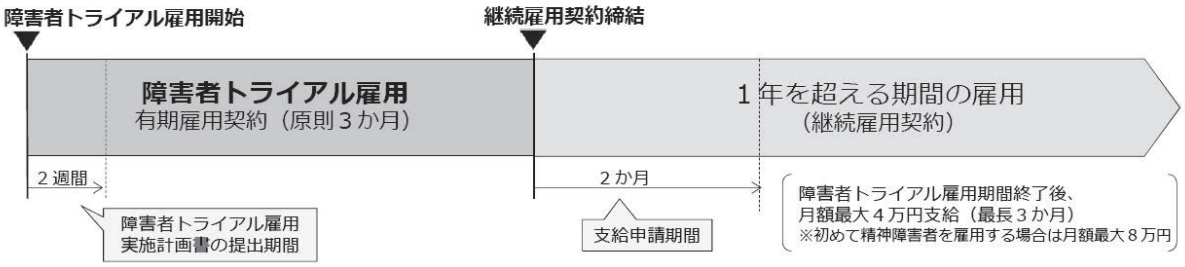

※奨励金の支給を受けるには、一定の要件があります。詳細はハローワークまたは都道府県労働局にお問い合わせください

お問い合わせ先 ： 公共職業安定所（ハローワーク）または都道府県労働局
URL（ハローワーク） ： http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html
URL（労働局） ： http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/

『障害者の作業施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者作業施設設置等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主

支援内容

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・障害者1人につき 450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 （中途障害者の場合は1人につき 450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき 上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき 合計4，500万円）	
②第2種作業施設設置等助成金 ○作業施設、作業設備等の賃借			・障害者1人つき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人つき 月5万円 （中途障害者の場合は1人つき 13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき 上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備のための助成金を知りたい』

障害者福祉施設設置等助成金

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成金を支給します。

対象となる方

継続して雇用する障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体

支援内容

助　成　金	対象となる障害者	助成率	限　度　額	支給期間
①第1種作業施設設置等助成金 〇作業施設、作業設備等の設置または整備	・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・中途障害者 ※上記の障害者である在宅勤務者	2/3	・障害者1人につき 450万円 （作業施設、附帯施設、作業設備の合計） ※作業設備の場合 障害者1人につき 150万円 （中途障害者の場合は1人につき 450万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき 上記の半額 （1事業所あたり一会計年度につき合計 4,500 万円）	
②第2種作業施設設置等助成金 〇作業施設、作業設備等の賃借			・障害者1人つき 月13万円 ※作業設備の場合 障害者1人つき 月5万円 （中途障害者の場合は1人つき 13万円） ・短時間労働者（重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者を除く）である場合の限度額は1人につき 上記の半額	3年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者の雇用管理のために必要な介助等の措置を行うための助成金を知りたい』

障害者介助等助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主

支援内容

助　成　金	対象となる障害者	助成率	限　度　額	支給期間
①職場介助者の配置または委嘱助成金 ○　事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱	・2級以上の視覚障害者 ・2級以上の両上肢機能障害及び2級以上の両下肢機能　障害を重複する者 ・3級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上　肢機能障害及び3級以上の乳幼児期以前の非進行性の　脳病変による移動機能障害を重複する者 ※上記の障害者である在宅勤務者	3／4	・配置1人　　月15万円 ・委嘱1人　1回　1万円 年150万円まで	10年間
○　事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱			・委嘱1人　1回　1万円 年24万円まで	
②職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金 ○　事務的業務に従事する視覚障害者、四肢機能障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の配置または委嘱の継続		2／3	・配置1人　　月13万円 ・委嘱1人　1回　9千円 年135万円まで	5年間
○　事務的業務以外に従事する視覚障害者の業務遂行のために必要な職場介助者の委嘱の継			・委嘱1人　1回　9千円 年22万円まで	

③手話通訳担当者の委嘱助成金 ○ 聴覚障害者の雇用管理に必要な手話通訳担当者の委嘱	・3級の聴覚障害者 ・2級の聴覚障害者	3／4	・委嘱1人　1回　6千円 年28万8千円 まで（障害者9人までの場合）	10年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、各助成金ごとに定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、各助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行うための助成金を知りたい』

重度障害者等通勤対策助成金

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

雇い入れるまたは継続して雇用する障害者の障害特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主

支援内容

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
①住宅賃借助成金 〇対象障害者の住宅の賃借	・重度身体障害者 ・3級の体幹機能障害者 ・3級視覚障害者 ・3級または4級の下肢障害者 ・3級または4級の乳幼児期以前非進行性の脳病変による移動機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障害のいずれか2つ以上重複する者 ・知的障害者 ・精神障害者 ※「②指導員の配置」「④通勤用バスの購入」「⑤通勤用バスの運転従事者の委嘱」 ※「⑥通勤援助者の委嘱」対象障害者が継続雇用者の場合は、通勤経路の変更を余儀なくされた場合であることが必要	3/4	・世帯用　月10万円 ・単身者用　月6万円	10年間
②指導員の配置助成金 〇対象障害者用住宅への指導員の配置（事業主団体を含む）			・配置1人　月15万円	
③住宅手当の支払助成金			・障害者1人　月6万円	
④通勤用バスの購入助成金 〇対象障害者のための通勤用バスの購入（事業主団体を含む）			・バス　1台　700万円	
⑤通勤用バス運転従事者の委嘱助成金 〇対象障害者のための通勤用バスの運転に従事する者の委嘱（事業主団体を含む）			・委嘱1人　1回6,000円	10年間
⑥通勤援助者の委嘱助成金 〇対象障害者の通勤を容易にするために指導、援助等を行う通勤援助者の委嘱			・委嘱1人　1回2,000円 ・交通費　1認定　3万円	1月間
⑦駐車場の賃借助成金 〇自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための駐車場の賃借			・障害者1人　月5万円	10年間

助成金	対象となる障害者	助成率	限度額	支給期間
⑧通勤用自動車の購入助成金 〇自ら運転する自動車により通勤することが必要な対象障害者に使用させるための通勤用自動車の購入	・2級以上の上肢障害者 ・2級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢機能障害者 ・3級以上の体幹機能障害者 ・3級以上の内部障害者 ・4級以上の下肢障害者 ・4級以上の乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害者 ・5級の下肢障害、体幹機能障害、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動障害のいずれか2つ以上重複する者		購入　1台　150 万円 （1級または2級の両上肢障害者の場合は1台 250 万円）	

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、各助成金ごとに定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、各助成金ごとに定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『障害者を多数雇用し、障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行うための助成金を知りたい』

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

対象障害者を多数雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成金を支給します。

対象となる方

対象障害者を多数雇用し、これらの障害者が就労するために必要な事業施設等の整備等を行う事業主

支援内容

助　成　金	対象となる障害者	助成率	限　度　額	支給期間
○対象障害者のための事業施設等の設置または整備	・重度身体障害者 ・知的障害者（重度でない知的障害者である短時間労働者を除く） ・精神障害者 ※対象障害者を1年以上継続して 10 人以上雇用し、雇用労働者数に占める対象障害　者数の割合が 2/10 以上であることが必要	2／3 特例 3／4	・1認定5千万円（特例1億円） （同一事業所に対する支給額との合計額 は1億円を限度）	
※利息助成 ○上記の事業施設等の設置または整備に要する費用に充てるため、銀行または信用銀行から資金を借入				5年間

ご利用方法

「障害者助成金受給資格認定申請書」に必要な書類を添えて、定められた期間内に管轄の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）へ提出し、本助成金の受給資格の認定を受けてください。

受給資格認定後、定められた期間内に「障害者助成金支給請求書」に必要な書類を添えて、受給資格認定申請書を提出した都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部、大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）に提出します。

お問い合わせ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
都道府県支部高齢・障害者業務課（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
URL：http://www.jeed.or.jp/location/shibu/index.html

『若手人材を確保したい』

ジョブカフェ事業

各都道府県に設置された「ジョブカフェ（若年者のためのワンストップサービスセンター）」では、若者へのカウンセリング等の就職支援や中小企業の魅力発信等の人材確保支援をワンストップで提供しています。

対象となる方

〇若者を採用する意欲のある中小企業等

支援内容

〇ジョブカフェにおける企業向けサービスの一例

・地域中小企業の魅力情報発信
→冊子やHP等の媒体により、地域の中小企業の魅力情報を求職者に発信。

・人材確保、定着支援コンサルティング

・職場定着支援事業
→経営者、人事担当者、若手社員等を対象に、新入社員とのコミュニケーション力向上のための研修等を実施し、早期離職を防止。

・企業と若者との接点提供
→企業説明会や若者との交流イベントの開催等により、若者に対し地域中小企業の魅力をPRする機会を提供。

※都道府県によって提供されているサービスは異なります。すべての都道府県で実施されているわけではありません。詳細は各都道府県のジョブカフェにご確認ください。

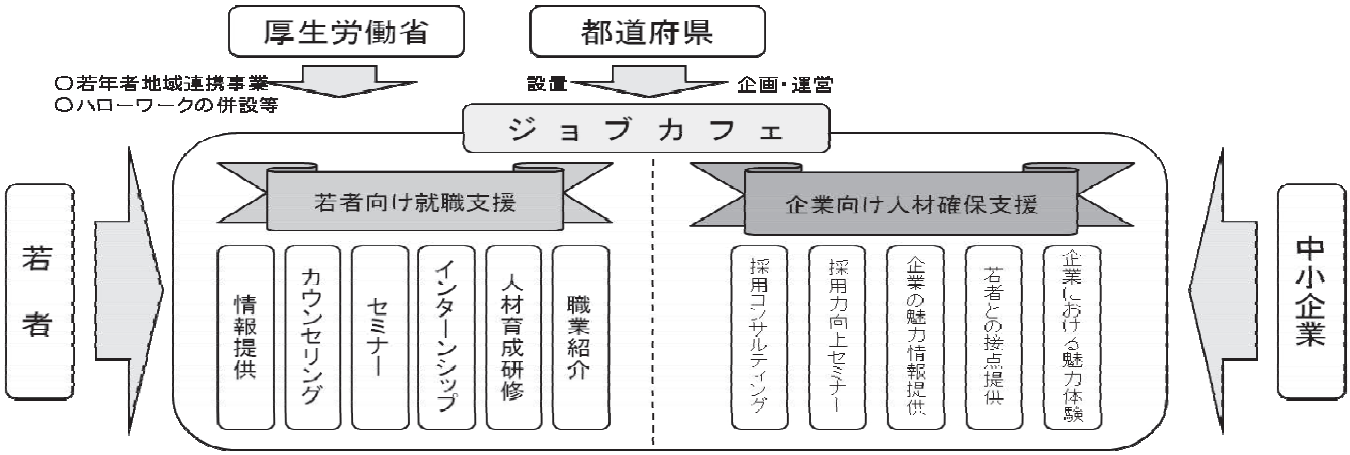

ご利用方法

〇各都道府県のジョブカフェにお問い合わせください。

お問い合わせ先
・各都道府県のジョブカフェ
URL: http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/jakunensha/jobcafe.html
http://www.meti.go.jp/policy/jobcafe/jobcafe_all.html

『次の経営を担う人材を育成したい』

中小サービス業中核人材の育成支援事業

優れた取組を行う企業やサービス産業活性化の成功地域での一定期間の勤務機会を提供し、次の経営を担う人材や地域のサービス産業活性化を担う人材を育成します。

対象となる方

① 次の経営を担う人材に他社の優れた取組を学ばせたい中小サービス事業者。

②サービス産業を軸に地域の活性化を立案・実行する人材を育成したい事業者

支援内容

①中小サービス事業者の次世代の経営を担う人材に対し、他企業での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先企業とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。

②地域の魅力を掘り起こし、これを活かして、サービス産業を軸に関係者（事業者、行政、教育機関等）を巻き込んで地域づくりを行う人材に対し、他企業及び他地域での一定期間の勤務機会を提供する。民間団体が研修希望者と受入先地域とのマッチングを行うとともに、この研修に係る費用の一部を補助する。

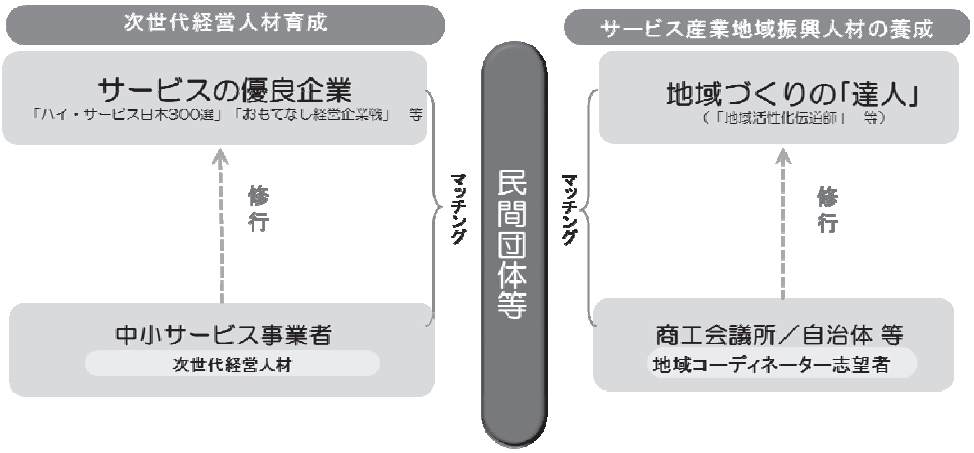

お問い合わせ先
経済産業省商務情報政策局サービス政策課　TEL：03－3580－3922

『ものづくり現場の人材の技能・技術を向上させたい』

ものづくり中核人材育成事業

ものづくり中小企業・小規模事業者が、現場で働く人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際の費用の2／3を補助します。

対象となる方

技術・技能等を次世代に継承する役割が期待される方（以下、「中核人材」という）に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる、ものづくり中小企業・小規模事業者。

支援内容

自社の中核人材に対して、技術・技能の向上等に関する講習を受講させる際に発生する経費（受講料、旅費、宿泊費）の2／3の補助が受けられます。

具体的には、①技能・技術の向上に関する講習、または、②現場改善技術に関する講習、のいずれかに当てはまり、事務局により指定され「指定講座」となっていることが必要です。

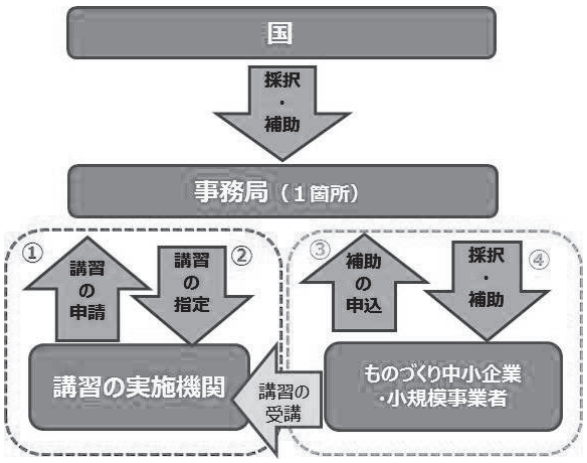

ご利用方法

・指定講習の実施機関
（1）経済産業省が定める事務局に、講習の指定に係る申請をいただきます。
（2）事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、指定講習を決定・公表します。

・補助を希望する、ものづくり中小企業・小規模事業者
（1）指定講習の中から受講する講習を選び、事務局に対して補助申請をいただきます。
（2）事務局内の選定委員会において、申請内容を審査し、採択を決定します。
（3）指定講習の受講後に、実績報告書等の必要書類を提出し、事務局より補助金受給となります。

お問い合わせ先

経済産業省　製造産業局　参事官室　電話：03-3501-1689（直通）

『現場の生産性を向上させる人材を育成・派遣したい』

カイゼン指導者育成事業

民間団体等が、生産性向上のための指導を行う人材（以下、「カイゼン指導者」）を育成し、現場へ派遣する事業を行う場合に、必要経費の2／3を補助します。

対象となる方

カイゼン指導者の育成・派遣する事業を行う民間団体等

支援内容

各地の産業支援機関や業界団体などの民間団体等が、製造業やサービス業の現場での経験を持つ企業OBや、現役で働く人材を対象に、カイゼン指導者を育成するスクールを運営し、育成したカイゼン指導者を中小企業・小規模事業者へ派遣する際に、必要経費の2／3を補助します。

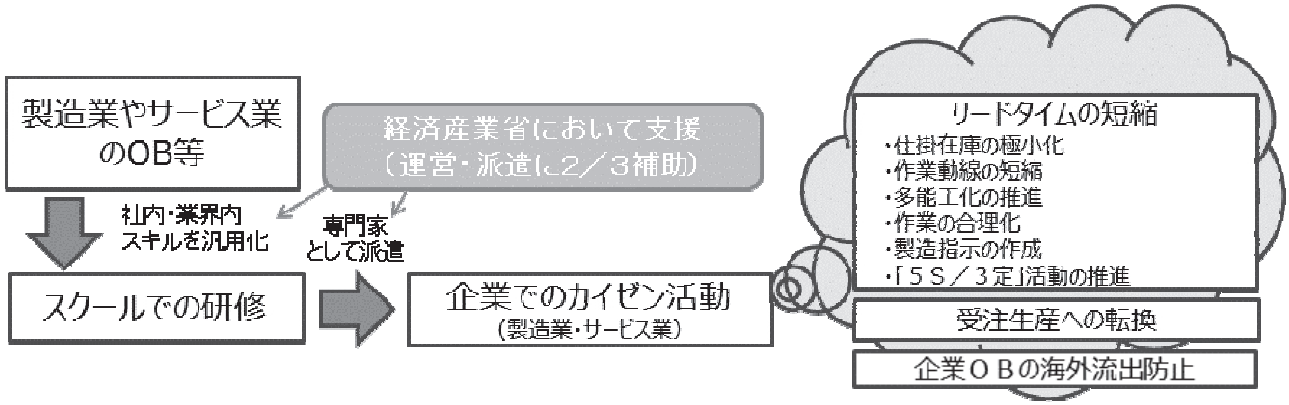

ご利用方法

下記までお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

経済産業省　製造産業局　参事官室　　電話：03-3501-1689
※サービス業向け支援は、商務情報政策局　サービス政策課（電話：03-3580-3922）までお問い合わせ下さい。

『海外展開に関する支援施策、リスク事例やリスクマネジメントの方法を知りたい』

中小企業海外展開支援施策集
海外展開成功のためのリスク事例集
中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）
中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

「中小企業海外展開支援施策集」は、海外展開に関する支援施策をご利用になる際の手引書となるよう、各支援機関が実施している支援施策を紹介したものです。
「海外展開成功のためのリスク事例集」、「中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）」は、海外展開に取り組んだ企業が実際に経験したトラブル・失敗・事業再編の概要と、その「対応策とポイント」等を紹介したものです。
「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」は、海外でのリスクマネジメントの具体的な方法と、個別リスクに対する対策を掲載したマニュアルです。

対象となる方

・海外展開に関する支援施策、リスク事例・事業再編事例を探している中小企業・小規模事業者
・海外でのリスクマネジメントの方法を知りたい中小企業・小規模事業者

支援内容

■中小企業海外展開支援施策集

各支援機関が実施している海外展開支援の施策を、海外展開事業の段階別（計画策定段階、事業準備段階、事業開始・拡大段階）、目的別（情報収集、人材育成、資金調達等）に分類し、簡潔に紹介しています。
PDFファイルをご利用される場合、各施策の概要ページに記載のURLをクリックすると、施策を実施する機関のホームページに移動し、詳細をご確認いただけます。

■海外展開成功のためのリスク事例集

海外展開を行う中小企業・小規模事業者の方の参考となるように、海外展開に取り組んだ企業に実際に起こったトラブル・失敗の「概要」（70事例）と、それに対する「取るべきだった対応策とポイント」等を簡潔にまとめた事例集です。

■中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）

現地での経営環境の変化等に対応するため、海外での事業再編（事業の縮小・撤退、第三国への移転等）に取り組んだ中小企業の事例（28事例）を紹介した事例集です。

併せて、海外事業の再編を行うに際して留意すべき事項、中小企業の海外事業再編動向についてとりまとめ、掲載しています。

■中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル

海外進出にあたっては進出国のリスク事象を調査し、対処を検討する必要があります。中小企業・小規模事業者がリスクマネジメントのPDCAサイクルを運用できるよう、海外リスクマネジメントの具体的な方法と海外進出企業が直面する可能性が高い21のリスクについて対策を紹介したマニュアルです。

本マニュアルは、海外リスクマネジメントの概要を簡潔に理解できる「基礎からわかる海外リスクマネジメントガイドブック」と、具体的な取組み方法を解説した「海外リスクマネジメントマニュアル　詳細版」の2種類があります。

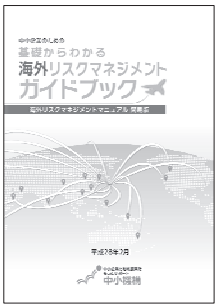

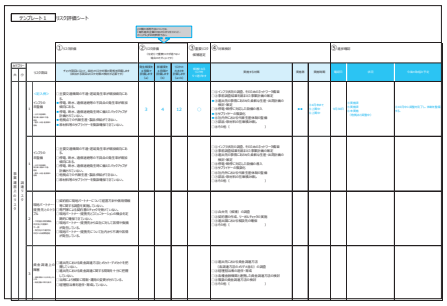

ご利用方法

【中小企業海外展開支援施策集】
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm
【海外展開成功のためのリスク事例集】
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2013/130628jirei.htm
【中小企業の海外事業再編事例集（事業の安定継続のために）】
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2015/150616kaigai.html
【中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル】
http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/report/082284.html

お問い合わせ先
中小企業庁　創業・新事業促進課　海外展開支援室　TEL：03-3501-1767（直通）

「中小企業のための海外リスクマネジメントマニュアル」に関するお問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構（中小機構）
販路支援部　販路支援課　海外展開支援担当
電話：03-5470-1522（直通）　Fax：03-5470-1527
Email：kei-kokusai@smrj.go.jp
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/

『海外進出や国際取引に関する無料アドバイスを受けたい』

中小企業国際化支援アドバイス事業

海外展開に関する課題や悩みに関して、無料で何度でも、海外ビジネスの専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、中小企業・小規模事業者の方々からの海外進出、輸出入や海外企業への委託生産などの海外展開に関する課題や悩みに対し、無料で個別の経営相談に応じています。

具体的には、海外経験が豊富な国別の専門家と分野別のアドバイザーが、海外展開の実現性、進出国・貿易相手国の選定、海外向け製品の開発・改良、海外展開の進め方・留意点等、海外展開の初期段階から実現段階まで、相談企業の経営状況などを踏まえ、経営支援の観点からアドバイスを行います。

アドバイスは、中小機構本部又は地域本部で受けることができます。また、Eメールや電話でもアドバイスを受けることもできます。

【ご利用方法】

（1）アドバイス利用申込書に必要事項を記入の上、EメールまたはFaxにて中小機構あてに送付してください（http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html　参照。）
（2）中小機構の専門家から申込企業の担当者に相談日程確定のために連絡をいたします。
（3）中小機構本部又は各地域本部の事務所でアドバイスを実施いたします。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　（中小機構）
（東　京）本部　販路支援部　販路支援課　海外展開支援担当
電話：03-5470-1522（直通）　Fax：03-5470-1527
Email：kei-kokusai@smrj.go.jp
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html
（札　幌）北海道本部　電話：011-210-7471
（仙　台）東北本部　電話：022-716-1751
（名古屋）中部本部　電話：052-220-0516
（金　沢）北陸本部　電話：076-223-5546
（大　阪）近畿本部　電話：06-6264-8624
（広　島）中国本部　電話：082-502-6555
（高　松）四国本部　電話：087-811-1752
（福　岡）九州本部　電話：092-263-1535

『展示会を活用し、海外市場への販路を開拓したい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

海外への販路開拓を目指す中小企業・小規模事業者を対象に海外展示会及び国内展示会を活用し、出展の準備段階から、出展後の成約段階まで一貫した支援を受けることができます。

対象となる方

展示会等を活用し、海外への販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者

支援内容

■海外で開催される展示会への出展支援

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、日本貿易振興機構（ジェトロ）が「ジャパン・パビリオン」として運営する海外展示会への出展を希望する中小企業・小規模事業者の方々を対象に、展示会出展に向けたアドバイス、パンフレット等翻訳費用の補助、出展後の成約に向けたアドバイス等の支援を提供します。

■国内で開催される展示会への出展支援

海外バイヤーが多く訪れる国内の国際展示会のブースを中小機構が確保し、海外販路開拓に取り組む中小企業・小規模事業者の方々に正規出展料の1/3の費用で出展していただけます。その他、出展に向けたアドバイス、パンフレット等翻訳費用の補助、出展後の成約に向けたアドバイス等の支援を提供します。

具体的には、以下の支援を受けることができます。

【出展前の事前準備支援】

①海外販路に精通した専門家によるアドバイス（無料）
- 展示会情報、現地マーケット、業界動向、出展に向けて準備すべきポイント等に関するアドバイス
- 現地市場に適した製品へのブラッシュアップ、価格設定等に関するアドバイス
- 展示会出展に向けたプラン作成（目標、体制、商品戦略、装飾等）

②翻訳支援（有料、実費の1/3を負担いただきます）
- 展示会で使用するパンフレット、商品カタログ等商談資料の翻訳等

【出展後の商談フォロー】

①アドバイス（無料）
- 商談継続案件の成約に向けた交渉、契約実務や輸出入のノウハウに関するアドバイス
- 出展成果を踏まえた商品改良・改善、販売計画や体制の見直し
- 次回海外展示会出展に向けた計画作成等

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　（中小機構）
販路支援部　販路支援課
電話：03-5470-1529　（直通）　Email：trade_fair_support@wm.smrj.go.jp
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/

『セミナーやWEBで海外展開に関する最新情報を収集したい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

全国各地で開催される海外進出や国際取引に関するセミナーや WEB サイト上で最新の有益な情報を収集することができます。

対象となる方

海外展開を検討・実施している中小企業・小規模事業者

支援内容

■海外展開セミナー

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、都道府県などの自治体、中小企業支援センター、商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、中小企業の海外展開に必要な実務情報や支援施策等を紹介する海外展開セミナーを開催しています。またセミナーと併せて、海外展開に関する個別相談会も開催しています。

■Webサイトでの情報提供

中小機構では、ホームページや中小企業支援ポータルサイトの「J-ネット21（国際化支援ポータル）」で、中小企業・小規模事業者の方々の国際化の取組みに役立つ情報を提供しています。

・ホームページ：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/
・J-ネット21：http://j-net21.smrj.go.jp/expand/kokusai/index.html

（1）中小企業国際化支援レポートと支援事例集

専門家による最新の海外ビジネス実務情報や海外展開の留意事項の解説、中小企業・小規模事業者の海外展開成功事例、海外展開にあたって質問の多い実務情報などを掲載しています。

・ホームページ：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokurepo/index.html

（2）海外展開に関する調査

中小企業・小規模事業者が海外展開に際して直面する課題等に関する調査を実施し、その結果を掲載しています。またその成果を活用したセミナーも開催しています。

・ホームページ：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/report/chosa/index.html

（3）J-Good Tech（ジェグテック）

「J-Good Tech（ジェグテック）」は、ニッチトップやオンリーワンなど優れた技術や製品を有する日本の中小企業が集結するWebマッチングサイトです。国内の大手メーカーや海外企業に技術・製品情報を発信し、共同開発や売買取引等の実現をサポートします。

・ホームページ：http://www.smrj.go.jp/keiei/j-goodtech/

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　（中小機構）
販路支援部　販路支援課　海外展開支援担当
電話：03-5470-1522（直通）　Fax：03-5470-1527
Email：kei-kokusai@smrj.go.jp
※（3）J-Good Tech（ジェグテック）について
販路支援部　販路支援課　マッチング担当
電話：03-5470-1824（直通）　Fax：03-5470-1588
Email：jgoodtech_cs@smrj.go.jp

『海外での販路開拓について支援を受けたい』

海外ビジネス戦略推進支援事業

海外市場での事業展開に向けた海外展開事業計画の策定やWebサイトを活用した海外販路開拓等を支援します。

対象となる方

主にこれまで海外展開を行ったことがなく、新規に海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者（2者以上のグループも含む。）、組合

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、海外市場への投資や販路開拓等、海外展開を検討する中小企業・小規模事業者の実現可能性（F／S）調査に加え、自社のWebサイトの外国語化等を支援します。

【主な支援内容】

①国内での事前準備支援（事業計画に係るアドバイス支援、事前の市場調査等）
②海外での現地調査支援（現地調査への同行及び現地でのアドバイスの実施等）
③現地調査後のフォローアップ
④Webサイトを用いた海外取引に係る事前準備支援及び海外取引実施支援
⑤Webサイトを用いた海外取引実施後のフォローアップ

【補助金額、補助率】

市場調査費及び現地調査に係る海外旅費、通訳費、資料翻訳費、コンサルタント費用、外国語Webサイト作成に係る経費（日本語Webサイトの外国語化に伴う翻訳費、同サイトの作成に係るデザイン及びレイアウト作成費、各種決済システム導入費）等の補助を受けられます。

・補助金（上限額）：140万円
・補助率：補助対象経費の2／3とします
・補助対象経費：市場調査費、翻訳費、旅費、通訳費など

（参考）

「平成27年度補正　海外ビジネス戦略推進支援事業」については以下のとおり実施いたしました。

・対象：TPP協定参加予定国の市場開拓を希望する中小企業者
・補助金（上限額）：200万円
・補助率：補助対象経費の2／3とします
・補助対象経費：市場調査費、翻訳費、旅費、通訳費など

ご利用方法

（1）本社所在地を管轄する中小機構の各地域本部又は沖縄事務所に対し、申請を行ってください。
（2）中小機構において、申請内容を審査し、支援企業の採択を決定します。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課　海外展開支援担当
電話：03-5470-1522（直通）　Fax：03-5470-1527
Email：kei-kokusai@smrj.go.jp　URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/

申請先（各地域のお問い合わせ先）
本社所在地を管轄する中小機構の各地域本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外子会社の経営を見直したい』

海外事業再編戦略支援事業

海外子会社の経営に課題を抱えている中小企業・小規模事業者（国内親会社）に対して、海外子会社及び国内親会社の調査及び経営診断を通じて、課題解決の糸口を提案します。

対象となる方

海外子会社の経営に課題（※）のある中小企業・小規模事業者
（※）財務、経営管理、人事・労務、税務、生産　等

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、豊富な海外でのビジネス経験を有する専門家を国内親会社及び海外子会社に派遣し、それぞれの企業の経営診断を実施することを通じて、当該経営の見直しを支援する事業を実施します。

具体的には、国内親会社の事業計画の分析や海外での現地調査等を実施し、支援先の中小企業・小規模事業者の方に適した方向性（経営改善、撤退・縮小、第三国移転の可能性）を国内親会社に提案することにより、事業再編計画の策定を支援します。

【主な支援内容】

① 国内親会社でのヒアリングを中心とした事前調査
- ◆ 国内親会社の経営課題、財務面を中心として課題抽出及び分析
- ◆ 海外子会社のビジネス、法務、財務、生産、販売面等の課題抽出及び分析

② 海外子会社現地調査
- ◆ 国内親会社の海外事業戦略、経営の面からみた診断
- ◆ 海外子会社の生産活動、販売活動を中心に、収益構造や事業特性の診断

③ フィードバック（報告）
- ◆ 国内親会社にて診断結果の報告
- ◆ 今後想定される出口戦略、選択肢の提示

【補助金額、補助率】

現地調査に係る海外旅費、通訳費、資料翻訳費、市場調査費　など
・補助金（上限額）：160万円
・補助率：補助対象経費の2／3とします。

ご利用方法

詳細は下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構（中小機構）
販路支援部　販路支援課　海外展開支援担当
電話：03-5470-1181
申請先（各地域のお問い合わせ先）
中小機構販路支援部（海外展開支援担当）

『地域の支援機関の支援を受け海外展開を目指したい』

地域ネットワーク活用海外展開支援事業

複数の地域支援機関によるネットワークの支援を受けつつ、中小企業・小規模事業者のグループが行う、海外展開を目指す事業を支援します。

対象となる方

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者4者以上で構成されるグループ（以下「中小企業グループ」といいます。）。この他、商工会、商工会議所、事業協同組合、社団法人、財団法人などもグループに加えることができます。

ただし、海外展開を目指す事業であり、地域の支援ネットワーク（※）による支援を受けることが必要です。

※地域の支援ネットワークとは、補助事業を行う各事業者が所在する地域の商工会や商工会議所、地域金融機関、民間支援機関、自治体などの地域支援機関が地域一体となってビジネス環境整備や情報提供、資金調達などを行う支援ネットワークのこと。

支援内容

中小企業グループが、地域支援機関等によるネットワークの支援を受けつつ、各地域の資源や産業等の特色を活かしながら海外展開を目指す、海外の情報収集を目的とした調査、海外からのバイヤー招聘、海外企業とのマッチング、商談会・展示会への出展等を支援します。

・補助金（上限額）：1，000万円
・補助金（下限額）：100万円
・補助率：補助対象経費の2／3とします。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

※本補助金（地域ネットワーク活用海外展開支援事業）の公募は終了しました。

お問い合わせ先
・各経済産業局　国際課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）
・中小企業庁　創業・新事業促進課　海外展開支援室　電話：03-3501-1767（直通）

『地域産業の国際ビジネス促進のための支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（地域間交流支援事業：RIT事業）

日本と海外の産業集積地間のビジネス交流を通じて、中小企業の国際化を支援します。

対象となる方

地域に集積する産業を代表できる組織（地域の産業支援機関、地域の業界団体、有志の協議会・研究会、地域の商工会・商工会議所、自治体、またはそれらが一緒になったコンソーシアム等を指します。）※ 中小企業5社以上の参加およびメンバーの2/3以上が中小企業であることが条件です。1社では申請できません。また、RIT事業費は実施主体（＝申請者）への直接的補助金ではありません。実施主体および参加企業に負担いただく総額が事業実施総予算の1/3以上になるよう予算を確保し、支出計画を立てていただきます。

支援内容

中小企業が海外ビジネスに取り組みやすくするために、日本の産業集積地と海外の集積地との間でのビジネス交流プラットフォーム（土台）作りと商談の支援をいたします。具体的には、地域の中小企業の皆様がグループ単位で海外地域とのビジネス交流を深められるよう、海外へのミッション派遣や海外有識者・有力企業の国内地域への招へい事業等を実施する中で、個別商談のアレンジ・サポートを行います。商談の結果、輸出や技術提携、共同製品開発等が行われ、ひいては地域産業活性化に資することが期待されます。

【活用事例】

世界的な医療機器メーカーが立地し、中小ものづくり企業が集積している福島県では、その海外展開を進めるため、RIT 事業を活用してドイツ・NRW 州との産業交流を進めています。具体的には医療福祉関連機器分野のドイツ・NRW 州企業を複数招へいしたり、ドイツの国際医療機器展『MEDICA・COMPAMED』に合わせてミッションを派遣するなど、相互交流を 2013 年度から 3 年間実施しました。その結果、医療福祉関連機器をドイツ企業と共同開発を行ったり、県内企業の製品や技術がドイツで使用され、数千万円規模の契約が成立するなど、両地域にとってメリットとなる商談が複数成立しました。また、交流期間中の 2014 年 9 月には医療機器関連産業分野の協力協定を福島県とドイツ・NRW 州との間で締結し、現在も両地域を挙げての交流が続いています。さらに、県内企業と NRW 州内企業間の連携強化や、県内企業の海外展開を強力にサポートするため、2015 年 10 月にドイツ・NRW 州ケルン市に本部を置く、ヨーロッパ最大級の第三者認証機関テュフ・ラインランドと覚書を締結しました。

ご利用方法

ジェトロのホームページ等にて案件募集を行います。
詳細情報はジェトロホームページをご覧ください。
http://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/rit/

①ジェトロにて上記の方を対象に公募 → ②ジェトロに対して申請書を作成し提出 → ③ジェトロにおいて申請者の中から支援団体を決定

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　http://www.jetro.go.jp/indexj.html
企画部地方創生推進課　TEL：03-3582-5314
最寄りの貿易情報センター（国内）　http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『海外諸国の現地情報やビジネスマッチング情報を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業（海外調査・情報提供事業）

海外ビジネス・進出をご検討の中小企業の方々に各種海外情報のご提供、またご相談にお応えします。

対象となる方

海外ビジネス・進出の検討をしている中小企業者

支援内容・ご利用方法

相談をしたい

貿易投資相談 （無料：中小企業海外展開支援情報提供事業）

海外ビジネスを検討する際、さまざまな段階で発生する実務面の疑問点について、実務経験が豊富なアドバイザーが個別にご相談にお応えします。
相談時間：9:00-17:00（12:00-13:00および土日祝、年末年始を除く）
＊面談については、事前予約制とさせていただいております。
http://www.jetro.go.jp/services/advice/webqa/
＜農林水産物・食品輸出相談窓口＞
輸出にご関心のある、もしくは輸出に取り組んでいる事業者の方々が気軽に相談できる窓口を設置しています。下記お問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

海外の情報を収集したい

世界各国のビジネス情報を提供します（ジェトロ・ビジネスライブラリー）

国際ビジネスの専門図書館です。世界各国の統計、会社・団体名簿、貿易・投資制度などの基礎的資料、関税率表などの実務に直結する資料等、多岐にわたる資料を取り揃えています。各種データベースもご利用いただけます。
開館時間：9:00-17:00／休館日：土、日、祝日、毎月第3火曜日、年末年始
http://www.jetro.go.jp/library/

インターネットで世界各国のビジネス情報を入手できます（海外情報ファイル「J-FILE」）

世界各国・地域の貿易・投資に関する情報を提供するウェブサイトです。各種経済・統計情報や貿易・投資制度などを国・地域別に閲覧したり、比較することができ、ジェトロの調査レポートもご覧いただけます。また、よくある貿易・投資相談事例について、Q&A形式の個別記事をご覧いただけます。
http://www.jetro.go.jp/world/

引き合い案件データベース（TTPP）

国際的なビジネスパートナー探しを支援するウェブサイトです。日本及び海外の企業が登録したビジネス案件を検索・閲覧いただけます。ご希望に合った相手企業に直接コンタクトできるほか、御自身のビジネス案件もウェブ上で紹介することができます。
http://www.jetro.go.jp/ttppj/
＊ビジネス案件の登録、ビジネス案件を登録した企業情報を閲覧・コンタクトするには、ユーザー登録（無料）が必要です。

セミナー・講演会の開催

企業の関心の高いテーマを選び、海外ビジネスに役立つセミナーを開催します。
セミナー情報　http://www.jetro.go.jp/events/seminar/
オンラインセミナー情報　http://www.jetro.go.jp/world/seminar/

お問い合わせ先
日本貿易振興機構（ジェトロ）　URL：http://www.jetro.go.jp/indexj.html
総合案内　TEL：03-3582-5511
農林水産物・食品輸出相談窓口（東京）　TEL：03-3582-5646
最寄りの貿易情報センター（国内）　URL：http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所（巻末のお問い合わせ先一覧参照）

『海外販路開拓の支援策を知りたい』

中小企業・小規模事業者海外展開支援事業(アセアン・中国市場の販路開拓支援)

アセアン及び中国大陸市場への販路開拓・拡大を図るため、現地での商談会やメディアツールを活用したプロモーション等を通じて、中小企業の現地ビジネスパートナーの発掘、市場参入に向けた支援を提供します。

対象となる方

1. これまで輸出経験がなく、新たに海外への販路開拓を目指す中小企業
2. TPPを契機として、ターゲット国に売り込みを図る、又は、現地サプライチェーン・商流の再構築を図る中小企業

対象となる分野

1. 日用品・生活雑貨等(インテリア、キッチン・テーブルウェア、バス・トイレタリー、健康・美容、レジャー等)
2. 機械・部品等

対象となる国・地域(予定)

1. 日用品・生活雑貨等(中国・北京、ベトナム・ハノイ)
2. 機械・部品等(ベトナム・ハノイ、又はホーチミン、タイ・バンコク)

支援内容

■商談機会の創出
アセアン・中国の各都市において、現地バイヤーや輸入販売代理店等を商談会場に招致し、ビジネスマッチングを行います。

■商談準備・商談フォローアップ
現地マーケット情報や商習慣、商談の留意点などを具体的に紹介し、商談準備を行います。また、商談会後にはバイヤーとの商談フォローアップのための対策等をアドバイスします。

■インターネット等の活用
オンラインマッチングサイトやSNS等のメディアを活用した商品プロモーション、ビジネスパートナーの発掘を試みます。

ご利用方法

参加企業の募集については、募集の準備が整い次第、ジェトロのホームページ(以下、URL)でご案内します。
http://www.jetro.go.jp/events/tradefair/

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ) http://www.jetro.go.jp/indexj.html
生活関連産業課(日用品・生活雑貨等) TEL:03-3582-5015
ものづくり産業課 機械班(機械・部品等) TEL:03-3582-4631
最寄りの貿易情報センター(国内) http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
※国内事務所(巻末お問い合わせ先一覧参照)

『海外の市場ニーズに精通する専門家を招いて中小企業の海外向けの商品の開発支援を行いたい』

海外専門家招聘支援事業

海外向け商品の開発に取り組む中小企業のために、現地の市場ニーズに精通した専門家を招いて、継続的なアドバイスの機会の提供やフォローアップ等を実施する取組を支援します。

対象となる方

海外の市場ニーズに精通する専門家とのネットワークを有する事業者

注） 本事業への参加をご希望される中小企業・小規模事業者の方におかれましては、別途お問い合わせ下さい。

支援内容

海外展開を目指す中小企業・小規模事業者に対して、海外から現地の市場ニーズに精通する専門家（以下、「海外専門家」といいます。）を国内に招聘し、継続的に商品の企画・開発（改良）のアドバイスを得る機会を提供することで、海外向け商品の開発を支援します。

具体的には、海外の販売代理店、デザイナー等で現地の市場ニーズに精通する専門家とのネットワークを有する国内のコーディネート事業者（間接補助事業者）が主体となり、海外専門家とともに、以下の支援を行い、海外向け商品開発のために一貫したサポートを実施します。

①商品企画支援：コーディネーター、海外専門家による現地ニーズ等の収集・提供、商品企画の指導・助言
②新商品開発支援：海外専門家によるデザイン等の指導・助言
③展示会等出展支援：商談サポート等、商品開発へのフィードバック
④フォローアップ：アドバイス等の継続支援

【支援対象分野】

海外向けのローカライズのニーズが高い商品分野のうち、農林水産物を活用した商品や器などの食品と関連する地場産品等が対象。

【事業のスキーム】

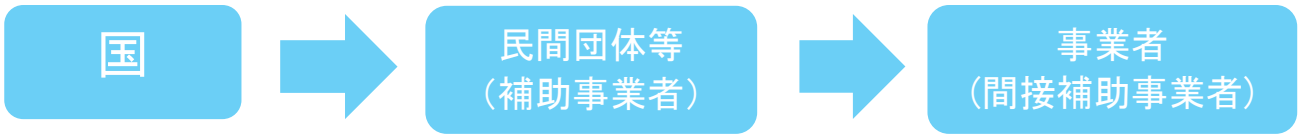

公募、補助（補助率：定額）　　公募、補助（補助率：定額）

注）「民間団体等（補助事業者）」は、「事業者（間接補助事業者）」へ補助金を交付する執行団体（事務局）のことを示します。
注）「事業者（間接補助事業者）」の公募は、上記執行団体が実施します。

ご利用方法

下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構（中小機構）　販路支援部　販路支援課
http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/information/087626.html

『ECを使って、海外市場への販路を開拓したい』

ECを活用した海外販路開拓支援事業

海外市場の獲得を目指す中小企業・小規模事業者による国際的な電子商取引（EC）のウェブサイトを活用した海外市場への販路開拓を支援します。

対象となる方

ECを使って海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者

支援内容

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、自社又はEC関連業者等のECサイトを利用して海外展開を検討・計画している中小企業・小規模事業者の、サイト構築費用補助に加え、EC関連業者とのマッチングイベントの開催、ECサイトで販売使用とする商材のプロモーション等を支援します。

【主な支援内容】

①海外向けECウェブサイト出店に向けた勉強会を開催し、専門家による個別アドバイスを実施
②EC関連サービス提供事業者とのマッチングイベントを東京、大阪等で開催。
③ECウェブサイト出店に係る費用補助。
④海外現地の商業施設において、ECウェブサイトに出店した商品のプロモーションイベントを開催。

【補助金額、補助率】

ECウェブサイト制作費、翻訳費、プロモーション費用など
・補助金（上限額）：100万円
・補助率：補助対象経費の2／3とします

ご利用方法

（1）中小機構の事務局に対し、申請を行ってください。
（2）中小機構において、申請内容を審査し、支援企業の採択を決定します。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構（中小機構）
販路支援部　販路支援課
電話：03-5470-1681（直通）　Fax：03-5470-1588
Email：e-commerce@smrj.go.jp
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/
申請先（各地域のお問い合わせ先）
中小機構（上記参照）

『海外に進出をする際・進出後の支援策を知りたい』

中小企業海外展開現地支援プラットフォーム

現地の公的機関や民間の協力機関とのネットワークを活用して、中小企業の海外展開を支援します。

対象となる方

1. 海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
2. すでに海外に拠点を有する中小企業者

支援内容

＜サービス内容＞

・現地での知見や地元政府当局、地場企業等とのネットワークに強みのあるコーディネーターを海外現地に配置し、皆様からのご相談にお応えします。
・在外公館、商工会議所、法律・会計事務所、金融機関等との連携・協力を強化し必要なサービスの提供や紹介、各種専門家への取次ぎ等を行います。

＜設置箇所＞

インド（チェンナイ、ムンバイ）、インドネシア（ジャカルタ/スラバヤ）、カンボジア（プノンペン）、タイ（バンコク）、台湾（台北）、中国東部地域（上海）、中国南部地域（広州/深圳/厦門）、中国西部地域（重慶/成都）、中国北部地域（北京/天津）、香港、バングラデシュ（ダッカ）、フィリピン（マニラ）、ベトナム（ハノイ、ホーチミン）、マレーシア（クアラルンプール）、ミャンマー（ヤンゴン）、米国（サンフランシスコ）、ブラジル（サンパウロ）、ドイツ（デュッセルドルフ）

※14ヵ国・地域20ヵ所に設置済み。

ご利用方法

1. 海外展開（輸出・投資）の検討や拠点設立を検討している中小企業者
　現地出張の際などにコーディネーターへの相談をご希望の場合は、事前に最寄のジェトロ国内事務所またはビジネス展開支援課までお問合せください。

2. すでに海外に拠点を有する中小企業者
　コーディネーターが在籍する各担当事務所へご連絡ください。

お問い合わせ先
日本貿易振興機構(ジェトロ)　http://www.jetro.go.jp/indexj.html
　ビジネス展開支援課　TEL：03-3582-5017
　最寄りの貿易情報センター（国内）　http://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
　※国内事務所（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『幅広く海外展開支援の知識を身につけたい』

海外展開支援研修事業

認定経営革新等支援機関に対し、海外展開支援研修を行います。直接投資・輸出等の支援実務に詳しく、実績豊富な専門家等が講師となり、中小企業・小規模事業者の海外展開の支援に必要な知識とノウハウの習得を目指した、実践型研修やｅラーニングを実施します。

対象となる方

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、弁護士等）

支援内容

直接投資・輸出等の支援実務に詳しく、実績豊富な専門家・中小企業経営者等が講師となり、全国主要地域で研修を開催します。

・基礎編：海外展開支援に係る基本的支援能力の向上を目指し、海外展開支援実務の基礎知識、施策の利用方法、企業から相談を受けた時の応対方法などを学びます。

・実践編：専門性の強化を目指し、事業計画策定支援、法務労務・リスクマネジメント、販路開拓支援など、海外展開支援において特に重要な項目につき、高度かつ実践的なスキルを身につけます。

また、集合研修の知識の充実や、集合研修へ参加することが難しい認定経営革新等支援機関への学習機会の提供のため、eラーニングによる講座を実施します。

海外展開の可能性・潜在的な能力のある中小企業・小規模事業者

↑ 身近な相談者として、最後まで寄り添って支援

研修を受講した認定経営革新等支援機関

【研修目的】

① 海外展開支援を担う認定経営革新等支援機関の裾野拡大に向け、情報提供を行う。中小企業にとって身近な支援者を増やす。

② （基礎編）
認定経営革新等支援機関に共通して必要な基本的支援能力の習得、地域ベースのネットワークの構築を図る。

③ （実践編）
認定経営革新等支援機関ごとの専門性を活かした支援の強化を図る。

ご利用方法

詳細については、下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中小企業庁 創業・新事業促進課 海外展開支援室 ： 03－3501－1767（直通）
独立行政法人 中小企業基盤整備機構（中小機構）
経営支援部 人材支援グループ 大学校運営支援課
電話：03－5470－1642（直通） FAX：03－5470－1561

『海外展開、海外事業再編のための融資を受けたい』

海外展開・事業再編資金

中小企業・小規模事業者の海外における事業の開始又は拡大に必要な資金や海外における経済の構造的変化等の影響を受けて海外直接投資にかかる海外展開事業を再編する資金（いずれも海外企業に対する転貸資金を含む。）の融資を受けることができます。

対象となる方

1　経済の構造的変化に適応するために海外展開をすることが経営上必要であり、かつ、次の（1）～（3）の全てを満たす方

（1）　開始又は拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。

（2）　本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。

（3）　経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次の①～④のいずれかに該当する方

① 取引先の海外進出に伴い、海外展開をすることが必要な方
② 原材料の供給事情により、海外進出をすることが必要な方
③ 労働力不足により、海外進出をすることが必要な方
④ 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすることが必要な方

2　海外における経済の構造的変化等に適応するために次の（1）及び（2）の全てを満たす方

（1）　海外における経済環境の変化等の影響を受けて、海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部又は一部を廃止することを含む）することが、経営上必要であること

（2）　本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること

支援内容

■ 貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）
【日本公庫（国民生活事業）】7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■ 貸付利率

基準利率。ただし、対象となる方1に該当する場合であって、以下の条件を満たす場合は特別利率を適用する（中小企業事業における特別利率の適用は4億円を上限とする。）。

※無担保貸付の場合、貸付利率から0.5%を控除（中小企業事業）
※上限金利3%（中小企業事業）

・海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等の要件を満たす場合、特別利率②（基準利率−0.65%）。

・クール・ジャパンの推進に資する事業（国等が関与するもの）であって、（1）海外直接投資において一定の利益水準が見込まれ、かつ、国内において雇用維持が見込まれる等

の要件を満たす場合は特別利率③（基準利率−0.9%）、（2）海外直接投資を除く海外展開事業の場合は、特別利率①（基準利率−0.4%）。

・新たに海外展開事業（海外直接投資を除く。）を行う方（海外展開後5年以内の方を含む。）については、特別利率①（基準利率−0.4%）。

■ 貸付期間

設備資金20年以内（うち据置期間2年以内）
運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む）7年以内（うち据置期間2年以内）

■ その他

貸付資金について、円以外にドルによる貸付も可能です（中小企業事業）。

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社　日本政策金融公庫（日本公庫）
事業資金相談ダイヤル：0120−154−505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098−941−1961

『海外現地流通通貨建ての資金調達を行いたい』

スタンドバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために信用状を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援します。

対象となる方

1. 新事業活動促進法に基づく経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方
2. 新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
3. 地域資源活用事業活動促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方
4. 農商工等連携事業活動促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方

※ なお、本制度により資金調達を行う海外現地法人は、お客さまが経営を実質的に支配している先で、かつ、上記の計画においてお客さまと共同で事業を行うこととされている先に限ります。

補償限度額

1法人あたり4億5千万円（1.海外支店や分工場等、国内親会社と法人格が同一の場合は国内親会社毎に4億5千万円、2.海外において別個に法人格をもつ場合は当該法人毎に4億5千万円が補償限度額となります）

補償料率

信用リスク・信用状有効期間等に応じて所定の料率が適用されます。

信用状の有効期間

1年以上6年以内

海外でのお借入れ条件

融資条件（期間・返済方法・金利等）の詳細については、海外金融機関が決定しますが、以下の内容であることが必要です。

融資金額および通貨：信用状の補償金額の範囲内。現地流通通貨建て。
資金使途：承認または認定を受けた計画事業を行うための設備資金および長期運転資金
融資期間：1年以上5年以内

提携先海外金融機関（掲載は提携順）

バンコック銀行（タイ王国）、メトロポリタン銀行（フィリピン）、KB國民銀行（大韓民国）、ユナイテッド・オーバーシーズ銀行（シンガポール）、バンクネガラインドネシア（インドネシア）、ベト・イン・バンク（ベトナム）、CIMB銀行（マレーシア）、バノルテ銀行（メキシコ）、合作金庫銀行（台湾）（2016年2月末現在現在。海外金融機関との提携は順次拡大予定）

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『グローバルニッチトップ企業として海外展開にあたり長期安定資金の調達を行いたい』

グローバルニッチトップ（GNT）支援貸付

グローバルニッチトップ（GNT）企業及びその候補企業の皆様を対象に、商工組合中央金庫が長期間返済のない資金を融資します。

○スキーム概要

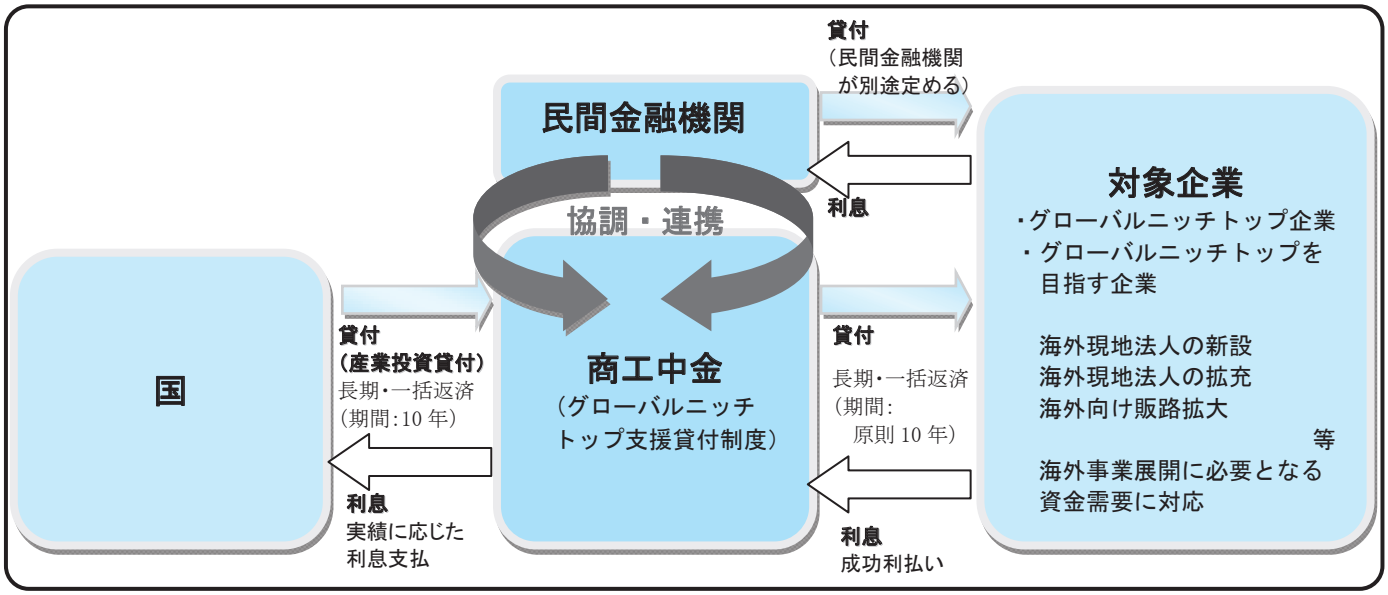

対象となる方

自社製品・サービスのグローバルシェア拡大を目指し、海外拠点の設立又は拡大並びに海外向け販路拡大等を行う事業計画（商工中金が適当と認めたものに限る。以下、海外事業計画という。）を有する方で、（1）、（2）のいずれか、かつ（3）（4）の要件を満たす方。

（1）今後3年間の海外事業計画が作成され、かつ、直近の事業年度における海外向け売上高比率が10%以上であり、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高が5%以上増加していること。

（2）今後3年間の海外事業計画が作成され、当該海外事業計画期間中の海外向け売上高比率が5ポイント以上増加していること。なお、商工中金が認めた場合は、5年間で達成する海外事業計画の作成も可。

（3）自社製品・サービスについて、日本国内において一定のシェアを確保していること又は高い技術力・商品力を有していること。

（4）日本国内において事業活動拠点（本社）が存続すること。

支援内容

■貸付機関
商工組合中央金庫

■貸付限度額
1貸付先あたり5億円

■資金使途
（1）海外現地法人に対する出資金
（2）海外現地法人の事業運営に必要な設備の新増設、更新、改良、補修及び無形固定資産の取得等のための設備資金又は海外現地法人の事業運営に必要な運転資金の転貸（親子ローン）

（3）自社製品の海外販売を増加させるための設備資金
（4）自社製品の海外販売を増加させるための研究開発費

■貸付利率
利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。
現地法人の直近決算（現地法人への出資金・親子ローンの場合）又は債務者の直近決算（国内法人への設備資金、研究開発資金の場合）の経常損益が赤字の場合は0．6%、黒字の場合は当金庫所定の利率となります。
なお、黒字の場合であっても、海外事業計画期間中（上記貸付対象者（1）の場合は3年、同対象者（2）は3～5年）、海外向け売上高実績が当該海外事業計画の80%未満の場合は0．6%となります。

■貸付期間（返済方法）
10年（期限一括償還）

■保証条件
一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先

商工組合中央金庫　　電話：0120-079-366

『輸出取引の貨物代金が支払われないリスクに備えたい』

貿易保険

日本企業に安心して海外との取引を行っていただくための支援制度で、輸出先国のカントリーリスクや自然災害、又は海外取引先の破産や資金ショート等により、貨物代金を受け取れない場合に保険金をお支払いします。

対象となる方

海外への輸出取引を行う中小企業

支援内容

日本貿易保険（NEXI）は、中小企業輸出代金保険によって、貨物船積後に以下のような取引先国のカントリーリスク（非常危険）等や海外バイヤーのリスク（信用危険）が発生したことによって、中小の輸出企業者が貨物代金を回収できなくなった場合に保険金をお支払いします。

中小企業の場合は、保険利用のために海外バイヤーの信用調査を8件まで無料で行えます。また、NEXIの提携金融機関を通してこの保険をご利用いただくと保険料は10%割引になります。

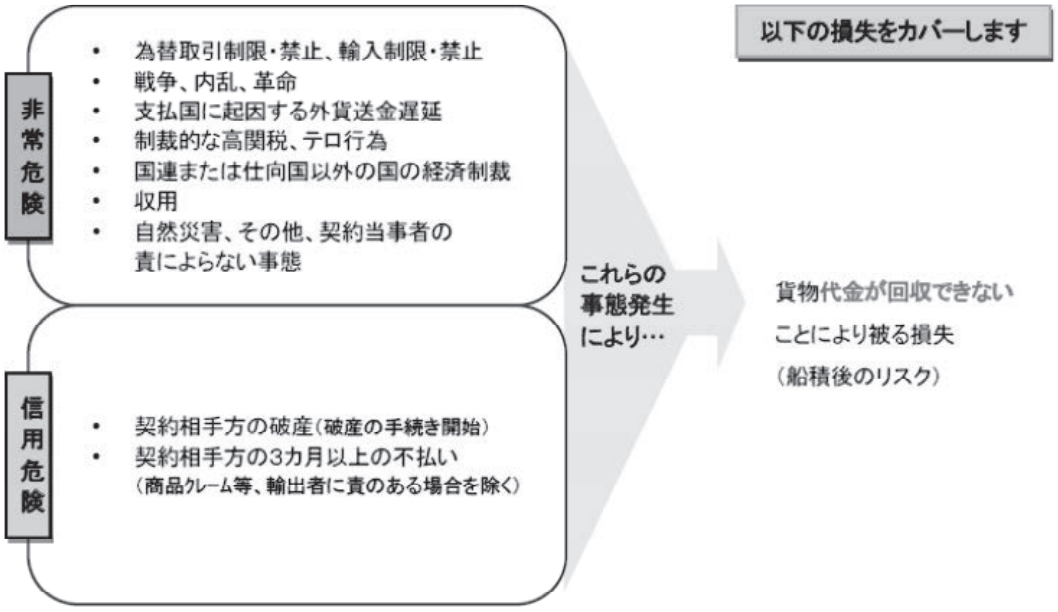

（注）海上保険（貨物の破損等を補償）とは異なりますのでご注意下さい。

ご利用方法

詳細につきましては、NEXI のウェブサイト（以下の URL）、又は以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先
独立行政法人　日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
本店（東京）　お客様相談窓口　電話：0120-672-094(フリーダイヤル)
大阪支店　お客様相談窓口　電話：0120-649-818(フリーダイヤル)
［お問合せ時間］ 9:00～12:00、13:00～17:00 （土日祝日・年末年始を除く）
URL:http://www.nexi.go.jp

『海外で行った投資について戦争・テロ・天災等のリスクに備えたい』

海外投資保険

日本企業に安心して海外への投資を行っていただくための支援制度で、洪水や地震等の天災、テロ、戦争、外国政府による権利侵害、等のカントリーリスクにより工場が稼働できない場合や事業停止となった際に損失をカバーし保険金をお支払いします。

対象となる方

海外投資（出資による投資、不動産等の権利取得等）を行う中小企業

支援内容

天災やテロ、戦争等の不可抗力や、外国政府による収用、権利・利益侵害、外貨送金規制による配当金の送金不能等といった、出資の際には予測出来ないリスクが発生した場合に、投資先企業の簿価純資産の持ち分の目減り額等の損失に対して保険金をお支払いします。

すでに出資、取得している資産についても保険をかけることができます。

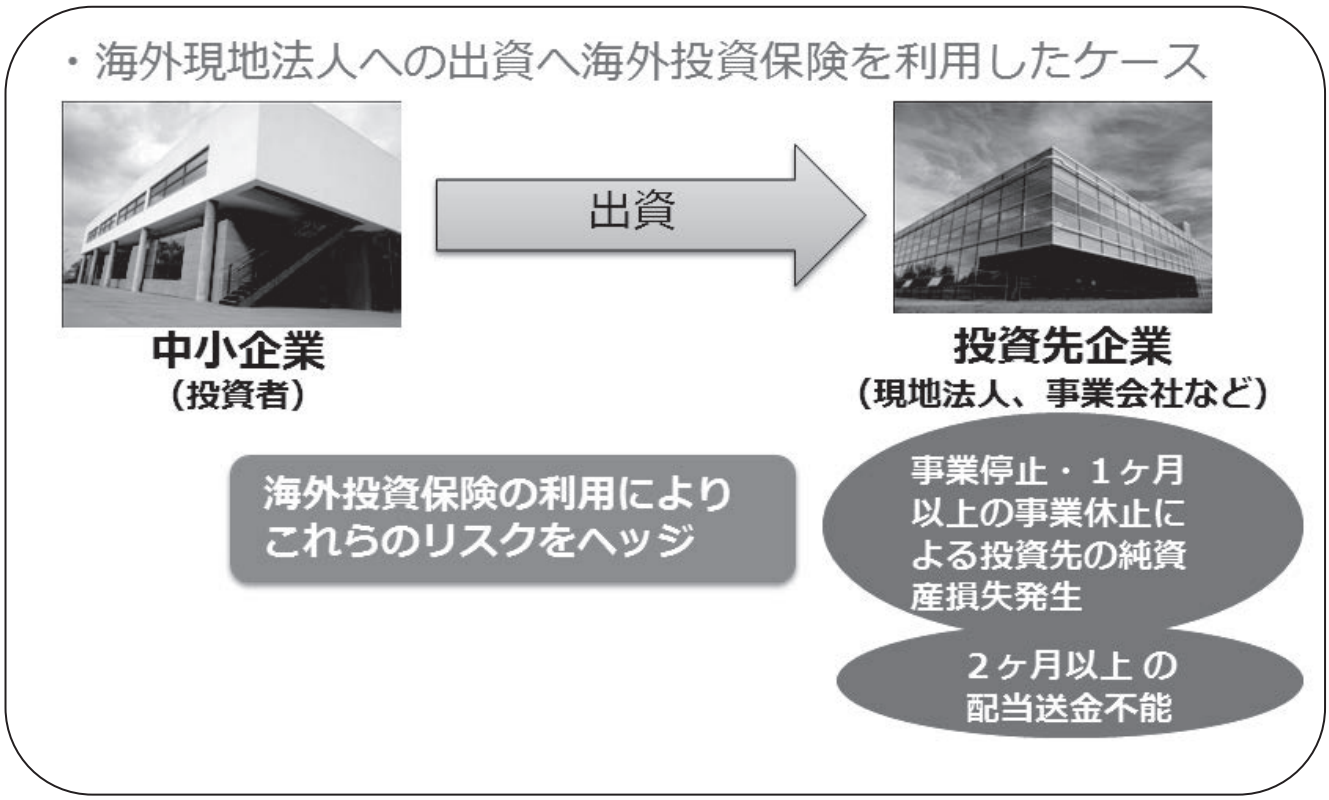

ご利用方法

詳細につきましては、NEXI のウェブサイト（以下の URL）、又は以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ先
独立行政法人　日本貿易保険（Nippon Export and Investment Insurance）
本店（東京）　投資保険・引受グループ　電話：03-3512-7668
［お問合せ時間］9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日・年末年始を除く）
URL:http://www.nexi.go.jp

『輸出や技術提供に際しての手続を知りたい』

安全保障貿易管理体制の構築支援

外国為替及び外国貿易法（外為法）に対応した安全保障貿易管理体制を構築しようとしている中小企業に対し、説明会の開催や個別相談の受付の他、中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業と連携して支援を行います。

対象となる方

輸出や技術提供を行っている中小企業

支援内容

（1）説明会の開催

安全保障貿易管理に関する説明会を全国各地にて無料（一部有料）で開催しています。詳しい日程や開催場所については下記ホームページに掲載しています。お近くの会場の説明会に是非ご参加ください。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminar00.html#001

（2）普及啓発パンフレットの無料配布

安全保障貿易管理の概要をまとめたパンフレット等を無料配布しております。ご希望の方は下記URLより、お申し込み下さい。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer_document.html

（3）中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業【再掲（63ページ参照）】

中小企業・小規模事業者等の専門的な経営課題の解決を、専門家派遣等により支援します。輸出管理体制の構築や該非判定に係る相談に対応可能な専門家も登録されています。

（4）安全保障貿易管理情報の発信

安全保障貿易管理制度の概要など安全保障貿易管理に関する様々な情報をホームページに掲載しています。

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/

ご利用方法

詳細については、以下にご連絡下さい。

お問い合わせ先
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易検査官室
TEL：03-3501-2841
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/index.html

『台湾で国際展開を図るための支援策を知りたい』

交流協会事業費補助金

台湾でビジネスを行う際必要となる基本情報の提供や、台湾企業とのアライアンス（連携）によって新たな事業展開の機会を提供するビジネスマッチング交流会・セミナーの開催等、国際展開を図ろうとされている中小企業の皆様がサポートを受けられます。

対象となる方

・台湾においてビジネスを展開したい、台湾企業との事業連携を図りたいと考えている中小企業事業者等
・台湾との地域交流の推進を目的とする中小企業団体、地方自治体等

支援内容

■情報提供事業

・国交がない台湾とのビジネス展開をサポートするため、（公財）交流協会では台湾の経済動向や法制度及び台湾企業などに関する情報提供を行っております。また、同協会東京本部のWEBサイトにて、同協会に寄せられる台湾への貿易投資相談のQ＆Aが閲覧出来る他、同協会東京本部及び台北事務所にて、一般的な貿易相談等のアドバイスを受けることが出来ます。（「ご利用方法」及び「お問い合わせ先」を御参照下さい。）
・（公財）交流協会が運営するWEBサイト「日台ビジネスステーション」は、日本企業と台湾企業とのビジネス交流のサポートサイトとしてご利用頂けます（「ご利用方法」を御参照下さい。）。更に本サイトでは、自社の情報を日本語で登録すると無料で中国語に翻訳いたしますので、言語を気にすることなく台湾企業へのアプローチが可能となります。また、自社の情報に興味を持った台湾企業からのアプローチも期待できます。

■日台産業協力架け橋プロジェクト普及事業

（公財）交流協会東京本部では、台湾企業とのビジネスマッチング商談会やセミナーを行いたいと考えている民間団体・企業のために、情報及びノウハウの提供、並びに経費の一部支援を行います。募集案内等は同協会WEBサイトでご覧下さい。

また、同協会台北事務所では、台湾との交流推進を目的とした中小企業団体、地方自治体等で組織したミッション等に対して、現地での活動やフォローアップ活動等を支援します。

日台産業協力架け橋プロジェクト普及事業イメージ

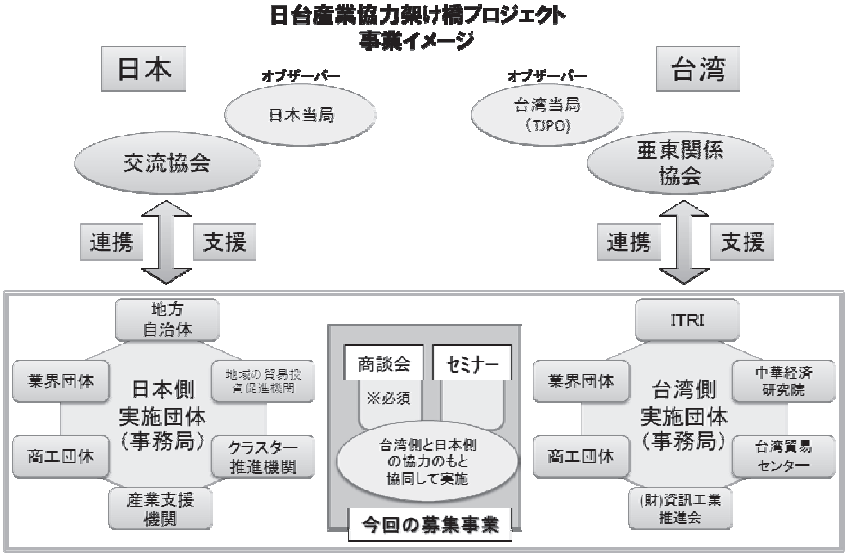

ご利用方法

・貿易投資相談

貿易投資相談Q&Aを(公財)交流協会が運営するWEBサイト(http://www.koryu.or.jp/ez3_contents.nsf/18/85C769982DF173BE49257737002DF603?OpenDocument)にて閲覧が出来ます。

電話でのご相談は、同協会東京本部及び台北事務所(「お問い合わせ先」を御参照下さい。)にて受け付けております。

・日台ビジネスステーション

(公財)交流協会が運営するWEBサイト(http://www.jptwbiz-j.jp/)にて、本サイトに登録されている企業の情報を検索・閲覧することが出来ます。さらに、WEB会員に登録いただくと、企業の詳細情報の閲覧や、メールマガジンの受信等が出来ます。会員登録は随時無料で受け付けております。

お問い合わせ先
(公財)交流協会東京本部　貿易経済部
TEL:03-5573-2600　URL:http://www.koryu.or.jp
(公財)交流協会台北事務所
TEL:+886-2-2713-8000　URL:http://www.koryu.or.jp/taipei/ez3_contents.nsf/Top

『TPPを活用した海外展開に関する支援を受けたい』

新輸出大国コンソーシアム事業

海外展開を図る中堅・中小企業等に対して、専門家が寄り添い、技術開発から市場開拓に至るまで、様々な段階に応じて、各支援機関が連携して、総合的な支援を提供します。

対象となる方

・海外展開に取り組む中堅・中小企業等（専門家による支援については、TPP域内市場の獲得を想定して海外展開に取り組む中堅・中小企業等が対象）

支援内容

JETRO、中小機構、NEDO、金融機関などが参加する新輸出大国コンソーシアムにおいて、海外展開を図る中堅・中小企業等に対して総合的な支援を行います

1. 海外ビジネスに精通した専門家をJETROに配置します。これらの専門家が個々の企業の担当となり、海外事業計画の策定、支援機関の連携の確保、現地での商談や海外店舗の立ち上げなどのサポートを行います。
2. 新輸出大国コンソーシアムの支援を希望する企業には、新輸出大国コンソーシアムの会員証を発行します。その会員証の提示により、全ての機関が連携して円滑な支援を行います。

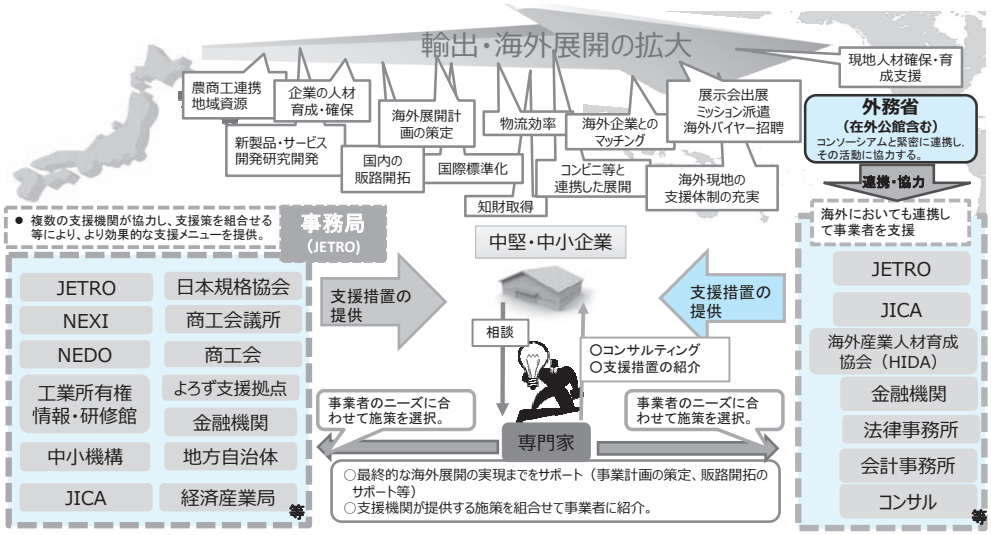

ご利用方法

ジェトロのサポートホットライン、最寄りのジェトロ国内事務所、またはコンソーシアム参加機関の窓口にお問い合わせください。

お問い合わせ先：
ジェトロサポートホットライン TEL:0120-95-3375（受付時間：平日 9 時～午後 6 時）
ジェトロ国内事務所一覧 https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list/
コンソーシアム参加機関一覧 https://www.jetro.go.jp/jetro/activities/support/consortium.html

『TPPを使って海外へ輸出したい』

TPP原産地証明制度普及・啓発事業

TPP では、事業者自らが原産地証明書を作成することが必要となるため、TPP を活用して海外に販路を拡大しようとする事業者に対して、ガイドラインの作成、セミナー開催及び相談窓口の設置等を実施します。

対象となる方

TPP協定を活用し、同協定の締約国（オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、米国、ベトナム）向けに販路を拡大しようとする事業者

支援内容

1.ガイドラインの公表

TPP の特恵関税の利用までの全体像の整理、具体的品目の関税分類番号の特定の方法、TPP の特恵税率の確認方法、原産地規則の確認方法、原産地証明書の作成の方法などをまとめたガイドラインをホームページに掲載します。

2. Webによる実務ツールの提供

TPPの特恵関税を利用するために必要な情報を容易に参照できる環境を整えるため、TPPの特恵関税率・原産地規則の確認用webサイト、原産地証明書の作成支援webサイトを整備し、無料で提供します。

3. 事業者向けセミナーの開催

全国各地において事業者向けのセミナーを開催します。

4. 無料相談窓口の設置

全国各地に常設の相談窓口を設け、TPPに関する特恵関税、原産地規則及び原産地証明制度に関する相談にお答えします。

ご利用方法

TPP原産地証明制度普及・啓発事業の事業実施機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
全体について ： 経済産業省 通商政策局 経済連携課 電話：03-3501-1595
1, 3, 4 について： 独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）
「TPP 原産地証明制度普及・啓発事業」チーム 電話：03-3582-4935
2 について： デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 レギュラトリ ストラテジー 電話 03-5220-8600

『TPPについて知りたい』

TPPに関する説明会・TPP相談窓口

中堅・中小企業をはじめとする企業の皆様に、TPP を十分に活用いただけるよう、TPP の合意内容やメリット、支援策についての説明会を開催しています。
また、全国65か所の TPP 相談窓口において、TPP を活用した市場開拓や海外展開を目指す企業等の皆様からの御質問や御相談を受け付けています。

対象となる方

・TPPを活用した市場開拓や海外展開を目指す企業
・TPPの合意内容や支援策等について知りたい方　等

支援内容

◆TPPに関する説明会
・TPPの概要を紹介する説明会を全国各地で開催しています。
・経済産業省の担当者がTPPの合意内容やメリット、支援策を説明します。
・最新の日程はウェブサイトで御確認ください。

◆TPP相談窓口
・全国65か所にTPP相談窓口を設置しています。TPPの合意内容や支援策についてのお問合せを受け付けています。

お問合せ先
経済産業省ウェブサイト（TPP）：
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade/tpp.html
TPP 相談窓口：
次ページ以降をご覧下さい。

ＴＰＰ相談窓口（経済産業局等）

【受付時間】９：００～１７：００
（１２：００～１３：００、土日、祝祭日および年末年始を除く）

経済産業局等	相談窓口（担当課）	電話番号	住所
北海道経済産業局	総務企画部 国際課	011-709-1800	北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎
東北経済産業局	産業部 国際課	022-221-4907	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎
関東経済産業局	産業部 国際課	048-600-0262	埼玉県さいたま市中央区新都心 1 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
中部経済産業局	地域経済部 国際課	052-951-4091	愛知県名古屋市中区三の丸 2 丁目 5 番 2 号
近畿経済産業局	通商部 国際課	06-6966-6031	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館
中国経済産業局	産業部 国際課	082-224-5659	広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
四国経済産業局	産業部 国際課	087-811-8525	香川県高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎
九州経済産業局	国際部 国際課	092-482-5424	福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課	098-866-1731	沖縄県那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館

ＴＰＰ相談窓口（日本貿易振興機構（ＪＥＴＲＯ））

【受付時間】９：００～１７：００
（１２：００～１３：００、土日、祝祭日および年末年始を除く）

相談窓口	電話番号	住所
本部（東京）	03-3582-5651	東京都港区赤坂 1 丁目 12-32 アーク森ビル
大阪本部	06-4705-8606	大阪市中央区安土町 2 丁目 3-13 大阪国際ビルディング 29F
北海道	011-261-7434	札幌市中央区北 1 条西 2 丁目　北海道経済センター9 階
青森	017-734-2575	青森市本町 1-2-15　青森本町第一生命ビル 5 階
盛岡	019-651-2359	盛岡市盛岡駅西通 2-9-1　マリオス 3 階
仙台	022-223-7484	仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 18 階
秋田	018-865-8062	秋田市山王 2-1-40　田口ﾋﾞﾙ 1 階
山形	023-622-8225	山形市七日町 3-5-20　富士火災山形ビル 4 階
福島	024-947-9800	郡山市南二丁目 52 ﾋﾞｯｸﾞﾊﾟﾚｯﾄふくしま（福島県産業交流館）3 階
茨城	029-300-2337	水戸市柵町 1-3-1　茨城県水戸合同庁舎 4 階
栃木	028-670-2366	宇都宮市ゆいの杜 1-5-40　とちぎ産業創造プラザ 2 階
関東	03-3582-4953	港区赤坂 1-12-32　アーク森ビル
千葉	043-271-4100	千葉市美浜区中瀬 2-6-1 ﾜｰﾙﾄﾞﾋﾞｼﾞﾈｽｶﾞｰﾃﾞﾝ(WBG)ﾏﾘﾌﾞｲｰｽﾄ 23 階
横浜	045-222-3901	横浜市中区山下町 2　産業貿易センタービル 2 階
新潟	025-284-6991	新潟市中央区新光町 16-4　荏原新潟ﾋﾞﾙ 5 階
富山	076-444-7901	富山市高田 527　情報ﾋﾞﾙ 2 階
金沢	076-268-9601	金沢市鞍月 2-20　石川県地場産業振興ｾﾝﾀｰ新館 4 階
福井	0776-33-1661	福井市西木田 2-8-1 福井商工会議所ﾋﾞﾙ 6 階
山梨	055-220-2324	甲府市大津町 2192-8 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨 4 階
長野	026-227-6080	長野市中御所岡田 131-10　長野県中小企業会館 1 階
諏訪	0266-52-3442	諏訪市上川 1-1644-10　諏訪合同庁舎 5 階
岐阜	058-271-4910	岐阜市薮田南 5-14-53　県民ふれあい会館第一棟 6 階
静岡	054-352-8643	静岡市清水区日の出町 9-25　清水ﾏﾘﾝﾋﾞﾙ 5 階
浜松	053-450-1021	浜松市中区東伊場 2-7-1　浜松商工会議所会館 5 階
名古屋	052-589-6210	名古屋市中村区名駅 4-4-38　愛知県産業労働センター18 階
三重	059-228-2647	津市栄町 1-954　三重県栄町庁舎 2 階
京都	075-325-5703	京都市下京区中堂寺南町 134 京都リサーチパーク 2 号館 2 階
神戸	078-231-3081	神戸市中央区浜辺通 5-1-14　神戸商工貿易ｾﾝﾀｰ 4 階
鳥取	0857-52-4335	鳥取市若葉台南 7-5-1　財団法人鳥取県産業振興機構内
松江	0852-27-3121	松江市学園南 1-2-1　くにびきメッセ 3 階
岡山	086-224-0853	岡山市北区厚生町 3-1-15　岡山商工会議所ﾋﾞﾙ 6 階

→次ページにつづく

広　島	082-535-2511	広島市中区千田町 3-7-47 広島県情報プラザ 4 階
山　口	083-231-5022	下関市豊前田町 3-3-1　海峡ﾒｯｾ下関国際貿易ﾋﾞﾙ 7 階
徳　島	088-657-6130	徳島市南末広町 5-8-8　徳島経済産業会館 3 階
香　川	087-851-9407	高松市番町 2-2-2　高松商工会議所会館 5 階
愛　媛	089-952-0015	松山市大可賀 2-1-28　ｱｲﾃﾑえひめ 3 階
高　知	088-823-1320	高知市堺町 2-26 高知中央ビジネススクエア 6 階
福　岡	092-741-8783	福岡市中央区天神 1-11-17 福岡ビル 4 階
北九州	093-541-6577	北九州市小倉北区浅野 3-8-1　ｱｼﾞｱ太平洋ｲﾝﾎﾟｰﾄﾏｰﾄ 8 階
佐　賀	0952-28-9220	佐賀市白山 2-1-12 佐賀商工ビル 4 階
長　崎	095-823-7704	長崎市桜町 4-1 長崎商工会館 9 階
熊　本	096-354-4211	熊本市中央区横紺屋町 10　熊本商工会議所 3 階
大　分	097-592-4081	大分市大字大在 6　大分国際貿易ｾﾝﾀｰﾋﾞﾙ 3 階
宮　崎	0985-61-4260	宮崎市錦町 1-10　宮崎グリーンスフィア壱番館（KITEN）3 階
鹿児島	099-226-9156	鹿児島市名山町 9-1 鹿児島県産業会館 6 階
沖　縄	098-859-7002	那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援ｾﾝﾀｰ 609 号

ＴＰＰ相談窓口（中小企業基盤整備機構）

【受付時間】９：００～１７：００
（１２：００～１３：００、土日、祝祭日および年末年始を除く）

地域本部等	相談窓口（担当課）	電話番号	住所
北海道本部	経営支援部 経営支援課	011-210-7471	北海道札幌市中央区北２条西 1-1-7 ＯＲＥ札幌ビル 6 階
東北本部	経営支援部 経営支援課	022-716-1751	宮城県仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービル 6 階
関東本部	販路開拓部 国際化支援課	03-3433-1087	東京都港区虎ノ門 3-5-1　虎ノ門 37 森ビル　3 階
中部本部	経営支援部 経営支援課	052-220-0516	愛知県名古屋市中区錦 2-2-13 名古屋センタービル 4 階
北陸本部	経営支援部 経営支援課	076-223-5546	石川県金沢市広岡 3-1-1 金沢パークビル 10 階
近畿本部	販路開拓部 国際化支援課	06-6264-8624	大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27 階
中国本部	経営支援部 国際化支援課	082-502-6555	広島県広島市中区八丁堀 5-7 広島ＫＳビル 3 階
四国本部	経営支援部 経営支援課	087-811-1752	香川県高松市サンポート 2-1 高松シンボルタワータワー棟 7 階
九州本部	地域経済活性化推進部 国際化支援課	092-263-1535	福岡県福岡市博多区祇園町 4-2 サムティ博多祇園 BLDG.
沖縄事務所		098-859-7566	沖縄県那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター313-1

『取引に関するさまざまな悩みを迅速に解決したい』

下請かけこみ寺にご相談ください

中小企業・小規模事業者の企業間取引に関するさまざまなお悩みに親身に対応し、迅速な解決策を提示するなど、適正な取引を行うための支援を実施します。

対象となる方

企業間取引に関して、さまざまな悩みなどをもつ中小企業・小規模事業者

支援内容

全国48箇所（各都道府県及び東京本部）に「下請かけこみ寺」を設置しています。
下請かけこみ寺では、以下の取組を行っています。

（1）各種相談への対応

消費税転嫁や原材料高騰による価格転嫁等をはじめとする中小企業・小規模事業者の取引に関するさまざまなご相談（取引あっせん、経営、技術、金融、労働等に関する相談を除く。）に、下請代金支払遅延等防止法や中小企業の取引問題に知見を有する相談員や弁護士等が親身にお話しを伺い、アドバイス等を無料で行います。相談内容はもちろんのこと、相談を受けたこと自体も秘密として取り扱います。

また、弁護士による無料相談も実施しています。

【ご相談の例】

「原材料が高騰しているにも関わらず、単価引き上げに応じてくれない」
「支払日が過ぎても代金を払ってくれない」
「客からキャンセルされたからいらなくなったと言って返品された」
「代金の値引き（減額）を要求された」
「期日どおりに納品したのに倉庫が一杯だからと言って受け取ってくれない」
「仕事の受注の見返りに、取引先が取り扱う商品の購入を求められた」

（2）迅速な紛争解決

中小企業・小規模事業者が抱える取引に係る紛争を迅速かつ簡便に解決するため、裁判外紛争解決手続（ADR）を用いて、全国の登録弁護士等が相談者の身近なところで調停手続等を行います（費用は無料）。

ご利用方法

最寄りの下請かけこみ寺又は下請かけこみ寺本部にお電話や直接お越しいただきご相談ください。
相談受付の電話番号はフリーダイヤルとなっていますので、通話料無料でご利用いただけます。

一般的なご相談　［フリーダイヤル］　0120-418-618
消費税転嫁に関するご相談　［フリーダイヤル］　0120-300-217

また、メールやWebフォームでのご相談も受け付けています。
詳細は、「下請かけこみ寺」のサイトをご覧ください。

お問い合わせ先
中小企業庁　取引課　TEL：03-3501-1669
公益財団法人全国中小企業取引振興協会　「下請かけこみ寺」本部
TEL：03-5541-6655　URL:http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/address.htm

『下請取引の適正化を図りたい』

「下請代金支払遅延等防止法」の規制について

下請取引における親事業者の義務と禁止行為を定めています。

法律の概要

「下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」といいます。）」は、下請取引のルールを定めています。

下請代金法は、親事業者の不公正な取引を規制し、下請事業者の利益を保護することを図るものです。中小企業庁と、公正取引委員会は、親事業者が下請代金法のルールを遵守しているかどうか調査を行い、違反事業者に対しては、同法を遵守するよう指導しています。

法律の適用範囲

下請代金法は、親事業者が下請事業者に物品の製造・修理、情報成果物（ソフトウェアなど）の作成又は役務（運送、情報処理、ビルメンテナンスなど）の提供を委託したとき※に適用されます。なお、建設工事の請負は、別途「建設業法」（国土交通省にお問い合わせ下さい）という法律が適用されます。

※ （1） 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金3億円超の法人が3億円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超3億円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となります。

親事業者	→	下請事業者
資本金３億円超	→	資本金３億円以下（個人含む）
資本金１千万円超３億円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

（2） 政令で定めたものを除く情報成果物作成・役務提供委託は、①資本金5千万円超の法人が5千万円以下の法人又は個人に、②資本金1千万円超5千万円以下の法人が資本金1千万円以下の法人又は個人に委託する場合が対象となります。

親事業者	→	下請事業者
資本金５千万円超	→	資本金５千万円以下（個人含む）
資本金１千万円超５千万円以下	→	資本金１千万円以下（個人含む）

法律の内容

【親事業者の義務】

（1）発注書面の交付義務

委託後、直ちに、給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法等の事項を記載した書面を交付する義務

（2）下請取引の内容を記録した書類の作成、保存義務

委託後、給付、給付の受領（役務の提供の実施）、下請代金の支払等について記載した書類等を作成し、保存する義務

（3）下請代金の支払期日を定める義務

下請代金の支払期日について、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）から60日以内で、かつ出来る限り短い期間内に定める義務

（4）遅延利息の支払義務
支払期日までに支払わなかった場合は、給付を受領した日（役務の提供を受けた日）の60日後から、支払を行った日までの日数に、年率14.6%を乗じた金額を「遅延利息」として支払う義務

【親事業者の禁止行為】
（1）受領拒否の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の受領を拒むこと。
（2）下請代金の支払遅延の禁止
支払代金を、支払期日までに支払わないこと。
（3）下請代金の減額の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、下請代金の額を減ずること。
（4）返品の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。
（5）買いたたきの禁止
通常支払われる対価に比べ著しく低い下請代金の額を不当に定めること。
（6）物の購入強制・役務の利用強制の禁止
自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。
（7）報復措置の禁止
中小企業庁又は公正取引委員会に対し、禁止行為を行ったことを知らせたとして、取引を停止するなど不利益な取扱いをすること。
（8）有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
有償支給原材料等を自己から購入させた場合、支払期日より早い時期に支払わせること。
（9）割引困難な手形の交付の禁止
支払期日までに一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付すること。
（10）不当な経済上の利益の提供要請の禁止
自己のために、金銭、役務などの経済上の利益を提供させること。
（11）不当なやり直し等の禁止
下請事業者に責任がないにもかかわらず、給付の内容を変更させたり、給付をやり直させること。

情報の提供について

下請事業者が、下請代金の買いたたきや減額等、下請代金法違反の疑いのある行為に直面するなど、下請取引上の問題がある場合は、積極的に以下の相談窓口へ情報提供してください。なお、その情報提供に係る秘密保持には万全を期します。寄せられた情報を踏まえ、下請代金法に違反する事実が認められた場合には、厳正に対処してまいります。

お問い合わせ先（相談窓口）
中小企業庁　取引課　TEL：03-3501-1732
各経済産業局中小企業課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
「申告情報受付窓口」
URL：https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/
中小企業取引ホットライン　TEL：03-3501-7061（平日9：30-17：00）
公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
TEL：03-3581-3373（直通）　URL：http://www.jftc.go.jp/
各公正取引委員会地方事務所

『望ましい取引関係を構築したい』

下請ガイドライン

親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。

対象となる方

下請取引※を行う中小企業の方

※　物品の製造・修理、情報成果物（プログラム、映像等のコンテンツ、設計図、商品デザイン等）の作成又は役務の提供の委託

策定業種

16業種で策定しています。

【経済産業省所管業種】
素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作
【国土交通省所管業種】
建設、トラック運送
【総務省所管業種】
放送コンテンツ

掲載内容

親事業者が守らなければいけない下請取引のルール、下請代金法等の違反行為、望ましい取引事例（ベストプラクティス）を、業界特有の取引実態などを織り交ぜ、解説しています。

中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/guideline.htm）からご覧いただけます。

また、下請ガイドラインの説明会も年間約200回開催予定です。開催日程が決定したものは順次、中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/seminar.htm）に掲載していきます。

お問い合わせ先
【下請ガイドラインの一般的なご質問】
中小企業庁　取引課　TEL：03-3501-1669
【各業種ガイドラインのご質問】
（経済産業省所管業種）
TEL：03-3501-1511（経済産業省代表）
素形材、自動車、産業機械・航空機等、情報通信機器、繊維、情報サービス・ソフトウェア
広告、建材・住宅設備、鉄鋼、化学、紙・紙加工品、印刷、アニメーション制作

（国土交通省所管業種）
TEL：03-5253-8111（国土交通省代表）
建設、トラック運送

（総務省所管業種）
TEL：03-5253-5111（総務省代表）
放送コンテンツ

『新しい取引先を開拓したい』

下請取引あっせん事業

中小企業の新たな取引先の開拓を支援するために、下請取引のあっせんを行っています。

対象となる方

新たな取引先を開拓したいと考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

【下請取引あっせん】

各都道府県中小企業支援センター等が、県内・外において、自社の希望する業種、設備、技術などの条件に合った取引先のあっせんを行います。

【ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）】

BMSとは、取引先の開拓や販路拡大等を支援するインターネットを活用した取引あっせんシステムです（http://biz-match-station.zenkyo.or.jp/）。

登録後は、受・発注情報や販路開拓のための企業情報等を自由に閲覧することができ、取引したい案件や企業に対して、システムを経由して直接申込みを行うことができます。また、自社の得意とする技術や保有する設備、仕上がった製品の写真等を掲載し、自社のPRを行うこともできます。（登録料・利用料は無料）

希望する場合は、海外に情報を発信することも可能です。

ご利用方法

【下請取引あっせん】

発注または受注を希望する企業は、都道府県中小企業支援センターに登録して下さい。都道府県中小企業支援センターから受・発注情報等を提供し、取引先を紹介します。（登録料・紹介料は無料）

【ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）】

（公財）全国中小企業取引振興協会ホームページの、ビジネス・マッチング・ステーション入会申込画面よりご登録下さい。

インターネット環境が未整備の場合は、各都道府県中小企業支援センターにご相談ください。

お問い合わせ先
中小企業庁　取引課　TEL：03-3501-1669
公益財団法人全国中小企業取引振興協会　TEL：03-5541-6688（代）
URL：http://zenkyo.or.jp/
各都道府県中小企業支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『官公庁等から受注するための手続きについて知りたい』

中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公庁などからの発注における中小企業・小規模事業者の受注機会を増やすため、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（官公需法）に基づき、各種の支援を行っています。

対象となる方

官公需の受注に意欲のある中小企業・小規模事業者及び事業協同組合等が対象になります。

官公需契約とは

官公需契約とは、国の機関や独立行政法人等が民間事業者の方々と取引をすることをいいます。

官公需契約には、事務用品や制服などを購入する物品等の調達契約、庁舎の清掃や警備、印刷などを委託する役務契約、道路建設や河川の補修などの工事契約があります。

官公需を受注するためには、事前に競争参加資格を得ることが必要です。

資格の申請は、物品、役務については国の全調達機関に共通した「統一資格審査申請受付サイト」のホームページ（http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html）を通じて行うことができます。

工事については、各府省のホームページを御確認いただくか、契約担当窓口にお問い合わせください。

官公需における中小企業・小規模事業者の受注機会の増大のための支援

官公需法に基づき毎年度「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を閣議決定しています。
代表的な支援の内容は次のとおりです。

1. 情報提供
(1)国等の発注情報の提供について
①各府省、独立行政法人等のホームページにおいて情報収集ができます。
②中小企業庁が運営する「官公需情報ポータルサイト」（http://www.kkj.go.jp/）では、国、独立行政法人、地方公共団体等がインターネット上で提供している発注情報を、中小企業・小規模事業者の方が簡易に検索・閲覧することができます。また、利用者が検索条件を設定することで、検索条件に合致する入札について新着情報があれば、それを利用者にメールでお知らせするサービスがあります。
(2)創業10年未満の中小企業者（新規中小企業者※）の事業者、商品・サービス情報の登録・提供
・独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」（https://u10sme.smrj.go.jp/）では、新規中小企業者に自ら登録いただいた事業者情報及び取り扱う商品・サービスの情報を、国、独立行政法人、地方公共団体等の調達担当者に対して提供しており、これら調達担当者は、提供された情報を見積もり合わせ等に活用します。
※平成28年度中は、平成18年4月2日以降の設立の会社及び事業を開始した個人が該当。

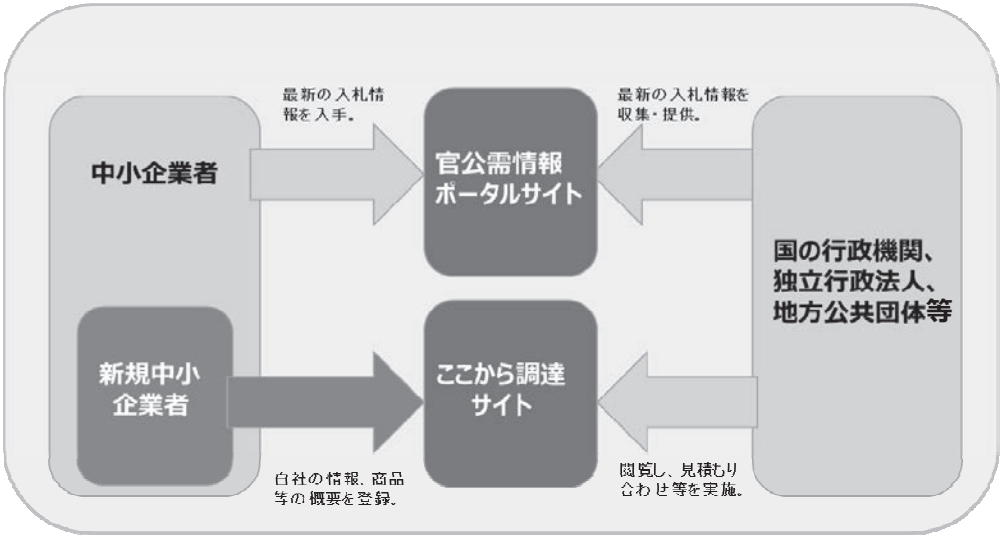

2. 官公需適格組合

事業協同組合等の中で特に官公需の受注に対し意欲的であり、かつ、受注した契約は十分に責任をもって実施し得る組合であることを証明する「官公需適格組合制度」が設けられています。

官公需適格組合は競争契約参加資格審査に当たって、総合点数の算定特例を受けることができる場合があります。

3. 入札参加資格の特例

技術力・創意工夫のある中小企業・小規模事業者や新規中小企業者のために、上位のランクの入札が可能となる弾力化措置を設けています。

4. その他、地域の中小企業・小規模事業者の活用等

平成27年度の「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」や官公需適格組合の名簿等については、中小企業庁のホームページをご覧ください。（http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/kankoju.htm）

お問い合わせ先

(1)官公需施策全般について

中小企業庁　事業環境部　取引課　TEL:03-3501-1669

各経済産業局　中小企業課　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

全国中小企業団体中央会　　TEL:03-3523-4902　URL:http://www.chuokai.or.jp/

各都道府県中小企業団体中央会　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

(2)「ここから調達サイト」への登録について

独立行政法人　中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課　TEL:03-5470-1525

『経営に関する相談を無料でしたい』

経営安定特別相談事業

連鎖倒産の危機や、資金繰りの目途が立たないなどの理由により経営難に直面している中小企業の方は、経営立て直しのための相談を無料で受けることができます。

対象となる方

さまざまな理由により経営に不安のある方や、経営難を打開し、その立て直しを図りたい方
民事再生法などの倒産関係法律を活用したい方

支援内容

全国の主要な商工会議所または都道府県商工会連合会に設けられている「経営安定特別相談室」（以下、相談室）で相談に応じています。

相談室では、経済や中小企業の実情に詳しい中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士などの専門家が下の（1）から（5）にあるような相談に応じ、問題の解決を支援します。

※相談にあたって、企業名や相談内容が外部に漏れることはありません。

（1）経営・財務内容の把握と分析
（2）手形処理、事業転換などの指導
（3）債権者などの関係者への協力要請
（4）民事再生法など倒産関係法律の手続きに関する助言等

ご利用方法

この相談を受けるための費用は無料です。経営難などの問題が深刻化する前の来室をお薦めします。

お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先
主要商工会議所（日本商工会議所　TEL：03-3283-7917）
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-1.pdf
各都道府県商工会連合会（全国商工会連合会　TEL：03-3503-1251）
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/2012/download/taisaku_info-2.pdf

『小規模企業の経営者が利用できる退職金制度はありますか』

小規模企業共済制度

小規模企業の経営者が廃業や退職に備え、生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておくための共済制度で、いわば「経営者の退職金制度」です。

対象となる方

・常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業（娯楽業・宿泊業を除く）にあっては5人）以下の個人事業主、共同経営者または会社の役員
・事業に従事する組合員の数が20人以下の企業組合の役員
・常時使用する従業員の数が20人以下の協業組合の役員
・常時使用する従業員の数が20人以下であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員

支援内容

小規模企業者が掛金を積み立てることで、廃業、死亡、老齢または役員を退職した場合に掛金の月額・納付月数に応じ共済金が支払われます。

■毎月の掛金
・掛金月額は1,000円から70,000円の範囲内（500円きざみ）で自由にお決めください。また、加入後増額することもできます。

■税法上の特典
・その年に納付した掛金はその年分の総所得金額から全額所得控除できます。
・一括して受け取られる共済金は退職所得、10年または15年で受け取られる分割共済金については公的年金等の雑所得として取り扱われます。
・なお、解約の場合は一時所得として取り扱われます。

■契約者貸付け制度
・納付した掛金合計額の範囲内で事業資金などの貸付け（一般貸付け、傷病災害時貸付け、創業転業時・新規事業展開等貸付け、福祉対応貸付け、緊急経営安定貸付け、事業承継貸付け、廃業準備貸付け）を受けることができます。

ご利用方法

（1）最寄りの金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで、契約申込書により申し込んでください。
（2）中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済手帳・加入者のしおり及び約款をお送りします。
（3）掛金は口座振替で納付します。
（4）廃業、死亡、老齢あるいは役員を退職した場合、金融機関・中小企業団体で共済金の請求をしてください。
（5）中小機構の審査が済み次第、共済金支払決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお受け取りください。

お問い合わせ先
独立行政法人　中小企業基盤整備機構　共済相談室　TEL：050-5541-7171
URL：http://www.smrj.go.jp
全国の金融機関の本・支店
最寄りの商工会・商工会議所・青色申告会
都道府県中小企業団体中央会

『連鎖倒産を防止したい』

経営セーフティ共済

（経営セーフティ共済は中小企業倒産防止共済制度の愛称です。）

取引先企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、共済金の貸付けを受けることができます。

対象となる方

1年以上継続して事業を行っている中小企業者

支援内容

取引先企業が倒産※し、売掛金や受取手形などの回収が困難となった場合、この回収困難額と、積み立てた掛金総額の10倍のいずれか少ない額（貸付限度額8,000万円）の貸付けを受けることができます。

※倒産とは、破産法・民事再生法等の法的整理の申立て、銀行取引停止処分、または弁護士などが代理人となる私的整理をさし、「夜逃げ」などは含まれません。）

■毎月の掛金

・掛金月額は5,000円から200,000円の範囲内（5,000円きざみ）で設定でき、加入後増額することもできます。掛金総額が800万円まで積立てることができます。

■税法上の特典

・毎年の掛金は必要経費（個人）または損金（法人）に算入できます。

■共済金の貸付けの条件

・貸付けにあたっては、担保・保証人は必要ありません。

・共済金の貸付けは無利子ですが、貸付けを受けた共済金の10分の1に相当する額が掛金総額から控除されます。

・償還期間は貸付け額に応じて5年～7年（うち据置期間6カ月）の毎月均等償還です。

■一時貸付け金制度

・臨時に事業資金を必要とするときは、解約手当金の範囲内で貸付けを受けることができます。

ご利用方法

（1）貴社の事業活動の内容が確認できる金融機関または中小企業団体の窓口から、十分に説明を受けたうえで申し込んでください。

（2）中小企業基盤整備機構（中小機構）から共済契約締結書をお送りします。

（3）取引先が倒産し、回収が困難となった売掛金債権等が生じましたら、加入の手続きを行った金融機関・中小企業団体で共済金の貸付け請求をしてください。

（4）中小機構の審査が済み次第、共済金貸付け決定通知書が届きますので、あらかじめ指定した金融機関で共済金をお借り入れください。

お問い合わせ先

独立行政法人　中小企業基盤整備機構　共済相談室　TEL：050-5541-7171

URL：http://www.smrj.go.jp

全国の金融機関の本・支店

最寄りの商工会・商工会議所

都道府県中小企業団体中央会

『安全・確実・有利に退職金制度を確立したい』

中小企業退職金共済制度

（独）勤労者退職金共済機構と退職金共済契約を結び、掛金を払うだけで、簡単に退職金制度を設けることができます。掛金は非課税であり、新規加入時等には掛金の一部を国が助成します。

対象となる方

以下の要件を満たす中小企業者

一般業種（製造等）	卸売業	サービス業	小売業
・常用従業員数 300 人以下 または ・資本金・出資金 3億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 1億円以下	・常用従業員数 100 人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下	・常用従業員数 50 人以下 または ・資本金・出資金 5千万円以下

支援内容

本制度は、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって、独力では退職金制度をもつことが困難な中小企業について、退職金制度の整備を支援するものです。

常用の従業員を対象とする一般の中小企業退職金共済制度（一般の中退共）と、特定業種（建設業、清酒製造業、林業）の期間雇用者等を対象とする特定業種退職金共済制度（それぞれ建退共、清退共、林退共）があります。

※　一般の中退共については、これまで「同居の親族」のみを雇用している事業主は加入できないこととされていましたが、平成 23 年1月1日から事業主との間に使用従属関係が認められる「同居の親族」を雇用している場合には、一般の中退共に加入できるようになりました。

※　解散する厚生年金基金から、一般の中退共へ資産移換を行うことができるようになりました。詳しくは、下記一般の中退共の連絡先までお問い合わせください。

■掛金負担軽減措置

1. 一般の中退共

（1）一般の中退共に初めて加入した中小企業者に対して、掛金月額の1／2（上限 5,000 円）を従業員ごとに加入後4か月目から1年間、国が助成します。

（2）18,000 円以下の掛金を増額する事業主に対して、増額分の1／3を増額した月から1年間、国が助成します。

※「同居の親族」のみを雇用する事業では、（1）、（2）ともに対象になりません。

2. 特定業種

新たに加入した従業員（被共済者）について、掛金の一部を国が助成します。

お問い合わせ先　独立行政法人勤労者退職金共済機構
URL: http://www.taisyokukin.go.jp/
※最寄りのお問い合わせ先一覧は、こちらをご覧下さい。
・一般の中退共　TEL:03-6907-1234
・建退共　TEL:03-6731-2831
・清退共　TEL:03-6731-2887
・林退共　TEL:03-6731-2887

『緊急事態に強い企業になりたい』

中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進

自然災害等による事業中断を最小限にとどめ、中核となる事業の継続・早期復旧を可能とするための、BCP（事業継続計画）の策定が効率的に行えます。

対象となる方

BCP（事業継続計画）を策定・運用しようとしている中小企業の方

支援内容

中小企業の特性や実情を踏まえ、業種や規模に関わらずBCP（事業継続計画）の策定や継続的な運用をして頂くために、「中小企業BCP策定運用指針」を作成致しました。

この指針は、取組状況に応じて、入門、基本、中級、上級の各コースを選択することができ、BCPを策定するために必要な様式を含め、ホームページで公開しております。

※BCP（事業継続計画）とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合でも、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続や早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための手法を決めておく計画のことです。

ご利用方法

中小企業BCP策定運用指針のホームページをご活用下さい。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/

BCPを策定する上で参考となる事例集（中小企業の事業継続計画（BCP）＜災害対応事例からみるポイント＞）についてもホームページに掲載しておりますのでご活用下さい。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html

全国中小企業団体中央会において、組合や商店街単位でBCPを策定運用する上で参考となるハンドブックも掲載しておりますのでご活用下さい。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/index.html

（一財）企業共済協会において、実際に災害対応にあたった事例集（中小企業・中小企業支援機関における災害対応・BCP事例集）を作成、掲載しておりますのでご活用ください。
URL：http://ri.bmaa.jp/home/research_rerport/bcp-casestudy-report-eastjapan
URL：http://ri.bmaa.jp/home/research_rerport/bcp-casestudy-report-westjapan

お問い合わせ先
中小企業庁　企画課　経営安定対策室　TEL：03-3501-0459

『防災のための施設整備をしたい』

社会環境対応施設整備資金融資制度（BCP融資）

災害等による事業中断を最小限にとどめるために、BCP（事業継続計画）を策定している中小企業の方は、同計画に基づく施設整備に必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業BCP策定運用指針に則り、自ら策定したBCP（事業継続計画）に基づいて、施設の耐震化、消防用設備やデータバックアップサーバの整備などの防災のための施設等の整備を行う中小企業の方。

※中企庁指針による全てのコース（入門、基本、中級、上級）が対象。自治体や団体等発行のマニュアル等であっても、中企庁指針に則っていれば条件を満たしているものとします。

※地方公共団体の防災業務計画等に則り、地域と連携したBCPに基づく場合は、土地に係る資金も対象となります。

※中小企業BCP策定運用指針については、以下のホームページをご覧下さい。
URL：http://www.chusho.meti.go.jp/bcp/

支援内容

（中小企業事業）

■貸付限度額
7億2千万円（うち、運転資金2億5千万円）

■貸付利率
【設備資金】特別利率②（2億7千万円以上は基準利率）
【運転資金】特別利率①

■貸付期間
20年以内（うち据置期間2年以内）

（国民生活事業）

■貸付限度額
7，200万円（うち、運転資金：4，800万円）

■貸付利率
【設備資金】特別利率②
【運転資金】特別利率①

■貸付期間
20年以内（うち据置期間2年以内）

※両事業ともに、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定された、特定既存耐震不適格建築物等の耐震改修を行う場合は、貸付利率③を適用。

※運転資金は、耐震診断に限る。

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業および国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） TEL：098-941-1795

『突然の自然災害から事業を復旧させたい』

災害復旧貸付制度

災害による影響を受けた中小企業の皆様は、事業復旧のための融資を受けることができます。

対象となる方

災害救助法が適用されるような大規模な災害により、被害を受けた中小企業者の方

支援内容

・貸付限度額
【日本公庫(中小企業事業)】別枠1億5,000万円
【日本公庫(国民生活事業)】各貸付制度の限度額に上乗せ3，000万円
・貸付利率：基準利率(中小企業事業、国民生活事業(普通貸付の場合))
(激甚災害等に指定された場合、1,000万円までの金利引下げ措置あり)
・貸付期間：設備・運転資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内)(中小企業事業、国民生活事業)
・担保、保証条件：被災状況に応じ弾力的に対応

※沖縄振興開発金融公庫においては、日本公庫(中小企業事業、国民生活事業)の内容に準じて貸付を実施。

取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

危機対応円滑化支援業務を活用した災害復旧資金

災害等の国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機においては、商工中金においても日本公庫(中小企業事業)の災害復旧貸付と同様の融資制度をご用意しています。
なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫(日本公庫) 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
国民生活事業(個人企業・小規模企業向け事業資金)
中小企業事業(中小企業向け長期事業資金)
沖縄振興開発金融公庫 TEL：098-941-1795
商工組合中央金庫 お客様サービスセンター TEL：0120-079-366
全国各支店：http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html

『省エネ設備等の導入で環境価値の創造をしたい』

Jークレジット制度

省エネ設備の導入等による CO2 の排出削減量等を、クレジットとして国が認証します。クレジットは売買でき、クレジットの売却益はクレジット創出者に還元され、投資回収やさらなる省エネ投資に活用できます。クレジット購入者は、カーボン・オフセットや温対法の報告にクレジットを活用できます。

対象となる方

・省エネ設備の導入（ボイラー等）、再生可能エネルギー（太陽光等）の活用等を検討・実施している方　※既に実施している場合は、平成25年4月1日以降の設備導入等に限ります。

支援内容

Jークレジット制度の申請に必要な以下の手続について支援を行います。

（1）プロジェクト計画書の作成支援

「どんなCO2排出削減を実施するか」を記載した計画書を作成する際に必要な費用支援が受けられます。

（2）審査機関によるプロジェクト計画書の審査支援

「プロジェクト計画が本制度の規定に沿っているか」を審査機関が事前に確認する際に必要な費用支援が受けられます。

（3）モニタリング報告書の作成支援

プロジェクト計画に基づき、排出削減量を算定するための計測や実績を記録した「モニタリング報告書」を作成する際に必要な費用支援が受けられます。

（4）審査機関によるモニタリング報告書の検証支援

「モニタリング方法等が本制度の規定に沿って行われているか」を審査機関が事前に確認する際に必要な費用支援が受けられます。

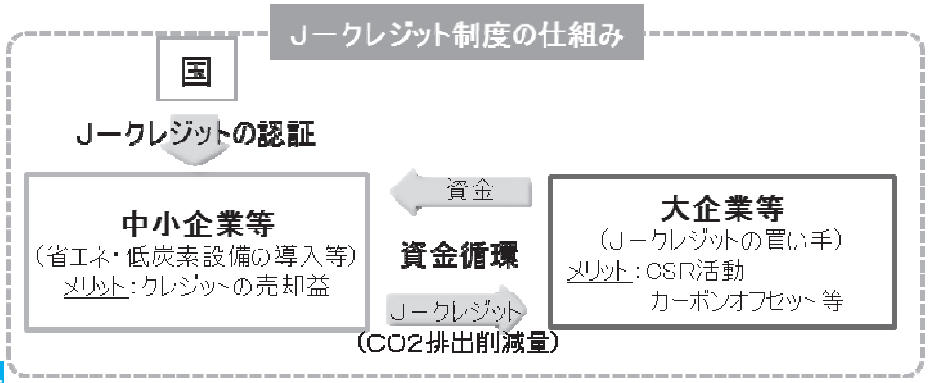

ご利用方法

詳細は下記URL又はJークレジット制度事務局までお問い合わせください。

「Jークレジット制度ホームページ」 URL：http://japancredit.go.jp/

お問い合わせ先

・みずほ情報総研株式会社　環境エネルギー第２部　Jークレジット制度事務局

電話：03-5281-7588（直通）　/　E-mail：help@jcre.jp

『インターネット（ECサイト）を活用して販路開拓に取組みたい』

インターネットを活用した小規模事業者の販路開拓支援

インターネット（EC サイト）において小規模事業者等の優れた産品を紹介・販売することで、商品展開力・販売力の向上等を支援します。

対象となる方

EC（Eコマース）サイトを活用して、販路開拓・売上向上に取り組もうと考える小規模事業者等の方

支援内容

事業者が生産加工した魅力的な商品をECサイト「ニッポンセレクト.com」に登録して頂くことで、以下の様な好条件で、消費者等に商品を広くPRし販売を支援します。

■課題を解決する売り場と機能を提供
- 出店・出品料すべて無料
- 商品ページはプロが制作（無料）
- TV・インターネット・雑誌等を利用した広告宣伝
- カスタマーサポート
- 決済＆物流代行

EC サイト「ニッポンセレクト.com」

ご利用方法

ECサイト「ニッポンセレクト.com」HP（URL:http://www.nipponselect.com/）からお申込みまたは、下記の「お問い合わせ先」にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
全国商工会連合会　電話：03-6268-0083（組織運営部情報課）
URL:　http://www.shokokai.or.jp/

『一時的に資金繰りが厳しいので融資をうけたい』

セーフティネット貸付

一時的に資金繰りに支障をきたしているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。

経営環境変化対応資金

対象となる方

社会的、経済的環境の変化（原材料・エネルギーコスト高、デフレなど）の影響により、一時的に売上高や利益が減少しているものの中長期的にはその業況が回復することが見込まれる方

（注）利益が増加していても経常損失が生じる等、一定の要件を満たす場合は対象となります。

支援内容

■貸付限度額
【日本公庫（中小企業事業）】7億2，000万円
【日本公庫（国民生活事業）】4，800万円

■貸付利率：基準利率
※ただし、運転資金を利用する場合であって厳しい業況にあり、認定経営革新等支援機関等の支援を受ける場合は、基準利率－0．2%
※基準利率（平成28年2月末時点。貸付期間5年の場合。）
中小企業事業1．30%、国民生活事業1．85%

■貸付期間：設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金　8年以内（うち据置期間3年以内）

金融環境変化対応資金

対象となる方

金融機関との取引状況の変化（借入残高の減少要請や追加担保の設定要請等）により、一時的に資金繰りに困難をきたしているものの、中長期的には資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方

支援内容

■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠3億円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠4，000万円

■貸付利率：基準利率　（中小企業事業については上限利率3．0%）

■貸付期間：　設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
運転資金8年以内（うち据置期間3年以内）

取引企業倒産対応資金

対象となる方

関連企業の倒産により、経営に困難をきたしている方

支援内容

■貸付限度額：
【日本公庫（中小企業事業）】別枠１億５，０００万円
【日本公庫（国民生活事業）】別枠３，０００万円
■貸付利率：基準利率
■貸付期間：運転資金８年以内（うち据置期間３年以内）

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

危機対応業務を活用したセーフティネット貸付

国が危機対応業務を行うことが必要と認定した危機（平成２８年２月現在、原材料・エネルギーコスト高及びデフレ脱却等）において、対象となる中小事業者の皆様の資金繰りを支援するため、指定金融機関である商工中金において、日本公庫（中小企業事業）のセーフティネット貸付（経営環境変化対応資金）と同様の融資制度をご用意しています。

なお、対象となる方、支援内容の詳細については、商工中金にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

商工組合中央金庫　電話：0120-079-366

『創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行いたい』

中小企業経営力強化資金融資事業

創業又は経営多角化・事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者であって、認定支援機関の経営支援を受ける事業者を対象に日本政策金融公庫が低利融資を行います。

対象となる方

経営革新又は異分野の中小企業と連携した新事業分野の開拓等により市場の創出・開拓（新規開業を行う場合を含む。）を行おうとする者で、認定支援機関※1の経営支援を受けている者

※1：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

支援内容

■対象資金

設備資金及び運転資金

■貸付限度

【中小企業事業】 7億2,000万円（運転資金は2億5,000万円）

【国民生活事業】 7,200万円（運転資金は4,800万円）

■貸付利率

基準利率※2、3、4

※2：貸付金額のうち2,000万円までは、無担保・無保証人であっても、上乗せ金利なしで貸付が受けられます。（国民生活事業）

※3：女性、若年者（30歳未満）または高齢者（55歳以上）であって、新規開業して概ね7年以内の方は特別利率①

※4：中小企業事業においては、特別利率が適用される限度額は2億7,000万円。

■貸付期間

設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（うち据置期間2年以内）

■貸付条件

中小企業・小規模事業者は、事業計画を策定し、実行責務を負い、期中の進捗報告を行う。認定支援機関は、事業計画の策定支援のみならず、期中における継続的な実行支援及びフォローアップを実施する。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出してください。

必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）、中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

『経営の状態を改善する取組をサポートします』

経営力強化保証制度

中小企業・小規模事業者が認定経営革新等支援機関（金融機関、税理士、診断士等）（※）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、保証料を減免し、金融面だけでなく、事業者の経営の状態を改善する取組を強力にサポートします。

（※）中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき認定される「認定経営革新等支援機関」を指します。

対象となる方

金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方

支援内容

- **保証限度額**：無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証とは同枠）。
- **保証料率**　：一般保証における保証料率から概ね0.2%引下げ
- **保証割合**　：責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
- **保証期間**　：一括返済：1年以内、
  分割返済：運転資金5年以内、設備資金7年以内。なお、本制度により保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内。（据置期間はそれぞれ1年以内）

ご利用方法

詳細については以下の窓口まで御連絡ください。

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『再チャレンジする方を支援します』

再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金）

一旦事業に失敗したことにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している中小企業の皆様は、再チャレンジに必要な資金の融資を受けることができます。

対象となる方

次のいずれの要件にも該当する方であり、かつ、新たに開業する方又は開業後概ね7年以内の方

（1）廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること
（2）廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること
（3）廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること

支援内容

■ 貸付機関

株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■ 貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）
【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

■ 貸付利率

【日本公庫（中小企業事業、国民生活事業）】
基準利率
・女性、若年者（30 歳未満）または高齢者（55 歳以上）の方は、特別利率①
・技術・ノウハウ等に新規性がみられる方であって、一定の製品化及び売上が見込めるものが必要とする資金は、特別利率③
※中小企業事業においては、特別利率が適用される限度額は 2 億 7,000 万円。

■ 貸付期間

設備資金 20 年以内（うち据置期間 2 年以内）
運転資金 7 年以内（うち据置期間 2 年以内）

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　電話：098-941-1795

『企業立地や事業高度化に取り組む方を支援します』

地域活性化・雇用促進資金（企業立地促進法関連）

中小企業者が企業立地や事業高度化に取り組む場合に融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方

（1）企業立地促進法※に基づく基本計画で定められた集積区域において、承認を受けた「企業立地計画」若しくは「事業高度化計画」に従って企業立地若しくは事業高度化への取組みを行う方又は行おうとする方

（2）地域再生法に基づく「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた方（中小企業事業のみ）

※この法律の正式な名称は「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」といいます。

支援内容

・貸付限度額

【日本公庫（中小企業事業）】7 億 2,000 万円（うち運転資金 2 億 5,000 万円）

【日本公庫（国民生活事業）】7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円）

・貸付利率

設備資金　特別利率③

（ただし、中小企業事業においては、2 億 7,000 万円を超える部分に関しては基準金利）

運転資金　基準金利

・貸付期間

設備資金　20 年以内

運転資金　7 年以内

・据置期間

2 年以内

取扱金融機関

日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。

必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）

国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）

中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫　TEL：098-941-1795

『無担保・第三者保証人不要の長期借入を受けたい』

「証券化支援スキーム」を活用した融資制度
（CLO融資）

証券化の手法を活用することで、中小企業・小規模事業者の皆様の資本市場へのアクセスを促進し、無担保・第三者保証なしの資金供給を支援します。

対象となる方

中小企業者の方（一部を除いてほとんどの業種が対象となります）

支援内容

金融機関の中小企業者向け貸付債権を多数束ね、証券として投資家に販売する仕組み（証券化）を通じて、金融機関による中小企業の皆様方に原則無担保・第三者保証人なしの融資を支援します。本制度は、このような金融機関の取り組みを政府系金融機関が支援することにより、中小企業・小規模事業者の皆様方の円滑な資金調達を図ることを目的としています。

【保証型】

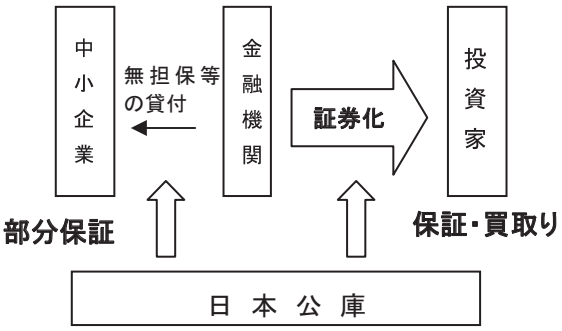

【買取型（キャッシュ型）】

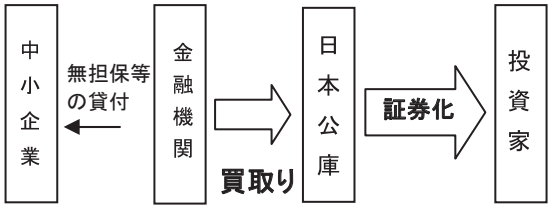

【買取型（シンセティック型）】

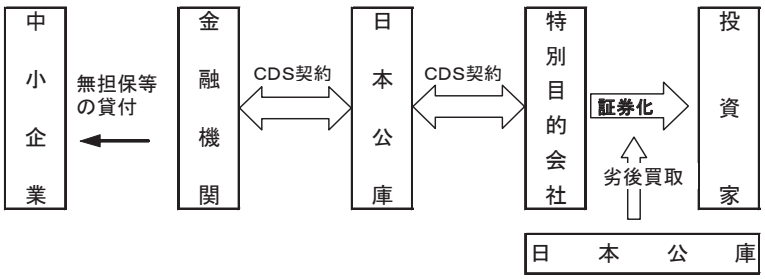

（※）CDS契約とはクレジット・デフォルト・スワップ契約のことで、一種の損害補填契約です。

（注）上記の他に、日本公庫自身が無担保・第三者保証人なしで貸付や社債の引受を行い、証券化を行う制度（自己型）もあります。

取扱金融機関

本制度を活用する各金融機関において募集を行っております。

ご利用方法

募集を行っている金融機関、募集時期、貸付条件（募集案件により異なります）については下記問い合わせ先に、ご利用に当たって必要となる書類等は取扱金融機関にお問い合せ下さい。

お問い合わせ先
日本政策金融公庫（巻末お問い合わせ先一覧参照）
中小企業事業証券化支援室　TEL：03-3270-0568
URL：https://www.jfc.go.jp/n/company/sme/securitisation.html

『新事業や企業再建等に取り組む方を支援します』

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）

創業・新事業や企業再建等に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様のうち、地域の企業立地の維持・促進に資する事業を行う方には、資本性資金等の融資を受けることができます。

支援内容

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象者	【主な対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新規開業支援資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ④生鮮食品等小売業近代化貸付 ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業	【対象貸付制度】 ①新企業育成貸付（新事業育成資金等） ②企業活力強化貸付（海外展開・事業再編資金、事業承継・集約・活性化支援資金） ③企業再生貸付（企業再建資金） ※ 別途、貸付制度ごとの要件あり 【対象要件】 以下のいずれかの要件を満たす必要あり ⑴地域経済振興に資する事業 ⑵地域社会にとって不可欠な事業 ⑶先進性、新規性又は技術力が高い事業
貸付限度額	１貸付先あたり４，０００万円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で４，０００万円）	１貸付先あたり３億円 （ただし、事業承継・集約・活性化支援資金は別枠で３億円）
貸付利率	資本性ローン利率（6.50%～0.90%）	劣後ローン利率（7.75%～0.40%）
貸付期間	５年１か月以上１５年以内	５年１か月、７年、１０年、１５年
担保・保証人	無担保・無保証人	無担保・無保証人

（注）本特例の資金は、金融検査上自己資本とみなすことができます。
法的倒産となった場合、本制度の資金は当該貸付先に対する全ての債権（償還順位が同等以下のものを除く。）に劣後します。

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫） 全国各店舗：http://www.jfc.go.jp/branch/index.html
・国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
・中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

『事業資金を借りたい』

信用保証制度

金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が信用保証を付すことにより、中小企業の皆様の資金調達を行いやすくします。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。

支援内容

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度です。
また、使用目的等に応じて各種の特別な信用保証制度もご利用いただけます。

■保証限度額
・普通保証　2億円以内
・無担保保証　8,000万円以内
・無担保無保証人保証　1,250万円以内（納税していること等、一定の要件あり。）
なお、各種の特別な保証制度については、保証限度額を別枠化するなどの措置を受けることができます。

■保証料率
財務内容その他の経営状況等を勘案して、借入金額に対しおおむね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

（また、セーフティネット保証（264頁参照）等の特別の保証制度については、制度ごとに保証料率が決定されます。）

ご利用方法

申込時に金融機関または信用保証協会に必要書類を提出して下さい。
※必要書類については各金融機関または各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　TEL：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいので保証を受けたい』

セーフティネット保証制度

取引先の倒産、自然災害、取引金融機関の経営合理化等により経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様については、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げる経済環境の急激な変化に直面し、経営の安定に支障を生じている中小企業者であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。

1号　大型倒産発生(*)により影響を受けている中小企業者

2号　取引先企業のリストラ等(*)により影響を受ける中小企業者

3号　突発的災害（事故等）(*)により影響を受ける中小企業者

4号　突発的災害（自然災害等）(*)により影響を受ける中小企業者

5号　全国的に業況の悪化している業種(*)に属する中小企業者

6号　金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業者

7号　金融機関の相当程度の経営合理化（支店の削減等）(*)に伴って借入れが減少している中小企業者

8号　整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、再生可能性があると判断される者

(*)　具体的には、案件ごとに経済産業大臣が指定します。

※対象となる中小企業者の具体的な基準については、中小企業庁ホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm）または各市町村、特別区の窓口にお問い合わせください。

支援内容

上記対象者に対し、保証限度額の別枠化を図る制度です。

■保証限度額

（一般保証限度額）			（別枠保証限度額）	
・普通保証	2億円	＋	・普通保証	2億円
・無担保保証	8,000万円		・無担保保証	8,000万円
・無担保無保証人保証	1,250万円		・無担保無保証人保証	1,250万円

■保証料

おおむね0.7～1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。

ご利用方法

対象となる中小企業者の方は、登記上の住所地又は事業実態のある事業所（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むことになります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

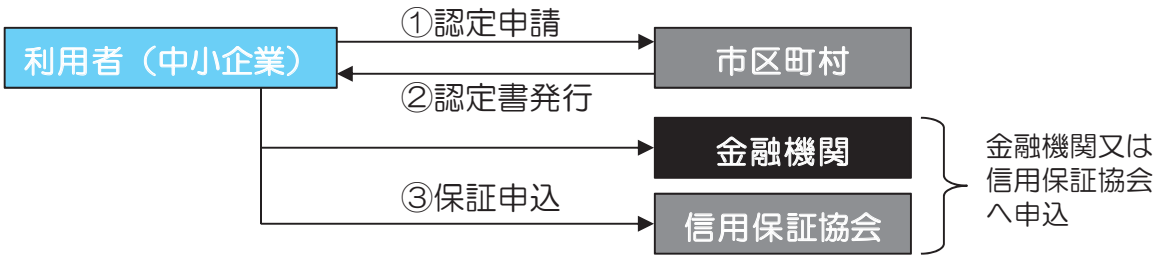

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『直接金融による多様な資金調達を図りたい』

特定社債保証制度
（私募債保証制度）

中小企業の皆様へ私募債発行による直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図ることができます。

対象となる方

（1）純資産額が5,000万円以上3億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	2.0倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率（※1）	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ（※2）	2.0倍以上

（2）純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	20%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	10%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.5倍以上

（3）純資産額が5億円以上の中小企業者であって、以下のイまたはロのいずれかとハまたはニのいずれかを満たす方

イ. 自己資本比率	15%以上
ロ. 純資産倍率	1.5倍以上
ハ. 使用総資本事業利益率	5%以上
ニ. インタレスト・カバレッジ・レーシオ	1.0倍以上

（※1） 使用総資本事業利益率 ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{資産額}} \times 100$

（※2） インタレスト・カバレッジ・レーシオ ＝ $\dfrac{\text{営業利益＋受取利息・受取配当金}}{\text{支払利息＋割引料}}$

支援内容

上記の要件を満たす中小企業者が発行する私募債について、信用保証協会により債務保証が行われます。

■保証限度額　4億5,000万円（保証割合が80%であることから、発行価額は5億6,000万円が限度となります。）ただし、セーフティネット保証を除く普通保証、無担保保証と合計で限度額は5億円です。

■保証料率　財務内容その他の経営状況を勘案し、おおむね社債総額の0.45%から1.90%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■担保条件　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■償還期間　金融機関、信用保証協会の約定によります。

■発行形式　振替債又は登録機関登録債とします。

ご利用方法

保証申込時に金融機関に必要書類を提出してください。

※必要書類については各金融機関にご相談ください。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『売掛債権や在庫を活用した融資を受けたい』

流動資産担保融資保証制度
（ABL保証制度）

中小企業が有する売掛債権や在庫を担保とした融資に信用保証協会が保証を行うことにより、個人保証や不動産担保に過度に依存しない円滑な資金調達の実現を支援します。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となります。（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）

支援内容

中小企業者が保有している売掛債権（売掛金債権・手形債権・電子記録債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権など）及び棚卸資産を担保として金融機関が融資を行う際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。

■保証限度額・保証割合
保証限度額：2億円
保証割合：80%
（金融機関からの借入限度額は2億5,000万円）

■保証料率
借入極度額（借入金額）に対し、年率0.68%

■担保条件
・申込人の有する売掛債権及び棚卸資産のみを担保とします。法人代表者以外の保証人は徴求しません。
・売掛債権の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、（1）債権譲渡登記制度に基づく登記、（2）売掛先への通知、（3）売掛先の承諾のいずれかが必要です。
・棚卸資産の譲渡は、第三者に対抗できるようにするため、動産譲渡登記制度に基づく登記が必要です。

■保証期間
根保証方式：1年間（更新可能）
個別保証方式：1年以内

ご利用方法

■保証申込み
・まずはお取引のある金融機関や信用保証協会にご相談ください。
・具体的な取引内容が確認できる資料（基本契約書等）が必要となります。
・売掛金や棚卸資産の売却代金が入金される口座を予め届け出る必要があります。この口座が本制度に基づく貸付を受ける金融機関以外の金融機関の口座である場合は、1ヶ月に1回以上、預金明細を提出する必要があります。

■借入形態・返済

・売掛債権は、売掛先が倒産するリスクなどがあるため、実際の売掛債権の額面そのままの金額で借入を受けられるわけではありません。（掛け目がかかります）
・個別保証方式の場合、融資の返済期日は、引き当てとした売掛債権の入金予定日に設定すること（期日一括返済）が基本となります。
・3ヶ月に1回以上、売掛債権の金額及び棚卸資産の数量等を金融機関に報告する必要があります。

その他

・債権譲渡禁止特約の付いた売掛債権は本制度の対象となりません。売掛先から解除承諾書の提出を受けるか、意義なき承諾を得る必要があります。
・機械設備や車両運搬具等の固定資産は担保の対象となりません。
・本制度を活用するためには、売掛先である企業から、適切な理解と協力を得ることが重要となります。

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　TEL：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.htm

『急な資金ニーズが生じた際に迅速に資金を借りたい』

予約保証制度

将来の一時的かつ至急の資金ニーズに迅速に対応します。

対象となる方

中小企業者（個人又は法人・組合等で事業を営まれる方）で、一部の業種（農業、林業、漁業、金融・保険業等）を除きほとんどの業種の方が対象となりえます（通常の信用保証制度の利用者の範囲と同じです。）。ただし、通常の保証よりもリスクの高い保証制度であるため、審査にあたって財務諸表が不可欠であり、また、一定以上の信用リスクを有すると判断される方は予約できない等の制限があります。

支援内容

将来の一時的かつ至急の資金ニーズに備えるため、信用保証協会の債務保証付き融資を予約する制度です。

■貸付（予約）限度額・保証割合
保証限度額：2,000万円（小口零細企業保証制度を利用する場合500万円）
保証割合：80%（小口零細企業保証制度を利用する場合100%）

■予約期間　予約の有効期間は最長1年です。

■保証期間　5年以内

■保証料率
予約の時点では何らの手数料等の負担は有りませんが、実際に保証付きの融資を受ける際に通常の保証料率に0.15%～0.20%を上乗せした保証料を負担して頂きます。
具体的には、財務内容その他の経営状況を勘案して、借入金額に対しおおむね0.45%から2.2%の範囲で各都道府県等の信用保証協会が保証料率を決定します。

■担保条件
金融機関、信用保証協会の約定によります。法人代表者以外の保証人は原則徴求しません。

■貸付中止事由
なお、契約の際に詳細の説明がありますが、予約後に著しく信用状態が悪化する等の事態が発生した場合、予約どおりの融資が受けられない場合もありますのでご留意下さい。

ご利用方法

申込時に金融機関に必要書類を提出してください。
※必要書類については各金融機関にご相談ください

お問い合わせ先
（一社）全国信用保証協会連合会　TEL：03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会
URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい』

高度化事業

都道府県から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金について、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付けを受けることができます。

対象となる方（事業）

1. 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。
   （1）工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、適地に設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る＜集団化事業＞
   （2）商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める＜集積区域整備事業＞
   （3）大型店の出店などに対抗するため、地域の中小小売商業者らが、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる＜施設集約化事業＞
   （4）中小企業者が共同で利用する共同物流センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る＜共同施設事業＞
2. 地元の中小企業者を支援するために、第３セクター（株式会社、公益法人）、商工会・商工会議所等が行う、（1）起業家を支援するインキュベーション施設などを設置し運営する事業＜地域産業創造基盤整備事業＞、（2）商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業＜商店街整備等支援事業＞も対象となります。
   ※上記の各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付対象となります。
   この他、中小企業が共同で取り組む事業に係る設備資金であれば、貸付対象となるものがありますのでお問い合わせください。

支援内容

1. 貸付条件
   ・貸付限度額：なし
   ・貸 付 割 合：原則として80％以内
   ・貸 付 対 象：設備資金
   ・貸 付 利 率：年0.65％（平成27年度）、又は、無利子（特別の法律に基づく事業など）
   ・貸 付 期 間：20年以内（うち据置期間3年以内）
   ・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規程により徴求
2. 診断の実施
   貸付けに当たっては、事前に事業計画について、都道府県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行います。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは随時行っています。

ご利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として都道府県が貸付けの窓口となりますので、まずは、各都道府県の中小企業担当課にお問い合わせください。

お問い合わせ先
各都道府県中小企業担当課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
中小企業基盤整備機構高度化事業部高度化事業企画課　TEL：03-5470-1528（直通）
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/kodoka/index.html

『環境法令を遵守し、環境に優しい事業を行いたい』

環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関係）

公害防止施設、建設機械、低公害車及びポスト新長期規制適合車などを取得するために必要な設備資金の融資を受けることができます。

対象となる方

大気汚染対策、アスベスト対策、水質汚濁対策、産業廃棄物処理、3R事業を実施する方、建設機械等（オフロード車※1を含む）を取得する方、低公害車（ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車※2等）・ポスト新長期規制適合車等を取得する方

※1：特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）における基準適合表示の付された特定特殊自動車

※2：中央環境審議会大気環境部会第八次答申で示された排出ガス目標値を達成した（ポスト新長期規制適合）ディーゼル車

支援内容

	貸付限度額		貸付期間	貸付利率
	中小企業事業	国民生活事業		
大気汚染関連	7億2,000万円以内		20年	特別利率③
水質汚濁関連				特別利率②
アスベスト対策関連		7,200万円以内		特別利率②
産業廃棄物・3R関連				特別利率②、③※3
建設機械関連（オフロード車を含む）				中小企業事業：基準利率、特別利率①、②※4 国民生活事業：基準利率、特別利率①、②※4
低公害車関連				基準金利、特別利率②※5

※3：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）における無害化処理認定事業者及び優良認定事業者、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第21条第1項に基づく指定を受けた者から再商品化事業にかかる委託を受けた者のうち、同法施行規則第4条第6号に規定する特定分別基準適合物の再商品化を行うために必要な設備（光学式選別機のみ）を新たに取得する者（中小企業事業のみ）については特別利率③、その他は特別利率②

※4：建設機械の種類により、貸付利率が異なります。詳細は下記にお問い合わせください。

※5：ポスト新長期規制適合車等（平成21年排出ガス規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車）のうち、ディーゼル車（トラック、バス、トラクターに限る）を取得する場合は中小・国民ともに特別利率②

取扱金融機関

株式会社　日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫

ご利用方法

申し込み時に各機関に必要書類を提出してください。
必要書類については各機関にお問い合わせください。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　TEL：098-941-1785（中小企業資金）

『外部専門家の支援を受けて経営を立て直したい』

認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業

金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が、外部専門家（認定経営革新等支援機関）の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援します。

対象となる方

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱えており、自ら経営改善計画を策定することが難しいものの、経営改善計画の策定支援を受けることにより、金融機関からの支援（条件変更や新規融資等）が見込める中小企業・小規模事業者

支援内容

国の認定を受けた認定経営革新等支援機関（認定支援機関）の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定に要する費用（フォローアップ費用を含む）について、総額の2/3（事業規模等に応じて数万円～最大200万円）まで負担します。

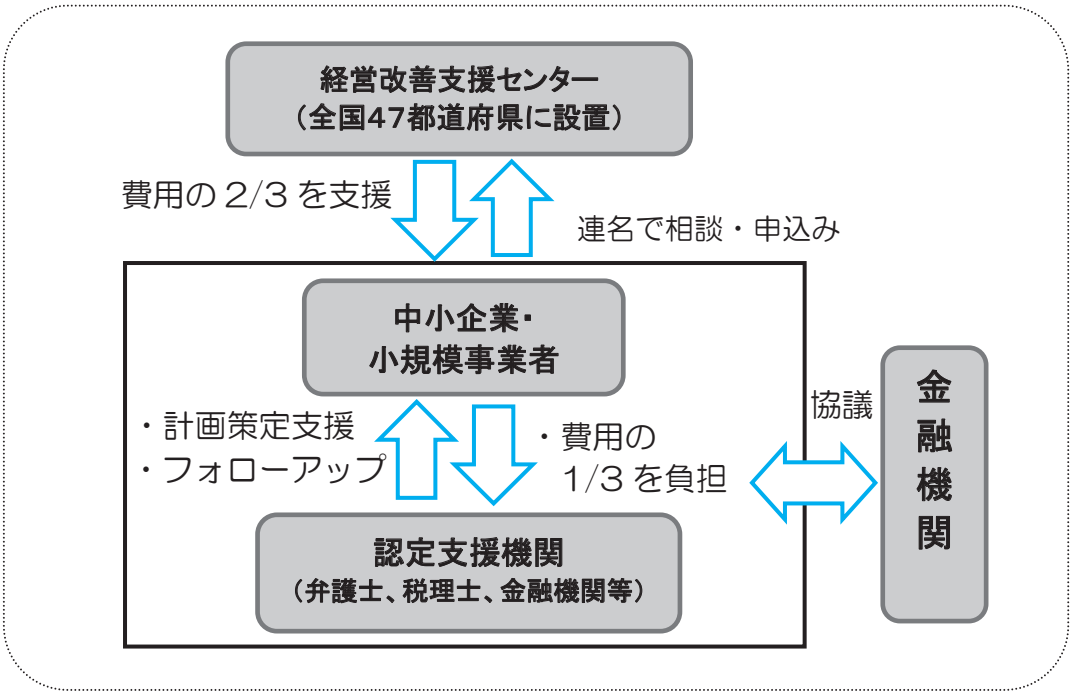

○ 認定支援機関とは、中小企業の経営相談等に関して専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた公的な支援機関です。

○ 主な認定支援機関は、国の認定を受けた税理士・税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、弁護士、金融機関等です。

ご利用方法

下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

事業の概要、申請書類等は、下記ホームページにて公開しています。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/0308KaizenKeikaku.html

お問い合わせ先

・各都道府県の経営改善支援センター　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

・中小企業庁　金融課　　電話：03-3501-2876

・各経済産業局中小企業課等　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『経営改善・事業再生に取り組む際に保証を受けたい』

事業再生計画実施関連保証制度
（経営改善サポート保証）

「中小企業再生支援協議会」や信用保証協会等が開催する「経営サポート会議」等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を、一般の保証枠とは別枠での保証を行います。

対象となる方

次に掲げるいずれかの計画（債権者全員の合意が成立したもの）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う方。

【産業競争力強化法第55条第1項に規定】
①中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
②認定支援機関（中小企業再生支援協議会、産業復興相談センター）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第1号に規定】
③特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
④整理回収機構が策定を支援した再生計画
⑤地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
⑥東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画
⑦私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画
⑧個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第2号に規定】
⑨中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画
【経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第32条第3号に規定】
⑩経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

支援内容

■保証限度額
無担保8千万円、最大で2億8千万円（一般の保証枠とは別枠）。
■保証割合
責任共有保証（80%保証）。ただし、100%保証の既保証を同額以内で借り換える場合は100%保証。
■保証料
責任共有保証の場合0.8%以下、100%保証の場合は1.0%以下。
■保証期間
一括弁済の場合1年以内、分割弁済の場合15年以内（据置期間1年以内）。

お問い合わせ先
・（一社）全国信用保証協会連合会　電話：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会　URL：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『経営者保証を提供せずに資金を借りたい、個人保証債務の整理について相談したい』

「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進

個人保証なしで借入れを実現したり、生活基盤を残しながら個人保証を整理したりするためのガイドラインができました。

ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営者保証に関するお問い合わせ・窓口相談に応じるとともに、ガイドラインの利用をご希望の方には、必要に応じて無料で中小機構から専門家を派遣しアドバイスします。

また、政府系金融機関等でも経営者保証を求めない資金繰り支援を強化しています。

対象となる方

■専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

・経営者保証を提供せずに資金調達を希望する方

・中小企業の経営者の方で、会社の事業再生や事業清算に伴って、個人保証債務の整理についてお悩みの方

■経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者]（※1）

２期連続赤字でない又は債務超過でない等の経営内容について一定の要件を満たす方

[小規模事業者]（※1）（※2）

①税務申告を2期以上実施し、日本公庫（国民生活事業）から事業資金による借入を1年以上受けており、直近１年間、返済の遅延がないこと、②2期連続赤字でない及び債務超過でない等の要件を満たす方

（※1）対象となる方に一定の要件がございますので、詳細は日本公庫にお問い合せ下さい。

（※2）他にも、マル経融資（経営改善資金）や新創業融資制度等、経営者保証によらない融資を取り扱っております。

■経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]

・中小企業者の方であって、以下の要件を全て満たす方

① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること

② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないこと

③ 法人から適時適切に財務情報等を提供すること（期中も同様）

④ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること（財務要件等あり）（※3）

（※3）財務要件等の詳細は各信用保証協会にお問い合せ下さい。

支援内容

■専門家派遣制度[中小企業基盤整備機構]

・経営者保証に関するガイドラインは、経営者の個人保証について、
①法人と個人が明確に分離されている場合などに、経営者の個人保証を求めないこと
②多額の個人保証を行っていても、早期に事業再生や廃業を決断した際に一定の生活費等（従来の自由財産99万円に加え、年齢等に応じて100万円～360万円）を残すことや、「華美でない」自宅に住み続けられることなどを検討すること
③保証債務の履行時に返済しきれない債務残額は原則として免除すること
などを定めることにより、経営者保証の弊害を解消し、経営者による思い切った事業展開や、早期事業再生等を応援します。

・第三者保証人についても、上記②,③については経営者本人と同様の取扱となります。

・ガイドラインの利用をご希望の方には、中小機構・地域本部、最寄りの商工会・商工会議所、認定支援機関等が、経営保証に関するお問い合わせ、窓口相談に応じるとともに、必要に応じて中小機構から適切なアドバイスが可能な専門家を派遣しアドバイスします。
なお、都道府県ごとに設置された中小企業再生支援協議会及び（独）中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部でも、ガイドラインに基づく保証債務の整理に関するご相談に応じます。

■経営者保証を不要とする融資制度[日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫]

[中小企業者向け]【日本公庫（中小企業事業）】
・経営責任者の方の保証を免除します。
・貸付限度額：制度ごとに定められた限度額(※4)
・貸付期間：制度ごとに定められた期間
4過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。

[小規模事業者向け]【日本公庫（国民生活事業）】
・経営責任者の方の保証を免除します。
・貸付限度額：制度ごとに定められた限度額(※55)
・加算利率(※66)：制度ごとに定められた利率に0.2%の上乗せ
・貸付期間：制度ごとに定められた期間
（※5）過去に融資を受け残高を有する方についてもご利用可能です。
（※6）事業承継・集約・活性化支援資金、新事業活動促進資金（事業承継関連）を利用し、一定の要件に該当する方は、上乗せ利率が免除されます。

■経営者保証を不要とする保証制度[信用保証協会]

・保証限度額：普通保証　2億円以内、無担保保証　8,000万円以内
・保証割合：責任共有保証（注）(※7)
（注）金融機関が20%相当額の責任を負担します。
・保証期間：一括弁済：1年以内、
分割弁済：運転資金3年、設備資金5年（据置期間はそれぞれ6ヶ月以内）

・保証料率：一般保証における保証料率0.45～1.90%（中間料率1.15%）

（※7）本保証制度による保証付き融資とは別に、無保証人のプロパー融資を、保証付き融資の6割以上の割合で実行されていることが必要です。

ご利用方法

■専門家派遣制度

お近くの中小企業基盤整備機構地域本部、商工会・商工会議所、認定支援機関等にご連絡下さい。

■経営者保証を不要とする融資制度

申込時に各機関に必要書類を提出して下さい。必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

■経営者保証を不要とする保証制度

金融機関を通じてお申し込みください。申込時に必要な書類は、金融機関又は各信用保証協会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

■経営者保証に関するご相談・専門家派遣制度

・（独）中小企業基盤整備機構　地域本部等

北海道　011-210-7471　東北　022-716-1751　関東　03-5470-1620　中部　052-220-0516
北陸　076-223-5546　近畿　06-6264-8611　中国　082-502-6555　四国　087-811-1752
九州　092-263-0300　沖縄　098-859-7566

・商工会一覧：http://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
・商工会議所一覧：http://www5.cin.or.jp/ccilist
・認定支援機関一覧：http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/kyoku/ichiran.htm
・各都道府県の中小企業再生支援協議会及び（独）中小企業基盤整備機構に設置された中小企業再生支援全国本部（巻末お問い合わせ先一覧参照）

■経営者保証を不要とする融資制度

・日本政策金融公庫：0120-154-505
・沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

■経営者保証を不要とする保証制度

・（一社）全国信用保証協会連合会：03-6823-1200
・各都道府県等の信用保証協会：http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html

『設備投資を行った場合の税制措置を知りたい』

中小企業投資促進税制

機械装置等を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

①大規模法人（資本金等の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

対象となる設備

下表の設備であって、指定事業の用に供するものが対象となります。なお、生産性向上に資する一定の設備（「先端設備」又は「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」に該当するもの）を導入した場合には、上乗せ措置の適用を受けることができます。

対象設備	上乗せ措置の適用		金額要件等
	先端設備（※1）	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備（※2）	
機械装置	適用あり	適用あり	1台 160 万円以上
測定工具・検査工具	適用なし	適用あり	1台 30 万円以上かつ 複数台計 120 万円以上
一定の電子計算機	適用あり（※3）	適用あり	複数台計 120 万円以上（※5）
一定のデジタル複合機	適用なし	適用あり	1台 120 万円以上
試験又は測定機器	適用あり	適用あり	1台 30 万円以上かつ 複数台計 120 万円以上
一定のソフトウエア	適用あり（※4）	適用あり	複数合計 70 万円以上（※6）
普通貨物自動車	適用なし		車両総重量 3.5t以上
内航船舶	適用なし		対象は取得価額の 75%

※1、2 「先端設備」、「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」とは、対象設備のうち、以下の要件をそれぞれ満たす設備。

先端設備	生産ラインやオペレーションの改善に資する設備
①最新モデルであること（ソフトウエア組込型機械装置の場合は一代前モデルも含む） ②旧モデルと比較し、生産性が年平均1%以上向上するもの（ソフトウエアを除く）	①設備投資による効果として年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることにつき、税理士又は公認会計士の事前確認を受けた上で、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けたもの

※3 サーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたもの又はサーバー用のオペレーティングシステムと同時に取得又は製作されるものであることが必要。

※4 設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものであることが必要。

※5 上乗せ措置の適用を受ける場合は、1台30万円以上かつ複数台計120万円以上であることが必要。

※6 上乗せ措置の適用を受ける場合は、1台30万円以上かつ複数合計70万円以上であることが必要。

＜指定事業＞

製造業、建設業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業を除く）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶貸渡

業、旅行業、こん包業、郵便業、損害保険代理業、情報通信業、駐車場業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、映画業、教育、学習支援業、医療、福祉業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業（注　風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当するものを除く）

措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます（ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます）。

上乗せ措置の適用がある設備については、要件を満たす場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除（資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は7%）の適用を受けることができます。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

対象者	通常措置（生産性向上に資する一定の設備以外）		上乗せ措置（生産性向上に資する一定の設備）	
	特別償却	税額控除	特別償却	税額控除
・個人事業者 ・資本金3千万円以下の法人 ・農業協同組合等	30%	7%	即時償却	10%
・資本金3千万円超の法人	30%	適用なし	即時償却	7%

手続の流れ

（通常措置、上乗せ措置共通）

（1）確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

（上乗せ措置のみ）

（1）「先端設備」については、機器メーカー等から、先端設備の要件を満たしていることの証明書を入手して下さい。（機器メーカー等は、工業会等から、当該証明書を入手して下さい。）

（2）「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」については、投資計画を策定し、その内容について、税理士又は公認会計士に事前確認を受けた上で経済産業局の確認を得て下さい。

適用期間

平成 29 年 3 月 31 日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口にお問い合わせ下さい。なお、上乗せ措置（「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」）に係る投資計画の確認については、設備導入場所の最寄りの経済産業局にお問い合わせ下さい。

北海道経済産業局地域経済課（直通：011-709-1782）　東北経済産業局中小企業課（直通：022-221-4922）
関東経済産業局中小企業課　（直通：048-600-0321）　中部経済産業局中小企業課（直通：052-951-2748）
中部経済産業局北陸支局産業課（直通：076-432-5401）近畿経済産業局中小企業課（直通：06-6966-6065）
中国経済産業局地域経済課　（直通：082-224-5684）　四国経済産業局中小企業課（直通：087-811-8529）
九州経済産業局企業支援課　（直通：092-482-5435）　内閣府沖縄総合事務局中小企業課（直通：098-866-1755）

『ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』

企業のベンチャー投資促進税制

主として事業拡張期にあるベンチャー企業に投資するファンドであって、産業競争力強化法に基づき投資計画について経済産業大臣の認定を受けたもの（以下認定ファンドという。）を通じ、ベンチャー企業に出資する企業が、出資額の8割を限度として損失準備金を積み立て、損金算入することができる制度です。

対象となるベンチャー企業・投資家

【投資対象となるベンチャー企業の要件の概要】

Ⅰ　株式会社であること
Ⅱ　非上場・非登録会社であること
Ⅲ　風俗営業を行っていないこと
Ⅳ　暴力団ではないこと
Ⅴ　大規模法人（資本金1億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人（以下「大規模法人グループ」という）の所有に属さないこと

【税制優遇措置の対象となる投資家の要件の概要】

認定ファンドへ出資を行った国内法人（青色申告書を提出する法人に限る。以下同じ。）

ただし、適格機関投資家（組合契約を締結した事業年度開始時におけるその他有価証券である株式等の帳簿価格が20億円以上の者に限る）の場合は、認定ファンドに対する出資約束金額が2億円以上の者に限る。

措置の内容

■ 国内法人が、認定ファンドを通じてベンチャー投資を行い、事業年度の終了時に認定ファンドの組合財産として有する株式の帳簿価額の80％以下の金額を損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を当該事業年度において損金算入することができる。

■ 損失準備金として積み立てた事業年度の翌事業年度に当該準備金の全額を取り崩し、益金算入する。翌事業年度末に認定ファンドの組合財産として有する株式については、上記と同様に損金算入することができる。

■ 事業年度終了時までに以下の事項が発生した場合は、当該株式に係る準備金は積み立てられない。

① ベンチャー企業の株式を売却し、資金を回収した場合
② 投資先のベンチャー企業が清算した場合
③ ベンチャー企業が配当を行った場合

■ 準備金を積み立てることができる期間は、認定ファンドの投資計画の実施期間の終了（最長10年間）まで。

ただし、認定ファンドが投資計画の実施期間を延長（当初期間を含め最長13年間まで延長可）した場合、その延長後の実施期間の終了まで。

税制優遇措置に係る手続きの流れ

ステップ1　ベンチャーファンドが認定を受けた後に認定ファンドへ出資する。
ステップ2　認定ファンドがベンチャー企業に出資した額を、認定ファンドの各事業年度の決算時に、認定ファンドに出資を行った国内法人へ報告。
ステップ3　当該国内法人は、自社の決算において投資額の8割を上限に損失準備金として積み立て、損金計上する。

お問い合わせ先
経済産業省経済産業政策局新規産業室　TEL：03-3501-1569
各経済産業局　下記URLをご参照ください。
http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/venture_kigyou_tax.html

『ベンチャー企業への投資に対する税制上の優遇措置を知りたい』

エンジェル税制

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の優遇を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

対象となるベンチャー企業・個人投資家

【対象となるベンチャー企業の要件】

Ⅰ　創業（設立）10 年未満※1の中小企業者であること

Ⅱ　新規性要件※2を満たすこと

Ⅲ　外部（特定の株主グループ以外）からの投資を 1/6 以上取り入れている会社であること

Ⅳ　大規模法人（資本金 1 億円超等）及び当該大規模法人と特殊の関係（子会社等）にある法人の所有に属さないこと

Ⅴ　未登録・未上場の株式会社で、風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

Ⅵ　金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること

Ⅶ　投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合等が大きいものから第 3 位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合がはじめて 50%超になる時における株主グループに属していないこと

※1　下記「措置の内容」の内、①の対象となるのは創業（設立）3 年未満のベンチャー企業となります。

※2　新規性要件については、ベンチャー企業の設立経過年数で異なりますので、詳細は次の URL をご覧下さい。→ http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/subject/index.html

措置の内容

【対象となるベンチャー企業へ投資した年に受けることができる所得税減税】

個人投資家は①、②のいずれかを選択可能です。

①（ベンチャー企業への投資額−2千円）をその年の総所得金額から控除することができます。
（控除可能となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方）

②ベンチャー企業への投資額全額をその年の他の株式譲渡益から控除することができます。
（控除可能となる投資額の上限なし）

【対象となるベンチャー企業株式を譲渡した年に受けることができる所得税減税】

③未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算（相殺）できるだけでなく、その年に通算（相殺）しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算（相殺）することができます。

※投資時点の所得税減税を受けた場合には、その控除対象金額を取得価額から差し引いて売却損失を計算します。

手続きの流れ

ステップ1　ベンチャー企業が本社の所在する都道府県に確認申請を行います。

ステップ2　都道府県より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告で必要な書類を交付します。

ステップ3　個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

お問い合わせ先

経済産業省経済産業政策局新規産業室　TEL：03−3501−1569

各経済産業局　下記URLをご参照ください。

http://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/angel/contact/index.html

『公害防止設備に関する税制上の優遇措置を知りたい』

公害防止税制

公害防止用設備について固定資産税の課税標準の特例が認められます。

対象となる設備

平成28年4月1日より平成30年3月31日の間に取得した①～⑦の設備
①汚水又は廃液処理施設、②指定物質排出抑制施設、③ごみ処理施設
④一般廃棄物の最終処分場、⑤除害施設、⑥廃PCB廃棄物等処理施設、⑦廃石綿・石綿含有産業廃棄物溶融施設

措置の内容

設備毎に以下の課税標準の特例率が認められます。
①:1/6以上1/2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（1/3を参酌）
②:1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（1/2を参酌）
③:1/2
④:2/3
⑤:2/3以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（3/4を参酌）
⑥、⑦:1/3

手続きの流れ

固定資産税の課税標準の特例の適用にあたっては、固定資産税の課税標準の特例に係る届けを各都税事務所及び市町村税務部署に提出することが必要です。

その他

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第5「公害防止用減価償却資産の耐用年数表」において、構築物は18年、機械及び装置は5年と規定されています。

お問い合わせ先
各都道府県主税局、税事務所、各市町村税務部署
経済産業省環境指導室　TEL:03-3501-4665（直通）
各経済産業局環境・リサイクル課（巻末お問い合わせ先一覧参照）
※四国経済産業局は資源エネルギー環境課、沖縄総合事務局は環境資源課

『地域にオフィスを新増設したい』

地方拠点強化税制

地方において企業の拠点強化を行った場合に税制上の特例措置を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する法人で地域再生法の改正法の施行の日（平成27年8月10日）から平成30年3月31日までの間に地域再生法の企業の地方拠点強化に関する計画について認定を受けた方

措置の内容

【拡充型】：地方にある企業の本社機能（※）の強化をする場合

※本社機能とは、経営意思決定、経営資源管理（総務、経理、人事等）、各種業務統括（研究開発、国際事業等）などの事業所をいいます。このため、工場や地域を管轄する営業所等は含みません。

＜オフィス減税＞

オフィスに係る建物等で、一定規模以上のもの（※1）の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の15%の特別償却とその取得価額の4%の税額控除（※2）との選択適用ができます。

※1：建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小企業者にあっては、1,000万円以上）のものをいいます。

※2：企業の地方拠点強化に関する計画認定が平成29年度の場合は2%の税額控除。

＜雇用促進税制＞

地方事務所の当期雇用増一人当たり

（1） 現行の適用要件（※3）を満たす場合 50万円を税額控除（※4）

（2） 現行の適用要件（※3）のうち雇用者増加割合が10%以上であることとの要件以外の要件を満たす場合 20万円を税額控除（※4）

※3：現行の雇用促進税制の適用要件は167ページを参照してください。

※4：法人全体の雇用増を上限とします。

【移転型】：東京23区から大都市等以外の地域へ企業の本社機能を移転する場合

＜オフィス減税＞

オフィスに係る建物等で、一定規模以上のもの（上記※1参照）の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の25%の特別償却とその取得価額の7%の税額控除（※5）との選択適用ができます。

※5：企業の地方拠点強化に関する計画認定が平成29年度の場合は4%の税額控除。

＜雇用促進税制＞

（1） 地方事務所の当期雇用増一人当たり（※6）
50万円又は20万円を税額控除（初年度）

（2） 東京23区からの移転者を含む当該地方事務所の増加者一人当たり
30万円を（1）に上乗せして税額控除（最大3年間）

※6：法人全体の雇用増を上限とします。

ご利用方法

詳細は、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先
・一般的なご質問について
経済産業省地域経済産業グループ 立地環境整備課（TEL：03-3501-0645）

『法人税の負担を軽減したい』

中小企業者等の法人税率の特例

中小企業等の法人税率は軽減されています。

対象となる方

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※）

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人は本税制の措置を受けることができません。
- 大法人（資本金等の額が5億円以上の法人、相互会社、受託法人）との間に、完全支配関係（100%の出資関係）がある法人
- 完全支配関係（100%の出資関係）にある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- 投資法人、特定目的会社、受託法人

措置の内容

資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等の法人税率は、平成29年3月31日までの措置として、15%に引下げられています。

対象	法人税法における税率（本則）		平成29年3月31日までの時限的な軽減税率
大法人 資本金1億円超	所得区分なし	23.4%	－
中小法人 資本金1億円以下	年所得800万円超の部分	23.4%	－
	年所得800万円以下の部分	19%	**15%**
商工会、商工会議所、中小企業等協同組合、商店街振興組合など	所得区分なし	19%	**15%** （年所得800万円以下の部分）

手続の流れ

確定申告書等に必要事項を記載し、最寄りの税務署に申告して下さい。

お問い合わせ先
国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口

『商業・サービス業者等が設備投資を行う場合の税制措置を知りたい』

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業者等が、経営の改善に資する設備を導入した場合、特別償却又は税額控除の適用を受けることができます。

対象となる方

青色申告書を提出する、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等（※）又は常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

（※）資本金又は出資金の額が1億円以下の法人等であっても、次の法人等は本税制の適用を受けることができません。

①大規模法人（資本金等の額が1億円超の法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③認定経営革新等支援機関等に該当する者

対象となる設備

認定経営革新等支援機関等から、経営の改善に資するものであるとの指導を受けて取得した器具備品（1台30万円以上）、建物附属設備（1台60万円以上）であって、指定事業の用に供するものが対象になります。

＜指定事業＞

卸売業、小売業、情報通信業、一般旅客自動車運送業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、こん包業、不動産取引業、不動産賃貸業・管理業、物品賃貸業、専門サービス業、技術サービス業、宿泊業、飲食店業、洗濯・理容・美容・浴場業、その他の生活関連サービス業、教育・学習支援業、映画業、協同組合、サービス業（廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業）、農業、林業、漁業、水産養殖業等

注）風俗営業法上の風俗営業に該当する事業のうち、旅館業、ホテル業は対象になりますが、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については、生活衛生同業組合の組合員が事業を行う場合に限り対象となります。なお、風俗営業法上の性風俗関連特殊営業に該当する事業については、対象となりません。

措置の内容

取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除の適用を受けることができます（ただし、資本金又は出資金の額が3千万円を超える法人は、特別償却の適用のみ受けることができます）。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引により導入した設備は、税額控除の適用のみ受けることができます。

手続の流れ

（1）税制の適用を受けるためには、認定経営革新等支援機関等（認定経営革新等支援機関、商工会議所、商工会、都道府県中小企業団体中央会、商店街振興組合連合会等）から、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の交付を受けて下さい。

（2）確定申告書等に必要事項を記載し、経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類の写しを添付した上で最寄りの税務署に申告して下さい。

適用期間

平成29年3月31日まで

お問い合わせ先

国税庁、国税局（事務所）または税務署の税務相談窓口、認定経営革新等支援機関等

『会計の質を向上させたい』

中小企業の会計

中小企業が、担保や保証に過度に依存しない資金調達を行い、また、取引先の信用を高めるために、「中小企業の会計に関する基本要領（以下、「中小会計要領」という。）」や「中小企業の会計に関する指針（以下、「中小会計指針」という。）」に拠った財務諸表の作成を促進し、財務諸表の質の向上をお手伝いします。

対象となる方

【「中小会計要領」、「中小会計指針」の対象となる会社】

株式会社（下記を除く）

・金融商品取引法の適用を受ける会社並びにその子会社及び関連会社

・会計監査人を設置する会社及び子会社

（※）「中小会計指針」は、とりわけ会計参与設置会社が計算書類を作成する際に拠ることが適当とされた、一定の水準を保った会計処理を示したものです。一方、「中小会計要領」はそれに比べて簡便な会計処理をすることが適当と考えられる中小企業が利用することを想定して策定されています。

【上記の他、「中小会計要領」、「中小会計指針」が利用できる会社】

・特例有限会社　・合名会社

・合資会社　・合同会社

支援内容

■中小企業の会計に関するパンフレットの作成・配布

「中小会計要領」や「中小会計指針」の内容を分かりやすく解説したパンフレットの配布を行っています。中小企業庁のホームページから無料でダウンロードや郵送のご請求ができます。
（http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/index.htm）

■中小企業経営者や経理担当者等に対するセミナーの実施

中小企業基盤整備機構等において、中小企業経営者や経理担当者等に対し、財務・管理会計の理解が深まる「会計啓発・普及セミナー」などを実施しています。

■信用保証協会の割引制度及び金融機関の融資商品

信用保証協会では、「中小会計要領」を適用して財務諸表を作成したことを税理士（もしくは税理士法人）又は公認会計士（もしくは監査法人）が確認した中小企業に対して、保証料率を0.1%割引する制度を取り扱っています。

また、日本政策金融公庫では、中小企業事業において、「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用した計算書類の作成及び期中における資金計画管理等の会計活用を目指す中小企業に対し、優遇金利（基準利率－0.4%）で貸付を行う融資制度を、国民生活事業でも「中小会計要領」や「中小会計指針」を適用する中小企業に対して、貸付利率を0.1%引き下げする制度を取り扱っています。

お問い合わせ先
中小企業庁　財務課　TEL：03-3501-5803

『事業承継について支援を受けたい』

事業承継円滑化支援事業

事業承継対策をしていないと、様々な理由で事業が不安定になり、事業の継続が困難となってしまいます。なんとなく必要なのは分かっていても先延ばしにしがちな事業承継対策。問題になる前にできるだけ早く対策を講じることをお手伝いします。

対象となる方

事業承継でお悩みの中小企業者・後継者

支援内容

■経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援（287頁参照）

後継者に経営を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

■事業承継円滑化のための税制措置（51頁参照）

中小企業の後継者が事業承継した場合、相続税・贈与税、または所得税の特例措置を受けることができます。

■事業承継支援資金（287頁参照）

中小企業の皆様等が事業承継に必要な資金の低利融資を受けることができます。

■中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（63頁参照）

中小企業・小規模事業者の高度・専門的な経営課題（事業承継に関する相談も含む。）に対し、その課題に応じた専門家の派遣等を支援します。

■中小企業成長支援ファンド（104頁参照）

後継者不在等の問題を抱える中小企業は、ファンドによる資金供給や販路拡大等の経営支援を受けることができます。

■事業承継フォーラムなどの開催

事業承継に関する対策の早期取組を促すための中小企業経営者等向けの事業承継フォーラムや税理士等の中小・零細企業の事業承継を支える中小企業支援者向けの研修を実施いたします。（開催時期や場所は、中小企業基盤整備機構　事業承継・引継ぎ支援センター　TEL：03-5470-1576　にお問い合わせください。）

■事業承継に関するパンフレットの作成・配布

中小企業の円滑な事業承継のためのパンフレットを用意しております。
中小企業庁のホームページから無料でダウンロードができます。
（http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/pamphlet/2012/index.htm）

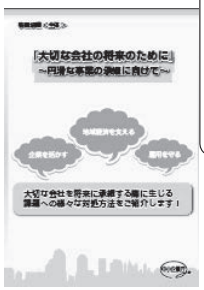

ご利用方法

各頁に記載されております連絡先にお問い合わせください。

『後継者に事業を円滑に引き継ぎたい』

経営承継法による事業承継円滑化に向けた総合的支援

後継者に事業を承継する場合などに、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（経営承継法）」に基づき、事業承継円滑化に向けた支援を受けることができます。

対象となる方

【遺留分特例】相続による自社株式等の散逸を防止したい非上場中小企業の後継者
【金融支援】事業承継に伴い多額の資金ニーズが発生している非上場中小企業とその後継者
【事業承継税制】相続税・贈与税等の納税猶予（51頁参照）の適用を受けようとする非上場中小企業の後継者

支援内容

■遺留分※特例

一定の要件を満たす後継者（親族外も対象）が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続（経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可）を経ることにより、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

※「遺留分」とは、配偶者や子など（遺留分権利者）に民法上保障される最低限の資産承継の権利です。後継者への生前贈与により、相続時に他の遺留分権利者が実際に得られた相続財産が「遺留分」に足りない場合に、後継者が、他の遺留分権利者から「遺留分」を取り戻すための請求（遺留分減殺請求）を受けるおそれがあります。

①生前贈与株式を遺留分の対象から除外
贈与株式を遺留分減殺請求の対象外とすることで、相続に伴う株式分散を未然に防止できます。

②生前贈与株式の評価額を予め固定
後継者の貢献による株式価値上昇分を遺留分減殺請求の対象外とすることで、企業価値の向上を心配することなく経営に集中できます。

■金融支援

事業承継に伴う多額の資金ニーズ（自社株式や事業用資産の買取資金、相続税納税資金等）や信用力低下による取引・資金調達等への支障が生じている場合に、経済産業大臣の認定を受けることを前提として、①信用保険の別枠化による信用保証枠の実質的な拡大、②株式会社日本政策金融公庫等による代表者個人に対する貸付け※を利用することができます。

■事業承継税制（51頁参照）

事業承継税制については、経営承継法における経済産業大臣の認定を受けた非上場中小企業の後継者が対象です。

雇用確保を始めとする事業継続要件などを満たす場合に、自社株式等に係る相続税や贈与税の納税が猶予されます。

お問い合わせ先
中小企業庁　財務課　TEL：03-3501-5803
各地方経済産業局産業部中小企業課　（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『地域コミュニティの担い手である商店街に対する支援を受けたい』

地域商店街活性化法に基づく支援

商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便を高める取組等に対し、国が「商店街活性化事業計画」等の認定を行い、当該計画に基づいて予算措置や税制措置、金融措置などにより総合的な支援を展開します。

対象となる方

（1）商店街振興組合、事業協同組合など
（2）特定非営利活動（NPO）法人、一般社団法人、一般財団法人

支援内容

（1）補助金：地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）（19 頁参照）
商店街等において、歩行者通行量の増加、売上増加等に効果のある事業であって、地域住民等のニーズや当該商店街等を取り巻く外部環境の変化に適合した「地域資源活用」、「外国人対応」、「少子・高齢化対応」、「新陳代謝」、「構造改善」、「地域交流」の分野に係る新たな取組により、商店街等の中長期的な発展及び自立化の促進に資する事業に係る経費を補助します。地域商店街活性化法に基づく「商店街活性化事業計画」の認定を受けることにより、採択審査時に有利な取扱いを受けることができます。

（2）信用保険の保証限度額の別枠化（263 頁参照）
普通保険、無担保保険、特別小口保険に同額の別枠を設けることができます。

（3）課税の特例
認定を受けた事業に利用されることを目的に土地を譲渡した場合、その譲渡所得から 1,500 万円の特別控除が受けられます。

（4）都道府県又は市町村による無利子融資（（独）中小企業基盤整備機構の高度化融資）（270 頁参照）
都道府県又は市町村（特別区を含む。）が認定事業者等に対して必要な資金を無利子貸付けする場合に、（独）中小企業基盤整備機構が貸付金の一部を分担できるようにします。

（5）低利融資制度（（株）日本政策金融公庫の融資）（289 頁参照）
地域商店街活性化法に基づく商店街活性化事業計画の認定を受けた地域内の中小小売商業者等の事業資金について低利融資を実施します。

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、地域商店街活性化法に基づいて、「商店街活性化事業計画」を作成する必要がありますので、各経済産業局の担当部局、全国商店街支援センターにお問い合せ下さい。
（2）「商店街活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
各経済産業局　商業振興室　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）
全国商店街支援センター　TEL：03-6228-3061

『中小商業機能強化のための融資制度を知りたい』

低利融資制度（企業活力強化資金）

経営の近代化及び流通機構の合理化等を行う中小商業・サービス業を営む方は、必要な設備資金や運転資金の融資を受けることができます。

対象となる方

中小企業者であって、次のいずれかに該当する方
（1）卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方（左記を構成員とする事業協同組合等を含みます）
（2）中心市街地関連地域※1で卸・小売・飲食店、サービス業及び不動産賃貸業（中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に規定する者に限ります）を営む方

支援内容

■貸付機関
株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業、国民生活事業）、沖縄振興開発金融公庫

■貸付限度額
【中小企業事業】 7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円）
【国民生活事業】 7,200万円（うち運転資金4,800万円）

■資金使途
以下の事項に必要な資金
・合理化、共同化等を図るための設備の取得（改造、更新を含む）
・セルフサービス店の取得
・集配センターの取得（中小企業事業のみ）
・販売促進、人材確保
・新分野への進出
・訪日外国人旅行者対応

■貸付利率
○ 対象となる方（1）
【中小企業事業】 *基準利率、特別利率①、特別利率②*

Ⅰ．特利対象設備※2導入関連
経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

Ⅱ．空き店舗出店関連
上記Ⅰ．の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街※3の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

Ⅲ．認定商店街活性化関連
地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

Ⅳ．インバウンド対応関連 *≪平成28年度より新たに措置≫*
消費税免税店※4や承認免税手続事業者※5が、免税手続カウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

【国民生活事業】 *基準利率、特別利率①、特別利率②、特別利率③*

Ⅰ．特利対象設備※2導入関連

経営の合理化、共同化やセルフサービス店の取得等を行うに当たって必要となる、特利対象設備を導入する場合、必要な資金については特別利率①が適用されます。

Ⅱ．空き店舗出店関連

上記Ⅰ．の条件と合わせて、特定の要件を満たす商店街※3の空き店舗に出店する場合、必要な資金については特別利率③が適用されます。

Ⅲ．認定商店街活性化関連

地域商店街活性化法に規定する認定商店街活性化事業計画を作成した商店街振興組合等の地区において事業を行う場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

Ⅳ．インバウンド対応関連　*≪平成28年度より新たに措置≫*

消費税免税店※4や承認免税手続事業者※5が、免税手続カウンターの設置や免税対応機器の導入等、インバウンド対応に取り組む場合、必要な資金については特別利率②が適用されます。

○ 対象となる方（2）

【中小企業事業】 *特別利率①・②*

【国民生活事業】 *特別利率②・③*

※1～5の詳しい内容については各機関にお問い合わせ下さい。

◆ 貸付利率・メニュー一覧 ◆

貸付対象（1）	Ⅰ．特利対象設備導入関連	中小事業：特別利率① 国民事業：特別利率①	【設備資金】
	Ⅱ．空き店舗出店関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率③	【設備資金】
	Ⅲ．認定商店街活性化関連	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
	Ⅳ．インバウンド対応関連 ※平成28年度より新たに措置	中小事業：特別利率② 国民事業：特別利率②	【設備資金】 【運転資金】
貸付対象（2）	中小事業：特別利率①・② 国民事業：特別利率②・③		【設備資金】 【運転資金】

ご利用方法

申込み時に各機関に必要書類を提出して下さい。
必要書類等については各機関にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
株式会社日本政策金融公庫（日本公庫）
国民生活事業（個人企業・小規模企業向け事業資金）
中小企業事業（中小企業向け長期事業資金）
事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫　TEL：098-941-1795

『地域経済の中核を担う企業として新事業や前向きな経営改善を行うにあたり長期安定資金の調達を行いたい』

地域中核企業支援貸付

地域経済の中核を担う企業の皆様を対象に、商工組合中央金庫が新事業展開や経営改善等の取り組みに必要な長期間返済のない資金を融資します。

〇スキーム概要

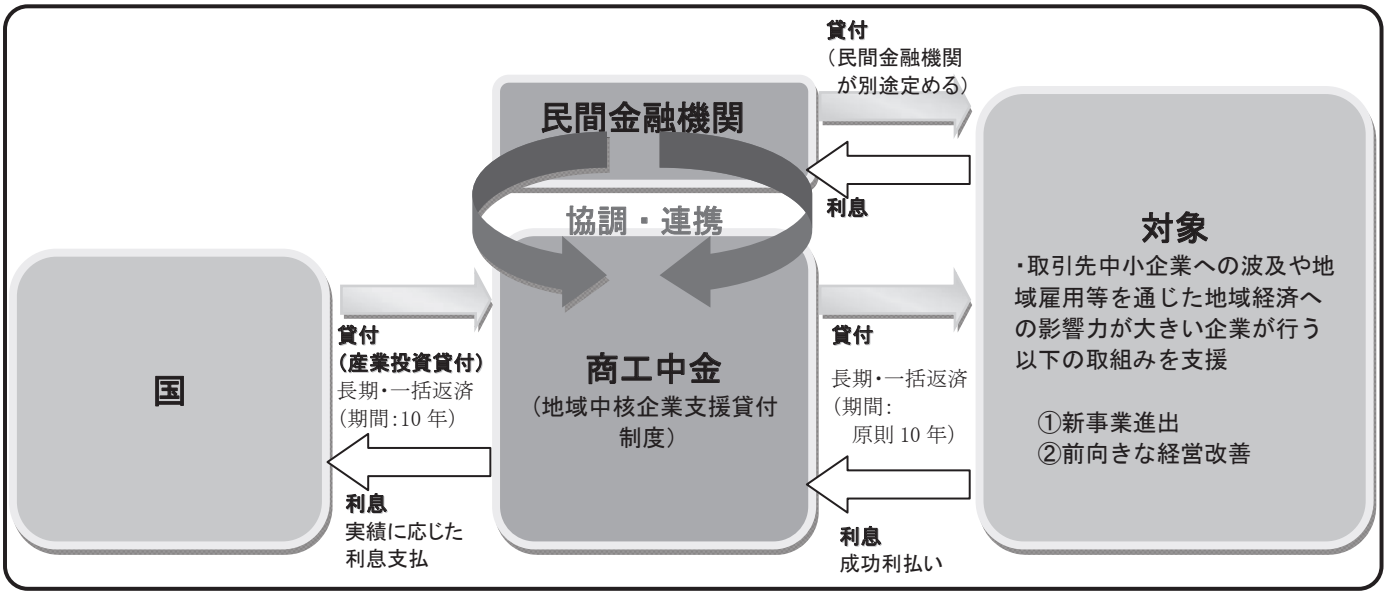

対象となる方

新事業展開や経営改善等の計画を策定し、収益力向上により地域経済への波及が期待される取組を手掛ける地域経済の中核を担う企業。

支援内容

■貸付機関
商工組合中央金庫

■貸付限度額
1貸付先あたり5億円

■貸付利率
利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。
債務者の直近決算の経常損益が赤字の場合は0．6%、黒字の場合は商工中金所定の利率となります。
なお、黒字の場合であっても、作成いただく新事業計画又は経営改善計画の達成率が一定未満の場合は0．6%とします。

■貸付期間(返済方法)
10年(期限一括償還)

■保証条件
一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項(コベナンツ)に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先
商工組合中央金庫　　電話:0120-079-366

『事業協同組合や企業連携体として地域資源の活用を行うにあたり長期安定資金の調達を行いたい』

地域連携支援貸付

事業協同組合や企業連携体を対象に、商工組合中央金庫が新事業展開や連携・再編等に取り組む際に必要な長期間返済のない資金を融資します。

○スキーム概要

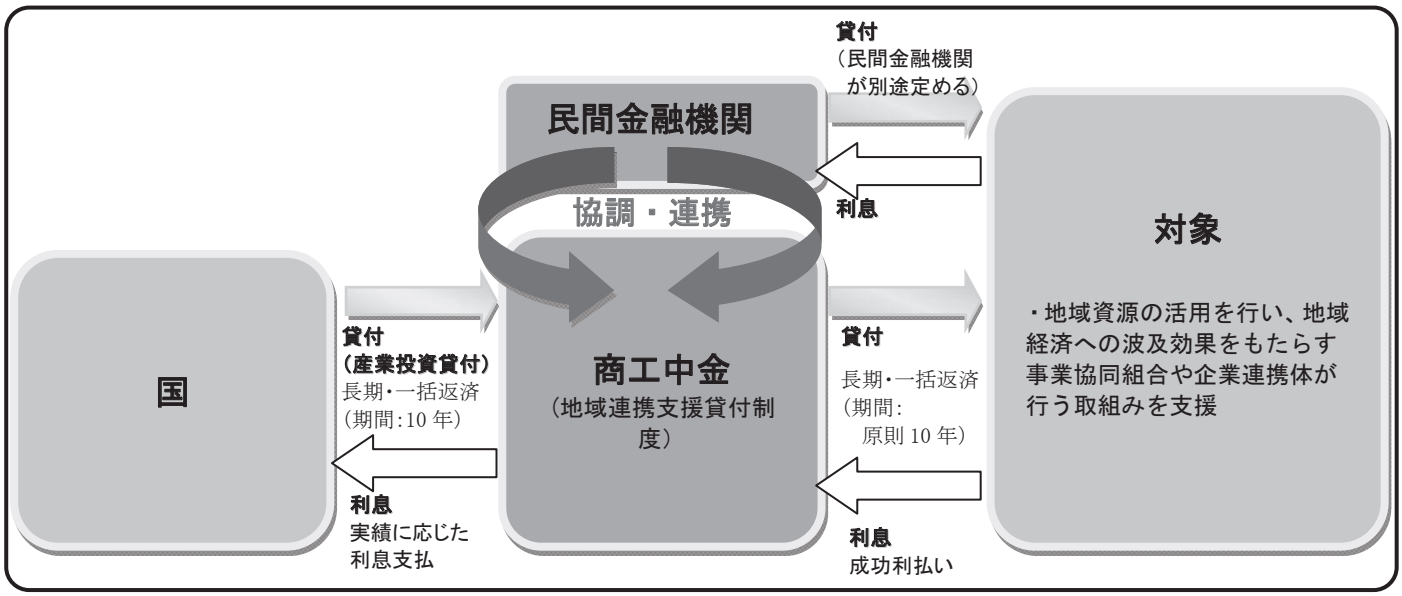

対象となる方

地域資源の活用を行い、地域経済への波及が期待される新事業展開や、連携・再編等の取組を手掛ける事業協同組合や企業連携体

支援内容

■貸付機関
商工組合中央金庫

■貸付限度額
1事業計画あたり5億円

■貸付利率
利率は、事業の成否に応じた成功払い金利となります。
債務者の直近決算の経常損益が赤字の場合は0．6%、黒字の場合は商工中金所定の利率となります。
なお、黒字の場合であっても、作成いただく新事業計画又は経営改善計画の達成率が一定未満の場合は0．6%とします。

■貸付期間（返済方法）
10年（期限一括償還）

■保証条件
一定の要件を満たす方は、事前に定めた誓約事項（コベナンツ）に違反した場合以外には、保証が発生しない「停止条件付連帯保証」を利用いただけます。

お問い合わせ先
商工組合中央金庫　　電話：0120-079-366

『卸商業団地の機能を向上させる事業への支援を受けたい』

卸商業団地機能向上支援事業

卸商業団地における施設の建て替えや新規立地への移転等の団地再整備、各種共同事業の再構築等による機能強化など、団地機能を向上させるために行う事業の実施に関する調査研究や事業化調査、基本計画・詳細計画の策定等に対して支援します。

対象となる方

卸商業団地を形成する事業協同組合

支援内容

助成対象となる事業は、団地再整備事業と共同事業機能強化事業の2種類とし、各事業を実施するに当たって必要な調査研究、事業化調査、基本計画・詳細計画策定、システム開発などの費用の一部を助成します。ただし、研修の実施など共同事業に係る経費の支出は助成対象外となります。

（1）団地再整備事業
- ・建て替え（ビル方式、連棟式、街区式などの方式変更を含む。）
- ・新規立地への移転
- ・街並・景観の整備
- ・物流センターの建設
- ・防災・防犯への対応
- ・その他団地再整備への対応

（2）共同事業機能強化事業
- ・省エネ・新エネなど環境問題への対応
- ・情報システムの構築
- ・リテール・サポートの強化
- ・空き物件の有効活用
- ・新事業の展開（保育所の設置など）
- ・教育・人材確保・雇用対策
- ・その他共同事業機能強化への対応

ご利用方法

全国中小企業団体中央会へお問い合わせください。

お問い合わせ先
全国中小企業団体中央会振興部
TEL：03-3523-4905　URL：http://www.chuokai.or.jp/

『物流を効率化したい』

流通業務総合効率化法に基づく支援

事業協同組合や任意グループ等が流通業務の効率化を図る際に、補助金、融資、信用保険法の特例、投資育成株式会社法の特例など様々な支援を受けることができます。

対象となる方

事業協同組合、中小企業主体の任意グループ等

支援内容

1. 融資制度

（1）高度化融資制度（中小企業基盤整備機構、各都道府県）

組合・任意グループ等が、認定計画に基づき実施する事業に対して、融資割合80%までの無利子融資を受けることができます。（270頁参照）

2. その他の資金調達

（1）中小企業信用保険法の特例

組合・任意グループ等及びその構成員企業が認定計画に基づき事業を行うために必要な資金の借り入れに係る信用保証協会による信用保証について、保証限度額の別枠化、保険料率の引き下げ等の優遇措置を受けることができます。（263頁参照）

（2）中小企業投資育成株式会社法の特例

認定計画に基づく事業実施のために増資等を行う組合・任意グループ等の構成員企業については、資本金3億円を超える株式会社であっても投資育成株式会社の投資対象に追加されます。（85頁参照）

ご利用方法

1. 組合・任意グループ等が基本方針（経済産業大臣、国土交通大臣及び農林水産大臣が策定した流通業務総合効率化計画についてのガイドライン）に即して、「総合効率化計画」を作成します。
2. 組合・任意グループ等が作成した「総合効率化計画」を都道府県知事、地方経済産業局長、地方運輸局長、地方農政局長が認定します。
3. 認定された総合効率化計画（「認定計画」）に基づき組合・任意グループ等が実施する事業に対して、支援を受けることができます。

お問い合わせ先

各都道府県中小企業担当課	（巻末お問い合わせ先一覧参照）
各経済産業局流通・サービス産業課等	（巻末お問い合わせ先一覧参照）
独立行政法人中小企業基盤整備機構	TEL：03-3433-8811（代表）
中小企業庁商業課	TEL：03-3501-1929

『中心市街地における新たな重点支援制度を利用したい』

特定民間中心市街地経済活力向上事業

中心市街地への来訪者等の増加による経済活力の向上を目指して行う事業計画を認定し、予算措置や税制措置、金融措置などにより重点的に支援します。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社（※1）、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人　等

（※1）自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

（※2）支援内容によって対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

支援内容

中心市街地活性化基本計画に基づき、中心市街地への来訪者又は就業者若しくは小売業の売上高を相当程度増加させるなどの効果が高い民間プロジェクト（特定民間中心市街地経済活力向上事業）に絞って、経済産業大臣がその計画を認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対し、以下の支援策を講じます。

（1）予算措置

①商店街・まちなかインバウンド促進支援事業（17 頁参照）

②地域・まちなか商業活性化支援事業（19 頁参照）

（2）税制優遇措置

建物等の取得に対する割増償却制度（5年間、30%）、登録免許税の1／2軽減といった税制優遇措置を適用。

（3）金融措置

①市町村が認定された事業者に貸付けを行う際に、貸付け額の80%を上限に中小企業基盤整備機構が当該市町村に貸付けを実施

②施設整備者及び当該施設に入る店子に対する一層の低利融資を実施します。

③中小企業信用保険法に基づく債務限度額の拡大

（4）大店立地法の特例

地元の住民や市町村が立地を望む大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法の立地手続きを簡素化します。（大店立地法の届出の免除等）

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合せ下さい。

（2）「特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
経済産業省　中心市街地活性化室　　電話：03－3501－3754
各経済産業局　商業振興室　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『中心市街地の活性化を図る措置を受けたい』

民間中心市街地商業活性化事業

中心市街地の商業の活性化に資する事業の認定制度並びにこれに係る支援措置により、中心市街地の活性化を図ります。

対象となる方

民間事業者、まちづくり会社（※1）、商店街振興組合、商工会議所、NPO法人　等

（※1）自治体、商工会議所や地域金融機関等の出資を受け、地域コミュニティの活性化を図るための事業を始め、まちづくりに必要で一定の公共性をもった事業を展開する会社

支援内容

小売業の顧客の増加や小売事業者の経営の効率化を支援するソフト事業計画（民間中心市街地商業活性化事業計画）を、経済産業大臣が認定する制度です。

認定を受けた事業計画に対して以下の支援策を講じます。

（1）中小企業基盤整備機構が、中小企業支援策に係る知見を活用して、ソフト事業に係る情報提供等の協力を実施します。

（2）中小企業投資育成株式会社による支援について、資本金が3億円を超える中小企業者に対しても行えるよう、支援対象を拡大します。

- 株式会社の設立に際して発行される株式の引受け及び保有
- 増資株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

ご利用方法

（1）支援内容のご利用にあたり、中心市街地活性化法に基づいて、「民間中心市街地商業活性化事業計画」を作成する必要があります。詳細につきましては、経済産業省中心市街地活性化室及び各経済産業局の担当部局にお問い合せ下さい。

（2）「民間中心市街地商業活性化事業計画」の認定の後、個別の支援内容ごとに関係機関の審査や確認が必要となります。

お問い合わせ先
経済産業省　中心市街地活性化室　　電話：03－3501－3754
各経済産業局　商業振興室　等（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのセミナーの開催や複数の専門家による支援を受けたい』

中心市街地商業活性化診断・サポート事業

中心市街地における商業活性化のための各種計画、事業実施手法、組織体制等について、専門家による助言、勉強会等のサポートを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者
認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

協議会等が行う商業活性化の取組に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）における専門的ノウハウを活用し、以下の支援を行います。

○個別事業等実施のためのセミナー、研修会、勉強会への支援（セミナー型）
中心市街地の商業活性化に資する個別事業実施又は協議会等の活動に関する取り組みのためのセミナー等の企画・立案支援、講師の派遣を行います。

○個別事業等実施のための助言・診断等を通じた支援（プロジェクト型）
中心市街地の商業活性化に資する個別事業及び協議会等活動に対し、実効性を高めるために、複数の専門家で構成するプロジェクトチームにより、調査・分析等に基づいた助言・診断等を行います。

ご利用方法

（1）中小機構の全国10地域本部・事務所に申込書を提出してください。
（2）事前に現地調査・ヒアリング等実施の上、事業実施の可否を決定しますので、各地域本部・沖縄事務所へご相談ください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトを参照してください。

お問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
TEL：03-5470-1632
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html

・北海道本部	TEL：011-210-7473	・近畿本部	TEL：06-6264-8618
・東北本部	TEL：022-399-9058	・中国本部	TEL：082-502-6688
・関東本部	TEL：03-5470-1639	・四国本部	TEL：087-811-3321
・北陸本部	TEL：076-223-5761	・九州本部	TEL：092-263-0320
・中部本部	TEL：052-205-6853	・沖縄事務所	TEL：098-859-7566

『中心市街地の商業活性化に取り組むためのアドバイスを受けたい』

中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業

中心市街地の商業活性化の取組を行う際、専門家によるアドバイスを受けることができます。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

認定民間中心市街地商業活性化事業者である中小企業者

支援内容

中心市街地の活性化に関して課題を持つ協議会等に対して、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が、実務知識・ノウハウを持つアドバイザーを派遣し、協議会の設立、運営に係るアドバイスや個別事業（基本計画掲載事業もしくは掲載が見込まれる事業）の実施に係るアドバイスを行います。

・利用者の自己負担

派遣期間が一定期間内であれば、利用者の自己負担はありませんが、一定期間を超えた場合、派遣費用の一部が自己負担となります。

ご利用方法

中小機構まちづくり推進室に申込書を提出してください。

申込書・利用者の手引きについては、下記ウェブサイトを参照してください。

お問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
TEL：03-5470-1632
URL：http://www.smrj.go.jp/keiei/machizukuri/index.html

『中心市街地の中小商業機能強化のための税制支援や低利融資を受けたい』

中心市街地に対する税制支援措置・低利融資制度

中心市街地を活性化させるため、様々な関係者が一体となった意欲的な取組を行う地域は、税制、低利融資などの支援を受けることができます。

対象となる方

【税制支援】

中小小売商業高度化事業のために土地を譲渡した者

【低利融資】

中小企業者で、次のいずれかに該当する方

（1）中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づく事業を実施する民間事業者・まちづくり会社等

（2）中心市街地活性化法に規定する特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の認定に基づき整備された施設で卸・小売・飲食店及びサービス業を営む方

支援内容

【税制支援】

土地を譲渡した際の譲渡所得の特別控除

個人又は法人が中心市街地活性化法に規定する中小小売商業高度化事業のために土地等を譲渡した場合、当該土地の譲渡所得から 1,500 万円を特別控除します。

【低利融資】

■資金使途：

（1）事業の実施のために必要な設備資金及び運転資金

（2）合理化及び共同化等を図るための設備（仕入配送・運搬用、事務処理等）の取得、販売促進、人材確保、ショッピングセンターへの入居　等

■貸付利率：

（1）及び（2）中小企業事業　**特別利率③**

■限　度　額：

（1）中小企業事業　7億2,000万円（特利適用資金は7億2,000万円）

（2）中小企業事業　7億2,000万円（特利適用資金は2億7,000万円）

ご利用方法

【税制支援】

・土地の買取をする者が中小小売商業高度化事業計画の認定を受けた法人であること

・認定された中小小売商業高度化事業が独立行政法人中小企業基盤整備機構の高度化融資を受けている計画であること　等

【低利融資】

・株式会社日本政策金融公庫（沖縄においては沖縄振興開発金融公庫）にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

税制支援　中小企業庁商業課　　TEL：03-3501-1929

低利融資　日本政策金融公庫　　TEL：0120-154-505

　　沖縄振興開発金融公庫　TEL：098-941-1795

『中心市街地活性化協議会の設立・運営にあたって支援を受けたい』

中心市街地活性化協議会運営支援事業

これから中心市街地活性化協議会を設立する、又はすでに設立されている協議会に対して、電話等による相談対応、情報提供、ネットワーク構築に向けた支援を行います。

対象となる方

中心市街地活性化協議会（以下、「協議会」）または、協議会を組織しようとする者（商工会・商工会議所、まちづくり会社等）

支援内容

協議会の設立・運営にあたって、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）に設置された中心市街地活性化協議会支援センターを中心に以下のような支援を実施します。

○協議会の設置や運営などに関する相談対応を、電話・メール等により行います。

○公式HP（http://machi.smrj.go.jp/）およびメールマガジンで各種情報提供を行います。
- 協議会の設置状況や基本計画の認定状況
- 全国各地のまちづくり取り組み事例
- 国等の支援策　等

○協議会のネットワーク構築を支援します。
- 協議会交流会の開催（地域ごとのブロック交流会、全国交流会）
- メーリングリストの運営　等

ご利用方法

中小機構・中心市街地活性化協議会支援センターへお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構　高度化事業部　まちづくり推進室
TEL：03-5470-1632
中心市街地活性化協議会支援センター　TEL：03-5470-1623
URL：　http://machi.smrj.go.jp/

『中小建設企業に対する支援措置を知りたい』

中小建設企業への支援

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業は、人材の確保・育成、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

地域の中で持続的に活動できるよう、経営力の強化等に取り組む地域の建設企業

支援内容

（1）人材確保・育成に向けた施策の実施

① 建設産業人材確保・育成推進協議会と連携した「建設業界ガイドブック」や建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」等において、建設業の人材の確保・育成等に関する情報提供を受けることができます。

② 建設労働者確保育成助成金

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。詳細は 164 ページをご覧下さい。

③ 雇用管理研修

建設業の事業所の雇用管理責任者やその補佐を行う立場の方を対象に、労働者の募集、雇入れ、配置、環境整備など、建設労働者の雇用管理にあたり知っておかなければならない知識の習得を目的とした「雇用管理研修」を全国で開催します。

■研修内容（参考：平成27年度内容）

・建設業における雇用管理の特徴　・雇用管理責任者の役割　・雇用管理改善のメリット
・社会保険制度　・雇用契約と就業規則　・賃金管理　・労働時間管理

※平成28年度はコミュニケーションスキル等向上研修も行います。

■対象：建設業の事業所の雇用管理責任者や雇用管理責任者を補佐する立場の方

※雇用管理責任者とは「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」により、建設事業主は労働者の雇入れや配置、技能の向上、職業生活上の環境の整備に関することを管理させるために、建設事業を行う事業所ごとに雇用管理責任者を選任することが義務付けられています。また、事業主は雇用管理責任者に対し、必要な研修を受けさせるなど、これらの管理のための知識の習得・向上を図るように努めなければならないとされています。

■費用（受講料・テキスト代）：無料

④ 人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業（啓発実践コース）

人材不足分野の事業を営む事業主であって、従業員の処遇の改善や労働環境の改善など「魅力ある職場づくり」に取り組む事業主への支援を行います。詳細は 161 ページをご覧下さい。

（2）経営力の強化

○地域建設産業活性化支援事業

経営的・技術的な課題解決のため、各分野の専門家によるアドバイスを受けることができます。

さらに、「人材確保・育成」（例：多能工の育成）や「生産性向上」（例：新工法の確立）に資するモデル性の高い取組を行う場合は、複数の建設企業でグループを結成することで、専門家による継続的なコンサルティングの支援又は事業に要する経費の一部支援を受けることができます。

また、平成 28 年度後半には、中小建設企業の生産性向上に関するオンライン講座を実施する予定です。

（3）金融の円滑化

○下請セーフティネット債務保証事業

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に融資事業者（事業協同組合等）から出来高に応じて融資を受けることが可能となる制度です。

本事業では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

○地域建設業経営強化融資制度

建設業者が、公共工事請負代金債権を担保に事業協同組合等又は一定の民間事業者から出来高に応じて融資を受けられるとともに、保証事業会社の保証により、工事の出来高を超える部分についても金融機関から融資を受けることが可能となる制度です。

本制度では、融資事業者が融資を行うにあたって金融機関から借り入れる転貸融資資金に対して債務保証を付すことで、融資資金の確保と調達金利等の軽減を図っています。

また、印紙税等の負担が軽減される電子記録債権を活用したスキームも導入しております。

なお、本制度は、平成33年3月末までの事業となっています。

○下請債権保全支援事業

下請建設企業等の経営及び雇用の安定、連鎖倒産の防止等を図るため、下請建設企業等が元請建設企業に対して有する工事請負代金等に係る債権の支払をファクタリング会社が保証する場合に、下請建設企業等の保証料負担を軽減するとともに、保証された債権の回収が困難となった際の保証債務の履行のためファクタリング会社に発生する損失の補償を受けることができます。

なお、本事業は、平成29年3月末までの事業となっています。

お問い合わせ先

（1）人材確保・育成に向けた施策の実施

①ヨイケンセツドットコム（http://www.yoi-kensetsu.com/index.php）

建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」（http://genba-go.jp/）

②、④各都道府県労働局

URL（労働局）: http://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/chihou/

③厚生労働省職業安定局雇用開発部建設・港湾対策室　TEL 03-5253-1111（内線 5804）

（2）経営力の強化

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課　TEL 03-5253-8111（内線 24826）

（一財）建設業振興基金（http://www.yoi-kensetsu.com/kassei/）

（3）金融の円滑化

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課　TEL 03-5253-8111（内線 24827）

（一財）建設業振興基金（http://www.kensetsu-kikin.or.jp/saimu/index.html）

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい①』

「農林漁業成長産業化ファンド」に基づく支援

生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費までつないでいく事業活動に対して、出資などの支援を受けることができます。

対象となる方

農林漁業者と2次・3次産業の事業者（パートナー企業）が連携して取り組む会社で、六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた会社（6次産業化事業体）

支援内容

（1）出資

農林水産物等を活かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体（六次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合弁会社等）への出資

（2）貸付（劣後ローン）

出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付

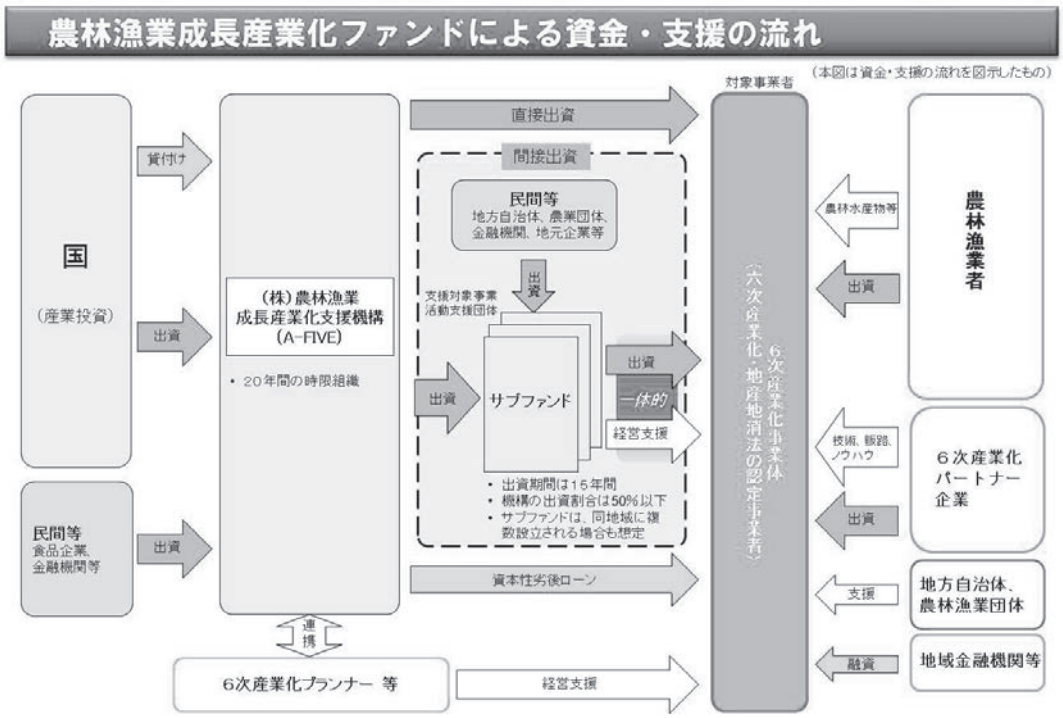

お問い合わせ先
農林水産省食料産業局産業連携課ファンド室　03－6744－2076（直通）

『農林水産関連企業等に対する助成措置を知りたい②』

「金融措置による支援」

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業は、融資等の金融措置を受けることができます。

対象となる方

農林漁業の振興を図る取り組み等を行う農林水産関連企業

支援内容

（1）農産物の自由化等により影響を被る特定の農産加工業者の経営の改善を図るため、特定農産加工業経営改善臨時措置法に基づき、事業転換、新商品・新技術の開発・利用、事業提携等に対し、金融税制の面での支援措置を講じます。

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局食品製造課　☎03-6744-7180(直通)

（2）中山間地域における農林漁業の振興を図るため、中山間地域内で生産される農林畜水産物を活用した新商品の研究開発等を行うのに必要な資金及び中山間地域内において農地、森林その他の農林漁業資源を公衆の保健の用に供するための施設の設置に必要な資金を融資します。

≪問い合わせ先≫農林水産省農村振興局地域振興課

☎03-3502-6005(直通)

（3）特定農林畜水産物の新規の用途又は加工原材料用の新品種を使った製品生産を企業化・実用化する事業に必要な施設の改良、造成又は取得等するための資金を融資します。

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局知的財産課　☎03-6744-2062(直通)

（4）乳業施設の整備を図る乳業者に対して、低利で資金を融資します。

≪問い合わせ先≫農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課　☎03-6744-2128(直通)

（5）近年の水産加工業を取り巻く情勢に対応して、水産加工業の体質強化を図るために必要となる施設の改良等を行う資金である水産加工資金を融資します。

≪問い合わせ先≫水産庁漁政部加工流通課　☎03-6744-2349(直通)

（6）林業・木材産業の経営改善等を目的として行う新たな経営の開始、生産・販売方式の導入等を実施するために必要な資金（林業・木材産業改善資金）を融資します。

また、林業経営の改善を図るとともに、木材の生産及び流通の合理化等を促進し木材供給の円滑化を図るため、低利な運転資金（木材産業等高度化推進資金）を融資します。

≪問い合わせ先≫林野庁林政部企画課　☎03-3502-8037(直通)

（7）食品廃棄物を再資源化するために必要となる運搬、貯蔵、回収又は加工等のための施設で、十分な公害対策が講じられているものに対し長期低利資金を融資します。

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課

☎03-6744-2066（直通）

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい①』

食品流通合理化支援策

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応する食品関連企業は、融資等の支援を受けることができます。

対象となる方

消費者ニーズの多様化・高度化、労働環境の変化、環境問題への関心の高まり等食品流通を取り巻く社会的経済的情勢の変化に適切に対応する食品関連企業

支援内容

（1）食品流通構造改善促進法に基づき食品流通の構造改善を図るため、同法に基づく指定法人である（公財）食品流通構造改善促進機構が①同法等の法令に基づく債務保証等の支援や、②流通の近代化、経営の合理化に関する相談に応じます。

≪問い合わせ先≫（公財）食品流通構造改善促進機構　☎03-5809-2175（直通）

（2）生鮮食料品等の小売業が、近代化・合理化の推進を図るための資金を低利融資します。（生鮮食料品等小売業近代化貸付）

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局食品流通課　☎03-3502-7659（直通）

（3）食品流通構造改善促進法に基づく構造改善事業に対する資金を低利融資します。（食品流通改善資金）

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局食品流通課　☎03-3502-7659（直通）

（4）乳業の合理化・再編による効率的な乳業施設の整備等を行う事業に対して助成します。

≪問い合わせ先≫農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課　☎03-3502-5987(直通)

『食品関連企業に対する助成措置を知りたい②』

食品の製造過程の管理の高度化に関する支援

食品製造事業者が食品の衛生・品質管理体制を強化するために必要な施設・設備の整備を行う場合に、融資の支援を受けることができます。

対象となる方

食品の安全性の向上と消費者の信頼を確保するため、食品の製造過程の管理の高度化に取り組む食品製造事業者

支援内容

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法に基づき、高度化計画又は高度化基盤整備計画を作成し、指定認定機関の計画認定を受けて、

・HACCP導入のための施設・設備の整備を行う場合

・HACCP導入の前段階の衛生・品質管理の施設・設備の整備（高度化基盤整備）を行う場合

に融資します。（食品産業品質管理高度化促進資金）

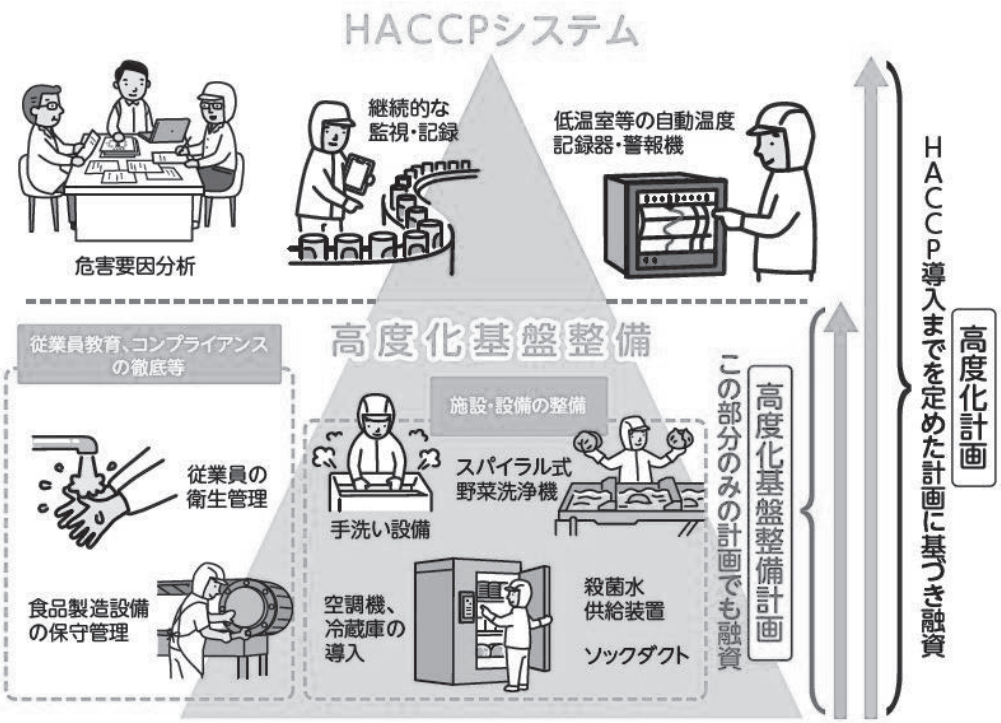

≪問い合わせ先≫農林水産省食料産業局食品製造課　☎03-3502-5743(直通)

『飲食店業、クリーニング業、理容・美容業、旅館業など生活衛生関係営業者に対する支援措置を知りたい』

生活衛生関係営業への支援

生活衛生関係営業の計画的な振興を図る観点から、生活衛生関係営業者は、経営相談・指導を受けることができます。さらに、衛生水準を高め、経営の近代化を促進するために必要な資金については、低利で融資を受けることができます。

対象となる方

理容業、美容業、興行場営業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業、飲食店営業（すし、そば・うどん、中華料理、料理、一般飲食、社交）、喫茶店営業、食肉販売業、食鳥肉販売業及び氷雪販売業を営む事業者

支援内容

（1）相談・指導事業

都道府県生活衛生営業指導センターにおいて、経営指導員による経営上必要な融資、税務、労務管理等の相談・指導の実施、また、株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の効果的な活用の指導を受けることができます。

（2）融資事業

株式会社日本政策金融公庫において、生活衛生関係営業者向けの低利融資制度（生活衛生資金貸付）を実施しております。各貸付制度の詳細については、下記にお問い合わせください。

＜貸付制度の例＞

生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経融資）

○貸付対象者	常時使用する従業員の数が5人以下（旅館業及び興行場営業は 20 人以下）の生活衛生関係営業者
○貸付限度額	2,000 万円
○貸付金利	年 1.30%（平成 28 年 4 月 13 日現在） ※金利は変動します。詳しくは下記問い合わせ先にご確認下さい。
○貸付期間	設備資金 10 年以内、運転資金7年以内
○措置期間	設備資金2年以内、運転資金1年以内
○担保等	無担保・無保証人

＊この貸付制度を利用しようとする生衛業者は、生衛業者の属する業種の生衛組合（組合が未結成の場合には、都道府県指導センター又は都道府県指導センターの指定する組合）からの融資の推薦を受ける必要があります。

なお、融資の推薦を受けるためには、①経営特別相談員又は経営指導員の指導・審査及び②生衛組合における特別融資審査委員会の審査が必要です。

振興事業貸付

振興計画の認定を受けた生衛組合、生衛小組合及びその組合員の方が設備資金と運転資金の融資を受けられる制度です。この制度では、振興事業に係る事業計画書を策定し、生衛組合から検証を受けた場合は、さらに低利で融資を受けることができます。

お問い合わせ先

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部生活衛生課管理係
TEL 03-3595-2301

日本政策金融公庫（生活衛生資金貸付）
事業資金相談ダイヤル　TEL 0120-154-505

『企業経営における課題について具体的な相談をしたい』

中小企業支援センター

中小企業者が直面する経営上の課題について専門家が適切な助言や支援をします。

対象となる方

様々な経営課題を抱える中小企業者の方

支援内容

1. 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構） 各地域本部

全国9ブロックに設置されている中小機構　各地域本部では、今後の成長が期待されるベンチャー企業や新事業展開・経営基盤強化に積極的に取り組む中小企業などに対して、以下の支援を行っています。

・窓口相談、Eメール相談
・専門家の派遣
・情報の提供
・がんばる中小企業「経営相談ホットライン」（電話相談）

2. 都道府県等中小企業支援センター

中小企業の経営全般に知見を有する専門家が、政府系金融機関や中小企業支援機関と連携しながら、中小企業の方が抱える問題解決のためアドバイス等の様々な支援を行います。

ご利用方法

下記連絡先にお問い合わせください。

お問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構　各地域本部の経営支援課
（巻末お問い合わせ先一覧参照）
経営相談ホットライン：0570-009-111（受付時間：平日（月～金）9:00～17:00）

各都道府県等中小企業支援センター（巻末お問い合わせ先一覧参照）

『小規模事業者が抱えている経営面での問題に関する相談がしたい』

経営改善普及事業

経営上の様々な問題は、商工会・商工会議所にご相談ください。
経営指導員がいつでも小規模事業者のみなさまのご相談に応じます。

対象となる方

小規模事業者（常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業は、5人）以下の事業者）

ご相談に応じます

小規模事業者の経営に詳しい、いわば経営面でのホームドクターともいうべき経営指導員が、相談に応じます。

（例）

- 金融・信用保証など
- 税務、経理、労務、社会保険など
- 経営・技術の改善、知的財産権、商取引・販路開拓など

このほかこんな事業を実施しています

（例）

- 税理士、公認会計士、弁護士による無料相談コーナー
- 各種経営セミナー・講演会
- 技術士や店舗プランナーなど様々な分野の専門家の派遣
- 年末調整や決算、申告手続などの記帳指導
- 創業や新事業展開を目指している方への支援

お問い合わせ先
最寄りの商工会・商工会議所
都道府県商工会連合会

『中小企業経営に関する総合的な情報を入手したい』

J-Net21
中小企業ビジネス支援ポータルサイト

中小企業施策の情報を中心に、企業事例集や経営に役立つ情報などをインターネットで提供します。

対象となる方

中小企業に関する施策等の情報が必要な中小企業者、創業予定者、中小企業支援担当者等

ネットに掲載されている内容

↑ビジネス上の質問に専門家が回答したＱ＆Ａ集

起業する
起業・創業を目指す人向けに、起業マニュアルや業種別の開業手続き・留意点など、さまざまな情報を掲載しています。

事業を広げる
海外展開のポイントや、農商工連携、地域資源活用、新連携の施策情報など、事業拡大や、販路開拓に関する情報を提供しています。

経営をよくする
経営課題にこたえるQ&Aや、元気な中小企業の成功事例、税金・会計に関する情報などを掲載しています。

支援情報・機関を知る
全国の中小企業支援機関の最新の施策情報や、その施策を活用して成長を遂げた企業の事例などを掲載しています。

資金を調達する
数ある公的機関の補助金・助成金など資金情報のなかから、事業に適した施策が簡単に検索できます。

製品・技術を開発する
中小企業のモノづくりを支援する情報を提供しています。

経営自己診断システム
中小企業の方が、自社の財務情報等を入力すると、即時に財務状況と経営危険度を把握できます。

ご利用方法

J-Net21に今すぐアクセス！

http://j-net21.smrj.go.jp/

※中小企業庁のホームページ（http://www.chusho.meti.go.jp/）からもアクセス可能です

お問い合わせ先
独立行政法人中小企業基盤整備機構　販路支援部　販路支援課
TEL：03-5470-1519
「経営自己診断システム」
独立行政法人中小企業基盤整備機構経営支援部　経営支援課
TEL：03-5470-1564

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策を強化したい』

情報セキュリティ対策支援事業（ポータルサイト）

中小企業の皆様が自社の情報セキュリティ対策（パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策）を推進するための自社診断ツールや各種教材を提供するポータルサイトを開設しています。

対象となる方

自社の情報セキュリティ対策を「始めたい」「学びたい」「強化したい」と考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

以下2つのサービスを無償提供しています。

・「5分でできる！自社診断」（オンライン版）

…25個の診断項目に答えるだけで、自社の情報セキュリティの状況を簡単にチェックできるWebアプリケーションです。強化すべきポイントがわかり、前回の診断結果との比較や他社との比較を行えます。

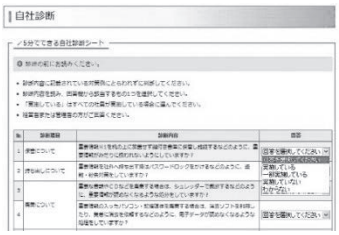

●設問に当てはまる選択肢を選ぶだけ

●結果も自動的に集計。グラフィカルに表示。

・「5分でできる！情報セキュリティポイント学習」（オンライン版）

…基本的な情報セキュリティ対策を学べるWebアプリケーションです。「5分でできる！自社診断」の25個の診断項目と連動しており、弱点を効率的に学習することができます。

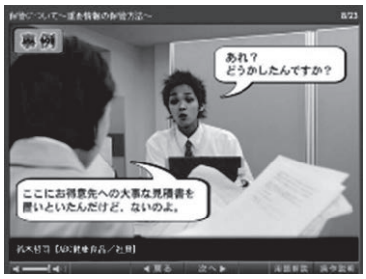

●事例を疑似体験しながら対処法を学べます

●確認テストで理解度が図れます

ご利用方法

情報セキュリティ対策支援ポータルサイト「iSupport(アイサポート)」をご覧ください。

https://isec-portal.ipa.go.jp/supportsecurity/act001/

お問い合わせ先
独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 技術本部セキュリティセンター普及グループ
電話 : 03-5978-7508 FAX : 03-5978-7546
E-mail : isec-spspt@ipa.go.jp

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策の専門家を紹介して欲しい』

情報セキュリティ対策支援事業（専門家紹介）

情報セキュリティ対策（パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策）の相談等ができるお近くの専門家を紹介します。

対象となる方

自社の情報セキュリティ対策について相談する専門家を探したいと考えている中小企業・小規模事業者

支援内容

情報セキュリティ対策支援サイト「iSupport」にて情報セキュリティの専門家(以下、セキュリティプレゼンター)を検索することができます。セキュリティプレゼンターは以下の支援を行います。

・中小企業の皆様の質問や相談の対応
・IPAの教材を利用した普及啓発活動のご紹介(地域におけるセミナー、情報発信等)

自社内の情報セキュリティ向上にお役立てください。

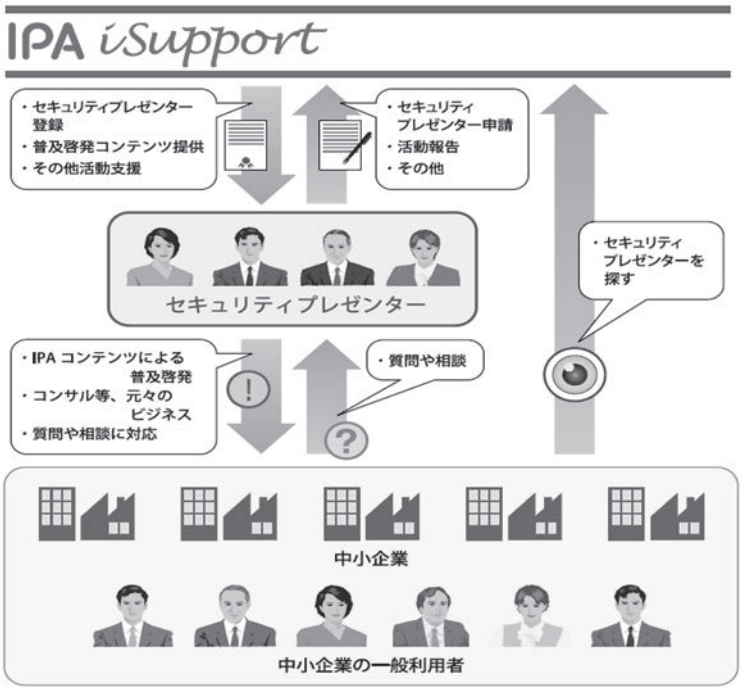

ご利用方法

情報セキュリティ対策支援ポータルサイト「iSupport(アイサポート)」をご覧ください。
https://isec-portal.ipa.go.jp/supportsecurity/act001/

お問い合わせ先
独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 技術本部セキュリティセンター普及グループ
電話 : 03-5978-7508 FAX : 03-5978-7546
E-mail : isec-spspt@ipa.go.jp

『パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策を学びたい』

情報セキュリティ対策支援事業（全国キャラバンセミナー事業）

中小企業が情報セキュリティ対策（パソコンのウイルス対策、情報漏えい対策）を実施する、または支援する際に必要な実践的知識を学んでいただくために、全国各地で無料セミナーを開催いたします。

対象となる方

中小企業のIT担当者、情報セキュリティ担当者、教育担当者
中小企業のIT化を支援する立場の方

支援内容

・自社でセキュリティ講習会を開催するための教材や各種資料解説を行います。
・講習会で利用可能な教材や映像DVD、各種資料を提供いたします。
・講習会を開催する際の技術的な相談窓口を提供いたします。
・地域において広く参加者を募った講習会を実施いただける方の活動の支援もいたします。
（IPAのWebサイト上に講習会開催案内の掲載、講習会教材データ・補助教材の提供など）

ご利用方法

詳細は以下URLをご参照ください。
https://www.ipa.go.jp/security/keihatsu/sme/seminar.html

お問い合わせ先
独立行政法人情報処理推進機構（IPA） 技術本部セキュリティセンター普及グループ
電話 : 03-5978-7508 FAX : 03-5978-7546
E-mail : isec-semi-2016@ipa.go.jp

お問い合わせ先一覧

☎ 中小企業庁　http://www.chusho.meti.go.jp/

課室名	電話番号
長官官房	
参事官室	03-3501-1768
広報相談室（広報室）	03-3501-1709
広報相談室（相談室）	03-3501-4667
事業環境部	
企画課	03-3501-1765
調査室	03-3501-1764
経営安定対策室	03-3501-0459
国際協力室	03-3501-9093
金融課	03-3501-2876
財務課	03-3501-5803
取引課	03-3501-1669
消費税転嫁対策室	03-3501-1502
経営支援部	
経営支援課	03-3501-1763
小規模企業振興課	03-3501-2036
創業・新事業促進課	03-3501-1767
海外展開支援室	03-3501-1767
技術・経営革新課（イノベーション課）	03-3501-1816
商業課	03-3501-1929

☎ 経済産業局等

局・部・課室名		電話番号
北海道経済産業局	http://www.hkd.meti.go.jp/	011-709-2311（代）
産業部	中小企業課	011-709-3140
	消費税転嫁対策室	011-728-4361
	産業振興課	011-709-1728
	産業立地室	011-736-9625
	農商工連携課	011-736-9706
	流通産業課	011-738-3231
	商業振興室	011-738-3236
総務企画部	国際課	011-709-1752
地域経済部	地域経済課	011-709-1782
	産業人材政策室	011-700-2327
	産業技術課	011-709-5441
	産学官連携推進室	011-700-2324
	特許室	011-709-5441
	情報・サービス政策課	011-700-2253
	製造産業課	011-709-1784
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	011-709-1754
東北経済産業局	http://www.tohoku.meti.go.jp/	022-263-1111（代）
産業部	中小企業課	022-221-4922
	消費税転嫁対策室	022-217-0411
	経営支援課	022-221-4806
	新事業促進室	022-221-4923
	産業振興課	022-221-4906
	国際課	022-221-4907
	商業・流通サービス産業課	022-221-4914
地域経済部	地域経済課	022-221-4876
	産業支援課	022-221-4882
	産業人材政策室	022-221-4881
	産業技術課	022-221-4897
	特許室	022-221-4819
	情報・製造産業課	022-221-4903
資源エネルギー環境部	資源エネルギー環境課	022-221-4927
	環境・リサイクル課	022-221-4930

局・部・課室名		電話番号
関東経済産業局	http://www.kanto.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	048-600-0321
	消費税転嫁対策室	048-783-3570
	中小企業金融課	048-600-0425
	経営支援課	048-600-0331
	産業振興課	048-600-0303
	国際課	048-600-0262
	製造産業課	048-600-0313
	流通・サービス産業課	048-600-0345
	商業振興室	048-600-0318
地域経済部	地域経済課	048-600-0253
	産業人材政策課	048-600-0358
	産業技術課	048-600-0236
	特許室	048-600-0239
	新規事業課	048-600-0275
	情報政策課	048-600-0282
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	048-600-0292
中部経済産業局	http://www.chubu.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課／中小企業再生支援室	052-951-2748
	下請代金検査官室	052-589-0170
	消費税転嫁対策室	052-589-0170
	経営支援課	052-951-0521
	産業振興課	052-951-0520
	製造産業課	052-951-2724
	流通・サービス産業課	052-951-0597
	商業振興室	052-951-0597
地域経済部	地域経済課	052-951-8457
	地域人材政策室	052-951-2731
	国際課	052-951-4091
	次世代産業課	052-951-0570
	情報政策室	052-951-0570
	産業技術課 特許室/ /産学官連携推進室	052-951-2774
	地域振興課	052-951-2716
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	052-951-2768
近畿経済産業局	http://www.kansai.meti.go.jp/	06-6966-6000（代）
産業部	中小企業課	06-6966-6023
	下請取引適正化推進室	06-6966-6037
	消費税転嫁対策室	06-6966-6038
	産業課	06-6966-6021
	産業振興室	06-6966-6054
	製造産業課	06-6966-6022
	流通・サービス産業課	06-6966-6025
	サービス産業室・コンテンツ産業支援室	06-6966-6053
	創業・経営支援課	06-6966-6014
地域経済部	地域経済課	06-6966-6011
	産業人材政策課	06-6966-6013
	産業技術課	06-6966-6017
	特許室	06-6966-6016
	ものづくり産業支援室	06-6966-6020
	産学官連携推進室	06-6966-6164
	情報政策課	06-6966-6015
通商部	国際課	06-6966-6031
	国際事業課	06-6966-6032
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	06-6966-6018

局・部・課室名		電話番号
中国経済産業局	http://www.chugoku.meti.go.jp/	082-224-5615(代)
産業部	中小企業課	082-224-5661
	消費税転嫁対策室	082-205-5337
	経営支援課	082-224-5658
	新事業支援室	082-224-5658
	産業振興課	082-224-5638
	国際課	082-224-5659
	流通・サービス産業課	082-224-5655
地域経済部	地域経済課	082-224-5684
	ものづくり産業担当参事官	082-577-7761
	自動車・航空機・産業機械担当参事官	082-224-5760
	情報・ヘルスケア産業担当参事官	082-224-5630
	産業人材政策課	082-224-5683
	産業技術連携課	082-224-5680
	特許室	082-224-5680
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	082-224-5676
四国経済産業局	http://www.shikoku.meti.go.jp/	087-811-8900(代)
	中小企業課	087-811-8529
産業部	消費税転嫁対策室	087-811-8564
	新事業促進室	087-811-8562
	産業振興課	087-811-8523
	国際課	087-811-8525
	商業・流通・サービス産業課	087-811-8524
地域経済部	地域経済課	087-811-8513
	新規事業室	087-811-8521
	産業人材政策室	087-811-8517
	産業技術課	087-811-8518
	特許室	087-811-8519
	製造産業課	087-811-8520
資源エネルギー環境部	資源エネルギー・環境課	087-811-8532
九州経済産業局	http://www.kyushu.meti.go.jp/	
産業部	中小企業課	092-482-5447
	中小企業金融室	092-482-5448
	中小企業経営支援室	092-482-5491
	消費税転嫁対策室	092-482-5590
	産業課	092-482-5433
	流通・サービス産業課	092-482-5455
	商業振興室	092-482-5456
総務企画部	九経交流プラザ	092-482-5391
国際部	国際課	092-482-5423
地域経済部	地域経済課	092-482-5430
	新産業戦略課	092-482-5438
	企業支援課	092-482-5435
	産業人材政策課	092-482-5504
	産業技術課	092-482-5464
	特許室	092-482-5463
	九州知的財産戦略センター	092-481-2468
	情報政策課	092-482-5440
	製造産業課	092-482-5442
資源エネルギー環境部	環境・リサイクル課	092-482-5544

局・部・課室名		電話番号
沖縄総合事務局	http://ogb.go.jp/keisan/index.html	098-866-0031（代）
経済産業部	中小企業課	098-866-1755
	消費税転嫁対策室	098-866-0035
	地域経済課	098-866-1730
	産業人材政策室	098-866-1730
	特許室	098-866-1730
	商務通商課	098-866-1731
	環境資源課	098-866-1757

☎ 都道府県中小企業担当課

県名	部・課名	電話番号
北海道	経済部地域経済局中小企業課	011-204-5330(直)
青森	商工労働部商工政策課	017-734-9366(直)
岩手	商工労働観光部経営支援課	019-629-5541(直)
宮城	経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745(直)
秋田	産業労働部産業政策課	018-860-2215(直)
山形	商工労働観光部中小企業振興課	023-630-2354(直)
福島	商工労働部商工総務課	024-521-7270(直)
茨城	商工労働部中小企業課	029-301-3544(直)
栃木	産業労働観光部経営支援課	028-623-3174(直)
群馬	産業経済部産業政策課	027-226-3314(直)
埼玉	産業労働部産業支援課	048-830-3775(直)
千葉	商工労働部経営支援課	043-223-2791(直)
東京	産業労働局商工部調整課	03-5320-4744(直)
神奈川	産業・エネルギー部中小企業支援課	045-210-5556(直)
新潟	産業労働観光部産業政策課	025-280-5234(直)
長野	商工労働部経営支援課	026-235-7195(直)
山梨	産業労働部産業政策課	055-223-1532(直)
静岡	経済産業部商工業局経営支援課	054-221-2526(直)
愛知	産業労働部産業労働政策課	052-954-6330(直)
岐阜	商工労働部商工政策課	058-272-8350(直)
三重	雇用経済部雇用経済総務課	059-224-2355(直)
富山	商工労働部経営支援課	076-444-3247(直)
石川	商工労働部経営支援課	076-225-1522(直)
福井	産業労働部産業政策課	0776-20-0367(直)
滋賀	商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3731(直)
京都	商工労働観光部産業労働総務課	075-414-4818(直)
大阪	商工労働部中小企業支援室経営支援課	06-6210-9490(直)
兵庫	産業労働部産業振興局経営商業課	078-362-3313(直)
奈良	産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005(直)
和歌山	商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760(直)
鳥取	商工労働部商工政策課	0857-26-7213(直)
島根	商工労働部中小企業課	0852-22-5883(直)
岡山	産業労働部経営支援課	086-226-7354(直)
広島	商工労働局経営革新課	082-513-3321(直)
山口	商工労働部経営金融課	083-933-3180(直)
徳島	商工労働観光部商工政策課	088-621-2315(直)
香川	商工労働部経営支援課	087-832-3343(直)
愛媛	経済労働部産業支援局経営支援課	089-912-2480(直)
高知	商工労働部商工政策課	088-823-9692(直)
福岡	商工部中小企業振興課	092-643-3425(直)
佐賀	農林水産商工本部商工課	0952-25-7093(直)
長崎	産業労働部産業政策課	095-895-2611(直)
熊本	商工観光労働部商工政策課	096-333-2312(直)
大分	商工労働部商工労働企画課	097-506-3213(直)
宮崎	商工観光労働部商工政策課	0985-26-7093(直)
鹿児島	商工労働水産部経営金融課	099-286-2944(直)
沖縄	商工労働部中小企業支援課	098-866-2343(直)

☎ 都道府県経営革新計画担当課

都道府県	担当部	担当課	担当課電話番号
北海道	経済部	中小企業課	011-204-5331
青森県	商工労働部	地域産業課	017-734-9373
岩手県	商工労働観光部	経営支援課	019-629-5547
宮城県	経済商工観光部	中小企業担当課中小企業支援室	022-211-2742
秋田県	産業労働部	地域産業振興課	018-860-2225
山形県	商工労働観光部	中小企業振興課	023-630-2290
福島県	商工労働部	産業創出課	024-521-7283
茨城県	商工労働部	中小企業課	029-301-3560
栃木県	産業労働観光部	経営支援課	028-623-3176
群馬県	産業経済部	商政課	027-226-3337
埼玉県	産業労働部	産業支援課	048-830-3910
千葉県	商工労働部	経営支援課	043-223-2712
東京都	産業労働局商工部	経営支援課	03-5320-4795
神奈川県	産業労働局 産業・エネルギー部	中小企業支援課	045-210-5558
新潟県	産業労働観光部	商業・地場産業振興課 地場産業振興室	025-280-5243
長野県	産業労働部	産業立地・経営支援課	026-235-7195
山梨県	商工労働部	成長産業創造課	055-223-1544
静岡県	経済産業部	経営支援課	054-221-2526
愛知県	産業労働部	中小企業金融課 経営支援・調整グループ	052-954-6332
岐阜県	商工労働部	商業・金融課	058-272-8374
三重県	雇用経済部	サービス産業振興課	059-224-2534
富山県	商工労働部	経営支援課	076-444-3247
石川県	商工労働部	経営支援課	076-225-1525
福井県	産業労働部	産業政策課	0776-20-0366
滋賀県	商工観光労働部	中小企業支援課	077-528-3733
京都府	商工労働観光部	ものづくり振興課	075-414-5103
大阪府	商工労働部	中小企業支援室経営支援課	06-6210-9494
兵庫県	産業労働部	産業振興局経営商業課	078-362-9184
奈良県	産業・雇用振興部	産業政策課	0742-27-7005
和歌山県	商工観光労働部	企業振興課	073-441-2760
鳥取県	商工労働部	経済産業総室	0857-26-7243
島根県	商工労働部	中小企業課	0852-22-5288
岡山県	産業労働部	経営支援課	086-226-7354
広島県	商工労働局	経営革新課	082-513-3370
山口県	商工労働部	経営金融課	083-933-3180
徳島県	商工労働部	企業支援課	088-621-2369
香川県	商工労働部	産業政策課	087-832-3348
愛媛県	経済労働部	産業支援局経営支援課	089-912-2484
高知県	商工労働部	工業振興課	088-823-9720
福岡県	商工部	中小企業振興課 新事業展開支援室	092-643-3449
佐賀県	農林水産商工本部	新産業・基礎科学課	0952-25-7129
長崎県	産業労働部	企業振興・技術支援課	095-895-2634
熊本県	商工観光労働部	産業支援課	096-333-2319
大分県	商工労働部	経営金融支援室	097-506-3223
宮崎県	商工観光労働部	経営金融支援室	0985-26-7114
鹿児島県	商工労働水産部	経営金融課	099-286-2944
沖縄県	商工労働部	中小企業支援課	098-866-2343

☎ 都道府県等中小企業支援センター

都道府県等中小企業支援センター名	電話番号
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2001
(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3820
(公財)みやぎ産業振興機構	022-222-1310
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5610
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0660
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4070
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2600
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6500
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2901
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7886
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5000
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0025
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5803
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4434
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3061
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1090
(公財)三重県産業支援センター	059-228-3326
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1001
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7400
(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1410
(公財)京都産業21	075-315-9234
(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4324
(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8040
(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-3011
(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5110
(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9664
(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7700
(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)かがわ産業支援財団	087-840-0348
(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6230
(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4411
(公財)長崎県産業振興財団	095-820-3838
(公財)くまもと産業支援財団	096-286-3311
(公財)大分県産業創造機構	097-533-0220
(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)かごしま産業支援センター	099-219-1270
(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6255

☎ 政令指定都市における都道府県等中小企業支援センター

政令指定都市における都道府県等中小企業支援センター	電話番号
(一財)さっぽろ産業振興財団	011-200-5511
(公財)仙台市産業振興事業団	022-724-1212
(公財)千葉市産業振興財団	043-201-9501
(公財)さいたま市産業創造財団	048-851-6652
(公財)横浜企業経営支援財団	045-225-3700
(公財)川崎市産業振興財団	044-548-4111
(公財)静岡産業振興協会	054-273-4434
(公財)名古屋産業振興公社	052-735-2111
(公財)京都高度技術研究所	075-315-3625
(公財)大阪市都市型産業振興センター	06-6264-9800
(公財)神戸市産業振興財団	078-360-3209
(公財)広島市産業振興センター	082-278-8880
(公財)北九州産業学術推進機構	093-695-3111

☎ 中小企業再生支援協議会

協議会名	設置主体	電話番号
北海道中小企業再生支援協議会	札幌商工会議所	011-222-2829
青森県中小企業再生支援協議会	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-723-1021
岩手県中小企業再生支援協議会	盛岡商工会議所	019-604-8750
宮城県中小企業再生支援協議会	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3872
秋田県中小企業再生支援協議会	秋田商工会議所	018-896-6150
山形県中小企業再生支援協議会	(公財)山形県企業振興公社	023-646-7273
福島県中小企業再生支援協議会	(公財)福島県産業振興センター	024-573-2562
茨城県中小企業再生支援協議会	水戸商工会議所	029-300-2288
栃木県中小企業再生支援協議会	宇都宮商工会議所	028-610-4110
群馬県中小企業再生支援協議会	(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6505
埼玉県中小企業再生支援協議会	さいたま商工会議所	048-836-1330
千葉県中小企業再生支援協議会	千葉商工会議所	043-201-3331
東京都中小企業再生支援協議会	東京商工会議所	03-3283-7425
神奈川県中小企業再生支援協議会	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5143
新潟県中小企業再生支援協議会	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0096
長野県中小企業再生支援協議会	(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-6235
山梨県中小企業再生支援協議会	(公財)やまなし産業支援機構	055-220-2977
静岡県中小企業再生支援協議会	静岡商工会議所	054-253-5118
愛知県中小企業再生支援協議会	名古屋商工会議所	052-223-6953
岐阜県中小企業再生支援協議会	岐阜商工会議所	058-212-2685
三重県中小企業再生支援協議会	(公財)三重県産業支援センター	059-228-3370
富山県中小企業再生支援協議会	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5663
石川県中小企業再生支援協議会	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1189
福井県中小企業再生支援協議会	福井商工会議所	0776-33-8293
滋賀県中小企業再生支援協議会	大津商工会議所	077-511-1529
京都府中小企業再生支援協議会	京都商工会議所	075-212-7937
奈良県中小企業再生支援協議会	奈良商工会議所	0742-26-6251
大阪府中小企業再生支援協議会	大阪商工会議所	06-6944-5343
兵庫県中小企業再生支援協議会	神戸商工会議所	078-303-5852
和歌山県中小企業再生支援協議会	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県中小企業再生支援協議会	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-30-6761
島根県中小企業再生支援協議会	松江商工会議所	0852-23-0701
岡山県中小企業再生支援協議会	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9682
広島県中小企業再生支援協議会	広島商工会議所	082-511-5780
山口県中小企業再生支援協議会	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9931
徳島県中小企業再生支援協議会	徳島商工会議所	088-626-7121
香川県中小企業再生支援協議会	高松商工会議所	087-811-5885
愛媛県中小企業再生支援協議会	松山商工会議所	089-915-1102
高知県中小企業再生支援協議会	高知商工会議所	088-802-1520
福岡県中小企業再生支援協議会	福岡商工会議所	092-441-1221
佐賀県中小企業再生支援協議会	佐賀商工会議所	0952-27-1035
長崎県中小企業再生支援協議会	長崎商工会議所	095-811-5129
熊本県中小企業再生支援協議会	熊本商工会議所	096-311-1288
大分県中小企業再生支援協議会	大分県商工会連合会	097-540-6415
宮崎県中小企業再生支援協議会	宮崎商工会議所	0985-22-4708
鹿児島県中小企業再生支援協議会	鹿児島商工会議所	099-805-0268
沖縄県中小企業再生支援協議会	那覇商工会議所	098-868-3760
中小企業再生支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1477
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 経営改善支援センター

協議会名	設置主体	電話番号
経営改善支援センター（全国本部）	（独法）中小企業基盤整備機構	03-5470-1840
北海道経営改善支援センター	札幌商工会議所	011-232-0217
青森県経営改善支援センター	（公財）21あおもり産業総合支援センター	017-723-1024
岩手県経営改善支援センター	盛岡商工会議所	019-601-5075
宮城県経営改善支援センター	（公財）みやぎ産業振興機構	022-722-9310
秋田県経営改善支援センター	秋田商工会議所	018-896-6153
山形県経営改善支援センター	（公財）山形県企業振興公社	023-647-0674
福島県経営改善支援センター	（公財）福島県産業振興センター	024-573-2563
茨城県経営改善支援センター	水戸商工会議所	029-302-7550
栃木県経営改善支援センター	宇都宮商工会議所	028-610-0310
群馬県経営改善支援センター	（公財）群馬県産業支援機構	027-226-6566
埼玉県経営改善支援センター	さいたま商工会議所	048-862-3100
千葉県経営改善支援センター	千葉商工会議所	043-227-0251
東京都経営改善支援センター	東京商工会議所	03-3283-7575
神奈川県経営改善支援センター	（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5148
新潟県経営改善支援センター	（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0093
長野県経営改善支援センター	（公財）長野県中小企業振興センター	026-217-6382
山梨県経営改善支援センター	（公財）やまなし産業支援機構	055-244-0070
静岡県経営改善支援センター	静岡商工会議所	054-275-1880
愛知県経営改善支援センター	名古屋商工会議所	052-228-6128
岐阜県経営改善支援センター	岐阜商工会議所	058-214-4171
三重県経営改善支援センター	（公財）三重県産業支援センター	059-253-4300
富山県経営改善支援センター	（公財）富山県新世紀産業機構	076-441-2134
石川県経営改善支援センター	（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-4974
福井県経営改善支援センター	福井商工会議所	0776-33-8289
滋賀県経営改善支援センター	大津商工会議所	077-522-0500
京都府経営改善支援センター	京都商工会議所	075-221-2678
奈良県経営改善支援センター	奈良商工会議所	0742-24-7034
大阪府経営改善支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6481
兵庫県経営改善支援センター	神戸商工会議所	078-303-5856
和歌山県経営改善支援センター	和歌山商工会議所	073-402-7788
鳥取県経営改善支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-36-8877
島根県経営改善支援センター	松江商工会議所	0852-23-0867
岡山県経営改善支援センター	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9704
広島県経営改善支援センター	広島商工会議所	082-228-3006
山口県経営改善支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-921-8039
徳島県経営改善支援センター	徳島商工会議所	088-679-4090
香川県経営改善支援センター	高松商工会議所	087-813-2336
愛媛県経営改善支援センター	松山商工会議所	089-913-7505
高知県経営改善支援センター	高知商工会議所	088-823-7933
福岡県経営改善支援センター	福岡商工会議所	092-441-1234
佐賀県経営改善支援センター	佐賀商工会議所	0952-24-3864
長崎県経営改善支援センター	長崎商工会議所	095-895-7300
熊本県経営改善支援センター	熊本商工会議所	096-356-0020
大分県経営改善支援センター	大分県商工会連合会	097-574-6805
宮崎県経営改善支援センター	宮崎商工会議所	0985-33-9115
鹿児島県経営改善支援センター	鹿児島商工会議所	099-225-9123
沖縄県経営改善支援センター	那覇商工会議所	098-867-6760

協議会名	設置主体	電話番号
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1620
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 事業引継ぎ支援事業

協議会名	設置主体	電話番号
北海道事業引継ぎ支援センター	札幌商工会議所	011-222-3111
青森県事業引継ぎ支援センター	(公財)21あおもり産業総合支援センター	017-777-4066
岩手県事業引継ぎ支援センター	盛岡商工会議所	019-624-5880
宮城県事業引継ぎ支援センター	(公財)みやぎ産業振興機構	022-722-3884
秋田県事業引継ぎ支援センター	秋田商工会議所	018-883-3551
山形県事業引継ぎ支援センター	(公財)山形県企業振興公社	023-647-0664
福島県事業引継ぎ支援センター	(公財)福島県産業振興センター	024-954-4163
茨城県事業引継ぎ支援センター	水戸商工会議所	029-284-1601
栃木県事業引継ぎ支援センター	宇都宮商工会議所	028-612-4338
群馬県事業引継ぎ支援センター	(公財)群馬県産業支援機構	027-226-6115
埼玉県事業引継ぎ支援センター	さいたま商工会議所	048-711-6326
千葉県事業引継ぎ支援センター	千葉商工会議所	043-305-5272
東京都事業引継ぎ支援センター	東京商工会議所	03-3283-7555
神奈川県事業引継ぎ支援センター	(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5061
新潟県事業引継ぎ支援センター	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0080
長野県事業引継ぎ支援センター	(公財)長野県中小企業振興センター	026-219-3825
山梨県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
静岡県事業引継ぎ支援センター	静岡商工会議所	054-275-1881
愛知県事業引継ぎ支援センター	名古屋商工会議所	052-228-7117
岐阜県事業引継ぎ支援センター	岐阜商工会議所	058-214-2940
三重県事業引継ぎ支援センター	(公財)三重県産業支援センター	059-253-3154
富山県事業引継ぎ支援センター	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5605
石川県事業引継ぎ支援センター	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-1244
福井県事業引継ぎ支援センター	福井商工会議所	0776-33-8283
滋賀県事業引継ぎ支援センター	大津商工会議所	077-511-1500
京都府事業引継ぎ支援センター	京都商工会議所	075-212-6460
奈良県事業引継ぎ支援センター	奈良商工会議所	0742-26-6222
大阪府事業引継ぎ支援センター	大阪商工会議所	06-6944-6257
兵庫県事業引継ぎ支援センター	神戸商工会議所	078-367-2010
和歌山県事業引継ぎ支援センター	和歌山商工会議所	073-422-1111
鳥取県事業引継ぎ支援センター	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-20-0072
島根県事業引継ぎ支援センター	松江商工会議所	0852-33-7501
岡山県事業引継ぎ支援センター	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9708
広島県事業引継ぎ支援センター	広島商工会議所	082-555-9993
山口県事業引継ぎ支援センター	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
徳島県事業引継ぎ支援センター	徳島商工会議所	088-679-1400
香川県事業引継ぎ支援センター	高松商工会議所	087-802-3033
愛媛県事業引継ぎ支援センター	松山商工会議所	089-948-8511
高知県事業引継ぎ支援センター	高知商工会議所	088-855-7748
福岡県事業引継ぎ支援センター	福岡商工会議所	092-441-6922
佐賀県事業引継ぎ支援センター	佐賀商工会議所	0952-20-0345
長崎県事業引継ぎ支援センター	長崎商工会議所	095-822-0111
熊本県事業引継ぎ支援センター	熊本商工会議所	096-311-5030
大分県事業引継ぎ支援センター	大分県商工会連合会	097-585-5010
宮崎県事業引継ぎ支援センター	宮崎商工会議所	0985-22-2161
鹿児島県事業引継ぎ支援窓口	鹿児島商工会議所	099-225-9533
沖縄県事業引継ぎ支援センター	那覇商工会議所	098-941-1690
事業引継ぎ支援全国本部	(独法)中小企業基盤整備機構	03-5470-1595
中小機構北海道本部	経営支援課	011-210-7471
中小機構東北本部	経営支援課	022-716-1751
中小機構関東本部	経営支援課	03-5470-1637
中小機構北陸本部	経営支援課	076-223-5546
中小機構中部本部	経営支援課	052-220-0516
中小機構近畿本部	経営支援課	06-6264-8613
中小機構中国本部	経営支援課	082-502-6555
中小機構四国本部	経営支援課	087-811-1752
中小機構九州本部	経営支援課	092-263-0300
中小機構沖縄事務所		098-859-7566

☎ 都道府県中小企業団体中央会

都道府県中小企業団体中央会	電話番号
北海道中小企業団体中央会	011-231-1919
青森県中小企業団体中央会	017-777-2325
岩手県中小企業団体中央会	019-624-1363
宮城県中小企業団体中央会	022-222-5560
秋田県中小企業団体中央会	018-863-8701
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360
福島県中小企業団体中央会	024-536-1261
茨城県中小企業団体中央会	029-224-8030
栃木県中小企業団体中央会	028-635-2300
群馬県中小企業団体中央会	027-232-4123
埼玉県中小企業団体中央会	048-641-1315
千葉県中小企業団体中央会	043-306-3282
東京都中小企業団体中央会	03-3542-0386
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5131
新潟県中小企業団体中央会	025-267-1100
長野県中小企業団体中央会	026-228-1171
山梨県中小企業団体中央会	055-237-3215
静岡県中小企業団体中央会	054-254-1511
愛知県中小企業団体中央会	052-485-6811
岐阜県中小企業団体中央会	058-277-1100
三重県中小企業団体中央会	059-228-5195
富山県中小企業団体中央会	076-424-3686
石川県中小企業団体中央会	076-267-7711
福井県中小企業団体中央会	0776-23-3042
滋賀県中小企業団体中央会	077-511-1430
京都府中小企業団体中央会	075-314-7131
奈良県中小企業団体中央会	0742-22-3200
大阪府中小企業団体中央会	06-6947-4370
兵庫県中小企業団体中央会	078-331-2045
和歌山県中小企業団体中央会	073-431-0852
鳥取県中小企業団体中央会	0857-26-6671
島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
岡山県中小企業団体中央会	086-224-2245
広島県中小企業団体中央会	082-228-0926
山口県中小企業団体中央会	083-922-2606
徳島県中小企業団体中央会	088-654-4431
香川県中小企業団体中央会	087-851-8311
愛媛県中小企業団体中央会	089-955-7150
高知県中小企業団体中央会	088-845-8870
福岡県中小企業団体中央会	092-622-8780
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
長崎県中小企業団体中央会	095-826-3201
熊本県中小企業団体中央会	096-325-3255
大分県中小企業団体中央会	097-536-6331
宮崎県中小企業団体中央会	0985-24-4278
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
沖縄県中小企業団体中央会	098-860-2525

☎ 独立行政法人　中小企業基盤整備機構（代表）　03-3433-8811

海外展開支援事業相談窓口

支部名	担当部署	電話番号
北海道本部	経営支援部　経営支援課	011-210-7471
東北本部	経営支援部　経営支援課	022-716-1751
関東本部	販路開拓部　国際化支援課	03-5470-1608
中部本部	経営支援部　経営支援課	052-220-0516
北陸本部	経営支援部　経営支援課	076-223-5546
近畿本部	販路開拓部　国際化支援課	06-6264-8624
中国本部	経営支援部　国際化支援課	082-502-6555
四国本部	経営支援部　経営支援課	087-811-1752
九州本部	地域経済活性化推進部　国際化支援課	092-263-1535
沖縄事務所	ー	098-859-7566

新事業創出支援事業（新連携・地域資源活用・農商工連携）相談窓口

事務局	事業	担当部署	電話番号
北海道本部	3事業共通	経営支援部　連携支援課	011-210-7472
東北本部	3事業共通	経営支援部　新事業創出支援課	022-399-9031
関東本部	3事業共通	経営支援部　連携支援課	03-5470-1640
中部本部	新連携・農商工	経営支援部　連携推進課	052-201-3068
	地域資源		052-218-8558
北陸本部	新連携	経営支援部　連携支援課	076-223-6100
	地域資源	経営支援部　連携支援課	076-223-5855
	農商工	経営支援部　連携支援課	076-223-5573
近畿本部	3事業共通	経営支援部　連携推進課	06-6264-8619
中国本部	3事業共通	経営支援部　連携推進課	082-502-6689
四国本部	3事業共通	経営支援部　連携推進課	087-823-3220
九州本部	新連携	新連携推進課	092-263-0325
	地域資源・農商工	地域資源活用推進課	092-263-0323
沖縄事務所	3事業共通	ー	098-859-7566

窓口相談、専門家の派遣、戦略的CIO育成支援事業、販路開拓ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ事業等担当課

支部名	担当部署	電話番号
北海道本部	経営支援部　経営支援課	011-210-7471
東北本部	経営支援部　経営支援課	022-716-1751
関東本部	経営支援部　経営支援課 （窓口相談、専門家の派遣、戦略的CIO育成支援事業）	03-5470-1620
	販路開拓部　ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ支援課（販路開拓ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ事業）	03-5470-1638
中部本部	経営支援部　経営支援課	052-220-0516
北陸本部	経営支援部　経営支援課	076-223-5546
近畿本部	経営支援部　経営支援課（窓口相談、専門家の派遣、戦略的CIO育成支援事業（販路開拓ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾄ事業））	06-6264-8613
	経営支援部　ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ支援課	06-6264-8622
中国本部	経営支援部　経営支援課	082-502-6555
四国本部	経営支援部　経営支援課	087-811-1752
九州本部	経営支援部　経営支援課	092-263-0300
沖縄事務所	ー	098-859-7566

「中小企業復興支援センター」等　被災地支援拠点

中小企業復興支援センター等	電話番号
中小企業復興支援センター　盛岡	019-651-8850
中小企業復興支援センター　仙台	022-399-9077
中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター　福島	024-529-5113
中小機構　震災復興支援部	03-5470-1501

☎ がんばる中小企業　経営相談ホットライン　0570-009111

［受付時間　平日午前9時～午後5時］

全国9カ所ある地域本部に、中小企業の方からの経営相談等をお受けする電話相談窓口（ホットライン）を開設しています。ホットラインは、全国どこからでも最寄りの地域本部につながります。（通信料は発信者側の負担となります。）

☎ JETRO　国内事務所一覧

事務所名	電話番号
本部（東京）	03-3582-5511
大阪本部	06-4705-8606
ジェトロ北海道	011-261-7434
ジェトロ青森	017-734-2575
ジェトロ盛岡	019-651-2359
ジェトロ仙台	022-223-7484
ジェトロ秋田	018-865-8062
ジェトロ山形	023-622-8225
ジェトロ福島	024-947-9800
ジェトロ栃木	028-670-2366
ジェトロ千葉	043-271-4100
ジェトロ関東	03-3582-4953
ジェトロ茨城	029-300-2337
ジェトロ横浜	045-222-3901
ジェトロ新潟	025-284-6991
ジェトロ富山	076-444-7901
ジェトロ金沢	076-268-9601
ジェトロ福井	0776-33-1661
ジェトロ山梨	055-220-2324
ジェトロ長野	026-227-6080
[同]諏訪支所	0266-52-3442
ジェトロ岐阜	058-271-4910
ジェトロ静岡	054-352-8643

事務所名	電話番号
ジェトロ浜松	053-450-1021
ジェトロ名古屋	052-589-6210
ジェトロ三重	059-228-2647
ジェトロ京都	075-325-5703
ジェトロ神戸	078-231-3081
ジェトロ鳥取	0857-52-4335
ジェトロ松江	0852-27-3121
ジェトロ岡山	086-224-0853
ジェトロ広島	082-535-2511
ジェトロ山口	083-231-5022
ジェトロ徳島	088-657-6130
ジェトロ香川	087-851-9407
ジェトロ愛媛	089-952-0015
ジェトロ高知	088-823-1320
ジェトロ福岡	092-741-8783
ジェトロ北九州	093-541-6577
ジェトロ佐賀	0952-28-9220
ジェトロ長崎	095-823-7704
ジェトロ熊本	096-354-4211
ジェトロ大分	097-513-1868
ジェトロ宮崎	0985-61-4260
ジェトロ鹿児島	099-226-9156
ジェトロ沖縄	098-859-7002

☎ 政府系金融機関等

機関名	電話番号・ホームページURL
全国信用保証協会連合会	http://www.zenshinhoren.or.jp/ 03-6823-1200 ※資金繰りのご相談は、最寄りの保証協会にお問い合わせください。 http://www.zenshinhoren.or.jp/others/nearest.html
株式会社　日本政策金融公庫 **・国民生活事業** （個人企業・小規模企業向け事業資金） **・中小企業事業** （中小企業向け長期事業資金）	https://www.jfc.go.jp/ 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
沖縄振興開発金融公庫	http://www.okinawakouko.go.jp/ 098-941-1795
株式会社　商工組合中央金庫	http://www.shokochukin.co.jp/ お客さまサービスセンター 0120-079-366 ※資金繰りのご相談は、最寄りの営業店の代表番号にお問い合わせください。 http://www.shokochukin.co.jp/tenpo/index.html

☎ 日本商工会議所　03-3283-7823

☎ 全国商工会連合会　03-6268-0088

☎ 全国中小企業団体中央会　03-3523-4901

☎ 全国商店街振興組合連合会　03-3553-9300

☎ 全国中小企業取引振興協会　03-5541-6688

☎ 一般財団法人　海外産業人材育成協会（HIDA）　03-3549-3050

☎ 独立行政法人　日本貿易保険（NEXI）　03-3512-7712

☎ 地域中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ（ｽﾀｰﾄ・ｱｯﾌﾟ応援型）ファンド運営管理者一覧

都道府県名	ファンド名称	ﾌｧﾝﾄﾞ運営管理者	電話番号
北海道	北海道中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)北海道中小企業総合支援ｾﾝﾀｰ	011-232-2403
青森県	あおもり元気企業ﾁｬﾚﾝｼﾞ基金	(公財)21あおもり産業総合支援ｾﾝﾀｰ	017-775-3234
岩手県	いわて希望ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)いわて産業振興ｾﾝﾀｰ	019-631-3824
秋田県	あきた企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)あきた企業活性化ｾﾝﾀｰ	018-860-5702
宮城県	宮城・仙台富県ﾁｬﾚﾝｼﾞ応援基金	(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6697
山形県	やまがた地域産業応援基金	(公財)山形県産業技術振興機構	023-647-3163
福島県	ふくしま産業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)福島県産業振興ｾﾝﾀｰ	024-525-4070
茨城県	いばらき産業大県創造基金	(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317
栃木県	とちぎ未来ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)栃木県産業振興ｾﾝﾀｰ	028-670-2601
千葉県	ちば中小企業元気づくり基金	(公財)千葉県産業振興ｾﾝﾀｰ	043-299-2901
東京都	東京都地域中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ（国連携型）	(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-7895
新潟県	にいがた産業夢おこし基金	(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0038
長野県	長野県地域産業活性化基金	(公財)長野県中小企業振興ｾﾝﾀｰ	026-227-5028
山梨県	山梨みらいﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)やまなし産業支援機構	055-243-1888
静岡県	静岡県地域活性化基金	(公財)静岡県産業振興財団	054-254-4512
愛知県	あいち中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)あいち産業振興機構	052-715-3074
岐阜県	岐阜県地域活性化ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)岐阜県産業経済振興ｾﾝﾀｰ	058-277-1083
三重県	①みえ地域ｺﾐｭﾆﾃｨ応援ﾌｧﾝﾄﾞ ②みえ地域ｺﾐｭﾆﾃｨ応援ﾌｧﾝﾄﾞ（地域資源活用型）	(公財)三重県産業支援ｾﾝﾀｰ	059-228-3585
富山県	とやま新事業創造基金　地域資源ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5650
石川県	いしかわ産業化資源活用推進ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)石川県産業創出支援機構	076-267-5551
福井県	ふくいの逸品創造ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)ふくい産業支援ｾﾝﾀｰ	0776-67-7406
滋賀県	しが新事業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)滋賀県産業支援ﾌﾟﾗｻﾞ	077-511-1412
京都府	きょうと元気な地域づくり応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)京都産業21	075-315-8848
大阪府	おおさか地域創造ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)大阪産業振興機構	06-6947-4351
和歌山県	わかやま中小企業元気ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3227
鳥取県	とっとり次世代・地域資源産業育成ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6704
島根県	しまね地域資源産業活性化基金	島根県商工会連合会	0852-21-0651
岡山県	きらめき岡山創成ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9651
広島県	ひろしまﾁｬﾚﾝｼﾞ基金	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7701
山口県	やまぐち地域中小企業育成基金	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-3700
徳島県	①徳島県LEDﾊﾞﾚｲ推進ﾌｧﾝﾄﾞ ②とくしま経済飛躍ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0103
香川県	かがわ中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9903
愛媛県	①えひめ地域密着型ビジネス創出ﾌｧﾝﾄﾞ ②えひめ中小企業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1100
高知県	こうち産業振興基金	(公財)高知県産業振興ｾﾝﾀｰ	088-845-6600
佐賀県	さが中小企業応援基金	(公財)佐賀県地域産業支援ｾﾝﾀｰ	0952-34-4422
長崎県	ナガサキ型新産業創造ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8860
熊本県	くまもと夢挑戦ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2438
大分県	おおいた地域資源活性化基金	(公財)大分県産業創造機構	097-537-2424
鹿児島県	かごしま産業おこし挑戦基金	(公財)かごしま産業支援ｾﾝﾀｰ	099-219-1272
沖縄県	OKINAWA型産業応援ﾌｧﾝﾄﾞ	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

☎ 農商工連携型地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ応援型）ファンド運営管理者一覧

都道府県名	ファンド名称	ﾌｧﾝﾄﾞ運営管理者	電話番号
北海道	北海道農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	北海道商工会連合会	011-251-0102
青森県	あおもり農商工連携支援基金	（地独）青森県産業技術ｾﾝﾀｰ	0172-52-4319
岩手県	いわて農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）いわて産業振興ｾﾝﾀｰ	019-631-3824
秋田県	あきた農商工応援ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）あきた企業活性化ｾﾝﾀｰ	018-860-5702
山形県	やまがた農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）やまがた農業支援ｾﾝﾀｰ	023-673-9888
福島県	ふくしま農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）福島県産業振興ｾﾝﾀｰ	024-525-4070
栃木県	ﾌｰﾄﾞﾊﾞﾚｰとちぎ農商工ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）栃木県産業振興ｾﾝﾀｰ	028-670-2607
千葉県	ちば農商工連携事業支援基金	（公財）千葉県産業振興ｾﾝﾀｰ	047-426-9200
長野県	長野県農商工連携支援基金	（公財）長野県中小企業振興ｾﾝﾀｰ	026-227-5028
静岡県	しずおか農商工連携基金	（公財）静岡県産業振興財団	054-254-4512
岐阜県	岐阜県農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）岐阜県産業経済振興ｾﾝﾀｰ	058-277-1083
三重県	みえ農商工連携推進ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）三重県産業支援ｾﾝﾀｰ	059-228-3585
富山県	とやま新事業創造基金　農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5602
京都府	きょうと農商工連携応援ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）京都産業２１	075-315-8677
奈良県	なら農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）奈良県地域産業振興ｾﾝﾀｰ	0742-36-8312
和歌山県	わかやま農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）わかやま産業振興財団	073-432-3412
兵庫県	ひょうご農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）ひょうご産業活性化ｾﾝﾀｰ	078-230-8110
鳥取県	鳥取県農商工連携促進ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）鳥取県産業振興機構	0857-52-6704
徳島県	徳島県農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0103
香川県	かがわ農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-9903
愛媛県	えひめ農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1100
高知県	こうち農商工連携基金	（公財）高知県産業振興ｾﾝﾀｰ	088-845-6600
福岡県	福岡県産農林水産物輸出等応援農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）福岡県農業振興推進機構	092-716-8355
佐賀県	さが農商工連携応援基金	（公財）佐賀県地域産業支援ｾﾝﾀｰ	0952-34-4418
長崎県	長崎県農商工連携ﾌｧﾝﾄﾞ	長崎県商工会連合会	095-824-5413
宮崎県	みやざき農商工連携応援ﾌｧﾝﾄﾞ	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-3850

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

☎ 地域中小企業応援ファンド（チャレンジ企業応援型）ファンド運営管理者一覧

都道府県名	ファンド名称	ﾌｧﾝﾄﾞ運営管理者	電話番号
青森県	あおもりクリエイトﾌｧﾝﾄﾞ投資事業有限責任組合	フューチャーベンチャーキャピタル（株）	本社 075-257-6656 青森事務所 017-731-3040
千葉県	ちば新産業育成投資事業有限責任組合	ちばぎんキャピタル（株）	043-248-8822
鳥取県	とっとりチャレンジ応援ﾌｧﾝﾄﾞ投資事業有限責任組合	とっとりキャピタル（株）	0857-20-2733

※現在新規のファンド組成は行っておりません。

☎ 産業復興相談センター（二重ローンや事業の復旧・復興についての総合相談窓口）

都道府県名	産業復興相談センター	電話番号
青森県	青森県産業復興相談センター	017-752-9225
岩手県	岩手県産業復興相談センター	019-681-0812
宮城県	宮城県産業復興相談センター	022-722-3858
福島県	福島県産業復興相談センター	024-573-2561
茨城県	茨城県産業復興相談センター	029-302-5880
千葉県	千葉県産業復興相談センター	043-215-8790

☎ ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金地域事務局一覧

事務局名	法人名	電話番号
北海道事務局	北海道中小企業団体中央会	011(241)9500
青森県事務局	青森県中小企業団体中央会	017(763)5205
岩手県事務局	岩手県中小企業団体中央会	019(613)2801
宮城県事務局	宮城県中小企業団体中央会	022(222)5266
秋田県事務局	秋田県中小企業団体中央会	018(863)8701
山形県事務局	山形県中小企業団体中央会	023(647)0360
福島県事務局	福島県中小企業団体中央会	024(529)7603
茨城県事務局	茨城県中小企業団体中央会	029(224)8030
栃木県事務局	栃木県中小企業団体中央会	028(611)3315
群馬県事務局	群馬県中小企業団体中央会	027(289)8864
埼玉県事務局	埼玉県中小企業団体中央会	048(783)2861
千葉県事務局	千葉県中小企業団体中央会	043(227)8031
東京都事務局	東京都中小企業団体中央会	03(6264)7545 03(6228)4514
神奈川県事務局	神奈川県中小企業団体中央会	045(319)4649
新潟県事務局	新潟県中小企業団体中央会	025(234)3090
長野県事務局	長野県中小企業団体中央会	026(228)1171 026(228)1206
山梨県事務局	山梨県中小企業団体中央会	055(237)3215
静岡県事務局	静岡県中小企業団体中央会	054(251)8895 054(255)5900
愛知県事務局	愛知県中小企業団体中央会	052(485)8460
岐阜県事務局	岐阜県中小企業団体中央会	058(277)1101
三重県事務局	三重県中小企業団体中央会	059(228)5195
富山県事務局	富山県中小企業団体中央会	076(482)5738
石川県事務局	石川県中小企業団体中央会	076(267)7711
福井県事務局	福井県中小企業団体中央会	0776(43)0489
滋賀県事務局	滋賀県中小企業団体中央会	077(510)0890
京都府事務局	京都府中小企業団体中央会	075(325)1381
奈良県事務局	奈良県中小企業団体中央会	0742(22)3200
大阪府事務局	大阪府中小企業団体中央会	06(6947)4378
兵庫県事務局	兵庫県中小企業団体中央会	078(351)6211
和歌山県事務局	和歌山県中小企業団体中央会	073(421)3500
鳥取県事務局	鳥取県中小企業団体中央会	0857(26)6671
島根県事務局	島根県中小企業団体中央会	0852(21)4809
岡山県事務局	岡山県中小企業団体中央会	086(224)2245
広島県事務局	広島県中小企業団体中央会	082(228)0926
山口県事務局	山口県中小企業団体中央会	083(922)2606
徳島県事務局	徳島県中小企業団体中央会	088(678)9348
香川県事務局	香川県中小企業団体中央会	087(851)8311
愛媛県事務局	愛媛県中小企業団体中央会	089(955)7150
高知県事務局	高知県中小企業団体中央会	088(845)8870
福岡県事務局	福岡県中小企業団体中央会	092(622)8780
佐賀県事務局	佐賀県中小企業団体中央会	0952(23)4598
長崎県事務局	長崎県中小企業団体中央会	095(826)3201
熊本県事務局	熊本県中小企業団体中央会	096(325)3255
大分県事務局	大分県中小企業団体中央会	097(536)7288
宮崎県事務局	宮崎県中小企業団体中央会	0985(24)4278
鹿児島県事務局	鹿児島県中小企業団体中央会	099(222)9258
沖縄県事務局	沖縄県中小企業団体中央会	098(996)2481
全国事務局	全国中小企業団体中央会	03(3523)4908

☎ 都道府県事業復興型雇用創出事業担当課

都道府県	担当課	担当課電話番号
岩手県	商工労働観光部 雇用対策・労働室	019-629-5586
宮城県	経済商工観光部 雇用対策課 雇用創出支援班	022-797-4661
福島県	商工労働部 雇用労政課	024-521-7489

～索引～

ABL保証制度 267
BCP普及の促進 250
BCP融資 251
CLO融資 261
ｉｓｕｐｐｏｒｔ 314
ＪＡＰＡＮブランド育成支援事業 39
Ｊークレジット制度利用促進事業 253
Ｊ－NET21
　中小企業ビジネス支援ポータルサイト 313
RIT事業 215
SBIR制度に基づく支援 70

あ

新たな事業活動を支援する融資制度 99
安全保障貿易管理における自主管理体制構築
　の支援 229

い

医工連携 68
医療機器開発支援ネットワーク 69
インターネットを活用した小規模事業者の販路
　開拓支援 254
インターネットビジネスマッチング 106

え

営業秘密110番 129
エンジェル税制 280

お

大人の武者修行 204
卸商業団地機能向上支援事業 293

か

海外F／S支援 212
海外事業再編戦略支援事業 213
海外進出支援事業 32
海外専門家招聘支援事業 218
海外展開事業 210
海外展開・事業再編資金 222
海外投資保険 228
外国出願補助金 125
化学物質のリスクアセスメント支援 150
環境・エネルギー対策資金（公害防止対策関連）271

き

企業活力強化資金 71
企業再生貸付制度 132
起業支援ファンド 81
企業のベンチャー投資促進税制 279
企業立地促進法関連資金 260
技術研究組合制度 67
キャリアアップ助成金 168
キャリア形成促進助成金 182
業種別団体助成 147
勤労者財産形成促進制度 190

く

組合に対する助言、情報提供 95
グループ補助金 8
グローバルニッチトップ（GNT）支援貸付 225

け

経営安定特別相談事業 246
経営改善サポート保障 272
経営改善普及事業 312
経営革新支援事業 98
「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等
 274
経営承継法による総合的支援 287
経営セーフティ共済
　（中小企業倒産防止共済制度） -248
研究開発税制 73
健康医療ファンド 105
建設労働者確保育成助成金 164

こ

公害防止税制 281
公害防止対策関係資金 271

交際費課税の特例 ---- 55
公設試験研究機関（公設試） ---- 76
講習能力養成セミナー ---- 315
高度化事業 ---- 270
高度化事業（震災対策・電力需給対策） ---- 9
高年齢者雇用安定助成金 ---- 175
こころの耳・こころほっとライン ---- 153
雇調金 ---- 157
雇用管理改善事業 ---- 161
雇用促進税制 ---- 167

さ

サービス産業における業務改善標準マニュアル 96
災害関係保証 ---- 6
災害復旧貸付制度 ---- 252
在職者訓練 ---- 189
再生貸付制度 ---- 132
再生支援協議会 ---- 50
再生支援制度 ---- 134
再生支援ファンド ---- 131
再チャレンジ支援融資制度（再挑戦支援資金） -- 259
産業競争力強化法に基づく創業支援 ---- 87
産業復興相談センター・産業復興機構 ---- 11

し

ジェグテック ---- 92
事業再生支援制度 ---- 134
事業承継円滑化支援事業 ---- 286
事業承継円滑化のための税制措置 ---- 51
事業引継ぎ支援センター ---- 42
施設・設備の復旧・整備に対する補助制度 ---- 8
持続化補助金 ---- 22
下請ガイドライン ---- 242
下請かけこみ寺事業 ---- 239
「下請代金支払遅延等防止法」の規制について - 240
下請中小企業・小規模事業者の自立化等支援 -- 40
下請取引あっせん事業 ---- 243
私募債保証制度 ---- 266
受注機会増大のための支援、官公需 ---- 244
受動喫煙防止対策助成金 ---- 149
省エネ・新エネ関連設備等の
導入に対する支援 ---- 77
障害者雇用安定奨励金 ---- 176
障害者初回雇用奨励金 ---- 179
障害者職場復帰支援助成金 ---- 178
少額減価償却資産の特例 ---- 54
小規模企業共済制度 ---- 247
小規模事業者経営改善資金
融資制度（マル経融資） ---- 23
小規模事業者経営発達支援融資制度 ---- 24
商業・サービス業競争力強化連携支援事業 ---- 15
商業・サービス業・農林水産業活性化税制 ---- 284
「証券化支援スキーム」を活用した融資制度
（CLO融資） ---- 261
商店街活性化法に基づく支援 ---- 288
職業能力開発サービスセンター ---- 186
職場意識改善助成金 ---- 137
職定金 ---- 159
女性、若者／シニア起業家支援資金 ---- 80
所得拡大促進税制 ---- 60
ジョブカフェ事業 ---- 203
新規起業事業場就業環境整備事業 ---- 145
震災対応型資本性劣後ローン ---- 4
新事業活動促進資金 ---- 99
新事業創出支援事業 ---- 101
新創業融資制度 ---- 79
信用保証協会による借換保証（借換保証） ---- 48
信用保証制度 ---- 263
新連携（異分野連携）の支援 ---- 108

せ

セーフティネット貸付 ---- 255
セーフティネット保証制度 ---- 264
セキュリティプレゼンター ---- 314
設備資金貸付利率特例 ---- 3

そ

創業支援・地方創生関連融資 43
創業スクール 89
創業補助金 25
ソーシャルビジネス支援資金 47

た

退職金共済制度（中小企業） 249
第二会社方式による事業再生に関する支援 130

ち

地域活性化・雇用促進資金
（企業立地促進法関連） 260
地域資源活用の促進 26
地域商店街活性化法に基づく支援 288
地域中核企業支援貸付 291
地域中小企業応援ファンド 102
地域中小企業応援ファンド（スタート・アップ
応援型）による農商工連携の推進支援 103
地域ネットワーク活用海外展開支援事業 214
地開金 163
知財総合支援窓口 117
中小企業応援ファンド 102
中小企業応援ファンド（農商工連携） 103
中小企業海外展開支援施策集・施策事例集 207
中小企業海外展開総合支援事業（海外調査・情報提
供事業） 216
中小企業活路開拓調査・実現化事業 94
中小企業技術革新制度（SBIR 制度）に
基づく支援 70
中小企業経営力強化資金融資事業 257
中小企業国際化支援アドバイス事業 209
中小企業再生支援協議会 50
中小企業再生ファンド（再生支援出資事業） 131
中小企業支援センター 311
中小企業者の受注機会の増大のための支援 244
中小企業・小規模事業者海外展開支援事業 216
中小企業成長支援ファンド 104
中小企業総合展（新価値創造展）・販路開拓サポート
支援 91
中小企業相談ナビダイヤル **裏表紙**
中小企業大学校の研修 136
中小企業退職金共済制度 249
中小企業知財金融促進事業 45
中小企業倒産防止共済制度 248
中小企業投資育成株式会社による支援 85
中小企業投資促進税制 277
中小企業に係る法人税率の特例 283
中小企業に対する特許料等の軽減 114
中小企業の会計 285
中小企業等の少額減価償却資産の
取得価額の損金算入の特例制度 54
中小企業BCP（事業継続計画）普及の促進 250
中小建設企業への支援 301
中小サービス事業者の生産性向上のための
ガイドライン 97
中小多数雇用助成金 181
中小ものづくり高度化法に基づく、
ものづくり中小企業の支援 66
中心市街地活性化協議会運営支援事業 300
中心市街地商業活性化ｱﾄﾞﾊﾞｲｻﾞｰ派遣事業 298
中心市街地商業活性化診断・サポート事業 297
中心市街地に対する税制支援措置・
低利融資制度 299
挑戦支援資本強化特例制度 262

て

低炭素技術輸出促進人材育成支援事業 38
低利融資制度（企業活力強化資金） 289
伝統的工芸品産業支援補助金 107

と

投育(株)による支援 85
特開金 158
特定民間中心市街地経済活力向上事業 295
特許料の軽減 114

トライアル雇用奨励金 173
どんぐりマーク認証事業 109
に
日本政策金融公庫　ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ ﾋﾞｼﾞﾈｽﾏｯﾁﾝｸﾞ 106
認定支援機関による経営改善計画策定支援事業 272
認定職業訓練制度 185
の
農商工等連携の支援 28
は
働き方・休み方改善コンサルタント制度 146
発難金 180
販路開拓コーディネート事業 93
ひ
被開金 7
東日本大震災復興緊急保証 5
東日本大震災復興特別貸付 1
被災者雇用開発助成金、
事業復興型雇用創出事業による支援 7
被災中小企業復興支援リース補助事業 10
ビジネス・インキュベータによる支援 82
ふ
ファーストステップ奨励金 179
復興支援リース補助金 10
ふるさとプロデューサー育成支援事業 30
ほ
防衛型侵害対策支援事業 111
貿易保険 227
防災施設整備融資制度（BCP 融資） 251
ま
マル経融資 23
み
民間中心市街地商業活性化事業 296
も
ものづくり高度化法 66
ものづくり中核人材育成事業 205
ものづくり補助金 12
ものづくりマイスター制度 187
模倣品対策支援事業 110
ゆ
輸出管理 229
輸出支援事業 32
「輸出大国」コンソーシアム 232
ユースエール認定企業 174
よ
予約保証制度 269
り
流通業務総合効率化法に基づく支援 294
流動資産担保融資保証制度 267
両立支援に関する助成制度 191
ろ
労働移動支援助成金 154

中小企業・
小規模事業者のための
経営相談所

よろず支援拠点

経営でお困りのことがあれば、ご相談ください！

売上拡大、経営改善…
経営上のあらゆるお悩みの
相談に対応します！
お気軽にご連絡ください！

1. 解決が困難な経営相談に応じます
   ➡「総合的・先進的アドバイス」
2. 事業者の課題に応じて、複数の支援機関・専門家がチームを組んで支援します
   ➡「チームの編成を通じた支援」
3. 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じて的確な支援機関等を紹介します
   ➡「ワンストップサービス」

各都道府県のよろず支援拠点はこちら

よろず支援拠点　連絡先一覧

都道府県	よろず支援拠点実施機関	電話番号	住所
北海道	（公財）北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	北海道札幌市中央区北1条西2丁目　北海道経済センタービル9階
青森県	（公財）21あおもり産業総合支援センター	017-721-3787	青森県青森市新町2-4-1　青森県共同ビル7階
岩手県	（公財）いわて産業振興センター	019-631-3826	岩手県盛岡市北飯岡2-4-26　岩手県先端科学技術研究センター2階
宮城県	宮城県商工会連合会	022-225-8751	宮城県仙台市青葉区上杉1-14-2　宮城県商工振興センター2階
秋田県	（公財）あきた企業活性化センター	018-860-5605	秋田県秋田市山王三丁目1-1
山形県	（公財）山形県企業振興公社	023-647-0708	山形県山形市城南町一丁目1番1号　霞城セントラル13階
福島県	（公財）福島県産業振興センター	024-954-4161	福島県郡山市清水台1-3-8　郡山商工会議所会館4階403号室
茨城県	（公財）茨城県中小企業振興公社	029-224-5339	茨城県水戸市桜川2-2-35　茨城県産業会館9階
栃木県	（公財）栃木県産業振興センター	028-670-2618	栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40
群馬県	（公財）群馬県産業支援機構	027-255-6631	群馬県前橋市大渡町1-10-7　群馬県公社総合ビル2階
埼玉県	（公財）埼玉県産業振興公社	0120-973-248	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5　ソニックシティビル10階
千葉県	（公財）千葉県産業振興センター	043-299-2921	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1　WBGマリブイースト23階
東京都	（一社）東京都信用金庫協会	03-6205-4728	東京都中央区京橋3-8-1　信用金庫会館京橋別館12階
神奈川県	（公財）神奈川産業振興センター	045-633-5071	神奈川県横浜市中区尾上町5-80
新潟県	（公財）にいがた産業創造機構	025-246-0058	新潟県新潟市中央区万代島5番1号　万代島ビル10階
山梨県	（公財）やまなし産業支援機構	055-243-0650	山梨県甲府市大津町2192-8
長野県	（公財）長野県中小企業振興センター	026-227-5875	長野県長野市若里1-18-1　長野県工業技術総合センター3階
静岡県	静岡商工会議所	054-253-5117	静岡県静岡市葵区黒金町20-8　静岡商工会議所内
愛知県	（公財）あいち産業振興機構	052-715-3188	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目4番38号 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）14階
岐阜県	（公財）岐阜県産業経済振興センター	058-277-1088	岐阜県岐阜市薮田南5-14-53 ふれあい福寿会館10階（県民ふれあい会館）
三重県	（公財）三重県産業支援センター	059-228-3326	三重県津市栄町1丁目891番地　三重県合同ビル5階
富山県	（公財）富山県新世紀産業機構	076-444-5605	富山県富山市高田527　情報ビル1階
石川県	（公財）石川県産業創出支援機構	076-267-6711	石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館1階
福井県	（公財）ふくい産業支援センター	0776-67-7402	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-16 ソフトパークふくい　福井県産業情報センタービル3階
滋賀県	（公財）滋賀県産業支援プラザ	077-511-1425	滋賀県大津市打出浜2-1　コラボしが21 2階
京都府	（公財）京都産業21	075-315-8660	京都府京都市下京区中堂寺南町134　京都府産業支援センター内
大阪府	（公財）大阪産業振興機構	06-6947-4375	大阪府大阪市中央区本町橋2-5　マイドームおおさか7階
兵庫県	（公財）ひょうご産業活性化センター	078-291-8518	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3-1　サンパル6階
奈良県	（公財）奈良県地域産業振興センター	0742-81-3840	奈良県奈良市柏木町129-1　奈良県産業振興総合センター3階
和歌山県	（公財）わかやま産業振興財団	073-433-3100	和歌山県和歌山市本町二丁目1番地　フォルテ・ワジマ6階
鳥取県	鳥取県商工会連合会	0857-31-5555	鳥取県鳥取市湖山町東4丁目100番地
島根県	（公財）しまね産業振興財団	0852-60-5103	島根県松江市北陵町1番地　テクノアークしまね内
岡山県	（公財）岡山県産業振興財団	086-286-9667	岡山県岡山市北区芳賀5301　テクノサポート岡山1階
広島県	（公財）ひろしま産業振興機構	082-240-7706	広島県広島市中区千田町3-7-47　広島県情報プラザ
山口県	（公財）やまぐち産業振興財団	083-922-3700	山口県山口市熊野町1-10　NPYビル10階
徳島県	（公財）とくしま産業振興機構	088-654-0103	徳島県徳島市南末広町5番地8-8　徳島経済産業会館2階
香川県	（公財）かがわ産業支援財団	087-868-6090	香川県高松市林町2217-15　香川産業頭脳化センタービル2階
愛媛県	（公財）えひめ産業振興財団	089-960-1131	愛媛県松山市久米窪田町337-1　テクノプラザ愛媛本館内
高知県	（公財）高知県産業振興センター	088-846-0175	高知県高知市布師田3992-2　高知県中小企業会館5F
福岡県	（公財）福岡県中小企業振興センター	092-622-7809	福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号　福岡県中小企業振興センタービル6F
佐賀県	（公財）佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4433	佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝114 （公財）佐賀県地域産業支援センター内
長崎県	長崎県商工会連合会	095-828-1462	長崎県長崎市桜町4-1　長崎商工会館9階
熊本県	（公財）くまもと産業支援財団	096-286-3355	熊本県上益城郡益城町田原2081番地10
大分県	（公財）大分県産業創造機構	097-537-2837	大分県大分市東春日町17-20　ソフトパークセンタービル
宮崎県	（公財）宮崎県産業振興機構	0985-74-0786	宮崎県宮崎市佐土原町東上那珂16500番地2
鹿児島県	（公財）かごしま産業支援センター	099-219-3740	鹿児島県鹿児島市名山町9番1号　鹿児島県産業会館1F
沖縄県	（公財）沖縄県産業振興公社	098-851-8460	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1　沖縄産業支援センター4階

全国	よろず支援拠点全国本部　（独立行政法人中小企業基盤整備機構）	03-5470-1581	東京都港区虎ノ門3-5-1　虎ノ門37森ビル

※最新の情報はよろず支援拠点全国本部のホームページをご覧下さい。

＊何度でも無料でご相談をお受けします！

M E M O

ミラサポ
未来の企業★応援サイト

「ミラサポ」は、中小企業・小規模事業者の未来をサポートするサイトです

✓支援情報提供

- 国や都道府県・市町村の支援情報を「施策マップ」で検索できます
- 公募情報やイベント情報などをわかりやすく提供し、メールマガジンでも配信します

✓コミュニティ

- 中小企業者等が先輩経営者や専門家との情報交換ができる場（コミュニティ）を提供します
- ユーザーが自らの課題に応じて、新たなコミュニティを作ることもできます

✓専門家相談

- 分野ごとの専門家のデータベースを整備し、その中からユーザーが自らの課題に応じた専門家を選んで、コミュニティ上で情報交換したり、支援機関を通じて派遣を受けたりできます（3回まで無料）

✓「ミラサポ」で検索して下さい

ミラサポ　検索

URL:www.mirasapo.jp/

---

e-中小企業ネットマガジン
毎週水曜日 配信

元気な中小企業の経営事例、中小企業支援施策、経営に役立つ研究レポートなどを毎週水曜日に無料でメール配信しています。

登録方法 中小企業ネットマガジンというワードで検索してください　中小企業ネットマガジン　検索

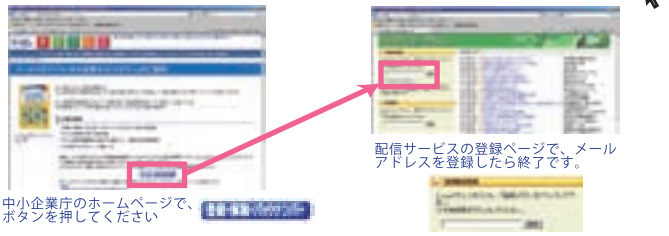

問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※ＰＨＳ電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業　経営相談ホットライン

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:00

0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります
※ＰＨＳ電話等一部の電話からはご利用になれません

■経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

相談室

中小企業庁　相談室　**03-3501-4667**　平日（月曜日～金曜日）9:00～17:30

■中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等に応対します。

その他

日本弁護士連合会　ひまわり中小企業センター
0570-001-240　受付時間　月曜日～金曜日（祝日を除く）10:00～12:00　13:00～16:00

中小企業庁の情報発信

中小企業庁ホームページ
http://www.chusho.meti.go.jp/

中小企業庁　検索

中小企業施策に関する最新情報をはじめ、金融・税制などの情報や補助金の公募情報、関連イベントの開催情報などを提供しています。
パンフレットやチラシなどのネット申込みやダウンロードも可能です。

中小企業庁の公式 Twitter です。補助金の公募情報など中小企業・小規模事業者の皆さんや支援者の方々に役立つ情報を発信していますので、是非、ご活用ください。

中小企業庁公式ツイッター
https://twitter.com/meti_chusho

各種出版物

各種冊子については、中小企業庁のサイトにて直接お申し込みください。その際、中小企業支援機関以外の方については送料をご負担いただいております。発送スケジュールがありますのでサイトをご確認ください。個別発送は行っておりません。

編集・発行

〒100-8912　東京都千代田区霞ヶ関1-3-1　中小企業庁　広報室　**03-3501-1709**

2016・広報室・一般・初・002

リサイクル適性Ⓐ　2016年4月